

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年7月1日 13:34

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); [REDACTED]

櫻井 壮太郎(副長官補本室); [REDACTED]

[REDACTED]
丸山 洋平(安危本室); [REDACTED]

淡路 恵介(副長官補本室); [REDACTED]

添付ファイル: 1有効期間を設ける理由と期間の上限について.pdf (146 KB); 3国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官 副大~1.pdf (69 KB); 4適性評価における調査事項について.pdf (99 KB); 5調査事項とその具体的な内容、調査方法について.pdf (116 KB); 6適性評価において公私の団体に照会を行う権限について.pdf (177 KB); 7本法案、国公法、隊法及びMDA法の罰則比較.pdf (59 KB); 8業務知得者を罰則の対象とすることについて.pdf (146 KB); 9取得行為の処罰について.pdf (108 KB); 10別表第2号口から除かれる第3号イに掲げる事項の具体例.pdf (64 KB); (参考資料)業務知得者を処罰の対象とすることについて.pdf (156 KB); 説明資料リスト(法制局持込み用).pdf (30 KB); 法案概要.pdf (157 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日、法制局に持ち込んだ資料を送付しますのでよろしくお願いします。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって國及び國民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になつてないものに限る。）であつて、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。
※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者についてはこの限りでない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、当該行政機関に属さない職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる職員等の同意を得て、①外国の利益を図る目的で行われ、かつ、國及び國民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、國家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下

同じ。)との関係に関する事項（当該職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）、②犯罪及び懲戒の経験に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経験に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。

エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応する。

オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②適性を有するかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、国家公務員法の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

イ 業務により特定秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）（検討中）

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

(3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

別表

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報
その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画

若しくは研究

- ロ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ ^V テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ ^V テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

説明資料

- 1 特定秘密の指定の有効期間に関する規定を置く理由と有効期間の上限を5年とする理由について
- 2 適性評価の実施権者を警察本部長とすることについて（作成中）
- 3 国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官の規定順の例
- 4 適性評価の調査事項について
- 5 調査事項、具体的な内容及び調査方法について（例）
- 6 適性評価において公私の団体に照会を行う権限について
- 7 特定秘密の保護に関する法律案、国家公務員法、自衛隊法、MDA秘密保護法の罰則の比較
- 8 業務知得者を罰則の対象とすることについて
- 9 特定秘密の取得行為の処罰規定について
- 10 別表第2号口から除かれている同表第3号イに掲げる事項の例
- 11 特別防衛秘密の取扱業務者に対する適性評価を実施するためのMDA秘密保護法の改正について（作成中）

平成25年7月1日
内閣情報調査室

1 特定秘密の指定の有効期間に関する規定を置く理由と有効期間の上限を5年とする理由について

1 有効期間に関する規定を置く理由

本法案においては、特定秘密の指定の要件充足性を欠くに至り、指定の効力が消滅した際、指定の外形の除去が確実かつ速やかに行われることを確保するため、指定を行った行政機関の長に対し、速やかに指定の解除を行うことを法律上、義務付けることとしている。

しかし、別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性という特定秘密の指定の要件のうち、特に特段の秘匿の必要性については、秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要する。例えば、ある自衛隊の装備品の性能（例えば空対空ミサイルの性能）に関する事項の秘匿の必要性については、当該装備品に用いられている技術水準の進展のみならず、諸外国が保有する対抗手段の能力（例えば、戦闘機の運動性、ステルス性等）等の様々な情勢を踏まえて判断することとなる。また、他国の政府から信頼関係に基づき入手した国際テロ組織の動向に関する情報の秘匿の必要性を判断するに当たっては、相手国政府における当該情報の取扱い状況も勘案する必要がある。

このように、特定秘密に指定されている事項の解除には各種情報を収集した上で総合的かつ高度な判断を要するところ、特定秘密は、その漏えいを防止するため、取扱者を限定するなど厳格に管理されており、そのアクセスが限られている中で、指定の要件が充足されているか否かを日々検証することが困難な場合もあり得る。

このため、本法案においては、行政機関の長が、指定に際して特定秘密ごとに要件充足性の再検証を行うまでの期間として最も適当であると思料されるものを有効期間として設定し、指定の要件を欠くに至ったことを認識した場合には、指定を解除しなければならないとしつつ、さらに定期的に指定の要件充足性を確認することを法律上義務付け、特定秘密の指定の要件充足性に仮にも漏れが生じることがないよう措置を講じる必要がある。

2 指定の有効期間の上限を5年とする理由

特定秘密の指定の有効期間については、個々の事項に応じて特定秘密の特質が異なり、これに伴い指定の要件充足性の再検証のために適切な期間も異なることから、法律で一律の期間を規定することは適切ではない。しかしながら、あまりに長期の有効期間が設定される場合には、指定の速やかな解除の義務付けを補足するという有効期間設定の趣旨にもとることとなるため、本法案では、有効期間満了時に要件を満たす場合には更新することを可能としつつ、設定できる有効期間に上限を設けることとしている。

その上限として規定する期間については、特定秘密の対象分野の中で、防衛分野において安全保障情勢、技術動向等の諸情勢を勘案し、中長期にわたる装備品の取得や更新を含めた防衛態勢の構築を期間を定めて計画的に行うことの制度化しており、その見積りや計画の多くが5年ごとに作成されるものであることから、特定秘密の有効期間の上限を5年とすることとした。

【参考資料】

中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）について

平成22年12月17日
安全保障会議決定
閣議決定

平成23年度から平成27年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定）に従い、別紙の通り定める。

（別紙） （略）

【参照条文】

○情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）（抄）

（統合長期情報見積り）

第18条 統合長期情報見積りは、原則としてその作成する年度の4年後の年度以降おおむね15年間を対象とし、我が国の安全保障に影響を及ぼす内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第7条の規定に基づく統合長期防衛戦略の作成に資することを目的とする。

2 情報本部長は、統合長期防衛戦略が作成される年度に合わせ、原則とし

て5年毎に統合長期情報見積りを作成し、当該見積りの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

3 (略)

(統合中期情報見積り)

第19条 統合中期情報見積りは、原則としてその作成する年度の2年後の年度以降5年間を対象とし、我が国に対する脅威の動向を中心に内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第9条の規定に基づく統合中期防衛構想の作成に資することを目的とする。

2 情報本部長は、統合中期防衛構想が作成される年度に合わせ、原則として5年毎に統合中期情報見積りを作成し、当該見積りの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

3 (略)

(情報本部の長期情報能力構想)

第22条 情報本部の長期情報能力構想は、原則としてその作成する年度の4年後の年度以降おおむね15年間を対象とし、防衛諸計画の作成等に関する訓令第7条に基づき統合幕僚長が作成する統合長期防衛戦略等を参考としつつ、内外における科学技術のすう勢を踏まえて、情報本部が収集整理の対象とすべき情報や収集手段等の長期的な動向を可能な限り見積もり、情報本部が今後整備していくべき情報機能・情報能力の質的方向を明らかにすることを目的とする。

2 情報本部長は、統合長期防衛戦略が作成される年度に合わせ、原則として5年毎に情報本部の長期情報能力構想を作成し、その作成する年度末までに、防衛大臣に報告するものとする。

3 (略)

○防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）（抄）

(目的)

第6条 統合長期防衛戦略は、原則としてその作成する年度の4年後の年度以降のおおむね15年間を対象とし、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を我が国の安全保障に及ぼす影響を明らかにするという観点から可能な限り見積り、これに対する防衛戦略を考察するとともに、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地から当該防衛戦略上必要な防衛力の質的方向

向を明らかにし、大綱の策定、統合中期防衛構想の作成等に資することを目的とする。

(作成及び見直し等)

第7条 統合幕僚長は、統合長期防衛戦略を原則として5年毎に作成し、その作成する年度までに防衛大臣に報告するものとする。

2 統合幕僚長は、統合長期防衛戦略の作成に当たつては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令（平成18年度防衛庁訓令第21号）第18条の規定により情報本部長が作成する統合長期情報見積りを踏まえるとともに、防衛力の質的方向については装備品等の研究開発に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第25号） 第6条の規定により技術研究本部長が作成する中長期技術見積りを参考とするものとする。

3 (略)

(目的)

第8条 統合中期防衛構想は、原則としてその作成する年度の2年後の年度以降5年間を対象とし、統合長期防衛戦略を参考として、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を踏まえて我が国に対する脅威を分析し、これに対する防衛構想、防衛の態勢及び統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの各自衛隊の体制に関する基本構想について検討するとともに、対象期間内における防衛力整備上重視すべき事項を明らかにし、中期計画の策定並びに陸海空自衛隊中期能力見積り及び統合中期能力見積りの作成等に資することを目的とする。

2 (略)

(作成及び見直し等)

第9条 統合幕僚長は、統合中期防衛構想を原則として5年毎に作成し、その作成する年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

2 統合幕僚長は、統合中期防衛構想の作成に当たつては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令第19号の規定により情報本部長が作成する統合中期情報見積りを踏まえるものとする。

3 (略)

(目的)

第10条 陸海空自衛隊中期能力見積りは、統合中期防衛構想を踏まえて、防衛力の計画的な整備、維持等を図るために、中期計画の対象期間の当初にお

ける防衛力の能力及び当該対象期間を通じて達成しようとしている防衛力の能力について、防衛計画の大綱を基準として、努めて科学的分析評価を行い、防衛力の不備点及び改善点を評価し、中期計画の策定及び統合中期能力見積りの作成等に資することを目的とする。

(作成及び見直し等)

第11条 各幕僚長は、陸海空自衛隊中期能力見積りを、原則として5年度毎に作成するものとし、中期計画初年度の前年度末までに防衛大臣に報告するとともに、統合幕僚長に通知するものとする。

2 (略)

(目的)

第12条 統合中期能力見積りは、統合中期防衛構想を踏まえて、及び陸海空自衛隊中期能力見積りを参考として、防衛力の計画的な整備、維持等を図るため、陸海空自衛隊中期能力見積りに示された中期計画の対象期間の当初における防衛力の能力及び当該対象期間を通じて達成しようとしている防衛力の能力に係る不備点及び改善点について、防衛計画の大綱を基準として、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地から、努めて科学的分析評価を行い、中期計画の策定等に資するものとする。

(作成及び見直し等)

第13条 統合幕僚長は、統合中期能力見積りを、原則として5年毎に作成するものとし、中期計画初年度の前年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

2 (略)

○装備品等の研究開発に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第25号）（抄）

(中長期技術見積りの作成)

第6条 中長期技術見積りは、技術研究開発に関する調査分析を参考として、中長期的な技術分野の取り組みの方向を明らかにすることを目的とする。

2 本部長は、中長期技術見積りを防衛諸計画の作成等に関する訓令における統合長期防衛戦略の作成時期を考慮しつつ、原則として5年毎に作成し、その作成の年度末までに防衛大臣に報告するとともに、幕僚長等に送付するものとする。

3 国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官の規定の例

○公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号) (抄)

(公務員の立候補制限)

第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員(特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第二百三条第三項において同じ。)は、この限りでない。

一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官

二～五 (略)

2・3 (略)

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号) (抄)

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中國又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。

○国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号) (抄)

(一般職及び特別職)

第二条 (略)

2 (略)

3 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一 内閣総理大臣

- 二 国務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣法制局長官
- 五 内閣官房副長官
- 五の二 内閣危機管理監
- 五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
- 六 内閣総理大臣補佐官
- 七 副大臣
- 七の二 大臣政務官
- 八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の
秘書官のうち人事院規則で指定するもの
- 九～十七 (略)
- 4～7 (略)

平成25年7月1日
内閣情報調査室

4 適性評価の調査事項について

本法案において導入する適性評価制度は、特定秘密の漏えいを防止するため、特定秘密の取扱いの業務を行った場合においてこれを漏えいする蓋然性がないと認められた職員以外の職員を特定秘密の取扱いの業務を行う者からあらかじめ除外するものである。

特定秘密の取扱いの業務を行う者がこれを漏えいする蓋然性は、

ア 職員が自発的に特定秘密を漏えいする蓋然性

イ 職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏えいする蓋然性

ウ 職員が意図せず（過失により）特定秘密を漏えいする蓋然性
の3つに分類することができると考えられる。

上記のそれぞれの蓋然性を示唆するものとして、調査を実施すべき事項は、次のとおりである。

ア 職員が自発的に特定秘密を漏えいする蓋然性

職員の行動又は職員が置かれた状況から、特定秘密を漏えいすることにより得られる利益が、特定秘密を漏えいすることによる不利益に比べ大きいと考えられる者は、自発的に特定秘密を漏えいする蓋然性があると評価し得る。

例えば、テロ活動に自ら関与したり、テロ組織を支援している者は、自発的に特定秘密を漏えいする蓋然性が高いことは言うまでもない。また、借入金が多額の場合、情報入手を企図する外国情報機関等から資金提供を誘因として、情報提供を求められる可能性があり、逆に収入に比して多額の資産を保有している場合には、特定秘密の漏えいによって当該資産等が得られた可能性が否定できない。したがって、これらの事情があるか否かを確認する事項として、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動（以下「特定有害活動」という。）との関係や信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが必要である。

イ 職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏えいす

る蓋然性

職員が自発的に特定秘密を漏えいする事情がなくとも、情報入手を企図する外国情報機関等が、特定秘密の漏えいの働き掛けを行った場合に、職員がこれを排除できず、秘密を漏えいせざるを得なくなる場合がある。

例えば、配偶者の本国に所在する家族に危害を及ぼす、あるいは外国に職員が有する資産が不利益を被る可能性を示唆するなどし、外国情報機関等が漏えいを働き掛けることが考えられる。これら状況にあるか否かを確認するためには、職員に加え、職員に影響を及ぼし得る家族又は同居人が外国とどのような関係を有しているかを、また、これを基に、不当な働き掛けを受けるおそれがあるか否か、あるいは、現に働き掛けを受けていないかを調査する必要がある。このため、特定有害活動との関係について調査することが必要である。

ウ 職員が意図せず（過失により）特定秘密を漏えいする蓋然性

特定秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護について規定する各種の規範を理解し、自己を律してこれを適切かつ確実に講じる必要があるところ、これを期待できない者に特定秘密の取扱いの業務を行わせれば、本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねない。

具体的には、規範意識が欠落していること、合理的な行動をとるべく自己を管理できないこと又は精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る可能性があることが、行動又は状況に具現している者が該当すると考えられることから、犯罪及び懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴、薬物の濫用及び影響、精神疾患、飲酒についての節度、信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが必要である。

5 適性評価の調査事項、調査内容及び調査方法について(例)

調査事項	調査内容の具体例	調査票の提出に加え、必要に応じて実施する調査
① 外国の利益を図る目的で行わぬ、かつ、国外及び国民の安全への脅威となる情報その他の不正な活動並びにテロ活動〔注〕との関係に関する事項 〔注〕本表においては下線部を「特定有害活動」と呼ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ○特定有害活動を行っているかどうか。 ○特定有害活動に対して支援を行っていないか。 ○特定有害活動を行う個人又は団体から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを受けていないか。 ○家族及び同居人の氏名・生年月日・国籍及び住所、国外に保有する資産、国外への渡航歴等 ○過去に犯罪を犯し、罰せられたことがあるか。 ○懲戒処分を受けたことがあるか。 ○犯罪を犯した、又は懲戒処分を受けた動機、背景 ○職場の服務規程、文書管理規則その他の規則における情報やシステムの管理に関する部分に違反し、監督上の注意・指導を受けたことがあるか。 ○違反事實を起こした動機、背景 ○所持・使用等が禁止されている薬物を服用したことはあるか。 ○疾病のために処方された薬物を医師の指示に従わずに服用することがあるか。 ○処方されている薬物を服用することにより、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じることがあるか。 ○精神に係る事由をして、意識や記憶を失ったことはあるか。 ○飲酒を原因とする所持品の紛失、自傷その他の自己に損害を発生させる行動をとったことがあるか。 ○飲酒を原因として他人との人間関係に悪影響を与える行動をとったことがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。 ○国外への渡航歴について照会(入国管理局)。 ○出入国履歴について照会(入国管理局)。 ○本人に質問。 ○前科について照会(市町村を想定)。 ○懲戒処分履歴とその動機・背景について照会(現在・過去の勤務先)。 ○本人に質問。 ○前科について照会(市町村を想定)。 ○懲戒処分履歴とその動機・背景について照会(現在・過去の勤務先)。 ○本人に質問。 ○情報の取扱いに係る監督上の措置の有無とその動機・背景について照会(現在・過去の勤務先)。 ○本人に質問。 ○情報の取扱いに係る監督上の措置の有無とその動機・背景について照会(現在・過去の勤務先)。 ○本人に質問。 ○家族に本人の薬物使用時の言動について質問。 ○処方されている薬物について確認するため、処方箋を本人から提出。 ○本人に質問。 ○治療歴について照会(医療機関)。 ○本人に質問。 ○上司・同僚に本人の飲酒時の言動について質問。 ○本人に質問。 ○上司・同僚に本人の金遣いについて質問。 ○本人の借入れの状況について照会(金融機関)。
② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項		
③ 情報の取扱いに係る非適の経歴に関する事項		
④ 薬物の滥用及び影響に関する事項		
⑤ 精神疾患に関する事項		
⑥ 飲酒についての節度に関する事項		
⑦ 借用状態その他の経済的な状況に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。 ○上司・同僚に本人の金遣いについて質問。 ○本人の借入れの状況について照会(金融機関)。

(注) 「テロ活動」とは、政治上その他の中立主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。

平成25年7月1日
内閣情報調査室

6 適性評価において公私の団体に照会を行う権限について

本法案で導入する適性評価は、行政機関の長が、評価対象者に特定秘密の取扱いの業務を行わせようとしたことを契機として、評価対象者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、精神疾患や経済的な状況に関するここといった、評価対象者が把握されることを通常は想定していないプライバシーに深く関わる個人情報を行政機関の長が入手して実施するものである。

このような適性評価の性質に鑑み、本法案では、適性評価において調査の対象となる調査事項を法律上明記し、行政機関の長が無制限に個人情報を収集することができないこととともに、適性評価の実施に当たって、調査事項について行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会して評価対象者の個人情報を取得することを含め、評価対象者の明示的な同意を必要としている。

ところで、個人情報の取扱いについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第2項において、本人の同意があるときは、行政機関の利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することを許容し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条においても、本人の同意を得た場合には個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供することは禁止されておらず、公務所又は公私の団体に照会を行うことについて評価対象者が同意している本制度において、照会を受けた公務所又は公私の団体が個人情報を提供することにこれら法律上の制限はない。

しかしながら、照会に当たり評価対象者の同意が真正なものであるかを明らかにするよりも、行政機関の長が報告を求める権限を明確に規定することにより、照会を受けた公務所又は公私の団体は、躊躇することなく回答を行うことができる。また、本人の同意を取得していたのみでは、照会先において回答を行わない団体があり、適性評価において調査を行う事項はいわゆる欠格事由として法律に明記されているものではなく、かつ、その内容もプライバシーに深く関わるものであることからなおさらである。

したがって、適性評価に当たって行う調査に支障がないよう、行政機関の

長が公務所又は公私の団体への照会を実施する権限について、法律上明記することが必要である。

＜照会に当たり、法律の権限を要する例＞

○昭和21年11月12日内務省発地279号地方局長通知

「犯罪人名簿は、何れも選挙資格の調査のために調製保存するものであるから、警察、検事局、裁判所の照会に対するものは格別、これを身分証明書等のために使用するようなことは今後絶対にこれを避けるのは勿論、恩赦に因り資格を回復した者については、速かに関係部分を削除整理する等、その者の氏名等を全く認知することができないようにし、犯罪人の処理上些かも遺憾のないよう管下市町村にご指導ありたい」

○昭和22年8月14日内務省発地160号地方局長通知

「標記の件に関しては、客年11月12日内務省発地第279号をもって通牒したところであるが該通牒中「警察、検事局、裁判所等」とあるのは、警察及び司法官庁のみならず行政庁が獣医師免許、装蹄師免許等各種免許処分又は弁護士、弁理士、計理士等の登録等をする際ににおいて、法律により申請者の資格調査を必要とする場合または下級行政庁が当該申請書を経由進達する必要がある場合においては、主務大臣、都道府県警察、市町村長等を含む意であるから、ご了知相成りたい。」

＜調査対象者の責めに負うべき事由がないにもかかわらず、公務所又は公私の団体に調査対象者に関する照会の権限が付与されている例＞

【参照条文】

○検察審査会法（昭和二十三年七月十二日法律第百四十七号）（抄）

第五条 次に掲げる者は、検察審査員となることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。

二 一年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

第六条 次に掲げる者は、検察審査員の職務に就くことができない。

一～十三（略）

第八条 次に掲げる者は、検察審査員の職務を辞することができる。

一～八 (略)

九 重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者

第十二条の三 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

- 一 第五条各号に掲げる者であること。
- 二 第六条各号に掲げる者であること。
- 三 第八条各号に掲げる者であること。

第十二条の六 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者又は検察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年五月二十八日法律第六十三号）（抄）

（公務所等に対する照会）

第十二条 裁判所は、第二十六条第三項（略）の規定により選定された裁判員候補者又は裁判員若しくは補充裁判員について、裁判員又は補充裁判員の選任又は解任の判断のため必要があると認めるとときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 (略)

（欠格事由）

第十四条 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者
(就職禁止事由)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。

一～十八 (略)

2 次のいずれかに該当する者も、前項と同様とする。

一 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者

二 逮捕又は勾留されている者

(辞退事由)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一～七 (略)

八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。

ロ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。

ハ その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。

ニ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないものがあること。

(裁判員等の申立てによる解任)

第四十四条 裁判員又は補充裁判員は、裁判所に対し、その選任の決定がされた後に生じた第十六条第八号に規定する事由により裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが困難であることを理由として辞任の申立てをすることができる。

2 裁判所は、前項の申立てを受けた場合において、その理由があると認めるときは、当該裁判員又は補充裁判員を解任する決定をしなければならない。

＜調査対象者のプライバシーに深く関わる情報について、公務所又は公私の

団体に照会する権限が規定されている例>

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年三月十日法律第六号）

(許可の基準)

第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかるつている者又は介護保険法第五条の二に規定する認知症である者
- 四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 五 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者（第一号、第三号又は前号に該当する者を除く。）
- 六 住居の定まらない者
- 七～十一 (略)
- 十二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していないもの
- 十三～十七 (略)
- 十八 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（前号に該当する者を除く。）
- 2～5 (略)

(公務所等への照会)

第十三条の二 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者若しくは受けようとする者が第五条（第二項から第四項までを除く。）及び第五条の二（第一項を除く。）の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者若しくは年少射撃資格の認

定を受けようとする者が第九条の十三第一項（第二号を除く。）の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるとときは、公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

【参照条文】

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二～四 （略）

3・4 （略）

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四 （略）

2～5 （略）

7 本法案、国家公務員法、自衛隊法及びMDA秘密保護法の法定刑の比較

	本法案	国家公務員法	自衛隊法	MDA秘密保護法
取扱業務者による漏えい(故意)	10年以下の懲役又は情状により10年以下の罰金1千万円以下の罰金	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(第100条第1項、第109条第12号) ※「職員」による「職務上知り得た秘密」の漏えいを処罰。「職務の執行に関連してをしている職務に直接關係する秘密」のほか、「職務外の秘密」であっても職務の遂行に係る秘密であつても知り得たものが含まれる(「逐条国家公務員法」832頁)。	5年以下の懲役(第122条第1項) ※「わが国の安全を害する目的をもつて」漏えいした者は取扱業務者以外の者も处罚(第2号)。	10年以下の懲役(第3条第1項第2号、第3号) ※「わが国の安全を害する目的をもつて」漏えいした者は取扱業務者以外の者も处罚(第2号)。
業務知得者による漏えい(故意)	5年以下の懲役又は情状により5年以下の罰金500万円以下の罰金	—	5年以下の懲役(第3条第2項) ※業務知得者以外の者も处罚。	—
取扱業務者による漏えい(過失)	2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	—	1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金(第122条第3項)	1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金(第3条第1項第1号) ※1探知・収集行為を处罚。 ※2「不当な方法で」行う場合のほか、「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」行う場合を处罚。
業務知得者による漏えい(過失)	1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金	—	—	—
取得行為	10年以下の懲役又は情状により10年以下の罰金1千万円以下の罰金	—	—	—

平成25年7月1日
内閣情報調査室

8 業務知得者を罰則の対象とすることについて

1 取扱業務者の漏えい行為の処罰

特定秘密の指定を行った行政機関の長は、自らの所掌事務を遂行するために、当該行政機関の職員に特定秘密を取り扱わせるほか、当該行政機関の所掌事務を遂行するために特段の必要がある場合には、特定秘密を他の行政機関の職員に取り扱わせることができる。これら特定秘密を取り扱うことを業務とする者（以下「取扱業務者」という。）は、特定秘密に触れる程度や頻度が高く、また、その職務上特定秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特定秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる。したがって、取扱業務者による特定秘密の漏えいは、他の者による場合と比べ、法益侵害の危険性が高く、また、非難可能性も大きいと考えられ、本法案では、「特定秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、」いわゆる守秘義務を定める国家公務員法等より重い法定刑を定めることとし、特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）第3条第1項第3号）等とのバランスを考慮し、自由刑の上限を10年とすることとしている。

2 取扱業務者以外で特定秘密に触れる者

しかしながら、特定秘密に触れこととなる者は、上記の取扱業務者に限られるものではなく、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいに当たらない」（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）54頁）と考えられる場合には、取扱業務者以外の者が特定秘密の伝達を受け、特定秘密を知得する場合がある。例えば、①特定秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において特定秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき特

定秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により特定秘密の提出を受けた地方公務員、また、⑤国家間の協力のために特定秘密に接することになった米国関係者についても、取扱業務者に該当しないと解される（防秘解説71頁）。

さらに、これら法益の比較衡量によって特定秘密の伝達を受ける場合以外にも、報道関係者が、取材活動中、行政機関の職員からのリークにより特定秘密入手する場合や、一般人が遺失物を拾得したところ、その中に特定秘密文書等が含まれていた場合なども考えられる。

このように、取扱業務者以外でも、（頻度は必ずしも高いわけではないにせよ、）様々な者が特定秘密に触れる場合が考えられ、特定秘密は、その漏えいが国及び国民の安全という極めて重要な法益を保護するものであることに鑑み、何人であっても、その知得した特定秘密を漏らしたときは、罰則の対象とすることも考えられる。

しかしながら、知得した特定秘密を漏らしたといつても、一般人が遺失物を拾得したところ、その中に特定秘密文書等が含まれていた上記事例のように、偶然に特定秘密を知得するに至った者まで、当該特定秘密を漏えいすれば処罰の対象となることは過酷であり、厳格な保護措置を講じることにより、特定秘密の保護を図ろうとする本法案の対象とするものでもない。

3 MDA秘密保護法にいう「業務により知得」

ところで、MDA秘密保護法は、「特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し」た特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者（第4条第1項）のほか、「業務により知得した」特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者についても（同条第2項）罰則を定めている。「業務により」とは、「自己の従事する業務に起因して、当然知るべくして知っている」ことをいい、「新聞記者が偶然知得し、あるいは取材活動として探知したものは、当然知るべくして知っているものとはいえないから、業務によりというには該当しない」とされている（町田充著「防衛秘密保護法解説」（以下「MDA秘密保護法解説」という。）48頁）。

また、その趣旨について、「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」（注：平成13年の自衛隊法の一部を改正する法律（平

成13年法律第115号)による改正前は、現在の「特別防衛秘密」を「防衛秘密」と呼称していた。)を処罰することとしていたMDA秘密保護法の政府原案第3条第1項第3号(注:同号は参議院において修正され、現行MDA秘密保護法の第3条第1項第3号及び同条第2項となった。)に関し、「政府原案が、業務上の防衛秘密漏せつ罪を重く罰することとしたのは、業務上防衛秘密を知得し、又は領有している者は、公務員たるといなとを問わず、國の信頼を受けて、防衛秘密を託されているのであるから、かかる者がこれを漏らすことは、國家に対する不信行為であり、また、國家の国際的信用を失墜することにもなるし、防衛秘密の漏えいの実害の甚大さにおいて、この罪より大きいものはないと考えたからである。」とした上で、修正後のMDA秘密保護法第3条第2項に関し、「広く「業務」といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当ではないと考えられたので、前者についてのみ10年以下の懲役とし、後者については、単に防衛秘密を漏らした者として5年以下の懲役とするよう国会で修正されたのである」としている(MDA秘密保護法解説49頁)。

以上のことからすると、MDA秘密保護法では、いわゆる取扱業務者以外の者について、業務により特別防衛秘密を知得した者は、偶然ではなく、特別防衛秘密を正当な権限により、行政機関から特別防衛秘密が提供され、知得するに至ったものであり、國の信頼を受け、特別防衛秘密を知得しているものであるから、その漏えいが処罰されるものであると考えることができる。

4 本法案の処罰対象

本法案においても、取扱業務者以外の者については、上記3のとおり、特定秘密を偶然知得した者を対象とするのではなく、特定秘密を業務により知得した者に限って、その漏えい行為を処罰対象とすることが適切である。そこで、本法案においては、取扱業務者以外の者で、業務により知得した特定秘密を漏らした者を処罰することとし、故意の漏えいに対する自由刑は、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にして、5年以下の懲役とすることとする。

なお、自衛隊法は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」による防衛秘密の漏えい行為のみを処罰の対象とし（自衛隊法第122条第1項）、それ以外の業務により防衛秘密を取り扱う者による防衛秘密の漏えい行為については、処罰の対象とはしていないが、そもそも自衛隊の任務等を定めることを目的とする自衛隊法とは異なり、本法案は、広く特定秘密の漏えいの防止を図るために制定するものであることから、取扱業務者以外の業務知得者についても、その漏えいを処罰対象とすることが適当と考えられる。

【条文イメージ】

第十六条 特定秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

- 2 前項の場合に掲げる者を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がこの業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。
- 3 前二項の罪の未遂は、罰する。
- 4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
- 5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 (略)

- 2 第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 (略)

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁ご又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁ご・又は三万円以下の罰金に処する。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2 (略)

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国旧行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第一百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

参考

MDA秘密保護法の政府原案と修正案

政府原案 (昭和29年3月23日 国会提出)	修正案(成立) (昭和29年5月26日 参・法務委員会に提出)
<p>第3条 左の各号の一に該当する者は十年以下の懲役に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>防衛秘密で、通常不当な方法によらなければ深知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者</u></p> <p>三 <u>業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第3条 左の各号の一に該当する者は十年以下の懲役に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>わが国の安全を害する目的をもって、防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>三 <u>防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>2 <u>前項第二号又は第三号に該当する者を除き、防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>第4条 <u>業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により漏らした者は、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第4条 <u>防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。</u></p>

■ 政府原案の「業務により」についての説明（昭和29年5月17日 参・法務委員会）

（政府委員（上村健太郎君））

この業務によりという言葉は或いは法務省からお答え願うほうが適當かと思いますが、自分の従事する業務に基づいたしまして当然知るべくして知つておるということあります。従いまして例を挙げますと、新聞記者の例でございますが、新聞記者は防衛秘密を知ることを直接の業務、当然知るべくして知るということではない、偶然取得し、或いは取材活動として了知した者はこの業務に当らないというふうに考えます。併しながら先

ほども例を挙げました検察官、或いは令状執行の裁判官、或いは外務省の係り官というようなものは防衛秘密を知ることが本来の業務として基にして
ることになるのでありますし、そういうものを業務によりというふうに解釈いたしております。

(参考)

○国防保安法（昭和16年1月29日国会提出）

第3条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国（外國ノ為ニ行動スル者及ビ外国人ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

○国防保安法案の「業務ニ因リ」についての説明（昭和16年2月1日）

(三宅政府委員)

一寸私カラ附加シテ御説明ヲ申上ゲマス「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領得シタル者」ト云フ、此ノ「業務ニ因リ」ト云フコトハ、是ハ例へバ新聞記者ガ国家機密ヲ唯知ツタト云フヤウナノヲ「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シタル者」ト、斯ウ解スルノデナイノデアリマシテ、即チ此ノ「業務」ト云フノハ、国家機密ヲ取扱フコトガ即チ其ノ業務ノ全部若シクハ一部ヲ成シテ居ル者ガ、其ノ業務上知得シタル國家機密ト、斯ウ云フ風ニ第三条或ハ第六条ト云フヤウナノ、解釈スルノデアリマス、尤モ新聞記者ト云ウヤウナモノガ全然関係ガナイト云フノデハゴザイマセヌノデ、第五条ノ場合ノ如キニ於テハ、新聞記者モヤハリ適用ガゴザイマス、即チ其ノ「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者」ト云フノハ、サウ云フ意味ダト御諒承ヲ願イタイト思ヒマス

(江原委員)

サウシマスト「業務ニ因リ」ト云フ範囲内ニハ、議員ガ帝国議会ノ秘密会ニ列席シタ場合ニハ、是ハ「業務」ト斯ウ解釈シテ宜シウゴザイマスガ、其ノ他ハ入ラヌ、新聞記者ノヤウナ場合ニハ是ハ入ラナイト、斯ウ理解シテ宜シウゴザイマスカ

(三宅政府委員)

御説ノ通リデアリマス

■ 修正案の説明（昭和29年05月26日 参・法務委員会）

（一松定吉君）

それからその第三条の第三号は、原案では「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」とありますこの「業務」という文字が、どうも不明確でありますので、これは余り又広く何でもかんでも業務をやっている者はとなりますと、非常に立法者の趣旨にも反するよう思いましたので、私はこれを防衛秘密を取り扱うことに関係のある者にしほりたいという意味におきまして、その関係ある者と、関係はなくともその秘密を知得、若しくは領有したものとにこう二つに分けて、そうしてこの区分をすることが穩当であると、かように考えまして、原案の「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」というのを二つに分けまして、その修正の第三号といたしまして、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らしたもの」これは十年でもよろしい。併しながら、その防衛秘密を取り扱うことを業務とする者でなくして、ただ何らかの機会に防衛秘密を知つた、その者が他人に漏らしたときは、防衛秘密を取り扱う者が漏らしたより情状が軽いのであるからして、これは科刑を軽くする、半分にする、こういう意味におきまして、さような者は五年以下の懲役に処するという、この第三号で今申上げましたように業務に関係ある者を罰して、そして別に二項を設けまして、第二項には、業務に関係ない者は五年以下の懲役に処するということを一項これは加えたのでございます。こういたしますると、今非常に世間で問題になつております、例えば裁判官とか、弁護士とか、或いは検事、警察官とか、或いは国會議員が国会の決議によってそういう工場を視察して秘密を領得するというようなものは、いわゆるこれを漏らしたとしても十年以下の懲役でなくて五年以下の懲役と、こういうふうに二つに分けることが必要だと思つてこの修正をいたしたのでございます。

それからその次の第四条は、今と同じように原案には「業務により」とありますのを、第三条の「業務により」ということを修正したのと同じ意味におきまして「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者でその業務により」かように修正いたしたいのであります。そして科刑の点は同じようにやはり、「二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金」こういうふうに修正

し、なお第四条に第二項を入れます。それはつまり業務により知得し、若しくは領有したものを過失により漏らしたのですが、そういう業務等によつて漏らした者以外に、第三条第二項を設けましたように、そういうような防衛秘密に關係のない者が漏らしたときにはどうするか、そこでこれはそういう場合にはやはりこれを過失によつて漏らしてもこれを処罰しなければならない。そうかと言つて一般に誰でもが過失によつて漏らしたときに罰するということは、これは政府当局の考へてもいゝところであると
いう御説明でありますので、又私どももそこまで範囲を拡げて罰するとい
うことはよくないと思います。やはりここに「前項に掲げる者を除き、」即ち業務に關係ある者を除き、「業務により知得し、又は領有した防衛秘
密を」かようにいたしました。一般国民が全部包含しないということになつて業務により知得し若しくは領有した秘密ということになるのでありますから、即ち新聞記者とか或いは裁判官、検事、警察官、或いは国會議員
というような、そういう業務によつて知得した者が過失によつて漏らしたときには、これを業務によつて知得した者が過失によつて漏らしたときよりも刑を軽くする必要があるということで、「一年以下の禁こ又は三万円以下
の罰金に処する。」というように、かようにこれを修正補足いたしたのであります。

■ 町田充「一日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法—防衛秘密保護法解説」

○「三 業務上知得した領有した秘密を漏らす罪

(7) 政府原案では、単に「業務」とあり、「業務」とは、各人が社会上の地位に基き、継続して行う仕事をいうのであって、公務はもちろん、その他の職業、営業を含むものとされていた。

従つて、「業務により」とは、自己の従事する業務に基因して、当然知るべくして知つてることであつて、新聞記者が偶然知得し、あるいは取材活動として探知したるもののは、当然知るべくして知つているものとはいえないから、業務によりといふには該当しない。これは、旧軍機保護法、旧国防保安法の国会審議の際及びその後の取扱においてもとられた解釈である。本法違反の被疑事件を担当する検察官、弁護人等がその刑事事件の手続の過程に

おいて知得することは、「業務により」に該当するが、担当者以外の者が偶然知得し、あるいは窃盗事件等他の事件の手続において知得することは、業務によりというに該当しないと解されていた。

このように、政府原案が、業務上の防衛秘密漏せつ罪を重く罰することとしたのは、業務上防衛秘密を知得し、又は領有している者は、公務員たるといなとを問わず、国の信頼を受けて、防衛秘密を託されているのであるから、かかる者がこれを漏らすことは、国家に対する不信行為であり、また、国家の国際的信用を失墜することにもなるし、防衛秘密の漏えいの実害の甚大さにおいて、この罪より大きいものはないと考えたからである。漏せつの対象となる防衛秘密につき、不当な方法でなければ探知収集することができないようなものというような制限を設けず、すべての防衛秘密の漏せつを処罰することとしたのも、この趣旨からである。しかし、広く「業務」といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当ではないと考えられたので、前者についてのみ10年以下の懲役とし、後者については、単に防衛秘密を漏らした者として5年以下の懲役とするよう国会で修正されたものである。ここに「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、防衛庁の防衛秘密を担当する職員、MSA供与兵器の修理者等が含まれるのである。」(48・49頁)

○「第4条 (略)

(解説) (1) (前略) 本条にいう防衛秘密が通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないというようなものであることは、前条第一項第二号及び第三号並びに第二項の場合と同様である。政府原案では、ここに業務上知得領有した者のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者とその他の業務を業務とする者とを区別していなかったのであるが、両者に対して同一の刑をもって臨むことは、前条について述べたと同様の趣旨から不適当と考えられたので、前者については二年以下の禁ご又は五万円以下の罰則、後者について

は、一年以下の禁ご又は三万円以下の罰金と刑を区別するよう国会で修正されたのである。後者には、本法違反事件を担当する警察官、検察官、裁判官等の係官、弁護人等が含まれるだろう。」(52・53頁)

平成25年7月1日
内閣情報調査室

9 特定秘密の取得行為の処罰規定について

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）第3条第1項第1号は、「不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、収集した者」を処罰の対象としている。ここにいう「不当な方法」とは、法令に違反するような方法ですることはもちろん、社会通念に照らし、妥当と認められないような方法ですることも含み、また、「探知」とは、無形的な事実又は情報を知ろうとする意図の下に、進んで探り知る行為を、「収集」とは有形的な文書、図書又は物件を集める意図をもって進んで集める行為をいうとされている（町田充著「防衛秘密保護法解説」（以下「MDA秘密保護法解説」という。）43-44頁）。

一方、本法案では、特定秘密を取り扱うことを業務とする者から、欺罔あるいは暴行・脅迫により特定秘密を取得する場合や、財物の窃取、不正アクセス又は特定秘密の管理場所への侵入等、特定秘密の管理を害する行為を手段として特定秘密を直接取得する場合には、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できないことから、これら取得行為を処罰することとしている。

本法案にいう「取得」とは、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条第1項第1号にいう「取得」と同義であり、知得すること、すなわち再現可能な状態で記憶すること又は有体物を占有すること（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成21年改正版）」180頁）。）をいい、MDA秘密保護法第3条第1項第1号の「探知」、「収集」と異なるところはない。

しかしながら、本法案においては、MDA秘密保護法第3条第1項第1号に規定されている不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、収集することを処罰するものではなく（注）、上記のとおり、特定秘密の取得行為のうち、漏えい行為を処罰することによっては、特定秘密を十分に保護することができないものを処罰対象としている。そして、その規定については、最近の立法例である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第70条の個人番号を

保有する者の管理を害する行為により個人番号を取得した者に対する罰則や、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条第1項第1号の営業秘密を保有する事業者（保有者）の管理を害する行為により営業秘密を取得した者に対する罰則において、情報等を取得する行為について、違法性が高いものを列挙する方法の例に倣い、人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入等、違法性の高い行為を列挙して規定している。

注 MDA秘密保護法第3条第1項第1号において、探知又は収集は、対象たる特別防衛秘密の所在場所の移管を問わない。業務上知得し、又は領有している人からでも、偶然の事由により知得し、又は領有している人からでも、あるいは探知し、収集した人からさらに探知し、又は収集した場合も含まれるものと解されるとされている（MDA秘密保護法解説44頁）。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二・三 （略）

2・3 （略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

第七十条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害

する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。)又は管理侵害行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。)により、営業秘密を取得した者

二～七 (略)

2～7 (略)

平成25年7月1日
内閣情報調査室

10 別表第2号口から除かれている同表第3号イに掲げる事項の例

本法案別表第3号では、「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項」として、「外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止（中略）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」を規定している。「外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動」には、外国情報機関等による諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正輸出、外国による日本人の拉致などの活動が該当するところ、これらによる被害の発生・拡大の防止のための措置等の具体例としては、海外からの不正アクセスによる政府機関の情報窃取を防止するために講じる防護措置や、大量破壊兵器関連物資が我が国から輸出されることを防止するために国際的な不正取引組織に対して行う取締方針が考えられるが、これらは、別表第2号口の安全保障のために我が国が講じる措置又はその方針にも該当し得る。しかしながら、これら措置等は、その性格から「外交に関する事項」とするよりも、まさに「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項」として取り扱うことが適切であると考えられる。このため、本法案では、別表第2号口から同表第3号イに掲げるものを除くこととしている。

今後のスケジュール(案)



資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時： 2013年7月2日 10:09

宛先： 鈴木 雄介(官邸・副長官補室); [REDACTED] 櫻井 壮太郎(副長官補本室);

[REDACTED] 丸山 洋平(安危本室);

[REDACTED] 淡路 恵介(副長官補本室);

添付ファイル: 130701法制局協議メモ.pdf (116 KB) ; ①有効期間を設ける理由と期間の上限について.pdf (145 KB) ; ②適性評価の実施権者を警察本部長とすることについて(~1.pdf (217 KB) ; ③適性評価の実施権者を警察本部長とすることについて.pdf (127 KB) ; ⑤調査事項とその具体的な内容、調査方法について.pdf (116 KB) ; ⑥適性評価において公私の団体に照会を行う権限について.pdf (135 KB) ; ⑧(参考資料)業務知得者を処罰の対象とすることについて.pdf (156 KB) ; ⑧業務知得者を罰則の対象とすることについて.pdf (140 KB) ; ⑨取得行為の処罰について.pdf (106 KB) ; ⑪MDA秘密保護法関係.pdf (138 KB) ; 説明資料リスト(法制局持込み用).jtd (26 KB) ; 法案概要(7月1日指摘後修正).pdf (157 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

7月1日の法制局における協議において受けた指摘を踏まえ、同日に法制局に持ち込んだ資料と協議メモを送付いたしますのでご査収下さい。

なお、変更のない資料については、送付しておりませんのでよろしくお願ひします。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって國及び國民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になつてないものに限る。）であつて、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。
※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定期間には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者についてはこの限りでない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、当該行政機関に属さない職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる職員等の同意を得て、①外国の利益を図る目的で行われ、かつ、國及び國民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、國家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下

同じ。)との関係に関する事項（当該職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。)、②犯罪及び懲戒の経験に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経験に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。

エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応する。

オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②適性を有するかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、国家公務員法の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

イ 業務により特定秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）（検討中）

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

(3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

別表

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報
その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画

若しくは研究

- ロ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ ^V テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ ^V テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

説明資料

- 1 特定秘密の指定の有効期間に関する規定を置く理由と有効期間の上限を5年とする理由について
- 2 適性評価の実施権者を警察本部長とすることについて（作成中）
- 3 国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官の規定順の例
- 4 適性評価の調査事項について
- 5 調査事項、具体的な内容及び調査方法について（例）
- 6 適性評価において公私の団体に照会を行う権限について
- 7 特定秘密の保護に関する法律案、国家公務員法、自衛隊法、MDA秘密保護法の罰則の比較
- 8 業務知得者を罰則の対象とすることについて
- 9 特定秘密の取得行為の処罰規定について
- 10 別表第2号から除外されている同表第3号イに掲げる事項の例
- 11 特別防衛秘密の取扱業務者に対する適性評価を実施するためのMDA秘密保護法の改正について（作成中）

平成25年7月1日
内閣情報調査室

1 特定秘密の指定の有効期間に関する規定を置く理由と有効期間の上限を5年とする理由について

1 有効期間に関する規定を置く理由

本法案においては、特定秘密の指定の要件充足性を欠くに至り、指定の効力が消滅した際、指定の外形の除去が確実かつ速やかに行われることを確保するため、指定を行った行政機関の長に対し、速やかに指定の解除を行うことを法律上、義務付けることとしている。

しかし、別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性という特定秘密の指定の要件のうち、特に特段の秘匿の必要性については、秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要する。例えば、ある自衛隊の装備品の性能（例えば空対空ミサイルの性能）に関する事項の秘匿の必要性については、当該装備品に用いられている技術水準の進展のみならず、諸外国が保有する対抗手段の能力（例えば、戦闘機の運動性、ステルス性等）等の様々な情勢を踏まえて判断することとなる。また、他国の政府から信頼関係に基づき入手した国際テロ組織の動向に関する情報の秘匿の必要性を判断するに当たっては、相手国政府における当該情報の取扱い状況も勘案する必要がある。

このように、特定秘密に指定されている事項の解除には各種情報を収集した上で総合的かつ高度な判断を要するところ、特定秘密は、その漏えいを防止するため、取扱者を限定するなど厳格に管理されており、そのアクセスが限られている中で、指定の要件が充足されているか否かを日々検証することが困難な場合もあり得る。

このため、本法案においては、行政機関の長が、指定に際して特定秘密ごとに要件充足性の再検証を行うまでの期間として最も適当であると思料されるものを有効期間として設定し、指定の要件を欠くに至ったことを認識した場合には、指定を解除しなければならないとしつつ、さらに定期的に指定の要件充足性を確認することを法律上義務付け、特定秘密の指定の要件充足性に仮にも漏れが生じることがないよう措置を講じる必要がある。

2 指定の有効期間の上限を5年とする理由

特定秘密の指定の有効期間については、個々の事項に応じて特定秘密の特質が異なり、これに伴い指定の要件充足性の再検証のために適切な期間も異なることから、法律で一律の期間を規定することは適切ではない。しかしながら、あまりに長期の有効期間が設定される場合には、指定の速やかな解除の義務付けを補足するという有効期間設定の趣旨にもとることとなるため、本法案では、有効期間満了時に要件を満たす場合には更新することを可能としつつ、設定できる有効期間に上限を設けることとしている。

その上限として規定する期間については、特定秘密の対象分野の中で、防衛分野において安全保障情勢、技術動向等の諸情勢を勘案し、中長期にわたる装備品の取得や更新を含めた防衛態勢の構築を期間を定めて計画的に行うことと制度化しており、その見積りや計画の多くが5年ごとに作成されるものであることから、特定秘密の有効期間の上限を5年とすることとした。

【参考資料】

中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）について

平成22年12月17日
安全保障会議決定
閣議決定

平成23年度から平成27年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定）に従い、別紙の通り定める。

（別紙） （略）

【参照条文】

○情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）（抄）

（統合長期情報見積り）

第18条 統合長期情報見積りは、原則としてその作成する年度の4年後の年度以降おおむね15年間を対象とし、我が国の安全保障に影響を及ぼす内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第7条の規定に基づく統合長期防衛戦略の作成に資することを目的とする。

2 情報本部長は、統合長期防衛戦略が作成される年度に合わせ、原則とし

て5年毎に統合長期情報見積りを作成し、当該見積りの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

3 (略)

(統合中期情報見積り)

第19条 統合中期情報見積りは、原則としてその作成する年度の2年後の年度以降5年間を対象とし、我が国に対する脅威の動向を中心に内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第9条の規定に基づく統合中期防衛構想の作成に資することを目的とする。

2 情報本部長は、統合中期防衛構想が作成される年度に合わせ、原則として5年毎に統合中期情報見積りを作成し、当該見積りの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

3 (略)

(情報本部の長期情報能力構想)

第22条 情報本部の長期情報能力構想は、原則としてその作成する年度の4年後の年度以降おおむね15年間を対象とし、防衛諸計画の作成等に関する訓令第7条に基づき統合幕僚長が作成する統合長期防衛戦略等を参考としつつ、内外における科学技術のすう勢を踏まえて、情報本部が収集整理の対象とすべき情報や収集手段等の長期的な動向を可能な限り見積もり、情報本部が今後整備していくべき情報機能・情報能力の質的方向を明らかにすることを目的とする。

2 情報本部長は、統合長期防衛戦略が作成される年度に合わせ、原則として5年毎に情報本部の長期情報能力構想を作成し、その作成する年度末までに、防衛大臣に報告するものとする。

3 (略)

○防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）（抄）

(目的)

第6条 統合長期防衛戦略は、原則としてその作成する年度の4年後の年度以降のおおむね15年間を対象とし、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を我が国の安全保障に及ぼす影響を明らかにするという観点から可能な限り見積り、これに対する防衛戦略を考察するとともに、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地から当該防衛戦略上必要な防衛力の質の方

向を明らかにし、大綱の策定、統合中期防衛構想の作成等に資することを目的とする。

(作成及び見直し等)

第7条 統合幕僚長は、統合長期防衛戦略を原則として5年毎に作成し、その作成する年度までに防衛大臣に報告するものとする。

2 統合幕僚長は、統合長期防衛戦略の作成に当たつては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令（平成18年度防衛庁訓令第21号）第18条の規定により情報本部長が作成する統合長期情報見積りを踏まえるとともに、防衛力の質的方向については装備品等の研究開発に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第25号） 第6条の規定により技術研究本部長が作成する中長期技術見積りを参考とするものとする。

3 (略)

(目的)

第8条 統合中期防衛構想は、原則としてその作成する年度の2年後の年度以降5年間を対象とし、統合長期防衛戦略を参考として、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を踏まえて我が国に対する脅威を分析し、これに対する防衛構想、防衛の態勢及び統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの各自衛隊の体制に関する基本構想について検討するとともに、対象期間内における防衛力整備上重視すべき事項を明らかにし、中期計画の策定並びに陸海空自衛隊中期能力見積り及び統合中期能力見積りの作成等に資することを目的とする。

2 (略)

(作成及び見直し等)

第9条 統合幕僚長は、統合中期防衛構想を原則として5年毎に作成し、その作成する年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

2 統合幕僚長は、統合中期防衛構想の作成に当たつては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令第19号の規定により情報本部長が作成する統合中期情報見積りを踏まえるものとする。

3 (略)

(目的)

第10条 陸海空自衛隊中期能力見積りは、統合中期防衛構想を踏まえて、防衛力の計画的な整備、維持等を図るため、中期計画の対象期間の当初にお

ける防衛力の能力及び当該対象期間を通じて達成しようとしている防衛力の能力について、防衛計画の大綱を基準として、努めて科学的分析評価を行い、防衛力の不備点及び改善点を評価し、中期計画の策定及び統合中期能力見積りの作成等に資することを目的とする。

(作成及び見直し等)

第11条 各幕僚長は、陸海空自衛隊中期能力見積りを、原則として5年度毎に作成するものとし、中期計画初年度の前年度末までに防衛大臣に報告するとともに、統合幕僚長に通知するものとする。

2 (略)

(目的)

第12条 統合中期能力見積りは、統合中期防衛構想を踏まえて、及び陸海空自衛隊中期能力見積りを参考として、防衛力の計画的な整備、維持等を図るため、陸海空自衛隊中期能力見積りに示された中期計画の対象期間の当初における防衛力の能力及び当該対象期間を通じて達成しようとしている防衛力の能力に係る不備点及び改善点について、防衛計画の大綱を基準として、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地から、努めて科学的分析評価を行い、中期計画の策定等に資するものとする。

(作成及び見直し等)

第13条 統合幕僚長は、統合中期能力見積りを、原則として5年毎に作成するものとし、中期計画初年度の前年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

2 (略)

○装備品等の研究開発に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第25号）（抄）

(中長期技術見積りの作成)

第6条 中長期技術見積りは、技術研究開発に関する調査分析を参考として、中長期的な技術分野の取り組みの方向を明らかにすることを目的とする。

2 本部長は、中長期技術見積りを防衛諸計画の作成等に関する訓令における統合長期防衛戦略の作成時期を考慮しつつ、原則として5年毎に作成し、その作成の年度末までに防衛大臣に報告するとともに、幕僚長等に送付するものとする。

3 国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官の規定順の例

○公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号) (抄)

(公務員の立候補制限)

第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員(特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第二百三条第三項において同じ。)は、この限りでない。

一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官

二～五 (略)

2・3 (略)

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号) (抄)

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。

○国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号) (抄)

(一般職及び特別職)

第二条 (略)

2 (略)

3 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一 内閣総理大臣

- 二 国務大臣
 - 三 人事官及び検査官
 - 四 内閣法制局長官
 - 五 内閣官房副長官
 - 五の二 内閣危機管理監
 - 五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
 - 六 内閣総理大臣補佐官
 - 七 副大臣
 - 七の二 大臣政務官
 - 八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の
秘書官のうち人事院規則で指定するもの
 - 九～十七 (略)
- 4～7 (略)

平成25年7月1日
内閣情報調査室

4 適性評価の調査事項について

本法案において導入する適性評価制度は、特定秘密の漏えいを防止するため、特定秘密の取扱いの業務を行った場合においてこれを漏えいする蓋然性がないと認められた職員以外の職員を特定秘密の取扱いの業務を行う者からあらかじめ除外するものである。

特定秘密の取扱いの業務を行う者がこれを漏えいする蓋然性は、

- ア 職員が自発的に特定秘密を漏えいする蓋然性
 - イ 職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏えいする蓋然性
 - ウ 職員が意図せず（過失により）特定秘密を漏えいする蓋然性
- の3つに分類することができると考えられる。

上記のそれぞれの蓋然性を示唆するものとして、調査を実施すべき事項は、次のとおりである。

ア 職員が自発的に特定秘密を漏えいする蓋然性

職員の行動又は職員が置かれた状況から、特定秘密を漏えいすることにより得られる利益が、特定秘密を漏えいすることによる不利益に比べ大きいと考えられる者は、自発的に特定秘密を漏えいする蓋然性があると評価し得る。

例えば、テロ活動に自ら関与したり、テロ組織を支援している者は、自発的に特定秘密を漏えいする蓋然性が高いことは言うまでもない。また、借入金が多額の場合、情報入手を企図する外国情報機関等から資金提供を誘因として、情報提供を求められる可能性があり、逆に収入に比して多額の資産を保有している場合には、特定秘密の漏えいによって当該資産等が得られた可能性が否定できない。したがって、これらの事情があるか否かを確認する事項として、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動（以下「特定有害活動」という。）との関係や信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが必要である。

イ 職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏えいす

る蓋然性

職員が自発的に特定秘密を漏えいする事情がなくとも、情報入手を企図する外国情報機関等が、特定秘密の漏えいの働き掛けを行った場合に、職員がこれを排除できず、秘密を漏えいせざるを得なくなる場合がある。

例えば、配偶者の本国に所在する家族に危害を及ぼす、あるいは外国に職員が有する資産が不利益を被る可能性を示唆するなどし、外国情報機関等が漏えいを働き掛けることが考えられる。これら状況にあるか否かを確認するためには、職員に加え、職員に影響を及ぼし得る家族又は同居人が外国とどのような関係を有しているかを、また、これを基に、不当な働き掛けを受けるおそれがあるか否か、あるいは、現に働き掛けを受けていないかを調査する必要がある。このため、特定有害活動との関係について調査することが必要である。

ウ 職員が意図せず（過失により）特定秘密を漏えいする蓋然性

特定秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護について規定する各種の規範を理解し、自己を律してこれを適切かつ確実に講じる必要があるところ、これを期待できない者に特定秘密の取扱いの業務を行わせれば、本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねない。

具体的には、規範意識が欠落していること、合理的な行動をとるべく自己を管理できないこと又は精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る可能性があることが、行動又は状況に具現している者が該当すると考えられることから、犯罪及び懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴、薬物の濫用及び影響、精神疾患、飲酒についての節度、信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが必要である。

5 通性評価の調査事項、調査内容及び調査方法について(例)

/	調査事項	調査内容の具体例	調査票の提出に加え、必要に応じて実施する調査
①	外國の利害を調査する目的で行われた、かつ、國及び國民の安全への影響となる被験者の性の不正な活動並びに子口活動(注)との關係に関する事項 ※本報においては下線部を「特定有書活動」と呼ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ○特定有書活動を行っているかどうか。 ○特定有書活動に対して支援を行っていないか。 ○特定有書活動を行う個人又は団体から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを受けているか。 ○家族及び同居人の氏名・生年月日・国籍及び住所、国外に保有する資産、国外への渡航歴等 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。 ○国外への渡航歴について照会(入国管理局)。 ○出入国履歴について照会(入国管理局)。 ○パスポートを本人から提出。
②	犯闇及び懲戒の経歴に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○過去に犯罪を犯し、罰せられたことがあるか。 ○懲戒処分を受けたことがあるか。 ○犯罪を犯した、又は懲戒処分を受けた動機、背景 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。 ○前科について照会(市町村を想定)。 ○懲戒処分履歴とその動機・背景について照会(現在・過去の勤務先)。
③	情報の取扱いに係る差違の経歴に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○職場の服務規程、文書管理規則その他の規則における情報やシステムの管理に関する部分に違反し、監督上の注意・指導を受けたことがあるか。 ○違反事実を起こした動機、背景 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。 ○情報の取扱いに係る監督上の措置の有無とその動機・背景について照会(現在・過去の勤務先)。
④	薬物の適用及び影響に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○所持・使用等が禁止されている薬物を服用したことはあるか。 ○医師のために处方された薬物を医師の指示に従わずに服用することがあるか。 ○處方されている薬物を服用することにより、混気・ふらつき等の薬理効果が生じることがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。 ○家族に本人の薬物使用時の行動について質問。 ○処方されている薬物について確認するため、処方箋を本人から提出。 ○薬理効果について照会(医療機関)。
⑤	精神疾患に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○精神に係る事由を原因として、意識や記憶を失ったことはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。
⑥	飲酒についての態度に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒を原因とする所持品の紛失、自傳その他の自己に損害を発生させる行動をとったことがあるか。 ○飲酒を原因として他人との人間関係に悪影響を与える行動をとつたことがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。 ○上司、同僚に本人の飲酒時の行動について質問。
⑦	慣用状態その他の経済的な状況に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。 ○上司・同僚に本人の金遣いについて質問。 ○本人の借入れの状況について照会(金融機関)。

(注) 「テロ活動」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。

平成25年7月1日
内閣情報調査室

6 適性評価において公私の団体に照会を行う権限について

本法案で導入する適性評価は、行政機関の長が、評価対象者に特定秘密の取扱いの業務を行わせようとしたことを契機として、評価対象者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、精神疾患や経済的な状況に関することといった、評価対象者が把握されることを通常は想定していないプライバシーに深く関わる個人情報を行政機関の長が入手して実施するものである。

このような適性評価の性質に鑑み、本法案では、適性評価において調査の対象となる調査事項を法律上明記し、行政機関の長が無制限に個人情報を収集することができないこととともに、適性評価の実施に当たって、調査事項について行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会して評価対象者の個人情報を取得することを含め、評価対象者の明示的な同意を必要としている。

ところで、個人情報の取扱いについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第2項において、本人の同意があるときは、行政機関の利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することを許容し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条においても、本人の同意を得た場合には個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供することは禁止されておらず、公務所又は公私の団体に照会を行うことについて評価対象者が同意している本制度において、照会を受けた公務所又は公私の団体が個人情報を提供することにこれら法律上の制限はない。

しかしながら、照会に当たり評価対象者の同意が真正なものであるかを明らかにするよりも、行政機関の長が報告を求める権限を明確に規定することにより、照会を受けた公務所又は公私の団体は、躊躇することなく回答を行うことができる。また、本人の同意を取得していたのみでは、照会先において回答を行わない団体があり、適性評価において調査を行う事項はいわゆる欠格事由として法律に明記されているものではなく、かつ、その内容もプライバシーに深く関わるものであることからなおさらである。

したがって、適性評価に当たって行う調査に支障がないよう、行政機関の

長が公務所又は公私の団体への照会を実施する権限について、法律上明記することが必要である。

＜照会に当たり、法律の権限を要する例＞

○昭和21年11月12日内務省発地279号地方局長通知

「犯罪人名簿は、何れも選挙資格の調査のために調製保存するものであるから、警察、検事局、裁判所の照会に対するものは格別、これを身分証明書等のために使用するようなことは今後絶対にこれを避けるのは勿論、恩赦に因り資格を回復した者については、速かに関係部分を削除整理する等、その者の氏名等を全く認知することができないようにし、犯罪人の処理上些かも遺憾のないよう管下市町村にご指導ありたい」

○昭和22年8月14日内務省発地160号地方局長通知

「標記の件に関しては、客年11月12日内務省発地第279号をもって通牒したところであるが該通牒中「警察、検事局、裁判所等」とあるのは、警察及び司法官庁のみならず行政庁が獣医師免許、装蹄師免許等各種免許処分又は弁護士、弁理士、計理士等の登録等をする際ににおいて、法律により申請者の資格調査を必要とする場合または下級行政庁が当該申請書を経由進達する必要がある場合においては、主務大臣、都道府県警察、市町村長等を含む意であるから、ご了知相成りたい。」

＜調査対象者の責めに負うべき事由がないにもかかわらず、公務所又は公私の団体に調査対象者に関する照会の権限が付与されている例＞

【参照条文】

○検察審査会法（昭和二十三年七月十二日法律第二百四十七号）（抄）

第五条 次に掲げる者は、検察審査員となることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。

二 一年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

第六条 次に掲げる者は、検察審査員の職務に就くことができない。

一～十三（略）

第八条 次に掲げる者は、検察審査員の職務を辞することができる。

一～八 (略)

九 重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者

第十二条の三 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

- 一 第五条各号に掲げる者であること。
- 二 第六条各号に掲げる者であること。
- 三 第八条各号に掲げる者であること。

第十二条の六 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者又は検察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年五月二十八日法律第六十三号）（抄）

（公務所等に対する照会）

第十二条 裁判所は、第二十六条第三項（略）の規定により選定された裁判員候補者又は裁判員若しくは補充裁判員について、裁判員又は補充裁判員の選任又は解任の判断のため必要があると認めるとときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 (略)

（欠格事由）

第十四条 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者
(就職禁止事由)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。

一～十八 (略)

2 次のいずれかに該当する者も、前項と同様とする。

一 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者

二 逮捕又は勾留されている者
(辞退事由)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一～七 (略)

八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。

ロ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。

ハ その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。

ニ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないものがあること。

(裁判員等の申立てによる解任)

第四十四条 裁判員又は補充裁判員は、裁判所に対し、その選任の決定がされた後に生じた第十六条第八号に規定する事由により裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが困難であることを理由として辞任の申立てをすることができる。

2 裁判所は、前項の申立てを受けた場合において、その理由があると認めるときは、当該裁判員又は補充裁判員を解任する決定をしなければならない。

＜調査対象者のプライバシーに深く関わる情報について、公務所又は公私の

団体に照会する権限が規定されている例>

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年三月十日法律第六号）

(許可の基準)

第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかるつている者又は介護保険法第五条の二に規定する認知症である者
- 四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 五 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者（第一号、第三号又は前号に該当する者を除く。）
- 六 住居の定まらない者
- 七～十一 (略)
- 十二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの
- 十三～十七 (略)
- 十八 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（前号に該当する者を除く。）
- 2～5 (略)

(公務所等への照会)

第十三条の二 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者若しくは受けようとする者が第五条（第二項から第四項までを除く。）及び第五条の二（第一項を除く。）の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者若しくは年少射撃資格の認

定を受けようとする者が第九条の十三第一項（第二号を除く。）の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

【参照条文】

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二～四 （略）

3・4 （略）

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四 （略）

2～5 （略）

7 本法案、国家公務員法、自衛隊法及びMDA秘密保護法の法定刑の比較

	本法案	国家公務員法	自衛隊法	MDA 秘密保護法
業務取扱いによる漏えい(故意)	10年以下の懲役又は情状により10年以下の懲役又は1千万円以下の罰金 ※業務取扱いによる漏えい(故意)	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※「職員」による「職務上知り得たた知識」の漏えいを除く。「職務の執行に係る秘密」の漏えいを除く。「職務上の秘密」の漏えいを除く。	5年以下の懲役 (第122条第1項) ※「わが国の安全を害する目的をもつて」漏えいした者は取扱業務者以外の者も处罚(第2号)。	10年以下の懲役 (第3条第1項第2号、第3号) ※「わが国の安全を害する目的をもつて」漏えいした者は取扱業務者以外の者も处罚(第2号)。
業務知得による漏えい(故意)	5年以下の懲役又は情状により5年以下の懲役又は500万円以下の罰金 ※業務知得による漏えい(故意)	5年以下の懲役又は情状により5年以下の懲役又は500万円以下の罰金 ※業務知得による漏えい(故意)	— —	5年以下の懲役 (第3条第2項) ※業務知得者以外の者も处罚。
取扱業務による漏えい(過失)	2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金 ※取扱業務による漏えい(過失)	— —	1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金 (第122条第3項)	2年以下の禁錮又は5万円以下の罰金 ※1探知・収集行為を处罚。
業務知得による漏えい(過失)	1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金 ※業務知得による漏えい(過失)	— —	1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金 ※2「不当な方法で」行う場合のほか、「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」行う場合を处罚。	10年以下の懲役 (第3条第1項第1号) ※2「不当な方法で」行う場合のほか、「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」行う場合を处罚。
取得行為	10年以下の懲役又は情状により10年以下の懲役又は1千万円以下の罰金 ※取得行為	— —	— —	— —

平成25年7月1日
内閣情報調査室

8 業務知得者を罰則の対象とすることについて

1 取扱業務者の漏えい行為の処罰

特定秘密の指定を行った行政機関の長は、自らの所掌事務を遂行するために、当該行政機関の職員に特定秘密を取り扱わせるほか、当該行政機関の所掌事務を遂行するために特段の必要がある場合には、特定秘密を他の行政機関の職員に取り扱わせることができる。これら特定秘密を取り扱うことを業務とする者（以下「取扱業務者」という。）は、特定秘密に触れる程度や頻度が高く、また、その職務上特定秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特定秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる。したがって、取扱業務者による特定秘密の漏えいは、他の者による場合と比べ、法益侵害の危険性が高く、また、非難可能性も大きいと考えられ、本法案では、「特定秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、」いわゆる守秘義務を定める国家公務員法等より重い法定刑を定めることとし、特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）第3条第1項第3号）等とのバランスを考慮し、自由刑の上限を10年とすることとしている。

2 取扱業務者以外で特定秘密に触れる者

しかしながら、特定秘密に触れこととなる者は、上記の取扱業務者に限られるものではなく、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいに当たらない」（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）54頁）と考えられる場合には、取扱業務者以外の者が特定秘密の伝達を受け、特定秘密を知得する場合がある。例えば、①特定秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において特定秘密の提示を受けた国會議員、③許認可権限に基づき特

定秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により特定秘密の提出を受けた地方公務員、また、⑤国家間の協力のために特定秘密に接することになった米国関係者についても、取扱業務者に該当しないと解される（防秘解説71頁）。

さらに、これら法益の比較衡量によって特定秘密の伝達を受ける場合以外にも、報道関係者が、取材活動中、行政機関の職員からのリークにより特定秘密入手する場合や、一般人が遺失物を拾得したところ、その中に特定秘密文書等が含まれていた場合なども考えられる。

このように、取扱業務者以外でも、（頻度は必ずしも高いわけではないにせよ、）様々な者が特定秘密に触れる場合が考えられ、特定秘密は、その漏えいが国及び国民の安全という極めて重要な法益を保護するものであることに鑑み、何人であっても、その知得した特定秘密を漏らしたときは、罰則の対象とすることも考えられる。

しかしながら、知得した特定秘密を漏らしたといつても、一般人が遺失物を拾得したところ、その中に特定秘密文書等が含まれていた上記事例のように、偶然に特定秘密を知得するに至った者まで、当該特定秘密を漏えいすれば処罰の対象となることは過酷であり、厳格な保護措置を講じることにより、特定秘密の保護を図ろうとする本法案の対象とするものでもない。

3 MDA秘密保護法にいう「業務により知得」

ところで、MDA秘密保護法は、「特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し」た特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者（第4条第1項）のほか、「業務により知得した」特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者についても（同条第2項）罰則を定めている。「業務により」とは、「自己の従事する業務に起因して、当然知るべくして知っている」ことをいい、「新聞記者が偶然知得し、あるいは取材活動として探知したものは、当然知るべくして知っているものとはいえないから、業務によりというには該当しない」とされている（町田充著「防衛秘密保護法解説」（以下「MDA秘密保護法解説」という。）48頁）。

また、その趣旨について、「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」（注：平成13年の自衛隊法の一部を改正する法律（平

成13年法律第115号)による改正前は、現在の「特別防衛秘密」を「防衛秘密」と呼称していた。)を処罰することとしていたMDA秘密保護法の政府原案第3条第1項第3号(注:同号は参議院において修正され、現行MDA秘密保護法の第3条第1項第3号及び同条第2項となった。)に関し、「政府原案が、業務上の防衛秘密漏せつ罪を重く罰することとしたのは、業務上防衛秘密を知得し、又は領有している者は、公務員たるといなどを問わず、国の信頼を受けて、防衛秘密を託されているのであるから、かかる者がこれを漏らすことは、国家に対する不信行為であり、また、国家の国際的信用を失墜することにもなるし、防衛秘密の漏えいの実害の甚大さにおいて、この罪より大きいものはないと考えたからである。」とした上で、修正後のMDA秘密保護法第3条第2項に関し、「広く「業務」といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者と同一の刑をもって臨むのは適当ではないと考えられたので、前者についてのみ10年以下の懲役とし、後者については、単に防衛秘密を漏らした者として5年以下の懲役とするよう国会で修正されたのである」としている(MDA秘密保護法解説49頁)。

以上のことからすると、MDA秘密保護法では、いわゆる取扱業務者以外の者について、業務により特別防衛秘密を知得した者は、偶然ではなく、特別防衛秘密を正当な権限により、行政機関から特別防衛秘密が提供され、知得するに至ったものであり、国の信頼を受け、特別防衛秘密を知得しているものであるから、その漏えいが処罰されるものであると考えができる。

4 本法案の処罰対象

本法案においても、取扱業務者以外の者については、上記3のとおり、特定秘密を偶然知得した者を対象とするのではなく、特定秘密を業務により知得した者に限って、その漏えい行為を処罰対象とすることが適切である。そこで、本法案においては、取扱業務者以外の者で、業務により知得した特定秘密を漏らした者を処罰することとし、故意の漏えいに対する自由刑は、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にして、5年以下の懲役とすることとする。

なお、自衛隊法は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」による防衛秘密の漏えい行為のみを処罰の対象とし（自衛隊法第122条第1項）、それ以外の業務により防衛秘密を取り扱う者による防衛秘密の漏えい行為については、処罰の対象とはしていないが、そもそも自衛隊の任務等を定めることを目的とする自衛隊法とは異なり、本法案は、広く特定秘密の漏えいの防止を図るために制定するものであることから、取扱業務者以外の業務知得者についても、その漏えいを処罰対象とすることが適当と考えられる。

【条文イメージ】

第十六条 特定秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項の場合に掲げる者を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がこの業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 (略)

2 第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）(抄)

(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 (略)

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁ご又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁ご、又は三万円以下の罰金に処する。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないのであるうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 (略)

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

参考

MDA秘密保護法の政府原案と修正案

政府原案 (昭和29年3月23日 国会提出)	修正案(成立) (昭和29年5月26日 参・法務委員会に提出)
<p>第3条 左の各号の一に該当する者は十年以下の懲役に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>防衛秘密で、通常不当な方法によらなければ深知し、又は収集することができない上うなもの</u>を他人に漏らした者</p> <p>三 <u>業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第3条 左の各号の一に該当する者は十年以下の懲役に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>わが国の安全を害する目的をもって、防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>三 <u>防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者</u></p> <p>2 <u>前項第二号又は第三号に該当する者を除き、防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>第4条 <u>業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により漏らした者は、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第4条 <u>防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。</u></p>

■ 政府原案の「業務により」についての説明（昭和29年5月17日 参・法務委員会）

（政府委員（上村健太郎君））

この業務によりという言葉は或いは法務省からお答え願うほうが適當かと思いますが、自分の従事する業務に基づいたしまして当然知るべくして知つておるということあります。従いまして例を挙げますと、新聞記者の例でございますが、新聞記者は防衛秘密を知ることを直接の業務、当然知るべくして知るということではない、偶然取得し、或いは取材活動として了知した者はこの業務に当らないというふうに考えます。併しながら先

ほども例を挙げました検察官、或いは令状執行の裁判官、或いは外務省の係り官というようなものは防衛秘密を知ることが本来の業務として基因して知ることになるのであります、そういうものを業務によりというふうに解釈いたしております。

(参考)

○国防保安法（昭和16年1月29日国会提出）

第3条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国（外国ノ為ニ行動スル者及ビ外国人ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

○国防保安法案の「業務ニ因リ」についての説明（昭和16年2月1日）

(三宅政府委員)

一寸私カラ附加シテ御説明ヲ申上ゲマス「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領得シタル者」ト云フ、此ノ「業務ニ因リ」ト云フコトハ、是ハ例へバ新聞記者ガ国家機密ヲ唯知ツタト云フヤウナノヲ「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シタル者」ト、斯ウ解スルノデナイノデアリマシテ、即チ此ノ「業務」ト云フノハ、国家機密ヲ取扱フコトガ即チ其ノ業務ノ全部若シクハ一部ヲ成シテ居ル者ガ、其ノ業務上知得シタル国家機密ト、斯ウ云フ風ニ第三条或ハ第六条ト云フヤウナノ、解釈スルノデアリマス、尤モ新聞記者ト云ウヤウナモノガ全然関係ガナイト云フノデハゴザイマセヌノデ、第五条ノ場合ノ如キニ於テハ、新聞記者モヤハリ適用ガゴザイマス、即チ其ノ「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者」ト云フノハ、サウ云フ意味ダト御諒承ヲ願イタイト思ヒマス

(江原委員)

サウシマスト「業務ニ因リ」ト云フ範囲内ニハ、議員ガ帝国議会ノ秘密会ニ列席シタ場合ニハ、是ハ「業務」トスウ解釈シテ宜シウゴザイマスガ、其ノ他ハ入ラヌ、新聞記者ノヤウナ場合ニハ是ハ入ラナイト、斯ウ理解シテ宜シウゴザイマスカ

(三宅政府委員)

御説ノ通リデアリマス

■ 修正案の説明（昭和29年05月26日 参・法務委員会）

（一松定吉君）

それからその第三条の第三号は、原案では「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」とありますするこの「業務」という文字が、どうも不明確でありますので、これは余り又広く何でもかんでも業務をやつている者はとなりますと、非常に立法者の趣旨にも反するよう思いましたので、私はこれを防衛秘密を取扱うことに関係のある者にしばりたいという意味におきまして、その関係ある者と、関係はなくともその秘密を知得、若しくは領有したものとにこう二つに分けて、そうしてこの区分をすることが穩当であると、かように考えまして、原案の「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」というのを二つに分けまして、その修正の第三号といたしまして、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らしたもの」これは十年でもよろしい。併しながら、その防衛秘密を取り扱うことを業務とする者でなくして、ただ何らかの機会に防衛秘密を知つた、その者が他人に漏らしたときは、防衛秘密を取り扱う者が漏らしたより情状が軽いのであるからして、これは科刑を軽くする、半分にする、こういう意味におきまして、さような者は五年以下の懲役に処するという、この第三号で今申上げましたように業務に関係ある者を罰して、そして別に二項を設けまして、第二項には、業務に関係ない者は五年以下の懲役に処するということを一項これは加えたのでございます。こういたしますると、今非常に世間で問題になっております、例えば裁判官とか、弁護士とか、或いは検事、警察官とか、或いは国會議員が国会の決議によつてそういう工場を視察して秘密を領得するというようなものは、いわゆるこれを漏らしたとしても十年以下の懲役でなくて五年以下の懲役と、こういうふうに二つに分けることが必要だと思ってこの修正をいたしたのでございます。

それからその次の第四条は、今と同じように原案には「業務により」とありますのを、第三条の「業務により」ということを修正したのと同じ意味におきまして「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者でその業務により」かように修正いたしたいのであります。そして科刑の点は同じようにやはり、「二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金」こういうふうに修正

し、なお第四条に第二項を入れます。それはつまり業務により知得し、若しくは領有したものを過失により漏らしたのですが、そういう業務等によつて漏らした者以外に、第三条第二項を設けましたように、そういうような防衛秘密に關係のない者が漏らしたときにはどうするか、そこでこれはそういう場合にはやはりこれを過失によつて漏らしてもこれを処罰しなければならない。そうかと言つて一般に誰でもが過失によつて漏らしたときに罰するということは、これは政府当局の考へてもいないところであると
いう御説明でありますので、又私どももそこまで範囲を拡げて罰するとい
うこととはよくないと思います。やはりここに「前項に掲げる者を除き、」即ち業務に關係ある者を除き、「業務により知得し、又は領有した防衛秘
密を」かようにいたしました。一般国民が全部包含しないということにな
つて業務により知得し若しくは領有した秘密ということになるのでありますから、即ち新聞記者とか或いは裁判官、検事、警察官、或いは国会議員
というような、そういう業務によつて知得した者が過失によつて漏らしたときには、これを業務によつて知得した者が過失によつて漏らしたときよ
りも刑を軽くする必要があるということで、「一年以下の禁こ又は三万円
以下の罰金に処する。」 というように、かようにこれを修正補足いたした
のであります。

■ 町田充「一日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法—防衛秘密保護法解説」

○「三 業務上知得した領有した秘密を漏らす罪

(7) 政府原案では、単に「業務」とあり、「業務」とは、各人が社会上の地位に基き、継続して行う仕事をいうのであって、公務はもちろん、その他の職業、営業を含むものとされていた。

従つて、「業務により」とは、自己の従事する業務に基因して、
当然知るべくして知っていることであつて、新聞記者が偶然知得し、あるいは取材活動として探知したるものは、当然知るべくして知っているものとはいえないから、業務によりといふには該当しない。 これは、旧軍機保護法、旧国防保安法の国会審議の際及びその後の取扱においてもとられた解釈である。本法違反の被疑事件を担当する検察官、弁護人等がその刑事事件の手続の過程に

おいて知得することは、「業務により」に該当するが、担当者以外の者が偶然知得し、あるいは窃盗事件等他の事件の手続において知得することは、業務によりというに該当しないと解されていた。

このように、政府原案が、業務上の防衛秘密漏せつ罪を重く罰することとしたのは、業務上防衛秘密を知得し、又は領有している者は、公務員たるといなとを問わず、国の信頼を受けて、防衛秘密を託されているのであるから、かかる者がこれを漏らすことは、国家に対する不信行為であり、また、国家の国際的信用を失墜することにもなるし、防衛秘密の漏えいの実害の甚大さにおいて、この罪より大きいものはないと考えたからである。漏せつの対象となる防衛秘密につき、不当な方法でなければ探知収集することができないようなものというような制限を設けず、すべての防衛秘密の漏せつを処罰することとしたのも、この趣旨からである。しかし、広く「業務」といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当ではないと考えられたので、前者についてのみ10年以下の懲役とし、後者については、単に防衛秘密を漏らした者として5年以下の懲役とするよう国会で修正されたものである。ここに「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、防衛庁の防衛秘密を担当する職員、MSA供与兵器の修理者等が含まれるのである。」(48・49頁)

○ 「第4条 (略)

(解説) (1) (前略) 本条にいう防衛秘密が通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないというようなものであることは、前条第一項第二号及び第三号並びに第二項の場合と同様である。政府原案では、ここに業務上知得領有した者のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者とその他の業務を業務とする者とを区別していなかったのであるが、両者に対して同一の刑をもって臨むことは、前条について述べたと同様の趣旨から不適当と考えられたので、前者については二年以下の禁ご又は五万円以下の罰則、後者について

は、一年以下の禁ご又は三万円以下の罰金と刑を区別するよう国会で修正されたのである。後者には、本法違反事件を担当する警察官、検察官、裁判官等の係官、弁護人等が含まれるだろう。」(52・53頁)

平成25年7月1日
内閣情報調査室

9 特定秘密の取得行為の処罰規定について

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）第3条第1項第1号は、「不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、収集した者」を処罰の対象としている。ここにいう「不当な方法」とは、法令に違反するような方法ですることはもちろん、社会通念に照らし、妥当と認められないような方法ですることも含み、また、「探知」とは、無形的な事実又は情報を知ろうとする意図の下に、進んで探り知る行為を、「収集」とは有形的な文書、図書又は物件を集める意図をもって進んで集める行為をいうとされている（町田充著「防衛秘密保護法解説」（以下「MDA秘密保護法解説」という。）43-44頁）。

一方、本法案では、特定秘密を取り扱うことを業務とする者から、欺罔あるいは暴行・脅迫により特定秘密を取得する場合や、財物の窃取、不正アクセス又は特定秘密の管理場所への侵入等、特定秘密の管理を害する行為を手段として特定秘密を直接取得する場合には、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できないことから、これら取得行為を処罰することとしている。

本法案にいう「取得」とは、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条第1項第1号にいう「取得」と同義であり、知得すること、すなわち再現可能な状態で記憶すること又は有体物を占有すること（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成21年改正版）」180頁）。をいい、MDA秘密保護法第3条第1項第1号の「探知」、「収集」と異なるところはない。

しかしながら、本法案においては、MDA秘密保護法第3条第1項第1号に規定されている不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、収集することを処罰するものではなく（注）、上記のとおり、特定秘密の取得行為のうち、漏えい行為を処罰することによっては、特定秘密を十分に保護することができないものを処罰対象としている。そして、その規定については、最近の立法例である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第70条の個人番号を

保有する者の管理を害する行為により個人番号を取得した者に対する罰則や、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条第1項第1号の営業秘密を保有する事業者（保有者）の管理を害する行為により営業秘密を取得した者に対する罰則において、情報等を取得する行為について、違法性が高いものを列挙する方法の例に倣い、人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入等、違法性の高い行為を列挙して規定している。

注 MDA秘密保護法第3条第1項第1号において、探知又は収集は、対象たる特別防衛秘密の所在場所の移管を問わない。業務上知得し、又は領有している人からでも、偶然の事由により知得し、又は領有している人からでも、あるいは探知し、収集した人からさらに探知し、又は収集した場合も含まれるものと解されるとされている（MDA秘密保護法解説44頁）。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二・三 （略）

2・3 （略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

第七十条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害

する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

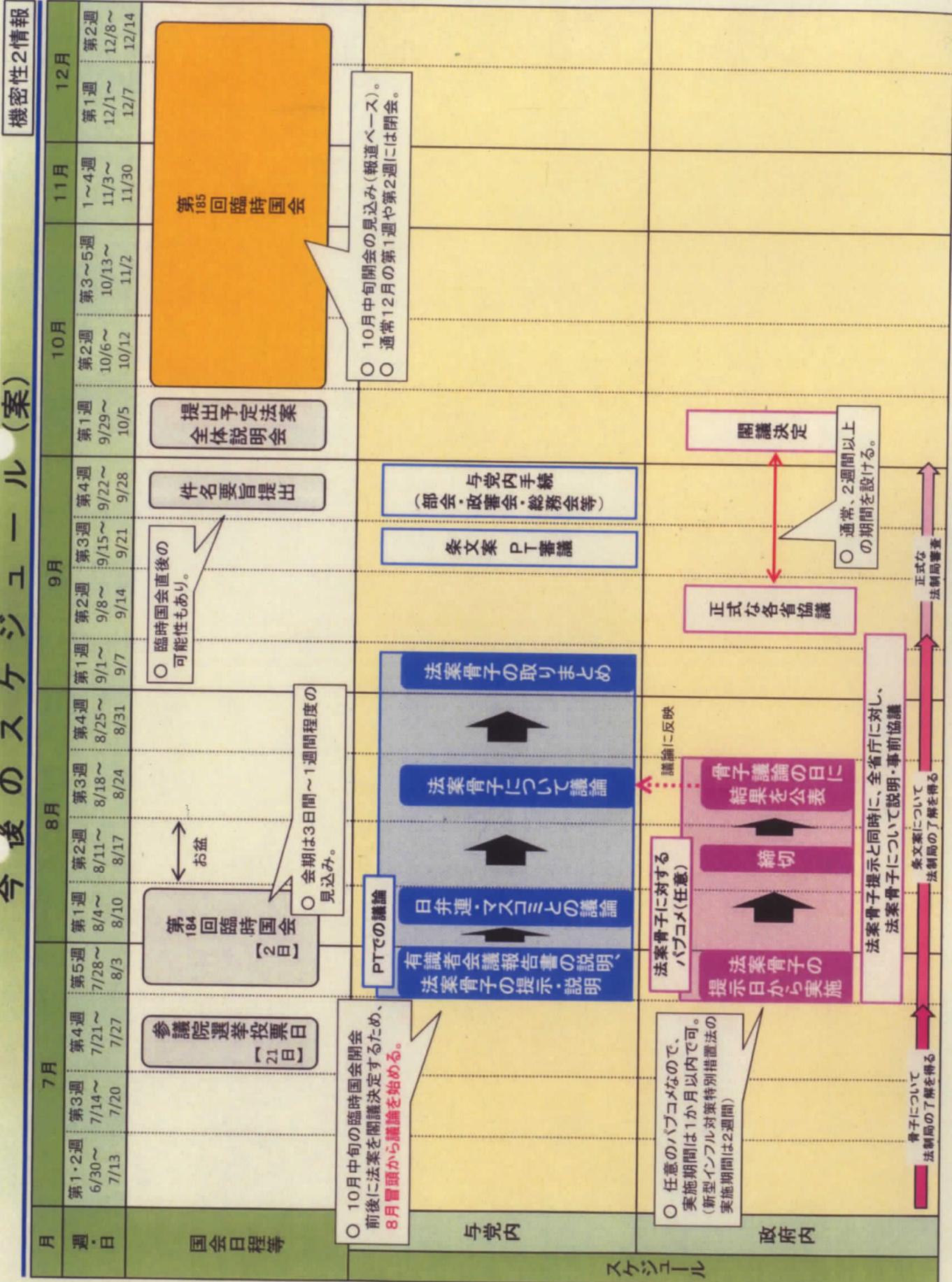
2～7 （略）

平成25年7月1日
内閣情報調査室

10 別表第2号口から除かれている同表第3号イに掲げる事項の例

本法案別表第3号では、「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項」として、「外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止（中略）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」を規定している。「外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動」には、外国情報機関等による諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正輸出、外国による日本人の拉致などの活動が該当するところ、これらによる被害の発生・拡大の防止のための措置等の具体例としては、海外からの不正アクセスによる政府機関の情報窃取を防止するために講じる防護措置や、大量破壊兵器関連物資が我が国から輸出されることを防止するために国際的な不正取引組織に対して行う取締方針が考えられるが、これらは、別表第2号口の安全保障のために我が国が講じる措置又はその方針にも該当し得る。しかしながら、これら措置等は、その性格から「外交に関する事項」とするよりも、まさに「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項」として取り扱うことが適切であると考えられる。このため、本法案では、別表第2号口から同表第3号イに掲げるものを除くこととしている。

今後のスケジュール(案)



資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年7月2日 19:39

宛先: 鈴木 雄介(官邸・副長官補室); [REDACTED]

桜井 壮太郎(副長官補本室); [REDACTED]

[REDACTED] 丸山 洋平(安危本室); [REDACTED]

[REDACTED] 淡路 恵介(副長官補本室); [REDACTED]

添付ファイル: 130702法制局協議メモ(統合).pdf (143 KB); 法案概要(7月2日指摘後修正).pdf (156 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日行った法制局との協議メモとそれを受け修正した概要を送付しますのでよろしくお願いします。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線) [REDACTED]

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になっていないものに限る。）であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、(2)の適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「取扱業務適性職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、この限りでない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、当該行政機関に属さない取扱業務適性職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「行政機関職員等」という。）の同意を得て、①外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への

脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）との関係に関する事項（当該行政機関職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項について、当該行政機関職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

- イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関職員等若しくはその関係者に質問し、当該行政機関職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果を当該行政機関職員等に対し通知しなければならない。
- エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応するものとする。
- オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認めるかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
 - ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
 - イ 業務により特定秘密を知得した者（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）
- (2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。
- (3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

- (1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に

侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を取扱業務適性職員等に限定する旨の規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

別表

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時： 2013年7月3日 18:37

宛先： 鈴木 雄介(官邸・副長官補室); [REDACTED]

桜井 壮太郎(副長官補本室); [REDACTED]

[REDACTED] 丸山 洋平(安危本室); [REDACTED]

[REDACTED] 淡路 恵介(副長官補本室); [REDACTED]

添付ファイル: 130703法制局協議メモ(統合).pdf (129 KB); 法案概要(7月3日指摘後修正).pdf (161 KB); 適性評価の実施権者を警察本部長とすることについて.pdf (167 KB); 適性評価の実施権者を警察本部長とすることについて(5頁).pdf (217 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日行った法制局との協議の際の資料とメモ、それを受け修正した概要を送付しますのでよろしくお願ひします。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通) [REDACTED]

Fax 03-3592-2307

* * * * *

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関(※)の長は、別表に該当する事項(公になっていないものに限る。)であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間(上限5年で更新可能)を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、(2)の適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員(以下「取扱業務適性職員等」という。)に限るものとする。ただし、行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、この限りでない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、当該行政機関に属さない取扱業務適性職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

オ エによる場合のほか、行政機関の長は、特定秘密を含む情報の提供を受ける者が当該情報を各議院又は各議院の委員会又は参議院の調査会が行う審査又は調査、訴訟手続、刑事事件の捜査その他公益上特に必要がある業務において使用する場合であって、これにより我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがな

いと認めたときに限り、その提供を行うことができる。

(2) 適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「行政機関職員等」といふ。）の同意を得て、①外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）との関係に関する事項（当該行政機関職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項について、当該行政機関職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関職員等若しくはその関係者に質問し、当該行政機関職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果を当該行政機関職員等に対し通知しなければならない。

エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応するものとする。

オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特定秘密を取り扱うことの業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

イ 業務により特定秘密を知得した者（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10

年)。

- (3) (1) (故意に限る。) 又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を取扱業務適性職員等に限定する旨の規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

別表

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報
その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時： 2013年7月4日 12:14

宛先： 鈴木 雄介(官邸・副長官補室); [REDACTED]

桜井 壮太郎(副長官補本室); [REDACTED]

[REDACTED] 丸山 洋平(安危本室); [REDACTED]

[REDACTED] 淡路 恵介(副長官補本室); [REDACTED]

添付ファイル： 法案概要(7月4日午前指摘後修正).pdf (161 KB); 130703取扱業務者以外の者に特定秘密を提供できる
~1.pdf (150 KB); 130704適性評価の実施権者を警察本部長とすること~1.pdf (177 KB); 適性評価の実施権者
を警察本部長とすることについて(6頁).pdf (217 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

昨日行った法制局との協議及びその後の法制局からの電話での指摘（軽微な修正なのでメモはありません）
を受けて修正した資料を本日、法制局に持込みましたので、参考までに送付しますのでよろしくお願いしま
す。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になっていないものに限る。）であつて、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、(2)の適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「取扱業務適性職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、この限りでない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、当該行政機関に属さない取扱業務適性職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

オ エによる場合のほか、行政機関の長は、特定秘密を含む情報の提供を受ける者が当該情報を各議院若しくは各議院の委員会又は参議院の調査会が行う審査又は調査、訴訟手続、刑事事件の捜査その他公益上特に必要があると認められる業務において使用する場合であつて、これにより我が国の安全保障に著しい支障を及

ぼすおそれがないと認めたときに限り、その提供を行うことができる。

(2) 適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「行政機関職員等」という。）

の同意を得て、①外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）との関係に関する事項（当該行政機関職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項について、当該行政機関職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関職員等若しくはその関係者に質問し、当該行政機関職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果を当該行政機関職員等に対し通知しなければならない。

エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応するものとする。

オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②~~特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認める~~かどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報について~~は~~、国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

イ 業務により特定秘密を知得した者（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10

年)。

- (3) (1) (故意に限る。) 又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を取扱業務適性職員等に限定する旨の規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

別表

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報
その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

平成25年7月4日
内閣情報調査室

取扱業務者以外の者に特定秘密を提供することができる規定を設ける理由について

本法案においては、特定秘密の指定を行った行政機関の長は、その所掌事務を遂行するために当該行政機関の職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるほか、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合には、他の行政機関の職員や契約業者の役職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができるとしている（これら特定秘密を取り扱うことを業務とする者を以下「取扱業務者」という。）。

しかしながら、特定秘密を保有する行政機関の長から特定秘密を含む情報の提供を受け、特定秘密を知得することとなる者は、上記の取扱業務者に限られるものではない。現行の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づく防衛秘密制度においても、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいに当たらない」（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）54頁）とされ、防衛秘密の取扱いの管理のための措置等（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の13、第113条の14）を定める、防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）第29条では、「法第96条の2第3項に規定する場合のほか、防衛省以外の者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。」と規定されている。

例えば、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員、また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することになった米国関係者は、防衛秘密の取扱業務者に該当しないと解されているが（防秘解説71頁）、これらの者は、当該者が所属する行政機関の行政目的の

ために防衛秘密を知得することが必要であったり、他の法令により防衛秘密を知得することとなった者である。

本法案においても、上記のように、取扱業務者には該当しないものの、特定秘密を保有する行政機関の長が特定秘密を含む情報を提供する必要があると認められる者が想定される。そして、本法案においては、様々な行政機関が特定秘密を共有し、活用することが想定されるところ、その漏えいを防ぎ、国及び国民の安全を確保するためには、特定秘密の取扱いについて共通のルールを設け、その取扱いに遺漏なきを期する必要があり、取扱業務者について適性評価制度を導入することに加え、上記のような取扱業務者以外の者であって、特定秘密を保有する行政機関の長が特定秘密を含む情報を提供できる場合を本法案において明確に規定することが必要であると考えられる。

そこで、本法案において、特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合のほか、特定秘密を含む情報の提供を受ける者が当該情報を公益上特に必要がある業務において使用する場合であって、これにより我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときに限り、行政機関の長が特定秘密を含む情報を提供することができる旨を規定することとする。

なお、本法案では、特定秘密が漏えいした場合に国及び国民の安全に及ぼす影響の大きさに鑑み、取扱業務者による特定秘密の漏えいに加え、上記の規定により行政機関の長から正当に特定秘密を含む情報の提供を受けた者に対しては、国家公務員法等の一般的な守秘義務よりも厳格な守秘義務を課すこととし、これらの者が特定秘密を漏えいした場合を、業務により特定秘密を知得した者による漏えい行為として、処罰することとしている。これに対し、上記の規定によることなく違法に特定秘密を入手した場合には、業務により特定秘密を知得したとはいえないから、その者に守秘義務を課すことができず、その者による漏えい行為を処罰対象とすることはしないが、もとより特定秘密の不正な入手については、これを提供した公務員に対する漏えい教唆罪又はその手段によっては不正取得罪が成立し得るため、その段階において特定秘密の漏えいを抑止することができる。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（防衛秘密の取扱いの管理のための措置）

第百十三条の十三 防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第百十三条の十四 この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

○防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）（抄）

（外部への交付及び伝達）

第29条 法第96条の2第3項に規定する場合のほか、防衛省以外の者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。

【公益上の必要がある場合に情報提供等を行う用例】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～十一 (略)

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第五十三条において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三・十四 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)

(抄)

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

○戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号) (抄)

第一百二十六条 市町村長又は法務局若しくは地方法務局の長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情報を利用する必要があると認められるものため、その必要の限度において、これらの情報を提供することができる。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号) (抄)

(安否情報の提供)

第二十六条 法第九十五条第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者は、照会をする理由、その氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならない。

- 2 前項の照会を受けた総務大臣又は地方公共団体の長は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。
- 3 前項の場合において、総務大臣又は地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報(武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、第二十四条第一項各号に掲げる情報)を回答するものとする。
- 4 (略)

平成25年7月4日
内閣情報調査室

適性評価の実施権者を警察本部長とすることについて

1 適性評価の実施権者の考え方

本法案では、我が国及び国民の安全の確保にとって重要な情報を保護するため、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるものを特定秘密として指定し、これを保護するための措置として、特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価を実施することとしている。適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないと認められた職員のみが特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとして、特定秘密の保護を図ろうとするものであり、行政機関の長が指定した特定秘密を保護するための措置の一環と位置付けられる。すなわち、適性評価は、行政機関の長が自らが指定した特定秘密について、職員がその取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないかどうかという観点から適性評価を実施し、適性が認められた者のみにその取扱いの業務を行うこととするものであり、適性評価の実施は、特定秘密について指定を行った行政機関の長が行うことが必要である。

2 契約業者の役職員の適性評価の実施権者

契約業者における特定秘密の取扱いの業務は、当該特定秘密を保有する行政機関の所掌事務遂行上特段の必要がある場合に、当該行政機関との契約に基づき行われるものである。このような契約業者における特定秘密の取扱いの業務は、物件の製造又は役務の提供を業とする者と行政機関との契約に基づく一時的なものであり、特定秘密の保護の責任が取扱いの業務を行わせる特定秘密を保有する行政機関の長にあることに変わりはない。したがって、契約業者は信頼ある適性評価を行うことができる立場なく、特定秘密を契約業者に取り扱わせる行政機関の長が契約業者の役職員の適性評価を実施する必要がある。

3 都道府県警察の職員の適性評価の実施権者

(1) 警察庁長官による特定秘密の指定

本法案においては、警察が保有することが想定される別表の「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項」や「テロ活動防止に関する事項」についての警察における特定秘密の指定は、都道府県警察が入手したものであっても、警察庁長官が行うこととしている。これは、例えば、都道府県警察が国際テロ組織の内部協力者から入手した情報が特定秘密として指定を要するものであるか否かは、当該国際テロ組織が諸外国でどのような活動実態にあり、また、我が国国内でどのような組織を構築しているかなどの警察庁が保有する情報を基に、これが漏えいした場合の国及び国民の安全に与える影響を総合的に判断する必要があるためである。すなわち、都道府県警察が収集した情報であっても、当該情報が特定秘密として指定を要するか否かについては、国の警察機関として諸外国や国内の関係機関と情報交換を行い、また、全国の都道府県警察から関係情報を集約し分析評価を行っている警察庁のみが、特定秘密の指定を過不足なく行うために適切な判断を行うことが可能であると考えられるため、警察庁長官が特定秘密の指定を行うこととしている。

(2) 都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務

上記(1)のとおり、警察関係の特定秘密の指定は、警察庁長官がこれを行うこととしているが、特定秘密の取扱いの業務については、都道府県警察がこれを恒常的に行なうことが警察法上予定されている。

すなわち、警察法（昭和29年法律第162号）では、都道府県警察は、都道府県の区域につき警察法第2条の責務に任じるとされ（警察法第36条第2項）、警察職務の遂行は都道府県警察が行うものとする一方で、国の警察機関たる国家公安委員会及び警察庁が国の公安に関する警察運営をつかさどるなどとされ（警察法第5条、第17条）、都道府県警察が、警察庁とともに警察の責務を果たすためには、特定秘密の取扱いの業務を行うことが前提となっている。例えば、日本国内における爆弾テロ計画について外国政府から通報を受け、これを警察庁長官が特定秘密に指定した場合に、警察庁長官は、当該テロ計画の関連場所を管轄する都道府県警察に当該特定秘密を伝達し、関係者の調査と対象施設の警戒警備等を指示し、指示を受けた関係都道府県警察は、警察本部長の下に必要な措置を講じることとなる。

このように、テロ計画の未然防止やテロリストの検挙といった警察の責務を果たすために、警察庁長官が特定秘密を都道府県警察に伝達し、伝達を受けた当該都道府県警察は当該特定秘密の取扱いの業務を行うことが警察法上も予定されており、都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務は、契約業者の場合のような一時的なものとは異なっている。

(3) 都道府県警察職員の適性評価の実施権者

警察関係の特定秘密の指定を警察庁長官が行うこととしていることに鑑みると、都道府県警察において特定秘密の取扱いの業務を行う職員の適性評価の実施権者についても、警察庁長官とするのが通常であると考えられる。

しかしながら、全国の都道府県警察において適性評価の対象となる者は、都道府県警察本部に加え、1,173警察署において勤務する約29,000人の職員であると試算され、その適性評価に関する事務を警察庁担当課の数名の職員が行うことは実務上大きな困難を伴い、また、個々の適性の判断に当たっても、全国の職員を対象とすることから適切な考慮が行わぬおそれがある。

また、上記(2)のとおり、都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務は、契約業者の取扱いの業務が契約に伴う一時的なものであるのと異なり、警察事務の性格から継続的に行なうことが予定されている。

例えば、警察庁長官から、特定秘密として指定されたテロ計画に関する具体的な情報を伝達された場合、警察本部長は、常日頃から、管轄区域におけるテロ計画の未然防止やテロリストの検挙に当たっており、その知見を活かしつつ、自らの管轄区域内の諸情勢や重要施設の配置状況等を勘案し、いずれの職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせ、どの重要施設を何人体制で、どのような装備により警備強化するのか、あるいは当該テロ情報の関係者をどのような体制で警戒監視するのか、爆発物となり得る原材料の管理者への働き掛けと保管状況の確認といった措置を適確に判断して実施することができる。

また、テロ計画に関する具体的な情報を都道府県警察に伝達するに当たって警察庁長官は、当該テロ情報の関連場所を管轄する都道府県警察を選定し、関係都道府県警察に対し、重要施設の警備強化に加え、関連情報の収集強化や爆発物となり得る原材料の管理強化のための措置等を

指示することとなるが、関係都道府県警察は、こうした警察庁長官の指揮監督に従い、上記のような具体的な措置を講じることとなっており、関係都道府県の対応の統一性が確保され、国及び国民の安全の確保に不備がないようになっている。

さらに、こうした警察本部長の判断や措置が、国家的視野に基づき、また、国及び国民の安全を守る観点から見ても不合理なものとならないことは、警察本部長の国家公務員法上の位置付けや任免によっても担保されている。すなわち、警察本部長や警備部門を統括する警備部長等の警視正以上の警察官は、国家的視野から警察事務を遂行することを確保するため、国家公務員とされており（警察法第56条第1項）、その任免も、国家公安委員会が行う（警察法第49条第1項、第50条第1項）こととされている。

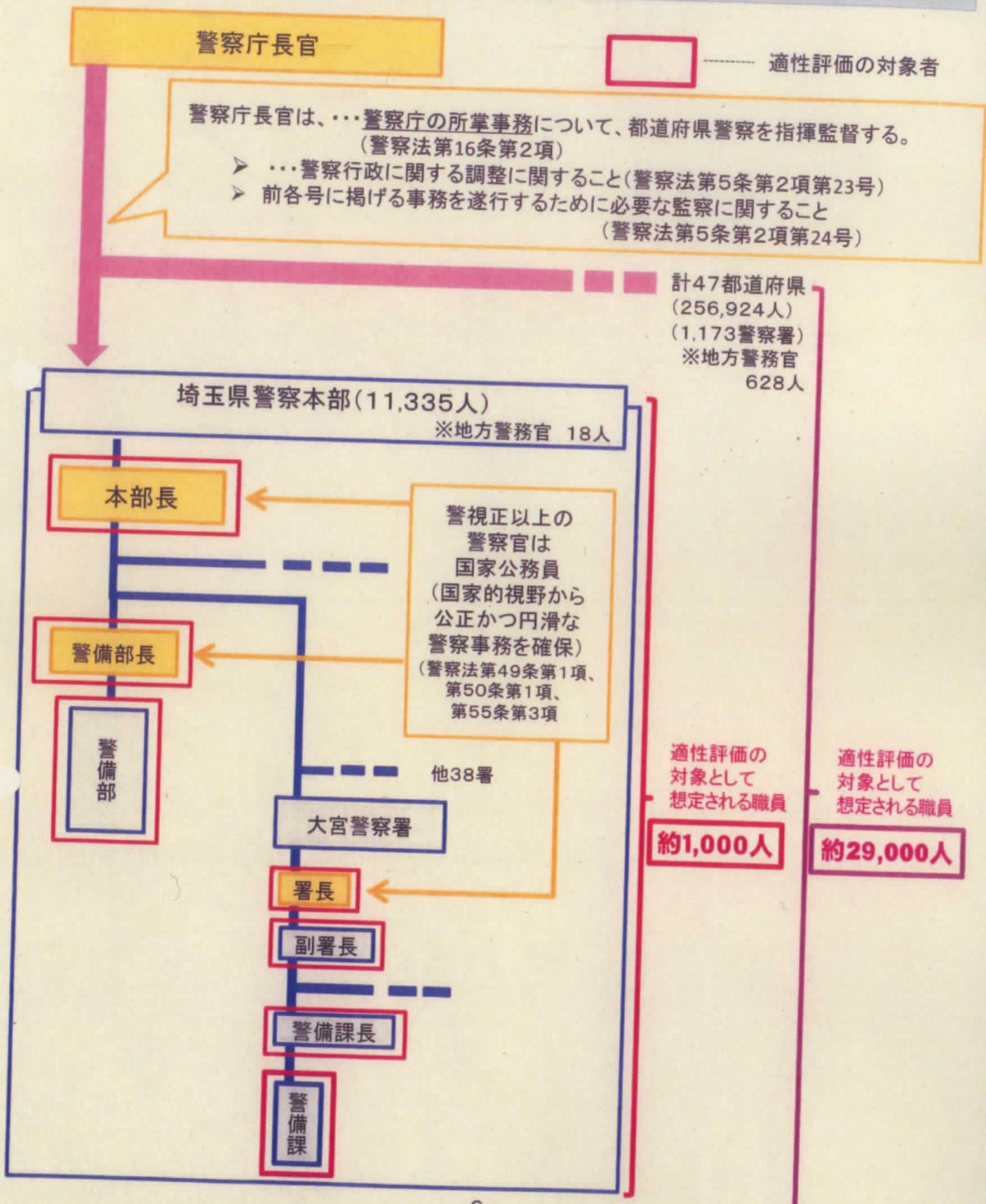
このように、都道府県警察は、特定秘密の指定を行うことはないものの、都道府県警察自体が特定秘密の取扱いの業務を行うことが予定されており、また、警察本部長が、警察庁長官の指揮監督の下に、国家公務員として都道府県警察を統括する責任者としての立場にあることに鑑みると、警察本部長は、警察庁長官が行う適性評価と同一の水準の適性評価を行うことが可能であり、さらに、都道府県警察の職員の実態をより把握し得るのは警察本部長であることから、その職員の適性評価は警察本部長が行うことが適當である。

(4) 参考（A省の特定秘密の取扱いの業務を行うB省の職員の適性評価）

特定秘密の指定を行った行政機関の長（A省）は、その所掌事務遂行上特段の必要がある場合に、当該行政機関以外の行政機関（B省）の職員に自らの保有する特定秘密の取扱いの業務を行わせることがあり、このような場合も、上記1の考え方によれば、A省の長が、A省が伝達する特定秘密の取扱いの業務を行うB省の職員の適性評価を実施することが適當であるとも考えられる。しかしながら、B省の長は、自らの所掌事務を遂行する中で取得・作成した情報を特定秘密として指定し、当該特定秘密を保護するための措置の一環として、B省の職員に対する適性評価を実施することとされており、また、そもそも、本法案では、各行政機関が相互に特定秘密を共有することを前提に、特定秘密の取扱いについて共通のルールを設け、共通の事項について同一の基準により適性

評価を実施することとしており、A省の長が実施する適性評価とB省の長が実施する適性評価は、同一の水準のものであることが確保されている。したがって、B省職員がA省から伝達された特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかについても、適切に判断することが可能であり、B省の長が適性評価を実施することができる。

都道府県警察における適性評価対象者数



【参照条文】

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（警察の責務）

第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

2 （略）

（任務及び所掌事務）

第五条 国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教育、警察通信、情報技術の解析、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とする。

2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一～三 （略）

四 次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。

イ 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案

ロ 地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案

ハ 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案

五～八 （略）

九 國際刑事警察機構、外国の警察行政機關その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関すること。

十～二十二 （略）

二十三 前号に掲げるもののほか、警察行政に関する調整に関すること。

二十四・二十五 （略）

3・4 （略）

（長官）

第十六条 （略）

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、

警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

(設置及び責務)

第三十六条 都道府県に、都道府県警察を置く。

2 都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第二条の責務に任ずる。

(警視庁及び道府県警察本部)

第四十七条 都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。

2 警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどり、並びに第三十八条第四項において準用する第五条第三項の事務について都道府県公安委員会を補佐する。

3・4 (略)

(警視総監及び警察本部長)

第四十八条 都警察に警視総監を、道府県警察に道府県警察本部長を置く。

2 警視総監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する。

(警視総監の任免)

第四十九条 警視総監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

2 (略)

(警察本部長の任免)

第五十条 警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。

2 (略)

(職員)

第五十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の職員のうち、警視総監、警察本部長及び方面本部長以外の警視

正以上の階級にある警察官は、国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て、任免し、その他の職員は、警視総監又は警察本部長がそれぞれ都道府県公安委員会の意見を聞いて、任免する。

4 (略)

(職員の人事管理)

第五十六条 都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官（以下「地方警務官」という。）は、一般職の国家公務員とする。

2、3 (略)

（参考）国の警察機関と都道府県警察の関係

○ 警察法第5条第1項及び第2項の解説

「第一項は、国家公安委員会が達成すべき行政目的を任務として規定し、第二項は、当該任務を達成するために必要となる所掌事務を明確にしたものである。（中略）

また、警察法が国及び都道府県の警察行政機関を单一の法律により規律していることにかんがみ、第一項前段及び第二項では、国~~の~~警察行政機関の都道府県警察への関与の在り方についても明らかにしている。すなわち、警察法においては、警察の組織単位は都道府県警察とされ、警察職務の執行は都道府県警察が行うものであり、中央の警察行政機関は、国家的又は全国的な見地から、国がつかさどり、統轄し、又は調整すべき事項を所掌し、このために必要な特定の事項について都道府県警察に対して一定の関与を行うのである。」（警察制度研究会「警察法解説」（以下「警察法解説」という。）72頁）

○ 警察法第36条第2項の解説

「都道府県警察は、その管轄区域について第二条に規定する警察の責務を全面的に遂行し、そのすべてにわたって責めに任ずるものである。都道府県警察は、その事務のうち、警察庁の所掌事務に係るものについて警察庁長官の指揮監督を受ける（第十六条第二項）が、この事務についても、当該都道府県の区域については全面的にその責務に任ずるもので、警察庁は、その所掌事務の範囲についてのみ、指揮監督を通じて、国の治安責任を果たすのである。」（警察法解説244頁）

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時： 2013年7月4日 22:22

宛先： 鈴木 雄介(官邸・副長官補室); [REDACTED]

堀井 勝太郎(副長官補室); [REDACTED]

[REDACTED] 丸山 洋平(安危本室); [REDACTED]

[REDACTED] 淡路 恵介(副長官補室); [REDACTED]

添付ファイル：法案概要(セット・溶け込み).pdf (144 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日、別添の法案概要で二部長の了解が取れました。ショートノーティスでの照会等にご協力いただき、ありがとうございます。

明日、次長に関係資料を持ち込む予定です。次長説明用の資料は現在作成中ですが、いずれも、これまで作成した資料（又はこれをアップデートしたもの）になりますので、次長への持込みと同時並行で共有させていただきます。

よろしくお願ひします。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になっていないものに限る。）であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、(2)の適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「取扱業務適性職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、この限りでない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、当該行政機関に属さない取扱業務適性職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

オ エによる場合のほか、行政機関の長は、特定秘密を含む情報の提供を受ける者が当該情報を各議院若しくは各議院の委員会又は参議院の調査会が行う審査又は調査、訴訟手続、刑事事件の捜査その他公益上特に必要があると認められる業務において使用する場合であって、これにより我が国の安全保障に著しい支障を及

ぼすおそれがないと認めたときに限り、その提供を行うことができる。

(2) 適性評価の実施

- ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「行政機関職員等」という。）の同意を得て、①外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）との関係に関する事項（当該行政機関職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項について、当該行政機関職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行うものとする。
- イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関職員等若しくはその関係者に質問し、当該行政機関職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認めるかどうかの結果を当該行政機関職員等に対し通知しなければならない。
- エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応するものとする。
- オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認めるかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
- ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
- イ 業務により特定秘密を知得した者（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）
- (2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10

年)。

- (3) (1) (故意に限る。) 又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を取扱業務適性職員等に限定する旨の規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

別表

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報
その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画
若しくは研究
- ロ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関し収集した国際機関又
は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）の
ための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の
重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

平成25年7月5日
担当限り

人事院との打合せ結果メモ

1 日時・場所

平成25年7月5日（金）午前10時30分から同11時00分頃までの間
人事院 5階会議室

2 出席者

先方：森川主任法令審査官・芦田事務官（事務総局企画法制課）
内田主査（事務総局人材局企画課）
中島主査（併）審査官（福祉局審査課）
大野制度第三係長（給与局給与第二課）

当方：[] 藤佐、[]

3 結果要旨

- (1) 冒頭、[] 藤佐から、配付資料（①法案概要、②条文案、③論点ペーパー「国家公務員法上の懲戒の事由等との関係について」）に基づき、本法案の概要、本日の打合せの趣旨について説明。
- (2) 説明過程における先方の発言は以下のとおり。
 - 条文案第12条について、降給の事由は、国家公務員法第75条第2項の規定により定められた人事院規則において規定されているので、原案の規定振りでは降給の事由について触れていないことになっている。（御指摘を踏まえ、条文の書き振りについて今後検討する旨回答。）
 - （法制局第二部長から、適性評価の調査過程で評価対象者が国家公務員法上の懲戒事由等に該当することが判明した場合、懲戒処分等を規定する国家公務員法がうまく機能していないことを示すことにならないかという指摘を受けた旨説明したところ、）例えば国民からの通報等によって、ある者が懲戒の事由に該当していることが発覚することもあるのだから、適性評価の調査によって懲戒の事由に該当することが判明したとしても、問題ないのではないか。
- (3) 先方に対し、以下の点について7月12日までに回答して頂きたい旨依頼。
 - ① 論点ペーパー「国家公務員法上の懲戒の事由等との関係について」に記載した当方の整理に問題はないか。
 - ② 適性評価の調査過程で評価対象者が国家公務員法上の懲戒事由等に該当することが判明する可能性があることについて、問題ないか。
- (4) なお、本日の説明で使用した資料は、取扱いに十分注意していただきたい旨断った上で、先方に手交。

（参照条文）

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（身分保障）

第75条（略）

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

（以上）

資料の送付について**内調職員107(内閣情報調査室)**

送信日時： 2013年7月5日 23:07

宛先： 鈴木 雄介(官邸・副長官補室); [REDACTED]

櫻井 壮太郎(副長官補室); [REDACTED]

丸山 洋平(安危本室); [REDACTED]

淡路 恵介(副長官補室); [REDACTED]

添付ファイル： (1)参考資料)各国との対比表.pdf (169 KB) ; 1 本法案の対象とする秘密の特質について.pdf (180 KB) ; 2 「安全保障」の意義について.pdf (230 KB) ; 3 本法案における「行政機関」の範囲及び単位について.pdf (134 KB) ; 4 有効期間を設ける理由と期間の上限について.pdf (166 KB) ; 5(別添1)特別職の守秘義務と適性評価の対象となる職.pdf (221 KB) ; 5(別添2)参照条文(守秘義務のない特別職の国家公務~1.pdf (88 KB) ; 5行政機関の長等を適性評価の対象としないことについて.pdf (148 KB) ; 6(別添)漏えい事件報道.pdf (56 KB) ; 6業務知得者と適性評価の関係について.pdf (186 KB) ; 7 取扱業務者以外の者に特定秘密を提供できる規定を設~1.pdf (150 KB) ; 8適性評価の調査事項について.pdf (98 KB) ; 9適性評価の調査事項の内容について.pdf (164 KB) ; 10調査事項、調査内容及び調査方法について.pdf (116 KB) ; 11適性評価と法の下の平等との関係について.pdf (112 KB) ; 12適性評価と思想・良心及び宗教の自由との関係について.pdf (110 KB) ; 13(別添)適性評価の実施権者を警察本部長とすること~1.pdf (217 KB) ; 13適性評価の実施権者を警察本部長とすることについて.pdf (177 KB) ; 14適性評価の実施に当たって同意を取得する必要性について.pdf (78 KB) ; 15適性評価において公私の団体に照会を行う権限について.pdf (135 KB) ; 16結果の通知を行う理由について.pdf (85 KB) ; 17適性評価と苦情に対応するための仕組みについて.pdf (120 KB) ; 18 適性評価と人事評価の対比表.pdf (121 KB) ; 19国公法上の懲戒事由等との関係について(溶け込み).pdf (202 KB) ; 20適性評価に関する個人情報の利用・提供の制限について.pdf (130 KB) ; 21適性評価制度と適格性確認制度との比較.pdf (189 KB) ; 22 本法案、国公法、隊法及びMDA法の罰則比較.pdf (128 KB) ; 23 (参考資料)業務知得者を処罰の対象とすることに~1.pdf (156 KB) ; 24 取得行為の処罰について.pdf (106 KB) ; 25 漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機~1.pdf (106 KB) ; 26 拡張解釈禁止.pdf (471 KB) ; 27 別表に該当する具体的な事項の例.pdf (377 KB) ; 28 MDA秘密保護法関係.pdf (138 KB) ; セット法案概要に使用された用例.pdf (631 KB) ; 資料目次.jtd (24 KB) ; 用例集目次(1枚目・表紙、2枚目・目次).pdf (130 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

本日、法制局に持ち込んだ次長説明用の資料を送付しますのでご査収下さい（法案概要は昨日送付したものを持ち込んでいるので添付していません）。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になっていないものに限る。）であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、(2)の適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「取扱業務適性職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、この限りでない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、当該行政機関に属さない取扱業務適性職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

オ エによる場合のほか、行政機関の長は、特定秘密を含む情報の提供を受ける者が当該情報を各議院若しくは各議院の委員会又は参議院の調査会が行う審査又は調査、訴訟手続、刑事事件の捜査その他公益上特に必要があると認められる業務において使用する場合であって、これにより我が国の安全保障に著しい支障を及

ばすおそれがないと認めたときに限り、その提供を行うことができる。

(2) 適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「行政機関職員等」という。）の同意を得て、①外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）との関係に関する事項（当該行政機関職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項について、当該行政機関職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行うものとする。

イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関職員等若しくはその関係者に質問し、当該行政機関職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認めるかどうかの結果を当該行政機関職員等に対し通知しなければならない。

エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応するものとする。

オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認めるかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

イ 業務により特定秘密を知得した者（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10

年)。

(3) (1) (故意に限る。) 又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を取扱業務適性職員等に限定する旨の規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

別表

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報
その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画
若しくは研究
- ロ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関し収集した国際機関又
は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）の
ための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の
重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

法案概要に用いられている文言の用例 (用例集)

法案概要に用いられている文言の用例（用例集） 目次

第1 趣旨

・ 「我が国の安全保障」の例 -----	1
・ 「特に秘匿することが必要であるもの」の例 -----	2
・ 「これを適確に保護する体制」に類似した立法例 -----	2
・ 「…収集（し）、整理（し、）及び活用（する）」の -----	2
・ 「…が重要であることにかんがみ、…ことにより、…を図り、もって…」 の例 -----	3
・ 「…の保護に関し（…）必要な…」の例 -----	3
・ 「…に関し、…その他の必要な事項を定めることにより、…を図り、もつ て」の例 -----	4
・ 「漏えいの防止」の例 -----	4
・ 「国及び国民の安全の確保」の例 -----	4

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

・ 「…に該当する事項」の例 -----	6
・ 「公になつ（つ）ていなもの」の例 -----	6
・ 「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例 -----	7
・ 「…に著しく支障を与える」の例 -----	7
・ 「おそれがあるため」の例 -----	8
・ 「特に秘匿することが必要であるものを…秘密として指定するものとす る。」の例 -----	8
・ 「…は、有効期間を定めるものとする。」の例 -----	9
・ 「要件を欠くに至った」の例 -----	9
・ 「…ときは、速やかに…指定を解除しなければならない」の例 -----	9
・ 期間を定めるとしつつ、その解除についても規定する例 -----	10
・ 「取扱いの業務（を行わせる）」の例 -----	11
・ 「契約業者」の例 -----	11
・ 「役職員」の例 -----	11
・ 国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官 の規定順の例 -----	11
・ 「職務の特性」の例 -----	12
・ 「…を勘案して政令で定める」の例 -----	13
・ 「所掌事務の遂行上」の例 -----	15
・ 「遂行上特段の必要がある場合に限り、…に…秘密の取扱いの業務を行 わせることができる」の例 -----	15

・ 「各議院若しくは各議院の委員会又は（若しくは）参議院の調査会が…行う審査又は調査、…訴訟手続、…刑事事件の捜査」の例	16
・ 「提供を行うことができる」の例	16
・ 公益上の必要があると認められる場合に情報提供等を行う例	17
(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価の実施	
・ 「ことが見込まれる（者）」の例	19
・ 「同意を得て、…が行う。」の例	20
・ 「…の利益を図る目的で」の例	20
・ 「安全への（に対する）脅威」の例	20
・ 「不正な活動」の例	21
・ 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で（…）人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例	21
・ 「家族」の例	22
・ 「同居人」の例	22
・ 「氏名、生年月日、国籍…住所」の例	22
・ 「犯罪…経歴」の例	22
・ 「情報の取扱い」の例	23
・ 「非違」の例	23
・ 「あるかどうかという観点から」の例	24
・ 「必要な範囲内において」の例	25
・ 「資料の提出を求め」の例	25
・ 調査対象者に利益がないにもかかわらず、調査対象者について公務所又は公私の団体に対する照会の権限が付与されている例	26
・ 「…は、…した（った）ときは、結果を…通知しなければならない。」の例	27
・ 「苦情に（ついて）適切に対応するものとする。」の例	27
・ 「懲戒の事由」の例	28
・ 「…に該当する疑いがある」の例	28
2 特定秘密の漏えい等に対する罰則	
・ 「取り扱うことを業務とする者」の例	30
・ 「業務により知得」の例	30
・ 「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例	31
・ 「財物の（を）窃取」の例	31
・ 「施設への（に）侵入」の例	31
3 その他	
・ 「この法律の適用にあたつて（当たって）は、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害することがあつて（あって）はならない」の例	33
・ 「この法律（本法）の施行の日の前日において」の例	34
・ 「施行日の前日において…施行日に（おいて）…とみなす。」の例	34
・ 「指定されている…は（を）、指定した…とみなす。」の例	35

別表

・ 別表の項目名を表す際の用例	36
【別表第1号（防衛に関する事項）】	
・ 「防衛に関する事項」の例	37
・ 「防衛に関する」の例	37
・ 別表第1号に用いられている文言の例	38
【別表第2号（外交に関する事項）】	
イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容	39
・ 「安全保障」の例	39
・ 「外国の政府…又は国際機関」の例	39
・ 「外国（の）政府（…）との交渉…協力」の例	39
・ 「国際機関との交渉」の例	40
・ 「国際機関との（…）協力」の例	40
・ 「…の方針」の例	41
・ 「交渉の内容」の例	41
・ 「協力の内容」の例	41
ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）	43
・ 「実施する（…）措置」の例	43
・ 「貨物の輸出又は輸入の禁止」の例	43
・ 「措置…方針」の例	43
ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）	44
・ 「条約その他の国際約束」の例	44
・ 「条約その他の国際約束に基づき」の例	44
・ 「保護が必要な」の例	44
ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力	45
ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号	46
・ 「外務省本省」の例	46
・ 「在外公館」の例	46
・ 「…との間の通信」の例	46
【別表第3号（外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項）】	
イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究	47
・ 「…の利益を図る目的で」の例	47

・ 「安全への（に対する）脅威」の例 -----	47
・ 「不正な活動」の例 -----	48
・ 「被害の発生（…）拡大の防止」の例 -----	48
・ 「…のための措置又は」の例 -----	48
・ 「措置（…）に関する計画」の例 -----	49
□ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に關し収集した国際機 関又は外国の行政機關からの情報その他の重要な情報 -----	50
・ 「国際機関…外国の行政機關」の例 -----	50
・ 「…から得た情報」の例 -----	50
ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力 -----	51
ニ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止の用に供する暗号 -----	51
【別表第4号（テロ活動防止に關する事項）】	
イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。） のための措置又はこれに關する計画若しくは研究 -----	52
ロ テロ活動防止に關し収集した国際機関又は外国の行政機關からの情報その 他の重要な情報 -----	52
ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力 -----	52
ニ テロ活動防止の用に供する暗号 -----	52

法案概要に用いられている文言の用例

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

「我が国の安全保障」の例

○財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第百九号）（抄）

（防衛関係費に係る改革の基本方針）

第十九条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配意して、抑制するものとする。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の利用等に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

※国家安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（平成二十五年六月七日閣議決定）
(抄) (注: 下線部は改正部分)

○国家安全保障会議設置法

（設置）

第一条 我が國の安全保障（以下「国家安全保障」という。）に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議（以下「会議」という。）を置く。

「特に秘匿することが必要であるもの」の例

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていらないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 （略）

「これを適確に保護する体制」に類似した立法例

- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
(特別防衛秘密保護上の措置)

第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

- 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）
(他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務)

第一百十三条の四 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

- 一 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。
- 二 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。
- 三 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。
- 四 防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下の節において同じ。）の手続に関すること。
- 五 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。
- 六 当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。
- 七 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

「…収集（し）、整理（し、）及び活用（する）」の例

- 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）
(国内外の情報の収集、整理及び活用等)

第十七条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2・3 （略）

○地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）（抄）

第七条 保健所は、前条に定めるものほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るために必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。

二～四 （略）

「…が重要であることにかんがみ、…ことにより、…を図り、もって…」の例

○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、特定水道利水障害を防止する上で水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることにかんがみ、水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めるとともに、特定水道利水障害の防止のための対策を実施しなければならない水道水源水域について、水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定、水質の保全に資する事業の実施、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、水道水源水域の水質の保全を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

「…の保護に関し（…）必要な…」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十二号）（抄）

（文化財保護の特例）

第一百二十五条 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等（重要文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の重要文化財をいう。）、重要有形民俗文化財（同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財をいう。）又は史跡名勝天然記念物（同法第二百九条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該重要文化財等の所有者、管理責任者（同法第三十一条第二項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第二百十九条第二項の管理責任者をいう。）、管理団体（同法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用す

る場合を含む。) 及び同法第百十五条第一項の管理団体をいう。) 又は同法第百七十二条第一項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人(以下この条において「所有者等」という。)に対し、当該重要文化財等について、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し必要な措置を講すべきことを命じ、又は勧告することができる。

2～7 (略)

「…に~~關~~し、…その他の必要な事項を定めることにより、…を図り、もって…」の例

○武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成十六年法律第百十四号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に~~關~~し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。

「漏えいの防止」の例

○公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)(抄)

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 (略)

2 (略)

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

○日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)(抄)

第三十八条 (略)

2～7 (略)

8 厚生労働大臣及び機構は、第五項第三号又は第四号の規定に基づき、年金個人情報を提供する場合において、必要があると認めるとときは、年金個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る年金個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の年金個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

9・10 (略)

「国及び国民の安全の確保」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する

法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関する必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になつてないものに限る。）であつて、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。
※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

「…に該当する事項」の例

○判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）（抄）
(弁護士職務従事職員の服務等)

第六条 (略)

2 (略)
3 最高裁判所又は法務大臣は、必要があると認めるときは、当該弁護士職務従事職員に対し、当該受入先弁護士法人等における勤務条件及び第四条の規定による弁護士の業務への従事の状況（弁護士法第二十三条に規定する職務上知り得た秘密に該当する事項を除く。）について、報告を求めることができる。

4・5 (略)

○地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

（関連事業計画に基く事業を実施した者に対する補助）

第四十六条 国は、都道府県が第二十四条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に該当する事項を除く。）までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

「公になつ（つ）ていないもの」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつてないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
（定義）

第一条 （略）

2 （略）

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつてないものをいう。

一・二 （略）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条 合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつてないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2 （略）

「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）
（抄）

（秘密区分）

第一条 （略）

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4 （略）

「我が国の安全保障」の例

1 頁に記載。

「…に著しく支障を与える」の例

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）

（特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等）

第九条 （略）

2 （略）

3 國土交通大臣は、第一項の行為が、港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、同項の許可をしてはならない。

4～7 (略)

○漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）（抄）

（漁港の保全）

第三十九条（略）

2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

3～8 (略)

「おそれがあるため」の例

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）

（緊急時における対応）

第三十七条 政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第四十条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2・3 (略)

「特に秘匿することが必要であるものを…秘密として指定するものとする。」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないのであるうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 (略)

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

「…は、有効期間を定めるものとする。」の例

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）
(認定の有効期間)

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2・3 (略)

「要件を欠くに至った」の例

- 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

第二十六条 (略)

2 (略)

3 認定地方公共団体は、指定法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるとときは、その指定を取り消すことができる。

4・5 (略)

- 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

(保証人の要件)

第四百五十条 (略)

2 保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。

3 (略)

「…ときは、速やかに…指定を解除しなければならない」の例

- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）
(抄)

(秘密区分の指定、変更及び解除)

第二条 (略)

2 (略)

3 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必要がなくなったとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。

4 (略)

期間を定めるとしつつ、その解除についても規定する例

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）
(鳥獣保護区)

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であって前号の区域以外の区域
- 2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。
- 3～6 （略）
- 7 鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えることができない。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。
- 8 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
- 9～11 （略）

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）
(抄)

(緊急指定種)

第五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

- 2 （略）
- 3 指定の期間は、三年を超えてはならない。
- 4・5 （略）
- 6 環境大臣は、指定の必要がなくなったと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 7 （略）

ウ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、(2) の適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「取扱業務適性職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、この限りでない。

「取扱いの業務（を行わせる）」の例

○自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二（略）

2（略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

「契約業者」の例

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第一百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第一百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一～四（略）

2（略）

「役職員」の例

○更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（抄）

（表彰）

第六十一条 法務大臣は、成績の特に優秀な認可事業者若しくは届出事業者又はその役職員を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官の規定順の例

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（公務員の立候補制限）

第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第

百十八号) 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員(特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。)は、この限りでない。

一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官

二～五 (略)

2・3 (略)

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号)(抄)

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。

○国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)(抄)

(一般職及び特別職)

第二条 (略)

2 (略)

3 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一 内閣総理大臣

二 国務大臣

三 人事官及び検査官

四 内閣法制局長官

五 内閣官房副長官

五の二 内閣危機管理監

五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官

六 内閣総理大臣補佐官

七 副大臣

七の二 大臣政務官

八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

九～十七 (略)

4～7 (略)

「職務の特性」の例

○国家公務員制度改革基本法(平成二十年法律第六十八号)(抄)

(議院内閣制の下での国家公務員の役割等)

第五条 政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大

臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 (略)

二 国家戦略スタッフ及び政務スタッフ（以下この号において「国家戦略スタッフ等」という。）の任用等については、次に定めるところによるものとすること。

イ (略)

ロ 国家戦略スタッフ等を有効に活用できるものとするため、給与その他の処遇及び退任後の扱いについて、それぞれの職務の特性に応じた適切なものとすること。

2 政府は、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～四 (略)

五 幹部職員等の任用、給与その他の処遇については、任命権者が、それぞれ幹部職員又は管理職員の範囲内において、その昇任、降任、昇給、降給等を適切に行うことができるようとする等その職務の特性並びに能力及び実績に応じた弾力的なものとするための措置を講ずるものとすること。

3・4 (略)

○総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）

（職務の特性への配慮）

第十二条 この法律の運用に当たっては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならない。

（審査委員会）

第二十九条 支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。

2～10 (略)

「…を勘案して政令で定める」の例

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）（抄）

（納付金）

第五条 納付金の金額は、一年当たり、タンカーに係る保険契約の保険料の金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額とする。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（利用の方法）

第十九条 国立公文書館等の長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支

障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるとき限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、当該行政機関に属さない取扱業務適性職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

「所掌事務の遂行上」の例

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）
（交流採用）

第十九条 （略）

2～4 （略）

5 交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、任命権者がその所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

6 （略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）
（俸給の支給日等）

第八条 （略）

2 次の各号のいずれかに掲げる場合に該当し、かつ、防衛大臣が特に必要と認めるときは、職員に対してその俸給の月額の半額ずつを月二回に支給することができる。この場合において、俸給を支給する日は、法第十二条第一項ただし書の各期間内の日のうち防衛大臣の定める日とする。

一 （略）

二 所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合

3～8 （略）

「遂行上特段の必要がある場合に限り、…に…秘密の取扱いの業務を行わせることができる」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 （略）

オ エによる場合のほか、行政機関の長は、特定秘密を含む情報の提供を受ける者が当該情報を各議院若しくは各議院の委員会又は参議院の調査会が行う審査又は調査、訴訟手続、刑事事件の捜査その他公益上特に必要があると認められる業務において使用する場合であって、これにより我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときに限り、その提供を行うことができる。

「各議院若しくは各議院の委員会又は（若しくは）参議院の調査会が…行う審査又は調査、…訴訟手続、…刑事事件の捜査」の例

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～十一

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三・十四 （略）

「我が国の安全保障」の例

1頁に記載。

「に著しい（く）支障を与える」の例

7～8頁に記載。

「提供を行うことができる」の例

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（情報提供）

第百八条の二 財務大臣は、この法律、関税定率法その他の関税に関する法律（以下この条及び次条において「関税法令」という。）に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条及び次条において「外国税關当局」という。）に対し、その職務（関税法令に規定する税關の職務に相当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。ただし、当該情報の提供を行うことが、関税法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそ

れがあると認められる場合は、この限りでない。

2～5 (略)

○古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）（抄）

（情報の提供）

第二十七条 公安委員会は、盗品等の売買等の防止に資するため、盗品等に関する情報の提供を求める者で国家公安委員会規則で定めるものに対し、当該情報の提供を行うことができる。

公益上の必要があると認められる場合に情報提供等を行う例

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～十一 (略)

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三・十四 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（公益上の理由による裁量的開示）

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

○戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）

第一百二十六条 市町村長又は法務局若しくは地方法務局の長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情報を利用する必要があると認められるものため、その必要の限度において、これらの情報を提供することができる。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）

（安否情報の提供）

第二十六条 法第九十五条第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者は、照会をする理由、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならない。

- 2 前項の照会を受けた総務大臣又は地方公共団体の長は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。
- 3 前項の場合において、総務大臣又は地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報（武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、第二十四条第一項各号に掲げる情報）を回答するものとする。
- 4 (略)

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「行政機関職員等」という。）の同意を得て、①外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）との関係に関する事項（当該行政機関職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項について、当該行政機関職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行うものとする。

「取扱いの業務（を行わせる）」の例

11頁に記載。

「ことが見込まれる（者）」の例

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（抄）

（除染実施計画）

第三十六条 （略）

2・3 （略）

4 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聞くとともに、環境大臣に協議しなければならない。

5 （略）

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（市町村都市再生整備協議会）

第四十六条の二 （略）

2 （略）

3 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、前条第二項第二号イからヘまでに掲げる事業（これらの事業と一体となってその効果を増大させることとなる事業等を含む。）を実施し、又は実施することが見込まれる者及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者に対して、資料の提供、意見

の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4・5 (略)

「同意を得て、…が行う。」の例

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百十号）（抄）
（指定医療機関の指定）

第十六条（略）

- 2 指定通院医療機関の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

「…の利益を図る目的で」の例

- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第二百四十七号）
（抄）
（役職員又は構成員等の禁止行為）

第九条（略）

- 2 前条に規定する処分を受けている団体の役職員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一～四（略）

- 五 当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該団体の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ること。

3（略）

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）
（威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任）

- 第三十一条の二 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において同じ。）を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一（略）

- 二 当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者が専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによって行われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当該代表者等に過失がないとき。

「安全への（に対する）脅威」の例

- 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査

等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）（抄）
(目的)

第一条 この法律は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっており、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第千八百七十四号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐる同理事会決議による当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

「不正な活動」の例

- 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）
(警備企画課)

第三十七条 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。

一～六 （略）

七 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること（外事情報部の所掌に属するものを除く。）。

八・九 （略）

「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で（…）人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一・二 （略）

2・3 （略）

「家族」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（介護休業給付金）

第六十一条の六 介護休業給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、対象家族（当該被保険者の配偶者、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。以下この条において同じ。）を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2～6 （略）

「同居人」の例

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ～ハ （略）

二 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 （略）

7・8 （略）

「氏名、生年月日、国籍…住所」の例

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）（抄）

（承認の申請）

第九条 第七条の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、氏名、生年月日、国籍、住所、外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国（次条において「資格取得国」という。）の国名、当該外国弁護士の名称その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出しなければならない。

「犯罪…経歴」の例

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

(指定)

第三条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

一 （略）

二 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうちに占める犯罪歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうちに占める犯罪歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうちに占める犯罪歴保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうちに占める犯罪歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超えるものであること。

イ～ヘ （略）

三 （略）

「情報の取扱い」の例

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条 （略）

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

第百六十七条 （略）

2 （略）

3 前項に規定するもののほか、捕虜収容所における被収容者に関する情報の取扱いについては、防衛省令で定める。

「非違」の例

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（監察の指示等）

第四十三条の二 都道府県公安委員会は、都道府県警察の事務又は都道府県警察の職員の非違に関する監察について必要があると認めるときは、都道府県警察に対する第三十八条第三項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

2・3 （略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）
(勤務成績の証明等)

第六条の十二 (略)

2 法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項に規定する政令で定める事由は、懲戒処分を受けるべき行為（職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことその他防衛大臣の定める事由とする。

「あるかどうかという観点から」の例

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）（抄）
(評価、調整及び確認)

第九条 (略)

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、調整者としての全体評語を付すことにより調整（次項に規定する再調整を含む。）を行うものとする。この場合において、調整者は、当該全体評語を付す前に、評価者に再評価を行わせることができる。

3 (略)

イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関職員等若しくはその関係者に質問し、当該行政機関職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

「必要な範囲内において」の例

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（抄）
(年金受給者の書類の提出等)

第七十五条 連合会は、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 (略)

○商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）（抄）
(問合せ等)

第十三条 商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 (略)

「資料の提出を求め」の例

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）
(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 (略)

2～5 (略)

6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

7～9 (略)

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）
(指名医による診療)

第六十三条 (略)

2 刑事施設の長は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等（以下この条において「指名医」という。）の診療方法を確認するため、又はその後にその被収容者に対して刑事施設において診療を行うため必要があるときは、刑事施設の職員をしてその診療に立ち会わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

3・4 (略)

調査対象者に利益がないにもかかわらず、調査対象者について公務所又は公私の団体に対する照会の権限が付与されている例

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）
(公務所等に対する照会)

第十二条 裁判所は、第二十六条第三項（略）の規定により選定された裁判員候補者又は裁判員若しくは補充裁判員について、裁判員又は補充裁判員の選任又は解任の判断のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 (略)

○検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）（抄）

第十二条の六 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者又は検察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果を当該行政機関職員等に対し通知しなければならない。

「…は、…した（った）ときは、結果を…通知しなければならない。」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第二百七十九号）（抄）
（抑留資格認定に係る処分）

第十六条 （略）

2 （略）

3 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者（軍隊等非構成員捕虜に限る。）に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、防衛省令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨及び前項の判定の結果を通知しなければならない。

4・5 （略）

○食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）

（所掌事務）

第二十三条 （略）

2 委員会は、前項第二号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、
関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。

3・4 （略）

エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応するものとする。

「苦情に（ついて）適切に対応するものとする。」の例

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）（抄）
（苦情への対応）

第二十条 実施権者は、第十条（第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により職員に開示された定期評価における能力評価若しくは業績評価又は特別評価の結果に関する職員の苦情その他人事評価に関する職員の苦情について、内閣府令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 （略）

オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止する。

「懲戒の事由」の例

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）
第百四十四条（略）

2 団体職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第一百十一条 第一項	組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた	地方公務員の場合における <u>懲戒の事由</u> に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受けた場合若しくは解雇された
（略）	（略）	（略）

○沖縄の復帰に伴う地方税関係以外の自治省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六十号）（抄）
(地方公務員法関係)

第十条 別段の定めがあるものを除くほか、沖縄県又は市町村の職員について地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）を適用する場合の経過措置は、次に定めるところによる。

一・二（略）

三 法の規定により沖縄県又は市町村の職員となつた者のうち、琉球政府公務員法第三十七条第一項各号その他の沖縄法令に規定する懲戒の事由で地方公務員法第二十九条第一項各号に掲げる懲戒の事由に相当するものに該当する者については、それぞれ同項各号に該当する者とみなして、同法の規定に基づき懲戒処分を行なうことができる。

四～七（略）

2・4（略）

「…に該当する疑いがある」の例

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）
(調査を行う間における銃砲又は刀剣類の保管)

第十三条の三 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による銃砲又は刀剣類

の所持の許可を受けた者が、人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為をし、かつ、その者これらの行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、その者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号に該当する疑いがあると認められる場合において、その者がこれらの規定に該当するかどうかについて第十二条の三の規定による受診命令、前条の規定による照会その他の方法により調査を行う必要があり、当該調査を行う間、その者に当該許可に係る銃砲又は刀剣類を保管させておくことが適当でないと認めるときは、その者（その者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、当該調査を行う間、提出された銃砲又は刀剣類を保管することができる。

2～4 (略)

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（職員の人事管理）

第五十六条 (略)

2 (略)

3 警視総監又は警察本部長は、第四十三条の二第一項の規定による指示がある場合のほか、都道府県警察の職員が次の各号のいずれかに該当する疑いがあると認める場合は、速やかに事実を調査し、当該職員が当該各号のいずれかに該当することが明らかになつたときは、都道府県公安委員会に対し、都道府県公安委員会の定めるところにより、その結果を報告しなければならない。

- 一 その職務を遂行するに当たつて、法令又は条例の規定に違反した場合
- 二 前号に掲げるもののほか、職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
- ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
イ 業務により特定秘密を知得した者（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

「取り扱うことを業務とする者」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 (略)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

「業務により知得」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 (略)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

「財物の（を）窃取」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（窃盗）

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

「施設への（に）侵入」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

「この法律の適用にあたつて（当たって）は、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあって（あって）はならない」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
(この法律の解釈適用)

第七条 この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を取扱業務適性職員等に限定する旨の規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

「取扱いの業務（を行わせる）」の例

11頁に記載。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

「この法律（本法）の施行の日の前日において」の例

- 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）（抄）

附 則

第六条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものについては、当該市町村の区域のうち同条に規定する市町村の合併が行われた日の前日において旧過疎活性化法の規定に基づく過疎地域であった区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

「施行日の前日において…施行日に（おいて）……とみなす。」の例

- 日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）（抄）

附 則

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 施行日の前日において総務省の職員である者のうち、施行日において引き続き公社の職員となったものであって、施行日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から第百五十四条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十五年四月から始める。

- 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）（抄）

附 則

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 施行日に前日において、日本国有鉄道の総裁又はその委任を受けた者から第百五十五条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けている者

が、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第百五条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和六十二年四月から始める。

「指定されている…は（を）、指定した…とみなす。」の例

○戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

1～5 （略）

（指定医療機関に関する経過措置）

6 この法律の施行の際、現に旧未帰還者援護法の規定により指定されている病院又は診療所は、第十二条の規定により厚生大臣が指定した病院又は診療所とみなす。

7～34 （略）

別表の項目名を表す際の用例

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号) (抄)

(合衆国軍隊の機密を侵す罪)

第六条 合衆国軍隊の機密 (合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。) を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

別表

一 防衛に関する事項

- イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
- ロ 部隊の隸属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備
- ハ 部隊の任務、配備又は行動
- ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度
- ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二 編制又は装備に関する事項

- イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況
- ロ 編制又は装備の現況
- ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三 運輸又は通信に関する事項

- イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況
- ロ 軍用通信の内容
- ハ 軍用暗号

【別表第1号（防衛に関する事項）】

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

「防衛に関する事項」の例

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）

別表

一 防衛に関する事項

- イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
 - ロ 部隊の隸属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備
 - ハ 部隊の任務、配備又は行動
 - ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度
 - ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量
- 二・三 （略）

「防衛に関する」の例

- 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）
(委員の任命)

第九十五条 委員は、人格が高潔であって、安全保障に関する識見を有し、かつ、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、防衛大臣が任命する。

- 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十五条 （略）

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房

の事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。

3～5 (略)

別表第1号に用いられている文言の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

別表第四（第九十六条の二関係）

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

【別表第2号（外交に関する事項）】

イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容

「安全保障」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第二百七十七号）（抄）
（委員の任命）

第九十五条 委員は、人格が高潔であって、安全保障に関する識見を有し、かつ、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、防衛大臣が任命する。

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）
（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

ロ～ニ （略）

二～二十九 （略）

「外国の政府…又は国際機関」の例

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第二百七十七号）（抄）
（国際的協調のための施策）

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）
（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条 （略）

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一～四 （略）

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であって、これらの機関から委任されたものに従事する者

「外国（の）政府（…）との交渉…協力」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）
（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。
三～二十九 (略)

「国際機関との交渉」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）
(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ・ロ (略)

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

二 (略)

二～五 (略)

2・3 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）
(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一～三 (略)

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五～七 (略)

「国際機関との（…）協力」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）
(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関

すること。

四～二十九 (略)

「…の方針」の例

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

第三百九十条 (略)

2 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第三号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

一・二 (略)

三 監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

3・4 (略)

○景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）

(景観計画)

第八条 (略)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）

四 (略)

3～11 (略)

「交渉の内容」の例

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

(保険契約の承継等の申込み)

第二百六十七条 (略)

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

3・4 (略)

「協力の内容」の例

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）

(抄)

(特定研究開発等計画の認定)

第四条 (略)

2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の者（以下「協力者」という。）がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

四 （略）

3 （略）

- 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）

「安全保障」の例

39頁に記載。

「実施する（…）措置」の例

- 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（抄）
(目的)

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

「貨物の輸出又は輸入の禁止」の例

- 外国為替及び外貨貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一～三十一（略）

三十二 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

三十三（略）

2（略）

「措置…方針」の例

- 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）（抄）
(保安上又は防火上危険である庁舎に対する措置)

第八条（略）

2 各省各庁の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対して、これに対する措置の方針を通知し、且つ、その措置をしたときはその結果を通知しなければならない。

ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号口、第3号口又は第4号口に掲げるものを除く。）

「安全保障」の例

39頁に記載。

「条約その他の国際約束」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）
(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 （略）

四 条約その他の国際約束の締結に関すること。

五～二十九 （略）

「条約その他の国際約束に基づき」の例

○独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）（抄）
(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 （略）

四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号及び第四十二条第二項第三号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ （略）

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ・ニ （略）

五～九 （略）

2・3 （略）

「保護する必要性」の例

○環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）
(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一～三 （略）

四 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに
関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 (略)

2 (略)

「…に關し収集した…情報その他の（…）重要な情報」の例
38頁に記載。

二 ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

「…に掲げる情報の収集整理又はその能力」の例
38頁に記載。

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

「外務省本省」の例

- 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（抄）
(大使及び公使の待命)

第十二条 (略)

2 (略)

3 待命の大天使又は公使は、特別の必要がある場合には、臨時に、第二条第一項第三号から第六号までに掲げる者の任務又はこれらに準ずる任務（以下「特派大使等の任務」という。）その他外務省本省の事務に従事させることができる。

4～6 (略)

「在外公館」の例

- 外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）
(設置)

第六条 外務省に、在外公館を置く。

2・3 (略)

「…との間の通信」の例

- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）
(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)

第十五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人又は宗教の職にある者（傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。）との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

- 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）
(船舶又は航空機に開設した外国の無線局)

第百三条の四 (略)

2 前項の無線局は、次に掲げる通信を行う場合に限り、運用することができる。

一 (略)

二 電気通信業務を行うことを目的とする無線局との間の通信

三 (略)

「…の用に供する暗号」の例

38頁に記載。

【別表第3号（外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項）】

イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報
その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

「…の利益を図る目的で」の例

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）
(抄)

（役職員又は構成員等の禁止行為）

第九条 （略）

2 前条に規定する処分を受けている団体の役職員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一～四 （略）

五 当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該団体の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ること。

3 （略）

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）(抄)
(威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任)

第三十一条の二 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において同じ。）を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 （略）

二 当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者が専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによって行われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当該代表者等に過失がないとき。

「安全への（に対する）脅威」の例

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）(抄)

（目的）

第一条 この法律は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る

弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっており、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第千八百七十四号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐる同理事会決議による当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

「不正な活動」の例

- 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）
(警備企画課)

第三十七条 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。

一～六 （略）

七 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること（外事情報部の所掌に属するものを除く。）。

八・九 （略）

「被害の発生（…）拡大の防止」の例

- 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）
(消費者への注意喚起)

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2・3 （略）

「…のための措置又は」の例

- 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（抄）
(指導及び助言)

第二十二条 国及び都道府県は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、

承認企業立地計画に係る企業立地のための措置又は承認事業高度化計画に係る事業高度化のための措置を適確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

「措置（…）に関する計画」の例

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）
(政府実行計画等)

第二十条の二 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。
2～7 （略）

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）
(事業の廃止に伴う措置)

第十二条の六 （略）

2 製錬事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。

3～9 （略）

「計画若しくは研究」の例

38頁に記載。

- 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報

「…の利益を図る目的で」の例
47頁に記載。

「不正な活動」の例
48頁に記載

「…に關し収集した…情報その他の（…）重要な情報」の例
38頁に記載。

「国際機関…外国の行政機関」の例

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）
(国際課)

第十二条 国際課においては、次の事務をつかさどる。

一 (略)

二 所管行政に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

三 (略)

○防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）
(防衛政策局の所掌事務)

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六 (略)

七 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との涉外に関すること。

八 (略)

「…から得た情報」の例

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）
(消費者委員会の勧告等)

第四十三条 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

2 (略)

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

「…に掲げる情報の収集整理又はその能力」の例
38頁に記載。

二 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止の用に供する暗号

「…の利益を図る目的で」の例
47頁に記載。

「不正な活動」の例
48頁に記載

「…の用に供する暗号」の例
38頁に記載。

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

「被害の発生（…）拡大の防止」の例

「…のための措置又は」の例

「措置（…）に関する計画」の例

48～49頁に記載。

「計画若しくは研究」の例

38頁に記載。

ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報

「国際機関…外国の行政機関」の例

「…から得た情報」の例

50頁に記載。

「…に関し収集した…情報その他の（…）重要な情報」の例

38頁に記載。

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

「…に掲げる情報の収集整理又はその能力」の例

38頁に記載。

ニ テロ活動防止の用に供する暗号

「…の用に供する暗号」の例

38頁に記載。

特定秘密の保護に関する法律案関係参考条文

目 次

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）（抄）・・・・・・・・・・・・
- 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第二百七十九号）（抄）・・・・・・・・
- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第二百六十六号）・・・・二十一
- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第二百四十九号）・・・・二十三
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）・・・・二十六
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）・・・・二十八
- 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）・・・・三十一
- 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）（抄）・・・・三十二

第四十八編 防衛（自衛隊法）

一一一五二

自衛隊法をここに公布する。

自衛隊法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 指揮監督（第七条—第九条の二）

第三章 部隊

第一節 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成（第十条—第十四条）

条)

第二節 海上自衛隊の部隊の組織及び編成（第十五条—第十九

条）

第三節 航空自衛隊の部隊の組織及び編成（第二十条—第二十

条）

第四節 共同の部隊（第二十一条の二）

第五節 部隊編成の特例及び委任規定（第二十二条—第二十三

条）

第四章 機関（第二十四条—第三十条）

第五章 隊員

第一節 通則（第三十一条—第三十四条）

第二節 任免（第三十五条—第四十一条）

第三節 分限、懲戒及び保障（第四十二条—第五十一条）

第四節 服務（第五十二条—第六十五条）

第五節 予備自衛官等

第一款 予備自衛官（第六十六条—第七十五条）

第二款 即応予備自衛官（第七十五条の二—第七十五条の十
八）

第三款 予備自衛官補（第七十五条の九—第七十五条の十
三）

第六章 自衛隊の行動（第七十六条—第八十六条）

第七章 自衛隊の権限等（第八十七条—第九十六条の二）

第八章 雜則（第九十七条—第一百十七条の二）

第九章 罰則（第一百十八条—第一百二十六条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官並びに防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）並びに陸上自衛

る。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(昭三七法一二二一・昭六一法一〇〇・一部改正)

(自衛隊の施設の警護のための武器の使用)

第九十五条の二 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(平二三法一五・追加)

(部内の秩序維持に専従する者の権限)

第九十六条 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。
 一 自衛官並びに統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学

生、訓練招集に応じて、予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じて、予備自衛官補（以下この号において「自衛官等」という。）の犯した犯罪又は職務に從事中の自衛官等に対する犯罪その他自衛官等の職務に關し自衛官等以外の者の犯した犯罪

二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

- 三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪
- 2 前項の規定により司法警察職員として職務を行う自衛官のうち、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の者は司法警察員となり、その他の者は司法巡査とする。
- 3 警察官職務執行法第七条の規定は、第一項の自衛官の職務の執行について準用する。

(昭三七法一二二一・平九法四三・平一三法四〇・平一七法八八・平一八法

(平一八・一部改正)

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていらないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第二百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3

防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(平一三法一一五・追加、平一八法一一八・一部改正)

第八章 雜則

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

2 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部について協力を求めることがができる。

3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

(平一一法八七・平一八法一一八・平一一法四四・一部改正)

(学資金の貸与)

第九十八条 防衛大臣は、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）に規定する大学（大学院を含む。）に在学する学生で、政令で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

2 前項の貸与金の額は、政令で定める。

3 第一項の貸与金には、利息を附さない。

4 防衛大臣は、学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、政令で定めるところにより、その貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

一 修学後政令で定める年数以上継続して隊員であつたとき。

二 修学後隊員であつた者が公務に因る災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 死亡又は心身障害により貸与金の返還ができなくなつたと

二 第六十四条第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者

三 第六十四条第二項の規定に違反した者

四 第七十一条第一項第一号の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官又は第七十五条の四第一項第一号若しくは第三号の規定による防衛招集命令若しくは治安招集命令を受けた即応予備自衛官で、正当な理由がなくて指定された日から三日を過ぎてなお指定された場所に出頭しないもの

五 第七十七条又は第七十九条第一項の規定による出動待機命令を受けた者で、正当な理由がなくて職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくよう命ぜられた日から正当な理由がなくて七日を過ぎてなお職務の場所につかないもの

六 第七十八条第一項又は第八十一条第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しないもの

七 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

八 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

2 前項第二号若しくは第四号から第六号までに規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第三号、第七号若しくは第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ

(昭三七法一三二・平九法四三・平一三法四〇・平一八法四五・一部改

第一百二十条 第七十八条第一項又は第八十一条第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 第六十四条第二項の規定に違反した者

二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくよう命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者

三 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

2 前項第二号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号、第三号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ

同項の刑に処する。

(昭三七法一三二・一部改正)

第一百二十二条 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項第二号若しくは第四号から第六号までに規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第三号、第七号若しくは第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

(昭三七法一三二・平九法四三・平一三法四〇・平一八法四五・一部改

3 2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三

第四十八編 防衛（自衛隊法）

一四五四

万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

（平一三法一一五・追加）

第一百一十三条 第七十六条第一項の規定による防衛出勤命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、七年以下の懲役又は禁こに処する。

一 第六十四条第二項の規定に違反した者

二 正當な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくよう命ぜられた日から正當な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者

三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者

四 正當な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

五 警戒勤務中、正當な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくはめいでて職務を怠つた者

2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

（昭三七法一三一・一部改正、平二三法一一五・旧第百二十二条下用する場合を含む。）又は第十四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは逃避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

（平一五法八〇・追加）

第一百一十五条 第百三条第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（平一五法八〇・追加）

第一百一十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（平一五法八〇・追加）

附 則 抄

1 この法律は、防衛庁設置法施行の日から施行する。

（施行の日：昭和二九年七月一日）

（昭三七法一三一・平一八法一一八・一部改正）

2 防衛大臣又はその委任を受けた者は、当分の間、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が自衛隊と隣接して所在する場合において他から入手するみちがないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省令で定めるところ

により、これに対し、自衛隊のために設けられている施設による給水その他防衛省令で定める役務を適正な対価で提供することができる。

(昭三一法七八・追加、昭三五法一〇〇・平一一法一六〇・一部改正、平

一八法一一八・旧第十二項繰上・一部改正)

3 前項の規定に基づき防衛大臣が防衛省令を定める場合には、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

(昭二一法七八・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一八法一一八・旧

第十三項繰上・一部改正)

4 自衛隊は、当分の間、防衛大臣の命を受け、陸上において発見された不発弾その他の火薬類の除去及び処理を行ふことができること。

(昭三三法一六四・全改、平一八法一一八・旧第十四項繰上・一部改正)

5 第百一条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭

和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社」とあるのは「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項に規定する新会社」と、「及び西日本電信電話株式会社」とあるのは「西日本電信電話株式会社及び日本電信電話株式会社の一部を改正する法律(平成九年法律第九十八号)。以下この項において「改正法」という。による改正前の日本電信電話株式

A 「日法九三四〇・一」◎
会社法(昭和五十九年法律第八十五号)第一条第二項の規定により日本電信電話株式会社が営んでいた国内電気通信業務のうち改正法附則第二条第二項の規定により国が引き継がるものとされた業務を改正法附則第七条の定めるところにより承継して営んでいる法人(当該法人が合併により消滅したときは、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人)とする。

(平九法九八・追加、平一三法六・一部改正、平一八法一一八・旧

五項繰上)

6 第一条の規定の適用については、平成二十五年五月十六日までの間、同条第一項中「第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第四条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十二年法律第二百五十八号)の規定による特別給付金に関する事務」とする。

(平一一法一〇〇・追加、平一五法三〇・一部改正、平一八法一一八・旧

第十六項繰上・一部改正、平一〇法一七・一部改正)

7 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定めるところにより、当該各号に定める物品の提供を実施することができる。

一 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第二百三十七号) 対応措置としての物品の提供

二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する

第四十八編 防衛（自衛隊法）

一一五六

特別措置法（平成二十年法律第一号） 補給支援活動としての
物品の提供

（平一八法一一八・追加、平一〇法一・一部改正）

8 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定めるところにより、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法 部隊等による対応措置としての役務の提供

二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法 部隊等による補給支援活動としての役務の提供
(平一八法一一八・追加、平一九法八〇・平一〇法一・一部改正)

9 次の各号に掲げる活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

一 前項第一号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員、当該職務に従事する内閣府本府の職員又は当該職務を行つた者に伴い自己の管理の下に入つた者
二 前項第二号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者
(平一八法一一八・追加、平一〇法一・一部改正)

10 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお、従前の例による。

（昭三一法七八・旧第十一項線下、昭三一法九九・旧第十四項線下、昭三一法一六四・旧第十六項線上、平九法九八・旧第十五項線下、平一法一〇一・旧第十六項線下、平一三法一一三・旧第十七項線下、平一五法一一七・旧第十九項線下、平一八法一一八・旧第二十一項線上）

14 この附則に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

（昭三一法七八・旧第二十六項線下、昭三一法九九・旧第二十八項線下、昭三一法一六四・旧第三十項線上、昭三一法一一三・一部改正、平九法九八・旧第二十九項線下、平一法一〇一・旧第三十項線下、平一三法一一三・旧第三十一項線下、平一五法一三七・旧第二十三項線下、平一八法一一八・旧第三十五項線上）

附 則（昭和三〇年八月一日法律第一〇七号）

1 この法律は、公布の日から起算して七月をこえない範囲内において各規定について政令で定める日から施行する。ただし、自衛隊法第三十六条、第四十条及び第四十五条第一項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（昭和三〇年政令第二二六号で第二十四条の改正規定は昭和三〇年一月一日から、第十条の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定並びに第十三条、第十四条及び第二十条の改正規定、第二十条の次に二条を加える改正規定第二十二条の改正規定、第十二条の次に二条を加える改正規定第二十二条の改正規定別表第一の改正規定並びに別表第二の次に別表第三を加える改正規定は同年一二月一日から、第二十八条及び第二十九条の改正規定並びに附則第一項の規定は昭和三十一年一月二十六日から施行）

別表第四（第九十六条の二関係）(平三法一一五・追加)

A 「日法一〇〇」四・五) ⑧

一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二 防衛に關し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量

六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七 防衛の用に供する暗号

八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

〔次の法律は、この巻の編集時現在未施行〕

○船員法の一部を改正する法律（抄）

（平成二十四年九月二十二日法律第八十七号）

附 則（平成二四年九月二二日法律第八七号）抄

〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（自衛隊法の一部改正）

第十八条 自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二百八条中「及び第七号」を「から第八号まで」に、「基づく」を「基づく」に改める。

○自衛隊法施行令

(政昭和二十九年六月三十日)

[日法一〇一四・五]

◎

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同昭
和三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三
年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年
五三二一九七五一〇八六五三一一〇九九九七七四一一二一一〇九八
月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月
三三〇九〇三五〇三四八〇七四一四九一一〇一〇一八八〇三六四四四九
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
二三三二二一〇九三〇九〇三六八五四三一九八四四一六一六三〇九九八八
三四二九〇四三六八五四三一九八四四一六一六三〇九九八八
七四八七六九六八五二六〇八四六一二一八八七二八三六〇八九六八三五
号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同昭
和四四四四三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三
二一〇〇九九八八七七七六六五五五五四五四四四四三三三三三三三三
年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年
七三七二四二七三七三二〇九九六五七六一二一〇八四三二七五五三一九七六
月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
八一五七五八九一五九三〇九一〇五五二〇三五八六八一一一八五二〇八七
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
〇二六八二七三六五六四一九六七〇六八一〇八七〇二七六七六三二七
七四四一六五九二四六九〇一四五六〇八五四八二九二四二四三八五〇六七
号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同昭
和五五五五五五五五五五五四四四四四四四四四四四四四四四四四四四
三三三三三一〇〇〇〇〇九九九八八八八八八七七七六六五五五五五
年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年
六四三一四二七四二一〇九四二二九四二一〇八五三〇五一七四一九五四四三
月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
七五〇三三八三〇一七三一六二二六八一五六六三二九六二七〇一五八五七一
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
五九五三七三〇六八三九七八一八二一七四一九七五四八八七〇四五五一
二四五二四三四二一八六八六一六〇九一〇九一〇九一〇九一〇九一〇九
号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同昭
和六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六六
三三三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年
八四三二八六五三二八四一八六四二九九八六六四三三八三九七四八七三
月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月
一八三一一一〇九一五四一八六八七七一一六一一七一五八一〇三一五七
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
三九四八六一四五七〇四九八一六六五〇七七六三七二六〇三八六五四
七九二一七〇四四四二〇七四九四二八五三〇六五八五五一八七〇三五〇
号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号
A

自衛隊法施行令をここに公布する。

自衛隊法施行令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）の規定に基
き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則
- 第一節 自衛隊から除かれる機関等（第一条）
- 第二節 自衛隊の旗（第一条の二）
- 第三節 表彰（第一条の三—第五条）
- 第二章 部隊
- 第一節 陸上自衛隊の部隊
- 第二款 組織及び編成（第六条—第十三条）
- 第二節 海上自衛隊の部隊
- 第一款 組織及び編成（第十五条—第二十六条）
- 第二款 警備区域（第二十七条）
- 第三節 航空自衛隊の部隊（第二十八条—第三十条の十一）
- 第四節 共同の部隊（第三十条の十二—第三十条の十五）
- 第五節 捕職の特例及び委任規定（第三十一条・第三十二条）
- 第三章 機関
- 第一節 学校（第三十三条—第三十八条の二）
- 第二節 補給処（第三十九条—第四十三条）
- 第三節 病院（第四十四条—第四十七条）
- 第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

A [日法九八七〇・一] ⑧

第四節 地方協力本部（第四十八条・第四十八条の二）
第五節 研究本部（第四十八条の四）

第六節 補給統制本部（第四十八条の五・第四十八条の六）
第七節 補給本部（第四十八条の七—第四十八条の九）

第八節 委任規定（第四十九条）

第四章 駐屯地及び駐屯地司令並びに基地及び基地司令（第五十
一条—第五十一条の四）

第五章 隊員

第一節 非常勤隊員の服務の特例（第五十二条・第五十三条）

第二節 任免、分限等（第五十三条の二—第六十四条）

第三節 不服申立て（第六十五条—第八十五条）

第四節 政治的目的及び政治的行為（第八十六条・第八十七
条）

第五節 私企業からの隔離（第八十七条の二）

第六節 予備自衛官

第一款 招集（第八十八条—第九十七条）

第二款 届出等（第九十八条—第一百二条）

第七節 即応予備自衛官

第一款 招集（第一百二条の二—第一百二条の六）

第二款 届出等（第一百二条の七）

第八節 予備自衛官補

第一款 招集（第一百二条の八—第一百二条の十二）

第二款 届出等（第一百二条の十三）

第六章 自衛隊の行動及び権限等

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

一一五—〇

第一節 海上保安庁に対する指揮（第一百三十二条）

第二節 治安出動及び災害派遣の要請手続等（第一百四条—第一百八条の二）

第三節 防衛出動時の緊急通行による損失の補償の申請（第一百八条の三）

第四節 警務官等の権限等（第一百九条—第一百三十三条）

第五節 防衛秘密（第一百三十三条の二—第一百三十三条の十四）

第七章 雜則（第一百四条—第一百六十二条）

附則

第一章 総則（昭五九政二一〇〇・改称）

第一節 自衛隊から除かれる機関等

（昭五九政二一〇〇・追加）

（自衛隊から除かれる機関等）

第一条 自衛隊法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める防衛省の合議制の機関は、独立行政法人評価委員会、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審議会とする。

2 法第二条第一項に規定する政令で定める部局及び職は、地方協力局労務管理課とする。

（昭五九政二一〇〇・追加、平一政三五九・平二政一七四・平二政三一
一號改正）

第二節 自衛隊の旗（昭五九政二一〇〇・旧第一章緯下） (自衛隊旗を交付する自衛隊の部隊等)

第一条の二 自衛隊旗は、法第二条第二項に規定する陸上自衛隊（以下「陸上自衛隊」という。）の連隊に、自衛艦旗は、同条第三項に規定する海上自衛隊（以下「海上自衛隊」という。）の部隊の編成に加えられる自衛艦に交付するものとする。

2 自衛隊旗及び自衛艦旗の制式は、別表第一のとおりとする。

（昭三三政三三一〇・一部改正、昭五九政二一〇〇・旧第一条緯下・一部改正）

第三節 表彰（昭五九政二一〇〇・旧第二章緯下） (表彰を受ける機関)

第一条の三 法第五条第一項に規定する政令で定める機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部及び地方防衛局（次条第四項において「防衛大学校等」という。）とする。

（昭五九政二一〇〇・追加、昭六〇政八四・平一政三〇三・平一八政四一
・平一八政一四三・平一九政二七〇・一部改正）

（表彰の種類）

第二条 自衛隊の表彰は、次の三種類とする。

- 一 賞詞
- 二 賞状
- 三 精勳章

2 賞詞は、特別賞詞、第一級賞詞、第二級賞詞、第三級賞詞、第
四級賞詞及び第五級賞詞とし、功績があつた法第二条第五項に規

中のこれらの隊員に対する犯罪その他これらの隊員の職務に関する

これらの隊員以外の者の犯した犯罪

二 海上自衛隊の使用する船舶、庁舎、營舎その他の施設内における犯罪

三 海上自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

3 法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のうち、次の各号の一に該当するものについては、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）である警務官等が司法警察職員としての職務を行うものとする。

一 航空自衛官並びに航空自衛隊に所属する航空自衛官以外の隊員及び訓練招集命令により訓練招集に応じている航空自衛官の階級を指定されている予備自衛官の犯した犯罪又は職務に従事中のこれらの隊員に対する犯罪その他これらの隊員の職務に関する

二 航空自衛隊の使用する船舶、庁舎、營舎その他の施設内における犯罪

三 航空自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

4 現行犯人を逮捕する場合その他防衛大臣が定める場合には、前各項の規定にかかわらず、法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のすべてについて陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行うことができる。

（昭三四政三七一・昭三六政二六〇・平九政三三七・平一二政三〇三・平一三政四四三・平一八政四一・平一九政三・一部改正）

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

第一百十二条 警務官等が法第九十六条第一項第一号に規定する自衛官等以外の隊員について、同条の規定により司法警察職員としての職務を行おうとする場合において、逮捕、押収、搜索その他強制の処分であると否とを問わず、捜査上必要な取調をしようとするときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

（平一九政三・一部改正）

（他の司法警察職員との連絡保持）

第一百十三条 警務官等は、法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪を捜査するに当つては、警察官、海上保安官その他の司法警察職員と密接な連絡を保たなければならぬ。

第五節 防衛秘密

（平一四政三一一・追加 平一五政四五四・旧第三四條下）

（標記の方法）

第一百十三条の二 法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（平一四政三一一・追加）

（通知の方法）

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

二六四〇

第一百十三条の三 法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（平一四政三一一・追加）

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第一百十三条の四 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関する職務に從事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

- 一 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。
- 二 防衛秘密の取扱いの業務に從事する職員の範囲の指定に関すること。
- 三 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

四 防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手続に関するこ

と。

五 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

六 当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関するこ

と。

七 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関するこ

と。

八 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に

関するもの。

（平一四政三一一・追加、平一九政三一部改正）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第一百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第一百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならぬ。

一 防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行つて居ること。

二 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任して居ること。

三 防衛秘密の取扱いの業務に從事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行つて居ること。

四 防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

二 契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 防衛秘密の取扱いの業務に從事する役員及び職員の範囲の指定に関するこ

と。

二 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関するこ

と。

三 防衛秘密の伝達の手続に関するこ

と。

四 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関するこ

と。

五 当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関する」と。

六 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関する」と。

七 前各号に掲げるものはか、防衛秘密の保護上必要な措置に關すること。

(平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正)

(防衛秘密管理者)

第一百十三条の六 防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

(平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正)

(防衛秘密の指定に伴う措置)

第一百十三条の七 防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

(平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正)

(防衛秘密の表示)

第一百十三条の八 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第一百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならぬ。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

(平一四政三一一・追加)

(防衛秘密の周知)

第一百十三条の九 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

(平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正)

(職員の範囲の指定)

第一百十三条の十 防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

(平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正)

(他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置)

第一百十三条の十一 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2 前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

（平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正）

（防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置）

第一百十三条の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法

やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第一百十三条の二の規定による標記及び第一百三

条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

（平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正）

（防衛秘密の取扱いの管理のための措置）

第一百十三条の十三 防衛秘密管理者は、第一百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正）

（委任規定）

第一百十三条の十四 この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護

第五章 総則

上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

（平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正）

第七章 雜則

（募集期間の告示）

第一百十四条 二等陸士として採用する陸上自衛官（第一百十七条において「二等陸士」という。）又は陸上自衛隊の自衛官候補生の募集期間は、防衛大臣の定めるところに従い、都道府県知事が告示するものとする。

（平一九政三・平二三政六・一部改正）

（応募資格の調査及び受験票の交付）

第一百十五条 市町村長は、前条の募集期間内にその管轄する市町村の区域内に現住所を有する者から志願票の提出があつたときは、その志願者が防衛省令で定める応募年齢に該当し、かつ、法第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しないかどうかを調査し、応募資格を有すると認めた者の志願票を受理するものとする。

2 市町村長は、前項の志願票を受理したときは、これを当該市町村を包括する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部の方協力本部長に送付し、これらの者と試験期日及び試験場について協議の上、志願者に受験票を交付するものとする。

（昭二九政二九九・昭三一政一八〇・昭三六政一六〇・平一二政三〇三・平一八政二四三・平一九政三・一部改正）

（応募資格の調査の委嘱）

第一百十六条 市町村長は、前条第一項の志願者の本籍が当該市町村

若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第一項後段の規定による

撤収命令を受け、又は自衛隊法第七十六条第一項の規定による

防衛出動命令若しくは同法第七十七条に規定する出動待機命令を解除された日」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。」この場合において、当該更新申請書には、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は同法第七十七条の規定による出動待機命令を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならない」とする。

(平一五政四五四・追加)

(河川法施行令の特例)

第一百六十一条 法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十六条の八第一項(同令第五十七条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により許可を要するものをしようとするときは、同令第十六条の八第一項の規定にかかわらず、当該部隊等があらかじめ河川管理者にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の通知を受けた河川管理者は、河川の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べるこ

とができる。

(平一五政四五四・追加)

(事務の区分)

第一百六十二条 第百十四条から第百二十条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、第一百六十一条第二項の規定により河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川及び同法第五条第一項に規定する二級河川に関して都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が処理することとされている事務並びに第百三十三条(第百四十四条において準用する場合を含む。)、第百三十四条、第百三十五条(第百四十四条において準用する場合を含む。)、第百三十七条第二項(第百四十四条において準用する場合を含む。)、第百三十九条第二項、第百四十条において準用する災害救助法施行令第十四条第一項第二号及び第百四十二条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一五政三五九・追加 平一五政四五四・旧第百三十五条以下一部改

附 則

1 この政令は、法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。ただし、第三十五条の規定中航空自衛隊幹部学校に係る部

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

二六八四

分は昭和二十九年八月一日から、第三十三条の規定中陸上自衛隊高射学校に係る部分は昭和二十九年八月二十日から、第三十四条の規定中海上自衛隊幹部学校に係る部分、第三十五条の規定中航空自衛隊整備学校及び航空自衛隊通信学校に係る部分並びに第四十条の規定は昭和二十九年九月一日から、第四十五条の規定は昭和二十九年十二月一日から施行する。

（昭三六政二六〇・一部改正）

2 保安庁法施行令（昭和二十七年政令第三百四号）は、廃止する。

3 昭和二十七年八月一日において旧警備隊の警備官であつた自衛官又は昭和二十七年十月十五日において旧保安隊の保安官であつた自衛官に対する第六十条の規定の適用については、その日におけるその者の年齢に二年を加えた年齢と別表第八に定める年齢といずれか多いものをもつてその者の停年とする。

（――の部分は「別表第九」となるはずの誤り）

（昭三六政二六一・一部改正）

4 この政令（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日前において、従前の規定によりその意に反して降任され、又は懲戒処分を受けた者の当該処分に係る長官に対する審査の請求の手続は、第六十五条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

（昭三六政二六〇・一部改正）

5 旧保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）第七十七条第一項各号に掲げる犯罪のうち、従前の規定により、保安官である警務官又は警務官補が司法警察職員としての職務を行うこととされていたものについては陸上自衛官である警務官等が、警備官である警務官又は警務官補が司法警察職員としての職務を行うこととされていたものについては海上自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行うものとする。ただし、長官が定める場合には、旧保安庁法第七十七条第一項各号に掲げる犯罪のすべてについて陸上自衛官又は海上自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行うことができる。

（昭三六政二六〇・一部改正）

6 警務官等が法第九十六条第一項第一号に規定する隊員以外の隊員について、法附則第十項の規定により司法警察職員としての職務を行おうとする場合において、逮捕、押収、捜索その他強制の処分であると否とを問わず、捜査上必要な取調べをしようとするときは、あらかじめ長官の承認を受けなければならない。

7 この政令の施行の際、旧保安庁法施行令第八十五条の規定により読み替えられた火薬類取締法に基いて受けている通商産業大臣の承認その他の処分は、この政令の相当規定に基いて受けた通商産業大臣の承認その他の処分とみなす。

8 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛省の合議制の機関は、第一条第一項に規定するもののほか、駐留軍等の再編の円滑

D [日法八六五六・七] ㊱

な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）の規定により置かれる駐留軍等再編関連振興会議とする。

（平成二十六年・追加、平成二七年・一部改正）

9 第百三十条の規定の適用については、当分の間、同条第四号中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社」とあらは、「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社」である。この政令中、第四十四条の改正規定並びに豊平駐屯地及び春日駐屯地にかかる部分は昭和三十年一月二十五日から、その他の部分は昭和二十九年十二月五日から施行する。

附 則 （昭和二九年一二月二八日政令第三三〇号）

この政令中、第十四条の改正規定並びに豊平駐屯地及び春日駐屯地にかかる部分は昭和三十年一月二十五日から、その他の部分は昭和二十九年十二月五日から施行する。

附 則 （昭和二九年一月三〇日政令第二九九号）

この政令は、昭和三十年一月十日から施行する。

附 則 （昭和三〇年一月二二日政令第六六号）

この政令は、昭和三十年一月三十一日から施行する。

附 則 （昭和三〇年一月三一日政令第一三号）

この政令中、輸送航空隊にかかる部分は昭和三十年三月一日から、その他の部分は昭和三十年二月一日から施行する。

附 則 （昭和三〇年四月三〇日政令第六八号）

この政令は、昭和三十年五月一日から施行する。

附 則 （昭和三〇年七月一日政令第一二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三〇年七月三〇日政令第一四二号）

この政令中、陸上自衛隊航空学校並びに浜松駐屯地及び明野駐屯地にかかる部分は昭和三十年八月一日から、上富良野駐屯地及び俱知安駐屯地にかかる部分は同年九月一日から施行する。

附 則 （昭和二九年一月六日政令第二八八号）

この政令は、昭和二十九年十一月八日から施行する。

附 則 （昭和二九年一月六日政令第二八八号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条、第三

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

第五章 秘密保護

○ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

(昭和十九年六月九日
法律第百六十六号)
改正 昭和三十一年七月三〇日法律第一〇一
平成十三年一月一日同 第一一五号

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法をここに公布する。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法
(定義)

第一条 この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定をいう。

第二条 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

第三条 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないとのをいう。

第四条 この法律に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

- イ 構造又は性能
- ハ 使用の方法
- ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

(昭三〇法一〇一・平一三法一一五・一部改正)

(特別防衛秘密保護上の措置)

第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(平一三法一一五・一部改正)

(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

- 一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者
- 二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者
- 三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

第四十八編 防衛（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）

九〇〇一

- 2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

(平一三法一一五・一部改正)

- 第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁じ又は五万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁じ又は三万円以下の罰金に処する。

(平一三法一一五・一部改正)

- 第五条 第二条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

- 2 第二条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

- 3 第二条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、

- 第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

- 4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

(自首減免)

- 第六条 第二条第一項第一号若しくは第三項又は前条第一項若しく

は第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

(この法律の解釈適用)

- 第七条 この法律の適用にあたっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(昭和三〇年七月三〇日法律第一〇一号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則

(昭和二九年政令第一四八号により昭和二九年七月一日から施行)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二日法律第一一五号)抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章の章名の改正規定、第七章中第九十六条の次に一条を加える改正規定、第一百二十二条を第一百二十三条とし、第一百二十一條の次に一条を加える改正規定及び別表第三の次に一表を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一四年政令第二一〇号や平成一四年一一月一日から施行)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令

(昭和二十九年六月十八日)
政令 第百四十九号

改正 平成二年六月七日政令第三〇三号
同 一四年一〇月一七日同 第三二一号

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令をことと公布する。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令

内閣は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第二条の規定に基き、この政令を制定する。

(秘密区分)

第一条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要度に応じて、機密、極秘又は祕のいずれかに区分しなければならない。

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものである。

第四十八編 防衛(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令)

るものをいう。

4 第一項の「祕」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び極秘に該当しないものをいう。

(平一四政三二一・一部改正)

(秘密区分の指定、変更及び解除)

第二条 国の行政機関(内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。)の長(以下「各省庁の長」という。)で、アメリカ合衆国政府から特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件の供与を受けたものは、その特別防衛秘密につき、前条に規定する秘密区分の指定を行わなければならない。

2 前項の国行政機関の長は、同項の規定により指定した秘密区分を変更することができる。

3 第一項の国行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必要がなくなつたとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。

4 第一項の国行政機関の長は、特別防衛秘密について、前三項の規定により秘密区分を指定し、変更し、又は解除したときは、必要に応じ、その旨を関係行政機関に通知しなければならない。

第四十八編 防衛（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令）

九〇〇四

（標記）

（平一四政三一一・一部改正）

第三条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件につき、これらが特別防衛秘密に属し、かつ、機密、極秘又は秘のいずれかに区分されている旨の標記をしなければならない。

2 各省庁の長は、前条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、速やかに、前項の標記を変更し、又は抹消しなければならない。

3 第一項の標記の様式は、別記様式のとおりとする。

（平一四政三一一・一部改正）

（通知）

第四条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件であつて、前条の規定による標記ができるないもの若しくは標記をすることが適当でないものについては、関係者に対し、文書又は口頭により、これが特別防衛秘密に属し、かつ、機密、極秘又は秘のいずれかに区分されている旨の通知をしなければならない。

2 各省庁の長は、第二条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、必要に応じ、速やかに、その旨を関係者に対し、文書により、通知しなければならない。

（掲示）

（平一四政三一一・一部改正）

第五条 各省庁の長は、その管理する施設内にある特別防衛秘密に属する物件について、必要があるときは、その物件に近接してはならない旨の掲示を行うものとする。

（平一四政三一一・一部改正）

（委託中における特別防衛秘密保護上の措置）

第六条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密を製作、修理、実験、調査研究、複製等のため政府機関以外の者に委託する場合は、委託中における秘密の漏えいの危険を防止するため、契約条項に秘密保持に関する規定を設ける等必要な措置を講じなければならない。

（平一四政三一一・一部改正）

（特別防衛秘密保護上の措置の実施細目）

第七条 第二条から前条までに規定するもののほか、各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件の複製、送達、伝達、接受、保管、破棄等その取扱いに関し、特別防衛秘密の保護上必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する特別防衛秘密の保護上必要な措置の実施細目については、各省庁の長が定める。

（平一四政三一一・一部改正）

附 則

A [日法九四三六・七] ◎

この政令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行の日（昭和二十九年七月一日）から施行する。

別記様式（平一四政三一一・全改）

A：〔日法九四三六・七〕⑧

附 則（平成二年六月七日政令第110号）抄

（施行期日）
附 則（平成十四年一〇月一七日政令第311号）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十四年一〇月一七日政令第311号）

（施行期日）

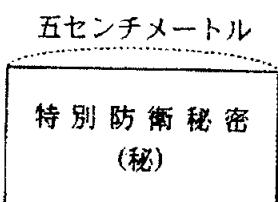
第一条 この政令は、自衛隊法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五十五号）の一部の施行の日（平成十四年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行前に第二条の規定による改正前の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「旧令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更是、それぞれ第二条の規定による改正後の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更とみなす。

第三条 旧令第三条の規定による標記は、新令第三条の規定による標記がされるまでの間は、新令第三条の規定による標記とみなす。

備考



一 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

二 図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。

附則 第一章 総則

第二章 情報公開

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(平成十一年五月十四日)
 (法律第四十一号)

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようによるとともに、国民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに官内庁法（昭和二十一年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府

行政機関の保有する情報の公開に関する法律をここに公布する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 行政文書の開示（第三条—第十七条）
- 第三章 不服申立て等（第十八条—第二十一条）
- 第四章 補則（第二十二条—第二十六条）
- 第五編 行政手続（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）

設置法第四十条及び第五十六条（官内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 國家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるとこにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

（平成二十二年法律第六十六号改正）

第二章 行政文書の開示

（開示請求権）

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

（平成二十二年法律第六十六号改正）

（開示請求の手続）

第四条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」といいう。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めたときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

第三章 個人情報の保護

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成十五年五月三十日)
法律第五十八号

改正 平成十五年七月一六日法律第一一九号
同 一七年一〇月二二日同 第一〇二号
同 一四年六月一七日同 第四二号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律をここに公布す

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和六十三年法律第九十五号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 行政機関における個人情報の取扱い（第三条～第九条）
- 第三章 個人情報ファイル（第十条・第十二条）
- 第四章 開示、訂正及び利用停止
- 第一節 開示（第十二条～第二十六条）

第五編 行政手続（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）

- 第二節 訂正（第二十七条～第三十五条）
- 第三節 利用停止（第三十六条～第四十一条）
- 第四節 不服申立て（第四十二条～第四十四条）
- 第五章 雜則（第四十五条～第五十二条）
- 第六章 罰則（第五十三条～第五十七条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 國家行政組織法（昭和二十三年法律第四百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関

にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体的に構成したもの

5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第二章 行政機関における個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

（利用目的の明示）

第四条 行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第二十四条及び第五十五条において「電磁的記録」とい

(目的)

改正 平成二年七月一日法律第六十六号
 同 三年五月二日同第三九号
 同 三年五月二十五日同第五四号
 同 三年八月二〇日同第九四号
 同 二四年一月二六日同第九八号
 [未施行 二三三七八二二多照]

○公文書等の管理に関する法律

公文書等の管理に関する法律をここに公布する。

公文書等の管理に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 行政文書の管理
- 第一節 文書の作成（第四条）
- 第二節 行政文書の整理等（第五条—第十条）
- 第三章 法人文書の管理（第十一条—第十三条）
- 第四章 歴史公文書等の保存、利用等（第十四条—第二十七条）
- 第五章 公文書管理委員会（第二十八条—第三十条）
- 第六章 雜則（第三十一条—第三十四条）
- 附則

第一章 総則

第五編 行政手続（公文書等の管理に関する法律）

第一条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
 及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 二 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 三 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに官内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府

設置法第四十条及び第五十六条（官内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三

の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則

法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。

一 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」といいう。）の設置する公文書館

二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に

掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、

磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方

式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

7 6 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等の

二 特定歴史公文書等

三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

5 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めると

ころにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

四 別表第一の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等の

第四編 国家公務員（国家公務員法）

一一一(5)

第三款 採用候補者名簿（第五十条—第五十三条）

第四款 任用（第五十四条—第六十条）

第五款 休職、復職、退職及び免職（第六十一条）

第三節 給与（第六十二条）

第一款 通則（第六十三条—第六十七条）

第二款 給与の支払（第六十八条—第七十条）

第四節 人事評価（第七十条の二—第七十条の四）

第五節 能率（第七十一条—第七十三条）

第六節 分限、懲戒及び保障（第七十四条）

第一款 分限

第一目 降任、休職、免職等（第七十五条—第八十二条）

第二目 定年（第八十一条の二—第八十二条の六）

第二款 懲戒（第八十二条—第八十五条）

第三款 保障

第一目 動務条件に関する行政措置の要求（第八十六条—第八十八条）

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査（第

八十九条—第九十二条の二）

第三目 公務傷病に対する補償（第九十三条—第九十五

第七節 服務（第九十六条—第一百六条）

第八節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制（第一百六条の二—第一百六

条の四)

第二款 再就職等監視委員会（第一百六条の五—第一百六条の二

(二)

第三款 雜則（第一百六条の二十三—第一百六条の二十七）

第九節 退職年金制度（第一百七条・第一百八条）

第十節 職員団体（第一百八条の二—第一百八条の七）

第四章 罰則（第一百九条—第一百十三条）

附則

国家公務員法

第一章 総則

(一) 法律の目的及び効力

第一条 この法律は、国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。）を確立し、職員がその職務の遂行に当たり、最大の能率を發揮し得るように、民主的な方法で、選択され、且つ、指導されるべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

② この法律は、もっぱら日本国憲法第七十三条にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものである。

③ 何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令の施行に関し、虚偽行為をなし、若しくはなそと企て、又はその施行を妨げてはならない。

める。

(平一九法一〇八・全改)

(欠員補充の方法)

第三十五条 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定のある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。但し、人事院が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

(昭二十三年三月一九法一〇八・一部改正)

(採用の方法)

第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験（以下「選考」という。）の方法によることを妨げない。

(昭二十三年三月一九法一〇八・一部改正)

(第三十七条 削除 (平一九法一〇八))

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けたことがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から一年を経過しない者

(人事に関する虚偽行為の禁止)

第四十条 何人も、採用試験、選考、任用又は人事記録に関して、虚偽又は不正の陳述、記載、証明、採点、判断又は報告を行つてはならない。

A 「日法九五〇八・九」⑤

四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第一百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(昭二十三年三月一九法一〇八・一部改正)

(人事に関する不法行為の禁止)

第三十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する事項を実現するため、金銭その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束したり、脅迫、強制その他これに類する方法を用いたり、直接たると間接たるとを問わず、公の地位を利用し、又はその利用を提供し、要求し、若しくは約束したり、あるいはこれらの行為に関与してはならない。

- 一 退職若しくは休職又は任用の不承諾
- 二 採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）若しくは任用の志望の撤回又は任用に対する競争の中止
- 三 任用、昇給、留職その他官職における利益の実現又はこれらのこととの推薦

(平一九法一〇八・一部改正)

第六節 分限、懲戒及び保障

（分限、懲戒及び保障の根本基準）

第七十四条 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

② 前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

（昭三三法二二二・一部改正）

第一款 分限

第一項 降任、休職、免職等

（昭五六法七七・目名追加）

（身分保障）

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

（昭三三法二二二・一部改正）

（欠格による失職）

第七十六条 職員が第三十八条各号の一に該当するに至つたときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。

（昭三三法二二二・一部改正）

二 刑事事件に關し起訴された場合

A 「日法九〇〇〇〇・一」⑤

（離職）

第七十七条 職員の離職に関する規定は、この法律及び人事院規則でこれを定める。

（昭三三法二二二・全改）

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合

四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

（昭三三法二二二・平一九法一〇八・一部改正）

（本人の意に反する休職の場合）

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に關し起訴された場合

(休職の効果)

第八十条 前条第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中その事故の消滅したときは、休職は当然終了したものとし、すみやかに復職を命じなければならない。

② 前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

③ いかなる休職も、その事由が消滅したときは、当然に終了したものとみなされる。

④ 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中、給与に関する法律で別段の定めをしない限り、何らの給与を受けてはならない。

(昭二三法二二・平一九法二〇八・一部改正)

(適用除外)

第八十一条 次に掲げる職員の分限(定年に係るもの)を除く。次項において同じ。)については、第七十五条、第七十八条から前条まで及び第八十九条並びに行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)の規定は、適用しない。

一 臨時的職員

二 条件付採用期間中の職員

② 前項各号に掲げる職員の分限については、人事院規則で必要な事項を定めることができる。

部改正

第二回 定年 (昭五六法七七・追加)

(定年による退職)

第八十二条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

② 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢六十三年

三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 六十年を超える年齢
范围内で人事院規則で定める年齢

③ 前二項の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適

(②) 前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

(③) 短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

(平一法八三・追加)

(定年に関する事務の調整等)

第八十一条の六 内閣総理大臣は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、各行政機関が行う当該事務の運営に関する必要な調整を行うほか、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事項について適切な方策を講ずるものとする。

(昭五十六法七七・追加 平一法八三・旧第八十一条の五繰下)

第二款 懲戒

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の处分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

D 「日法八七二四・五」(5)

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(②) 職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続く職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続く職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職して、いた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

次長説明資料

- 1 本法案の対象とする特定秘密の特質について
- 2 「安全保障」の意義について
- 3 本法案における「行政機関」の範囲及び単位について
- 4 特定秘密の指定の有効期間に関する規定を置く理由と有効期間の上限を5年とする理由について
- 5 行政機関の長等を適性評価の対象としないことについて
- 6 業務知得者と適性評価との関係について
- 7 取扱業務者以外の者に特定秘密を提供することができる規定を設ける理由について
- 8 適性評価の調査事項について
- 9 適性評価の調査事項の内容について
- 10 適性評価の調査事項、具体的な内容及び調査方法について（例）
- 11 適性評価と法の下の平等との関係について
- 12 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
- 13 適性評価の実施権者を警察本部長とすることについて
- 14 適性評価の実施に当たって同意を取得する理由について
- 15 適性評価において公私の団体に照会を行う権限について
- 16 適性評価の結果を通知を行う理由について
- 17 適性評価と苦情に対応するための仕組みについて
- 18 適性評価制度と人事評価制度との比較
- 19 国家公務員法上の懲戒の事由等との関係について
- 20 適性評価に関する個人情報の利用・提供の制限について
- 21 適性評価制度と適格性確認制度との比較
- 22 本法案、国家公務員法、自衛隊法及びMDA秘密保護法の罰則の比較
- 23 業務知得者を処罰の対象とすることについて
- 24 特定秘密の取得行為の処罰規定について
- 25 漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について
- 26 拡張解釈の禁止に関する規定を設ける理由について
- 27 別表に該当する事項の具体例（イメージ）
- 28 MDA秘密保護法において適性評価の規定を置かない理由について

平成25年7月5日
内閣情報調査室

1 本法案の対象とする特定秘密の特質について

これまで、「非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（徴税トラの巻事件最高裁決定）は、「職務上知ることのできた秘密」として、公務員にはいわゆる守秘義務が課せられており、これに違反して秘密を漏らした者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するなど（国家公務員法第100条第1項及び第109条第12号等）とされてきたところである。

しかしながら、国家公務員法等の守秘義務により保護される情報のうち、安全保障、すなわち、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障すること（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問主意書」（内閣衆質179第26号））に関するものは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態で保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61頁）を確保するという、国及び国民の安全に関わる最も重要な事項であり、これが漏えいしたときの影響は極めて大きい。

特に、近年、我が国を取り巻く情勢の複雑化、地域紛争や国際テロの頻発、大量破壊兵器の拡散など国際情勢の複雑化に伴い、我が国にとって、これまで以上に多様で質の高い情報を得ることが重要となっているところ、国及び国民の安全を確保するため、収集した情報を適確に保護し、同盟国等との信頼関係の下、安全保障上の様々な取組みを進めすることが益々重要になっている。

安全保障に関する事項のうち、防衛に関するものについては、平成12年にいわゆる「■■■事件」（※）が発生し、改めて国の安全を害しかねないような秘密について、罰則強化による秘密漏えいに対する抑止力の強化の必要性が認識され、また、米国等各国との情報共有を推進していく上でも秘密の保護に万全を期することが必要と考えられたことから（防衛庁（当時）作成想定問答）、平成13年の自衛隊法の一部を改正する法律（平成13年法律第115号）により、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密について、防衛秘密としての指定その他の取扱いを規定し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がこれを漏えいした場合の罰則規定（5年以下の懲役）が設けられ

た。

※ 現職の海上自衛官が在日ロシア大使館付武官に秘密文書を漏えいし、逮捕された事件。

しかしながら、安全保障に関する事項は、防衛に関するものに尽きるものではなく、外交、外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止、テロ活動の防止に関する事項も、国家公務員法等の守秘義務による保護を上回る保護の下に置く必要がある。

これら安全保障に関する事項は、我が国が講じる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙をついたり、対抗措置を講じて我が国が効果的な措置を講じることができなくすることができることから、我が国に脅威となり得る外国やテロ組織等が入手を図ろうとする事項であり、常に漏えいの危険に晒されている。

また、安全保障を確保するため、協力関係にある外国等からの信頼関係に基づく協力を得ることが重要であるが、このためには、我が国が協力国と同程度の秘密保全の措置を講ずることが求められている。例えば、平成23年6月21日の日米安全保障協議委員会共同発表においても「情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。」とされているところ、仮に、一般の秘密と同程度の管理しか行わない状態が続ければ、我が国が協力国等から安全保障に関する情報を得ることが困難となり、安全保障を確保するための我が国自身の能力が低下するばかりでなく、国際的な協力・連携が阻害されることによって我が国と協力国に共通して脅威となり得る国家やテロ組織を利することとなり、我が国の安全保障に大きな影響をもたらすことになる。

そこで、本法案では、これまで防衛秘密とされてきた事項である「防衛に関する事項」に加え、「外交に関する事項」、「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項」及び「テロ活動防止に関する事項」のうち特に秘匿することが必要なものを別表に限定例挙し、特定秘密に指定したものについて、適性評価により特定秘密の取扱者を制限し、その漏えいに国家公務員法等よりも重い罰則を科すこととし、特定秘密の漏えいの防止を図り、国及び国民の安全を確保することとしている。

【参照条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）（抄）

(秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 (略)

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 (略)

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 (略)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2・3 (略)

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

【参考資料】

○徵税トラの巻事件最高裁決定（最決昭52年12月19日）（抜粋）

「(前略) 国家公務員法一〇〇条一項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をしただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうと解すべきところ、原判決の認定事実によれば、本件「営業庶業等所得標準率表」及び「所得業種別効率表」は、いずれも本件当時いまだ一般に了知されではおらず、これを公表すると、青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿されるべきものであるといふのであつて、これらが同条項にいわゆる「秘密」にあたるとした原判決の判断は正当である。(後略)」

○衆議院議員浅野貴博君提出我が国安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の関係等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質179第26号）

問一 安全保障の定義如何。

〈問一について〉

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60・61頁

〈国の安全が害されるおそれ〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていますこと、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていますこと、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

○日米安全保障協議委員会共同発表（2011年6月21日）（仮訳）（抄）

III. 日米同盟の安全保障及び防衛協力の強化

(3) 日米同盟の基盤の強化

- 閣僚は、これまでの進展を歓迎しつつ、情報保全についての日米協議で議論されてきたとおり、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンター・インテリジェンスに関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の重要性を強調した。閣僚は、また、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。

(参考) 諸外国の秘密保全に関する法制と我が国の現状

諸外国の秘密保全に関する法制と我が国の現状

秘密の管理に関する措置(セキュリティ・クリアランス)

根拠	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月9日閣議決定)	合衆国法典、行政命令 人的一般保全及び「国家安全審査方針」に関する政府声明、セキュリティ・ポリシーの枠組み	保安審査法			国防法典、国防秘密保全に関する政府間通達
非公表	<本人に関するもの> 人定事項、暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与、犯罪歴、セキュリティ関係の非連歴、薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響、信用状態、学歴・職歴、速航歴 等 <配偶者に関するもの> 人定事項、信用状態、職業等	<本人に関するもの> 人定事項、反撃法組織への関与、犯罪歴、薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響、信用状態、学歴・職歴 等 <配偶者に関するもの> 人定事項、信用状態、職業等	<本人に関するもの> 人定事項、学歴・職歴 等 <配偶者に関するもの> 本人と同様の事項	<本人に関するもの> 人定事項、学歴・職歴 等 <配偶者に関するもの> 本人と同様の事項	<本人に関するもの> 人定事項、学歴・職歴 等 <配偶者に関するもの> 本人と同様の事項
罰則（主なもの）					
根拠	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
国家公務員法、自衛隊法、合衆国法典 MDA秘密保護法等	公務秘密法	刑法			刑法
守秘義務違反 【1年以下の懲役、罰金】	○ 外国を利する等の意図を有する者による外國政府への国防情報の漏えい【死刑、無期・有期刑】 ○ 行政機関の職員等による安保情報に関する秘密情報の漏えい【10年以下の自由刑、罰金】	○ 國の治安・利益を損なう目的による敵に有用な情報の漏えい【3年以上14年以下の自由刑】 ○ 公務員等による防衛情報、國際關係情報、犯罪を惹起する情報等の漏えい【2年以下の自由刑、罰金】	○ 外国勢力への漏えい、外國勢力に利益を与える目的による無権限者の漏えい【15年以下の自由刑、罰金】 ○ その他の國家機密の公表等【6月以上5年以下の自由刑等】 ○ 公務員による秘密の漏えい【7年以下の自由刑、罰金】	○ 國民の基本的利益に漏えいする情報の漏えい【1年以上10年以下の自由刑】 ○ 公務員による秘密の漏えい【5年以下の自由刑、罰金】	○ 國民の基本的利益に漏えいする情報の漏えい【10年以下の自由刑】 ○ 國防上の秘密の取得【5年以下の自由刑、罰金】
漏えい ・ 防衛秘密の漏えい 【5年以下の懲役】 ・ 特別防衛秘密の漏えい 【10年以下の懲役等】					
取得					

平成25年7月5日
内閣情報調査室

2 「安全保障」の意義について

1 本法案における「安全保障」の意義

(1) 本法案における「安全保障」の概念

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の関係等に関する質問主意書」（内閣衆質179第26号））ところ、本法案においても「我が国の安全保障」の「安全保障」はこのような意味である。また、この点については、現在、国会に提出されている「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案」による改正後の国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号。以下「ＮＳＣ法案」という。）における「我が国の安全保障」の「安全保障」も同様である（法制局説明資料「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の考え方」（以下「ＮＳＣ法案法制局説明資料」という。）1頁）。

ここにいう「国家及び国民の安全」を更に明確化すると、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第3号及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第10条第2項第1号において、「国の安全」との文言が用いられており、その意義は、「国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態」をいい、具体的には、「直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外の脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる」とされている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61頁、総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」35頁）ところ、上記の安全保障の一般的な意義における「国家及び国民の安全」

も情報公開法及び行政機関個人情報保護法でいうところの「国の安全」と異なるところはない。

(2) 本法案における「安全保障」の具体的な範囲

上記(1)に鑑みれば、本法案にいう「安全保障」には、外部からの侵略に対する我が国の防衛や、外国の政府との交渉、協力等による国及び国民の安全の確保がまず含まれるが、この他にも、

- 外国の情報機関が防衛装備品の性能や外交交渉の対処方針に関する特定秘密を始めとした政府が管理する情報等を不正な方法で入手する場合や、我が国に対して害意を有する外国が我が国に対して使用されれば甚大な被害を生じるおそれのある大量破壊兵器関連物資を不正な取引により入手する場合
- 9.11同時多発テロのような大規模な破壊を伴うものはもとより、政府高官の暗殺や無差別爆弾テロといったテロ活動が行われる場合には、国としての基本的な秩序の平穏が脅かされることになるため、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動やテロ活動による被害の発生・拡大の防止も本法案にいう「安全保障」に含まれる。

また、本法案にいう「安全保障」には、領土の保全、独立、国民の生命・身体の安全の確保の他にも、経済・社会に関する一定の事項が含まれ得るが、その範囲はあくまでも国としての基本的な秩序の平穏に関するものに限られ、例えば、サイバー攻撃により金融システムや水道等の重要インフラが機能しなくなるような事態が発生すれば「国家及び国民の安全」が害されたと言い得るが、個々の国民や企業が経済的な利益を逸失したり、犯罪行為の被害に遭ったからといって、直ちに「国家及び国民の安全」が害されたことにはならない。

なお、NSC法案の中では、テロ活動に関する言及はないが、例えば、「NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について」（平成13年4月16日内閣危機管理監決裁）において、大量殺傷型テロ事件（核物質、生物剤又は化学剤若しくはこれらを用いた大量破壊（殺傷）兵器を使用したテロ（NBCテロ）や大規模爆弾テロ）が、重大緊急事態（NSC法案第2条第1項第10号）に該当し、内閣総理大臣が必要と認めるときは、安全保障会議を開催し、特に重要な事項について審議することとされ、

また、N S C法案法制局説明資料9頁に同法案第2条第1項第11号の「その他国家安全保障に関する重要事項」の例として「サイバーテロ防護手段の開発検討等」が挙げられていることに鑑みれば、テロ活動についてもその規模や態様によっては国家安全保障会議の審議事項に含まれ得ると解される。

2 N S C法案と本法案における「我が国の安全保障」に関する事項の内容の相違

上述のとおり、N S C法案と本法案における「安全保障」は、いずれも、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するが、各法案は、それぞれ、趣旨・目的を異にし、N S C法案では、「「我が国の安全保障」に関する重要事項」として、国家安全保障会議の審議対象を規定する一方、本法案では、「安全保障に関する事項であって、その漏えいが「我が国の安全保障」に著しく支障があるもの」として、特定秘密の指定対象を規定していることから、両法案の間では、「我が国の安全保障」という用語を使用して法が規定する対象に、次のような差異がある。

まず、N S C法案においては、第2条第1項において、国家安全保障会議の審議対象事項を「国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項」(N S C法案第2条第1項第1号～第9号)と、「重大緊急事態への対処に関する重要事項」(同項第10号)、「その他国家安全保障に関する重要事項」(同項第11号)と規定している。一方、本法案では、別表に類型的に秘匿する必要性が高い事項として、「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」、「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項」及び「テロ活動防止に関する事項」を列挙し、その漏えいが「我が国の安全保障」に著しく支障を及ぼすおそれがあるものを特定秘密として指定することとしているが、その内容には、国家安全保障会議の審議の対象となる政策的な事項に限らず、例えば、「自衛隊の運用」(本法案別表第1号イ)、「テロ活動防止のための措置」(同表第4号イ)といった実施段階の事項や、「武器(中略)の性能」(同表第1号チ)、「外交の用に関する暗号」(同表第2号ホ)といった技術的な事実関係に関する事項も含まれている。

また、NSC法案では、大規模自然災害や鳥インフルエンザ等の事案についても、大規模な事態に発展し、国家安全保障に重大な影響を及ぼすと判断されるような場合や、国全体にわたって国民生活の物的基盤が破壊されるような事態、暴動・騒擾を伴うなど通常の対処体制で適切に対処することが困難な事態となれば、国家安全保障会議の審議事項として、例えば、重大緊急事態への対処に関する重要事項になり得るものと考えられるとされている（NSC法案法制局説明資料2～3頁）。一方、本法案では、自然災害等への対処に関する事項そのものは、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるものとして特定秘密に指定されることはない。これは、人為的に発生するものではない自然災害等に関する事項は、その漏えいを防止したとしても、発生を防止できるものでなく、また、外国やテロ組織等が関係情報を入手したとしても、対抗措置が講じられ、自然災害等への対処に直ちに支障が生じるといった性格のものではないからである。（ただし、自然災害等への対処そのものではなく、自然災害等への対処に伴って、例えば、警戒監視活動等の自衛隊等の運用に変更が生じたときのその内容や、自然災害等に関して収集された情報であって当該情報から安全保障に関する情報収集能力が判明するようなとき（例えば、東日本大震災での被災地を撮像した衛星画像は、被災地を撮像しているという事実に関しては秘匿の必要性はないが、当該画像により情報収集衛星の撮像能力等が明らかになるため秘匿する必要がある）には、別表に規定する事項に該当し、特定秘密となるものもあると考えられるが、当該特定秘密の指定は、自然災害への対処であることを理由に指定がなされるものではなく、指定される事項が別表各号に該当するためである。）

【参考条文】

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十 八号）（抄）

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第十条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知し

なければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一～十 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二～十一 (略)

3 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)

(抄)

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・二 (略)

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四～六 (略)

○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(平成二十五年六月七日閣議決定)による改正後の国家安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)(抄)

(設置)

第一条 我が国の安全保障(以下「国家安全保障」という。)に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。

- 一 国防の基本方針
 - 二 防衛計画の大綱
 - 三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱
 - 四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）への対処に関する基本的な方針
 - 五 武力攻撃事態等への対処に関する重要事項
 - 六 周辺事態への対処に関する重要事項
 - 七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項
 - 八 国防に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）
 - 九 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）
 - 十 重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び次項の規定により第七号又は第八号に掲げる重要な事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項
 - 十一 その他国家安全保障に関する重要事項
- 2・3 (略)

【参考資料】

〈安全保障〉

○衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質179第26号）

問一 安全保障の定義如何。

〈問一について〉

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

〈国及び国民の安全〉

○内閣官房編「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民

の安全の確保に関する法律案逐条説明」17頁

〈国及び国民〉

「国及び国民」と言うときの「国」とは、(中略) 国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものである。したがって一般的には、「国民」も「国」の概念に含まれるものであるが、本法案が国民の安全の確保を重視したものであることから、「国民」をあえて明示的に記述することとしたものである。

〈国の安全〉

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60・61頁

〈国の安全が害されるおそれ〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

○総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」35頁

〈事前通知の適用除外〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

〈N S C法案〉

○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の考え方（平成25年5月30日セッション版）（抄）

（1頁）

■ 「我が国の安全保障」（国家安全保障）とは何か。

- 1 安全保障という言葉の意味については、従来から必ずしも明確に定義されているわけではないが、一般に、外部からの侵略、武力による威嚇等の脅威に対して、外交、防衛等の手段により、国家及び国民の安全を保障することを意味するものと考えられている。

※質問主意書に対する政府答弁書（平23閣衆質179-26）を参考に作成

2 (略)

(2～3頁)

■ 国家安全保障に関する重要事項には、大規模自然災害や鳥インフルエンザ、エネルギー危機、食料危機への対処も入り得るのか。

このような事案が、大規模な事態に発展し、国家安全保障に重大な影響を及ぼすと判断されるような場合や、国全体にわたって国民生活の物的基盤が破壊されるような事態、暴動・騒擾を伴うなど通常の対処体制で適切に対処することが困難な事態となれば、国家安全保障会議の審議事項である国家安全保障に関する重要事項（例えば重大緊急事態への対処に関する重要事項）となり得るものと考えられる。

※平成10年の想定問答（過去の様々な想定を整理編纂したもの）を参考に作成

(9頁)

■ 「その他安全保障に関する重要事項」とは何か。

- 1 本事項に何が該当するかは、正に臨機応変かつ柔軟に国家安全保障会議の議長たる内閣総理大臣が判断すべきものと考えている。
- 2 このような基本的考え方を前提に、あえて想定される事項を申し上げれば、例えば、次のようなものが想定されるのではないかと考えている。

重要インフラなど国民生活を支えるシステムのダウンに関する検討（ダウンに強いシステムの研究、サイバーテロ防護手段の開発検討等）、近隣国からの大量避難民流入に関する検討（難民の規模の想定、難民が滞留する地域社会への影響等）、国家安全保障会議の在り方に関する検討等

○N B Cテロその他大量殺傷型テロへの対処について（平成13年4月16日内閣危機管理監決裁）（抄）

（前略）

我が国において平成7年3月20日に発生した「地下鉄サリン事件」は、化学剤であるサリンを使用し無差別の大量殺傷を目的としたテロ事件として記憶になお新しいところであり、同年12月のテロ対策に関するオタワ閣僚宣言は、同事件に深い懸念を表明するとともに、核物質、生物剤又は化学剤若しくはこれらを用いた大量破壊（殺傷）兵器を使用したテロ（以下「N B Cテロ」という。）を新たな脅威と位置付け、それへの対応に向けた各国の強力な取り組みを要請している。

このような国際的な要請をも踏まえ、我が国においては、テロ事案の防止及び発生時の対処体制の強化に向けた継続的な努力が行われており、平成10年4月10日の閣議においては「重大テロ事件等発生時の政府の初動措置について」を決定（以下「重大テロ対処閣議決定」という。）するなど、政府全体として対処体制の整備を着実に進めているところである。とりわけ、N B Cテロや大規模爆弾テロ等大量殺傷型のテロ事件が発生した際の対処については、平成11年3月23日、重大テロ対処閣議決定に基づく対応マニュアルとして、「大量殺傷型テロ事件発生時において行うべき措置について」（平成11年3月23日内閣危機管理監決裁、平成12年8月31日同一部改正、平成12年12月28日同一部改正、平成13年1月6日同施行）が策定されたところである。

（中略）

記

第1 事件処理の基本

2 事件処理体制

（安全保障会議への諮問）

（2）内閣に対策本部が設置された場合において、大量殺傷型テロ事件が重大緊急事態に該当し、内閣総理大臣が必要と認めるときは、安全保障会議を開催し、特に重要な事項について審議する。

平成25年7月5日
内閣情報調査室

3 本法案における「行政機関」の範囲及び単位について

本法案における「行政機関」は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理条例」という。）の「行政機関」と同様の範囲及び単位のものとしているが、その理由は以下のとおりである。

1 情報公開法等における「行政機関」の範囲の考え方

情報公開法においては、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするべく、国政を執行するすべての行政機関を同法の適用対象とするため、第2条第1項に規定する範囲を「行政機関」としたものであり（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」（以下「詳解情公法」という。）17頁）、行政機関個人情報保護法第2条第1項及び公文書管理条例第2条第1項においても、同様の趣旨から同法の「行政機関」の範囲を情報公開法と同一としている（「改訂逐条解説公文書管理条例・施行令」（以下「逐条公文書管理条例」という。）9～10頁、総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」（以下「解説行個法」という。）10頁）。

2 情報公開法等における「行政機関」の単位の考え方

情報公開法においては、行政文書の開示請求は府、省、委員会又は庁が処理することとされるが、施設等機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の2）及び特別の機関（同法第8条の3）の中には、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、これを独立の対象機関とすることが適当なものがあり得ることから、これらの機関のうち政令で定めるものについては、その置かれている行政機関から分離し、独立の対象機関とするとの情報公開法制の確立に関する意見（行政改革委員会行政情報公開部会平成8年12月16日）を受け、情報公開法第2条第1

項第4号及び第5号において、施設等機関及び特別の機関のうち、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、同法上の「行政機関」として、府、省、委員会及び庁と同様に扱うことが適當なものを政令で定め、「行政機関」とすることができるとされている（詳解情報公開法20～21頁）。そして、このような考え方については、行政機関個人情報保護法第2条第1項第4号及び第5号においても同様である（解説行個法11頁、逐条公文書管理法11～12頁）。したがって、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法においては、他の行政機関からの独立性や組織の実態をメルクマールとし、府、省、委員会及び庁レベルの行政機関を、情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行う「行政機関」の基本的な単位としているものと考えられる。

3 本法案における行政機関の範囲及び単位の考え方

本法案は、政府が、安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるものであることから、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に、すべての行政機関を範囲に含めることが適切である。

また、本法案と情報公開法、行政機関個人情報保護法、公文書管理法は、それぞれ秘密の保護、情報公開、個人情報の取扱い、公文書管理と、規律する分野は異なるものの、行政機関が保有する情報の取扱いに係るものであることは共通しており、特定秘密として指定される事項も、通常は、文書にそれが記録され、管理されるものであることから、特定秘密の指定、情報公開法に基づく開示・不開示の判断、文書管理という一連の取扱いを、同一の行政機関の長が、秘密の保護と国民への説明責任を果たすという観点から行うことが重要である。したがって、本法案における「行政機関」と情報公開法、行政機関個人情報保護法、公文書管理法の「行政機関」と同様のものにすることが合理的であると考えられる。

【参考条文】

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)

(抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに官内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（官内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

2 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)

(抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関

を除く。)

- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 六 会計検査院
- 2 (略)

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄） (定義)

- 第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 六 会計検査院

【参考資料】

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」

(17頁)

一 「行政機関」(第一項)

本項は、本法の適用対象となる「行政機関」の範囲を明らかにするものである。この「行政機関」は、開示請求に関する事務を処理する基本的な組織の単位となる。

政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようとするため、国政を執行するすべての行政機関を本法の適用対象としている。

(20～21頁)

(4) 「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの」

(2) 及び(3)の府、省、委員会及び庁に置かれる施設等機関（附属機関のうち法律又は政令により設置される試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいう。）及び特別の機関（附属機関のうち審議会等及び施設等機関以外のもの。法律により設置される。）の中には、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、本法上の「行政機関」として、府、省、委員会及び庁と同様に扱うことが適当なものがあり、これらを政令で定めた場合には、本法上の「行政機関」とすることとした。

本号は、内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定めるものが本法上の独立の行政機関となることを規定したもので、具体的には、警察庁（国家公安委員会に置かれる特別の機関）が定められている（施行令第一条参照。）

(5) 「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」（第五号）

本号は、(4)と同様の趣旨で、各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定めた場合には、本法上の「行政機関」とすることができるとしたもので、具体的には、国立大学、大学共同利用機関、大学評価・学位授与機構、国立学校財務センター（以上いずれも文部科学省に置かれる施設等機関）及び検察庁（法務省に置かれる特別の機関）が定められている（施行令第一条参照）。

※ 現在は、検察庁のみが指定されている。

○総務省行政管理局編「解説行政機関等個人情報保護法」

(10頁)

一 「行政機関」（第一項）

本項は、本法の適用対象となる「行政機関」の範囲と単位を明らかにしている。本法は、国のすべての行政機関を対象としており、後述のとおり、会計検査院も対象に含めている。なお、本項は、情報公開法第二条第一項と同様の規定となっている。

○「改訂逐条解説公文書管理法・施行令」

(9～10頁)

1 行政機関（第1項）

本項は、国の全ての行政機関を本法の対象とする行政機関として規定している。これには、憲法上独立の機関である会計検査院も含まれる。本法は、国民への説明責任が全うされるようにするために、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）と相まって、各行政機関が行っている文書管理について所要のルールを課すものである。そこで、本法の「行政機関」の範囲と単位は、行政機関情報公開法と同一のものとした（中略）。

平成25年7月5日
内閣情報調査室

4 特定秘密の指定の有効期間に関する規定を置く理由と有効期間の上限を5年とする理由について

1 有効期間に関する規定を置く理由

本法案においては、特定秘密の指定の要件充足性を欠くに至り、指定の効力が消滅した際、指定の外形の除去が確実かつ速やかに行われることを確保するため、指定を行った行政機関の長に対し、速やかに指定の解除を行うことを法律上義務付けることとしている。

しかし、別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性という特定秘密の指定の要件のうち、特に特段の秘匿の必要性については、秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要する。例えば、ある自衛隊の装備品の性能（例えば空対空ミサイルの性能）に関する事項の秘匿の必要性については、当該装備品に用いられている技術水準の進展のみならず、諸外国が保有する対抗手段の能力（例えば、戦闘機の運動性、ステルス性等）等の様々な情勢を踏まえて判断することとなる。また、他国の政府から信頼関係に基づき入手した国際テロ組織の動向に関する情報の秘匿の必要性を判断するに当たっては、相手国政府における当該情報の取扱い状況も勘案する必要がある。

このように、特定秘密に指定されている事項の解除には各種情報を収集した上で総合的かつ高度な判断を要するところ、特定秘密は、その漏えいを防止するため、取扱者を限定するなど厳格に管理されており、そのアクセスが限られている中で、指定の要件が充足されているか否かを日々検証することが困難な場合もあり得る。

このため、本法案においては、行政機関の長が、指定の要件を欠くに至ったことを認識した場合には、指定を解除しなければならないとしつつ、特定秘密ごとに要件充足性の再検証を行うまでの有効期間を設定し、定期的にこれを確認することを法律上義務付け、特定秘密の指定の要件充足性に仮にも漏れが生じることがないよう措置を講じることとしている。

2 指定の有効期間の上限を5年とする理由

特定秘密の指定の有効期間については、個々の事項に応じて特定秘密の

特質が異なり、これに伴い指定の要件充足性の再検証のために適切な期間も異なることから、法律で一律の期間を規定することは適切ではない。しかしながら、あまりに長期の有効期間が設定される場合には、指定の速やかな解除の義務付けを補足するという有効期間設定の趣旨にもとることとなるため、本法案では、有効期間満了時に要件を満たす場合には更新することを可能としつつ、設定できる有効期間に上限を設けることとしている。

そして、その上限として規定する期間については、特定秘密の対象分野の中で、防衛分野において安全保障情勢、技術動向等の諸情勢を勘案し、中長期にわたる装備品の取得や更新を含めた防衛態勢の構築を期間を定めて計画的に行うことを行うことを制度化しており、その見積りや計画の多くが5年ごとに作成されるものであることから、特定秘密の有効期間の上限を5年とすることとしている。

【参考資料】

中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）について

平成22年12月17日
安全保障会議決定
閣議決定

平成23年度から平成27年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定）に従い、別紙の通り定める。

（別紙） （略）

【参照条文】

○情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）（抄）

（統合長期情報見積り）

第18条 統合長期情報見積りは、原則としてその作成する年度の4年後の年度以降おおむね15年間を対象とし、我が国の安全保障に影響を及ぼす内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第7条の規定に基づく統合長期防衛戦略の作成に資することを目的とする。

2 情報本部長は、統合長期防衛戦略が作成される年度に合わせ、原則として5年毎に統合長期情報見積りを作成し、当該見積りの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

3 (略)

(統合中期情報見積り)

第19条 統合中期情報見積りは、原則としてその作成する年度の2年後の年度以降5年間を対象とし、我が国に対する脅威の動向を中心に内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第9条の規定に基づく統合中期防衛構想の作成に資することを目的とする。

2 情報本部長は、統合中期防衛構想が作成される年度に合わせ、原則として5年毎に統合中期情報見積りを作成し、当該見積りの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

3 (略)

(情報本部の長期情報能力構想)

第22条 情報本部の長期情報能力構想は、原則としてその作成する年度の4年後の年度以降おおむね15年間を対象とし、防衛諸計画の作成等に関する訓令第7条に基づき統合幕僚長が作成する統合長期防衛戦略等を参考としつつ、内外における科学技術のすう勢を踏まえて、情報本部が収集整理の対象とすべき情報や収集手段等の長期的な動向を可能な限り見積もり、情報本部が今後整備していくべき情報機能・情報能力の質的方向を明らかにすることを目的とする。

2 情報本部長は、統合長期防衛戦略が作成される年度に合わせ、原則として5年毎に情報本部の長期情報能力構想を作成し、その作成する年度末までに、防衛大臣に報告するものとする。

3 (略)

○防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）（抄）

(目的)

第6条 統合長期防衛戦略は、原則としてその作成する年度の4年後の年度以降のおおむね15年間を対象とし、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を我が国の安全保障に及ぼす影響を明らかにするという観点から可能な限り見積り、これに対する防衛戦略を考察するとともに、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地から当該防衛戦略上必要な防衛力の質的方向を明らかにし、大綱の策定、統合中期防衛構想の作成等に資することを目的とする。

(作成及び見直し等)

第7条 統合幕僚長は、統合長期防衛戦略を原則として5年毎に作成し、その作成する年度までに防衛大臣に報告するものとする。

2 統合幕僚長は、統合長期防衛戦略の作成に当たつては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令（平成18年度防衛庁訓令第21号）第18条の規定により情報本部長が作成する統合長期情報見積りを踏まえるとともに、防衛力の質的方向については装備品等の研究開発に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第25号）第6条の規定により技術研究本部長が作成する中長期技術見積りを参考とするものとする。

3 (略)

(目的)

第8条 統合中期防衛構想は、原則としてその作成する年度の2年後の年度以降5年間を対象とし、統合長期防衛戦略を参考として、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を踏まえて我が国に対する脅威を分析し、これに対する防衛構想、防衛の態勢及び統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの各自衛隊の体制に関する基本構想について検討するとともに、対象期間内における防衛力整備上重視すべき事項を明らかにし、中期計画の策定並びに陸海空自衛隊中期能力見積り及び統合中期能力見積りの作成等に資することを目的とする。

2 (略)

(作成及び見直し等)

第9条 統合幕僚長は、統合中期防衛構想を原則として5年毎に作成し、その作成する年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

2 統合幕僚長は、統合中期防衛構想の作成に当たつては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令第19号の規定により情報本部長が作成する統合中期情報見積りを踏まえるものとする。

3 (略)

(目的)

第10条 陸海空自衛隊中期能力見積りは、統合中期防衛構想を踏まえて、防衛力の計画的な整備、維持等を図るために、中期計画の対象期間の当初における防衛力の能力及び当該対象期間を通じて達成しようとしている防衛力の能力について、防衛計画の大綱を基準として、努めて科学的分析評価を

行い、防衛力の不備点及び改善点を評価し、中期計画の策定及び統合中期能力見積りの作成等に資することを目的とする。

(作成及び見直し等)

第11条 各幕僚長は、陸海空自衛隊中期能力見積りを、原則として5年度毎に作成するものとし、中期計画初年度の前年度末までに防衛大臣に報告するとともに、統合幕僚長に通知するものとする。

2 (略)

(目的)

第12条 統合中期能力見積りは、統合中期防衛構想を踏まえて、及び陸海空自衛隊中期能力見積りを参考として、防衛力の計画的な整備、維持等を図るため、陸海空自衛隊中期能力見積りに示された中期計画の対象期間の当初における防衛力の能力及び当該対象期間を通じて達成しようとしている防衛力の能力に係る不備点及び改善点について、防衛計画の大綱を基準として、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地から、努めて科学的分析評価を行い、中期計画の策定等に資するものとする。

(作成及び見直し等)

第13条 統合幕僚長は、統合中期能力見積りを、原則として5年毎に作成するものとし、中期計画初年度の前年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

2 (略)

○装備品等の研究開発に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第25号）（抄）

(中長期技術見積りの作成)

第6条 中長期技術見積りは、技術研究開発に関する調査分析を参考として、中長期的な技術分野の取り組みの方向を明らかにすることを目的とする。

2 本部長は、中長期技術見積りを防衛諸計画の作成等に関する訓令における統合長期防衛戦略の作成時期を考慮しつつ、原則として5年毎に作成し、その作成の年度末までに防衛大臣に報告するとともに、幕僚長等に送付するものとする。

【期間を定めるとしつつ、その解除についても規定する例】

○鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
(抄)

(鳥獣保護区)

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であって前号の区域以外の区域
- 2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。
- 3～6 (略)
- 7 鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えることができない。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。
- 8 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
- 9～11 (略)

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）(抄)

(緊急指定種)

第五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

- 2 (略)
- 3 指定の期間は、三年を超えてはならない。
- 4・5 (略)
- 6 環境大臣は、指定の必要がなくなったと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 7 (略)

平成25年7月5日
内閣情報調査室

5 行政機関の長等を適性評価の対象としないことについて

本法案においては、特定秘密の漏えいの防止を徹底する観点から、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を、適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められたものに原則として限定しているが、

- 行政機関の長
- 国務大臣
- 内閣官房副長官
- 内閣総理大臣補佐官
- 副大臣
- 大臣政務官
- その他職務の特性等を勘案して政令で定める者

については、それぞれ次の理由から、例外的に適性評価を実施することなく、特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとしている。

1 行政機関の長

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、官内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、行政機関の長は、当該行政機関の事務を統括し、その所掌事務を遂行しているところ、仮に、適性評価の結果、行政機関の長が特定秘密を漏らすおそれがあると認められた場合、当該行政機関の長は、その所掌事務遂行のために必要な特定秘密の取扱いの業務を行うことができず、必要な職責を果たすことが困難となる。そもそも、本法案においては、特定秘密の指定や適性評価等について、行政機関の長がこれを実施することとしており、このような行政機関の長の職責の重大性から、その任命に当たっては、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。したがって、行政機関の長については、適性評価の対象とすることは適当でない。

なお、上記のとおり、行政機関の長については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

2 国務大臣

内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣で組織される内閣において、内閣の意思決定その他の活動は閣議によることとされ（内閣法（昭和22年法律第5号）第4条第1項）、内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負うとされている（憲法第66条第3項）。閣議においては、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件が議題となり、特定秘密の取扱いの業務を行うことが当然に想定されるところであり、仮に、適性評価の結果、国務大臣が特定秘密を漏らすおそれがあると認められ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができない場合、当該国務大臣は当該閣議に参画することができず、内閣が連帶して責任を負うことのできない事態が生じる。また、このような国務大臣の職責の重大性から、内閣総理大臣は国務大臣を任命するに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。したがって、国務大臣を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、国務大臣については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

3 内閣官房副長官、副大臣

内閣官房副長官及び副大臣（以下「内閣官房副長官等」という。）は、それぞれ、内閣官房長官、大臣が不在の場合にあらかじめその命を受け、その職務を代行することとされており（内閣法第14条第3項、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第16条第3項）、仮に、適性評価の結果、内閣官房副長官等が特定秘密を漏らすおそれがあると認められ、特定秘密

の取扱いの業務を行うことができない場合、当該内閣官房副長官等は、それぞれ内閣官房長官、大臣の職務を代行することができず、代行すべき国務大臣の職責を果たすことができないおそれがある。したがって、内閣官房副長官等を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、内閣官房副長官等については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

4 内閣総理大臣補佐官

内閣総理大臣補佐官は、内閣法第20条第2項において、「内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する」と規定され、内閣総理大臣のブレーンとして、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣の思考及び判断を助けるものとされている。したがって、その職務は内閣総理大臣との一体性が強く、職務の遂行に当たっては内閣総理大臣の直接の指揮監督を受け、また、取り扱う内容は内閣の重要政策であることが前提となっており、仮に、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがあると認められ特定秘密の取扱いの業務を行うことができない場合、内閣総理大臣に対する補佐を十分に全うことができなくなる。

また、内閣総理大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う（内閣法第20条第4項）とされており、上記のような内閣総理大臣補佐官の職責の重大性から、内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の任命の申出を行うに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。

したがって、内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象とすることは適当でない。

なお、上記のとおり、内閣総理大臣補佐官については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止

を図ることとしている。

5 大臣政務官

大臣政務官は、特定の政策及び企画に参画することとされており、大臣政務官は、大臣及び副大臣と共に、意思決定を行うなど当該行政機関の運営に責任を有している¹。これら三者は特定秘密を共有することが当然に想定されるところであり、仮に、適性評価の結果、大臣政務官が特定秘密を漏らすおそれがあると認められ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができない場合、当該大臣政務官は当該行政機関における意思決定に参画することができず、当該行政機関の運営に支障が生じるおそれがある。したがって、大臣政務官を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、大臣政務官については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に対する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

6 職務の特性等を勘案して政令で定める者

職務の特性等を勘案して政令で定める者としては、合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするものを想定している。

就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職には、本法に規定する行政機関の長に該当する合議制の機関を構成する職とその他の合議制の機関を構成する職があり、前者の例として、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第5条第1項に定める人事官、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第4条第1項に定める検査官、警察法（昭和29年法律第162号）第7条第1項に定める国家公安委員会委員が、また、後

*1 これに対し、事務次官は、政務三役の意思決定に基づき行われる政策の実施、個別の行政執行等の事務責任者とされている（「衆議院議員柿沢未途（みんな）提出事務次官の役割に関する質問に対する答弁書について（内閣衆質173第35号）」）。

者の例として、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第14条第1項に定める国家公務員倫理審査会会长及び委員、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第30条第1項に定める総合科学技術會議議員がある。

このうち、本法案に規定する行政機関の長とされる合議制の機関を構成する職を占める者については、当該合議制の機関が本法案に規定する行政機関の長として職責を果たすためには、その構成員についても、適性評価の対象とすることは適当ではない。

また、その他の合議制の機関を構成する職を占める者についても、各法において、その選任について、民主的なコントロールを確保するため、国民の代表たる国会を関与させることとされており、当該者の罷免についても、各法に規定する事由が必要とされている。したがって、仮に、適性評価の結果、これらの者が特定秘密を漏らすおそれがあると認められ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができない場合、その者が適切に当該機関の意思決定に関与することができず、かつ、別の者が直ちにこれに替わることもできないため、結果的に、当該機関が職責を果たすことが困難となるおそれがある。したがって、これらの者を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、これらの者については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔内閣の組織・国会に対する連帶責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

② (略)

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負ふ。

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第四条 内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。

②・③ （略）

第十四条 （略）

2 （略）

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

第十五条 （略）

2 （略）

3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

4・5 （略）

第二十条 （略）

2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。

3 （略）

4 第十五条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）（抄）

（行政機関の長の権限）

第十条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。

（副大臣）

第十六条 （略）

2 （略）

3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

4 （略）

5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天

皇がこれを認証する。

- 6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときは、これと同時にその地位を失う。
(大臣政務官)

第十七条 (略)

2 (略)

3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4 (略)

5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。

6 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。

○内閣府設置法（平成十三年法律第八十九号）(抄)

(内閣官房長官及び内閣官房副長官)

第八条 (略)

2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

(副大臣)

第十三条 (略)

2 (略)

3 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るもの除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るもの除く。）を処理する。

4 (略)

5 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十四条 (略)

2 (略)

- 3 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るもの除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るもの除く。）を処理する。
- 4 (略)
- 5 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
- 6 (略)

特別職の国家公務員(本法に規定する行政機関の職員に限る。)の守秘義務・罰則の有無と適性評価の対象外となる職について

(適性評価の対象外となる類型)

「A」…行政機関の長であるため。

「B」…國務大臣(Aを除く。)であるため。

「C」…内閣官房副長官、副大臣であるため。

「D」…内閣総理大臣補佐官であるため。

「E」…大臣政務官であるため。

「F」…合議制の機関を構成する職であつて、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするものであるため。

適性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠	法定刑と緩和
法律上の守秘義務あり (官吏服務規律)	○(A) 内閣総理大臣	日本国憲法第6条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	○(B) 国務大臣	日本国憲法第68条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	○(F) 檢査官	会計検査院法第4条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	○(A) 内閣法制局長官	内閣法制局設置法第2条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	○(C) 内閣官房副長官	内閣法第14条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	○(C) 副大臣	国家行政組織法第16条第5項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	○(E) 大臣政務官	国家行政組織法第17条第5項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	内閣総理大臣秘書官	内閣法第21条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	国務大臣秘書官	内閣法第21条第1項 国家行政組織法第19条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	人事院総務秘書官	人事院規則二一三第3条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	会計検査院院長秘書官	会計検査院法第13条	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	内閣法制局長官秘書官	内閣法制局設置法施行令第7条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	官内庁長官秘書官	官内庁法第9条第4項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	○(A) 官内庁長官	官内庁法第8条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を準用)	—
	侍従長	官内庁法第10条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	侍従	官内庁法第3条、第16条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を準用)	—

/	選性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠	法定刑と根拠
法律上の 守秘義務あり (個別法)	○(F)	人事官	国家公務員法第5条第1項	国家公務員法第6条第2項(同法第100条第1項を準用)	—
	○(F)	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第29条第2項	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第83条)
		内閣危機管理官	内閣法第15条第3項	内閣法第15条第4項(国家公務員法第100条第1項を準用)	—
		内閣情報通信政策室	内閣法第16条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第16条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	—
		内閣官房副長官補	内閣法第17条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第17条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	—
		内閣広報官	内閣法第18条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第18条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	—
		内閣情報官	内閣法第19条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第19条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	—
	○(D)	内閣総理大臣補佐官	内閣法第20条第4項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第20条第4項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	—
	○(F)	国家公務員倫理審査会会长、委員	国家公務員法第14条第1項	国家公務員倫理法第18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(国家公務員倫理法第46条)
	○(F)	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法第7条第1項	公害等調整委員会設置法第11条第1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(公害等調整委員会設置法第20条)
	○(F)	中央労働委員会委員	労働組合法第19条の3第2項	労働組合法第23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金(労働組合法第29条)
	○(F)	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法第4条第1項	情報公開・個人情報保護審査会設置法第4条第8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(情報公開・個人情報保護審査会設置法第18条)
	○(F)	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償に関する法律第113条第1項	公害健康被害の補償等に関する法律第123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金(公害健康被害の補償等に関する法律第145条)
	○(F)	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法第19条の3第1項	会計検査院法第19条の2第8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金(会計検査院法第19条の5)
	○(F)	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法第19条の32第1項	政治資金規正法第19条の32第7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(政治資金規正法第26条の7)
	○(F)	調達価格等算定委員会委員	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第33条第1項	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第33条第9項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第43条)
	○(F)	原子力規制委員会委員長、委員	原子力規制委員会設置法第7条第1項	原子力規制委員会設置法第11条第1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(原子力規制委員会設置法第29条)
	○(F)	国家公安委員会委員	警察法第7条第1項	警察法第10条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)	—
	○(F)	原子力委員会委員長、委員	原子力委員会設置法第5条第1項	原子力委員会設置法第10条	—
	○(F)	運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法第8条第1項	運輸安全委員会設置法第12条第1項	—
	○(F)	総合科学技術会議議員	内閣府設置法第29条第1項第6号	内閣府設置法第33条第1項	—
	○(F)	再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法第106条の8第1項	国家公務員法第106条の12第1項	—
	○(F)	証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法第12条第1項	金融庁設置法第16条第1項	—
	○(F)	公認会計士・監査審査会会长、委員	公認会計士法第37条の2第1項	公認会計士法第37条の6第1項	—

/	選性評価の対象外	職名	任事等の根拠	守秘義務の根拠	法定刑と根拠
法律上の守秘義務あり (個別法)	<input type="radio"/> (F) 食品安全委員会委員	食品安全基本法第29条第1項	食品安全基本法第32条第1項	—	—
	<input type="radio"/> (F) 公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第35条第1項	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第39条第1項	—	—
	<input type="radio"/> (F) 国地方債券処理委員会委員	地方自治法第250条の9第1項	地方自治法第250条の9第13項	—	—
	<input type="radio"/> (F) 電気通信紛争処理委員会委員	電気通信事業法第147条第1項	電気通信事業法第150条第1項	—	—
	<input type="radio"/> (F) 連輸審議会委員	国土交通省設置法第18条第1項	国土交通省設置法第21条第1項	—	—
	<input type="radio"/> (F) 土地鑑定委員会委員	地価公示法第16条第1項	地価公示法第18条第1項	—	—
	<input type="radio"/> (F) 衆議院議員選挙区選定審議会委員	衆議院議員選挙区選定審議会設置法第6条第2項	衆議院議員選挙区選定審議会設置法第6条第7項	—	—
	<input type="radio"/> (F) 国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律第15条第2項	国会等の移転に関する法律第15条第8項	—	—
	<input type="radio"/> (F) 電波監理審議会委員	電波法第99条の3第1項	電波法第99条の4(国家公務員法第100条第1項を準用)	—	—
	特命全権大使	外務公務員法第8条第1項	外務公務員法第4条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(外務公務員法第27条)	
	特命全権公使	外務公務員法第8条第1項	外務公務員法第4条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(外務公務員法第27条)	
	特派大使	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第3項(国家公務員法第100条第1項を準用)	1年以下の懲役又は13万円以下の罰金(外務公務員法第27条)	
	政府代表	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)	1年以下の懲役又は13万円以下の罰金(外務公務員法第27条)	
	全権委員	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(外務公務員法第27条)	
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び隨員	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(外務公務員法第27条)	
	防衛省職員(自衛隊員)	自衛隊法第35条第1項	自衛隊法第59条第1項	1年以下の懲役又は13万円以下の罰金(自衛隊法第118条第1項)	

法律上の守秘義務なし	東宮大夫	官内庁法第12条第1項	—	—
	式部官長	官内庁法第13条第1項	—	—
	侍従次長	官内庁法第10条第2項	—	—
	宮内主官	官内庁組織令第3条第1項	—	—
	臺帳医務主官	官内庁組織令第3条第1項	—	—
	女官長及び女官	官内庁組織令第4条第1項、第16条第1項	—	—
	侍医長及び侍医	官内庁組織令第4条第1項、第16条第1項	—	—
	東宮侍従長及び東宮侍従	官内庁組織令第5条第1項、第17条第1項	—	—

/	道性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠	監定料と根拠
法律上の守秘義務をなし		東宮女官長及び東宮女官	宮内庁組織令第5条第1項、第17条第1項	—	—
		東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁組織令第5条第1項、第17条第1項	—	—
		官務官	人事院規則一一五第2条第9号	—	—
		侍女長	人事院規則一一五第2条第9号	—	—
	○(F)	中央更生保護審査会委員長、委員	更生保護法第6条第1項	—	—
	○(F)	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法第22条第1項	—	—
	○(F)	地方財政審査会委員	経済省設置法第12条第1項	—	—
	○(F)	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法第27条第1項	—	—
	○(F)	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法第5条第1項	—	—
	○(F)	中央社会保険医療器議会公益を代表する委員	社会保険医療器議会法第3条第6項	—	—
	○(F)	中央選挙管理委員会委員	公職選舉法第5条の2第2項	—	—
		日本ユネスコ国内委員会委員	ユネスコ活動に関する法律第9条第1項	—	—
		日本学士院会員	日本学士院法第3条第1項	—	—
		日本学術会議会員	日本学術会議法第7条第2項	—	—

参照条文等

○官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）（抄）

第4条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス
2 (略)

○国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十一号）（抄）

① 官吏その他政府職員の任免、叙級、休職、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、手当その他給与に関する事項及び服務に関する事項については、その官職について国家公務員法の規定が適用せられるまでの間、従前の例による。但し、法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て別段の定をなしたときは、その定による。

② (略)

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）（抄）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤ (略)

（参考1）

○衆議院議員西村眞悟君提出我が国における外国人諜報部員の把握に関する質問に対する答弁書（内閣衆質第141第12号）

7について

一般職の国家公務員については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第百条第一項において、秘密を守る義務が規定されている。

特別職の国家公務員についても、必要に応じて、個別の法令において秘密を守る義務が規定されている。また、特別職の国家公務員のうち国務大

臣等については、「国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏その他政府職員の任免等に関する法律」（昭和22年法律第121号）第一項の規定により、他の法律をもつて別段の定めがされた場合を除き、官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）の規定の例により、秘密を守る義務を課せられている。

(参考2)

○参議院議員秦豊君提出官吏服務紀律の解釈と運用の実態等に関する質問に対する答弁書（内閣參質93第2号）

一について

(1) から (3) まで

官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）は、「官吏及俸給ヲ得テ公務ヲ奉スル者」の服務上の義務を定めたものであるが、昭和二十二年十二月三十一日限りで、その効力を失っている。

昭和二十三年一月一日以後は、国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏その他政府職員の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十一号。以下「法律第百二十一号」という。）の規定により、官吏その他政府職員の服務等に関する事項については、その官職について国家公務員法の規定が適用せられるまでの間、法律等をもつて別段の定めがされない限り、従前の例によることとされている。特別職の国家公務員については、国家公務員法の規定が現在なお適用されていないため、特別職の職員のうち法律第百二十一号施行の際に存していた職にある職員の服務に関しては、他の法律等に別段の定めがない限り、なお官吏服務紀律の規定の例によることとなるものである。

なお、特別職の職員のうち法律第百二十一号施行後に新たに特別職とされた職にある職員については、必要に応じ、関係法令において個別に服務に関する所要の規定が設けられているものである。

(4) 及び (5)

職員の任用に当たり、その服務等に関する法令の適用関係を当該職員に告知することを要するものではない。

なお、官吏服務紀律は既に失効しているため、現在同勅令を直接所管する府省庁は存しない。

平成25年7月5日
内閣情報調査室

6 業務知得者と適性評価との関係について

1 自衛隊法における「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とそれ以外の防衛秘密にふれる者との区別

(1) 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第122条第1項は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。」と規定し、防衛秘密の漏えい行為に対する罰則の主体を「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」としている。「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、「業務」が「本来人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為」（昭和33年4月18日最高裁判決）を言うことから、「防衛秘密を取り扱うこと」「その地位に基づき反復・継続して行う」者を指す（平成13年9月28日付け防衛庁より内閣法制局に提出した資料（以下「平成13年法制局提出資料」という。）17頁）とされている。

具体的には、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には、防衛省の職員及び防衛省職員以外の一定の者が含まれる。

防衛省の職員については、防衛省と当該者との間に次の関係が成立する者をいう。

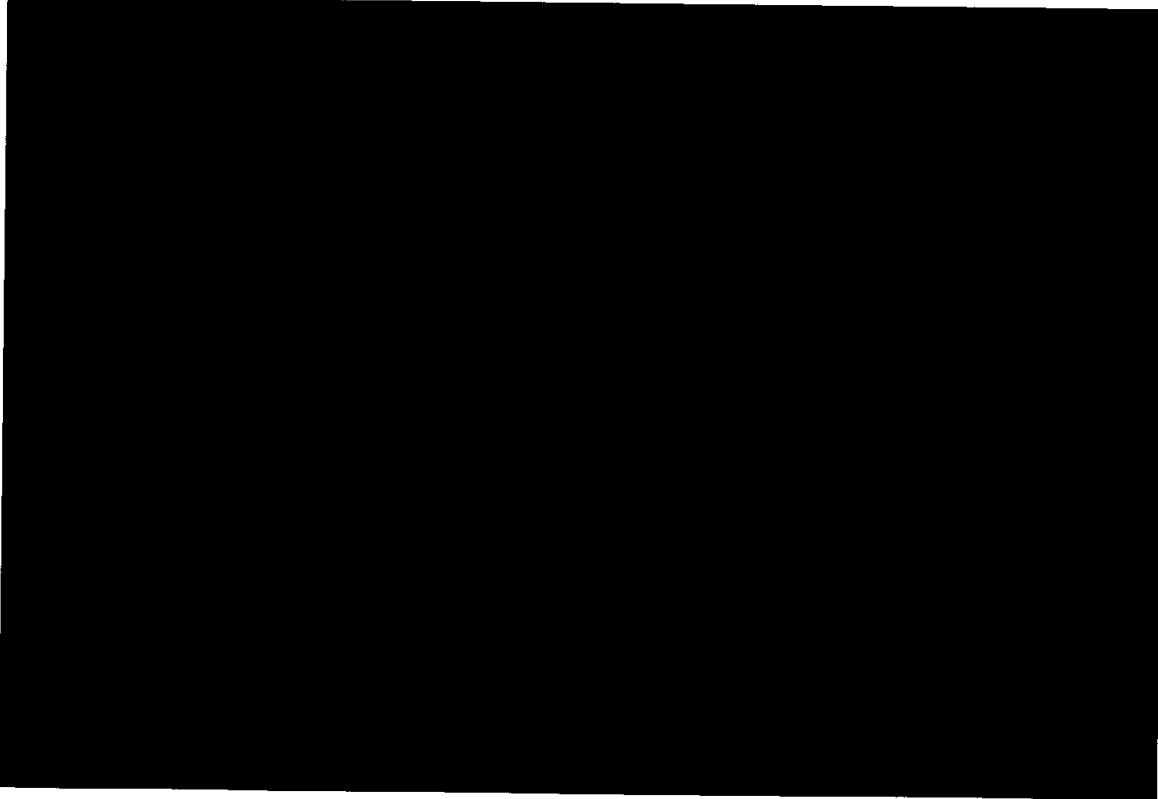
- ① 自衛隊の任務遂行上、当該者が防衛秘密を取り扱うことが（自衛隊にとって）必要であり、
- ② このため、現に、当該者は防衛秘密を取り扱っていること
- ③ ①及び②の状況が反復継続する可能性があること

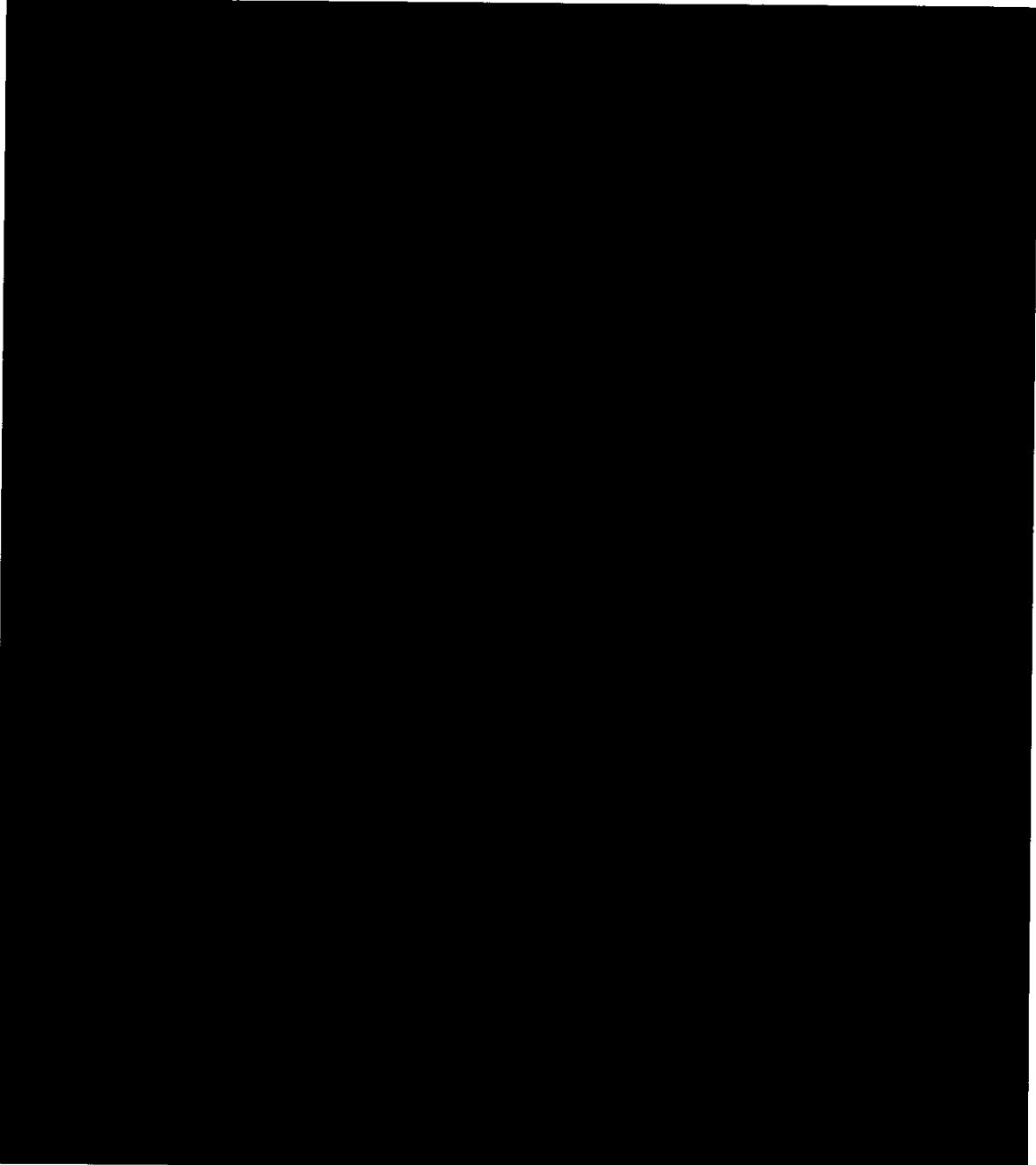
また、防衛省職員以外の者が防衛秘密を取り扱いの業務を行う場合として、自衛隊法第96条の2第3項は、「防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、

防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」と規定しており、当該規定に基づき、防衛省から防衛秘密の提供を受けた者が防衛秘密を取り扱うことを業務とする者に該当することとなる。

自衛隊法第96条の2第3項に規定する必要性の判断基準については、「防衛秘密は我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものとされており、そのような秘密は、本来は防衛省内においてのみ使用されるべきものであることから、単に「必要な場合」や「特に必要な場合」といったときよりも、その必要性の程度が高いと認められる「特段の必要がある場合」として」おり、「防衛秘密を提供しなければ、防衛行政が立ち行かないような、いわば非代替性が認められる場合であるといえる」（「防衛秘密制度の解説」54頁）とされている。実際に、防衛省は、「他省庁等に対して、防衛省・自衛隊がその任務を遂行するために必要となる各種の調整等を実施する場合において、自衛隊の各種活動を円滑に実施するために必要となる関係省庁の協力を得るため当該省庁に対して、その所掌事務や所掌の案件に応じた防衛秘密を提供している」とされている（平成13年法制局提出資料18頁）。

防衛省職員以外の者で、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者に該当する者の具体例は以下のとおりである。





(2) (1)以外の者について

ア その他の行政作用

この他、防衛省・自衛隊は、「例えば、自衛隊の任務の遂行上全ての前提となる物的・人的防衛力の整備について予算査定等を得るために財務省に対して装備品、施設等に係る防衛秘密を、自衛隊の任務の遂行上不可欠な無線通信の電波周波数割り当てについて承認等を得るために総務省に対して通信の方法（周波数）に係る防衛秘密を、日米共同技術研究の技術等の輸出について許可等を得るために経済産業省

に対して日米共同技術研究のための日米間の合意事項を含む装備品等に係る防衛秘密を提供している」が、こうした提供については、「究極的には自衛隊の任務を遂行するために行われるものではあるものの、直接的には、当該許認可権限を有する行政機関の行政目的のために行われるものであって、自衛隊法第96条の2第3項に基づき提供されたものではないと解し、当該行政機関において防衛秘密にふれる者は、同法第122条第1項に規定する犯罪の主体たり得ないと解する」とされている（平成13年法制局提出資料23頁）。

イ 司法作用

「司法作用を担う（例えば、防衛秘密漏えい事件が起こった場合の）検察官、警察官、弁護士等については、当該事件に関して防衛秘密にふれることがあり得るが、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には該当しない」（平成13年法制局提出資料23頁）とされている。これらの者は、「刑事訴訟法その他の法令により、例えば、裁判のための証拠として、偶々防衛秘密にふれることになったものであり、防衛省・自衛隊から防衛省・自衛隊にとって「自衛隊の任務遂行上特段の必要がある」ために防衛秘密の提供を得ているものではない」（平成13年法制局提出資料23頁）と解されている。

なお、防衛秘密制度の導入後に発生した、防衛省情報本部所属の一等空佐が防衛秘密を漏えいした事件（平成20年）において、陸上自衛隊の警務隊から検察庁に防衛秘密を含む関係資料を送致しているが、その際も、自衛隊法第96条の2第3項により検察庁に防衛秘密の取扱いの業務を行わせたものとはされていない（別添「過去の防衛秘密漏えい事件における検察官への防衛秘密の提供について」参照）。

2 本法案における取扱業務者と業務知得者

1のとおり、自衛隊法では、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」と、それ以外で防衛秘密にふれる者とに区別を設けているが、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、防衛省・自衛隊が任務を遂行する上で当該者に防衛秘密を取り扱わせなければ防衛行政が立ち行かないような必要性があることから、防衛大臣が防衛秘密を取り扱わせる者であるのに対し、それ以外で防衛秘密にふれる者とは、直接的には、当該者が所属

する行政機関の行政目的のために防衛秘密にふれることが必要であったり、他の法令により、防衛秘密にふれることになった者であり、当該者に防衛秘密を提供することは、防衛省・自衛隊の任務遂行上の必要性とは一義的には関連しない。

本法案における「特定秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」という。）とそれ以外で特定秘密にふれる者との区別についても、自衛隊法における「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とそれ以外で防衛秘密にふれる者との区別と同様である。ただし、本法案においては、取扱業務者以外の者で行政機関の長が特定秘密を提供することができる場合を明確に規定することとしている。

すなわち、取扱業務者には、ある行政機関において当該行政機関の所掌事務を遂行するために自らの保有する特定秘密を取り扱う必要がある当該行政機関の職員のほかに、当該行政機関の長が当該行政機関以外の行政機関の職員に自らの保有する特定秘密を取り扱わせなければ当該行政機関の所掌事務を遂行することができない場合に、特定秘密の取扱いの業務を行うこととなる当該行政機関以外の行政機関の職員が該当する。

一方、特定秘密を保有する行政機関以外の者が当該行政機関の保有する特定秘密を含む情報の提供を受ける場合があり、本法案においては、特定秘密の提供を受ける者が当該情報を公益上特に必要があると認められる業務に使用する場合であって、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたときには、行政機関の長は、当該情報を提供できることとしている。例えば、犯罪の捜査等に従事する検察官、予算編成等を担当する財務省主計官、許認可権限に基づき特定秘密の提出を受ける国家公務員等がこれに該当する（以下これらの者を「業務知得者」という。）。

3 業務知得者が特定秘密にふれる場合に適性評価を要しない理由（情報漏えい事件の実態を踏まえて）

上記のとおり、業務知得者による特定秘密の知得は、特定秘密を保有する行政機関がその所掌事務を遂行する上で他の行政機関の職員に特定秘密の取り扱わせる必要があることから生じるものではなく、当該業務知得者の業務を遂行するために他の行政機関の保有する特定秘密にふれるもので、取扱業務者のように反復・継続性を有するものではなく、偶発的かつ

短期的なものとなるのが通例である。

ところで、過去の情報漏えい事件をみると、多くが、外国情報機関等からの働き掛けに応じて秘密を漏えいしたものである。そもそも、外国情報機関等が秘密を入手しようとする場合、行政機関に所属する職員の職務内容や役職から入手を企図する秘密にアクセスすることができると認められる者を選定し、選定した職員についてその生活実態等を調査し、飲酒癖あるいは経済的に困窮していることなどを把握した上で、その者に対する組織的かつ計画的な工作を行うのが通例である。そして、工作では、対象者本人について把握した事項を利用・活用して、相当の長期間をかけて行われ、外国情報機関等に協力せざるを得ない関係を構築した後、情報漏えいが働き掛けられるのが実態である。

したがって、特定秘密を入手しようとする場合、外国情報機関等が工作的な対象として選定する者は、その職務内容や役職から特定秘密にアクセスすることができる者を特定することが可能な取扱業務者であり、特定秘密にふれているか否かも直ちには明らかとならず、また、仮に特定秘密にふれることがあるとしても、偶発的かつ短期的となることが通例となる業務知得者については、外国情報機関等の工作活動の対象となる可能性は極めて低い。

したがって、特定秘密を取り扱うことが予定され、また、その取扱いが反復・継続する取扱業務者とは異なり、偶発的かつ短期的に特定秘密にふれる業務知得者については、特定秘密を漏えいする危険性は、取扱業務者と比較して相当程度低いものと考えれることから、本法案では業務知得者を適性評価の対象としないこととする。

別添

過去の防衛秘密漏えい事件における検察官への防衛秘密の提供について

平成20年に情報本部所属の一等空佐が、「中国潜水艦の動向」に関する情報を、防衛秘密に該当する情報を含むことを認識した上で、部外者に口頭により伝達した事件がある。当該事件については、警務隊が所要の捜査を行い、東京地検に被疑者を書類送検したが、防衛省は東京地検に対し、防衛秘密として指定された、本件漏えいの元となった中国潜水艦の動向について記載された文書を送致している。これは、東京地検に対して、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第3項の規定に基づく防衛秘密の取扱いの業務を行わせたものではなく、防衛秘密を開示することによって得られる公益性に鑑み、防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）第29条第1項に基づき防衛大臣の承認を得て、防衛秘密を伝達したものである。

防衛機密漏洩は起訴猶予

東京一等空母に 読売記者聴取せず

「二〇〇五年の中国潜水免職という厳しい処分を（衛省）敷地内で、中国海艦の事故を巡り、防衛秘受けためと説明してい密情報が読売新聞記者る。」

に漏洩（ろうえい）した

じられる事件で、東京地

読売新聞記者から事情聴

査は十五日、自衛隊法違反（防衛秘密漏洩）容疑で書類送検された防衛省 次席検事は「事件を捜査、潛水艦が南シナ海を航行で潜水艦の動向に関する情報を本部の元一等空佐取り調べは必要なかつた。」と述べた。調べによると、元一等空佐（50）は「懲戒免職」を起訴予処分とした。同地検は起訴猶予の理由には〇五年五月三十日、東も記述した。

いて、容疑を認め、懲戒

京・市谷の防衛庁（現防

防衛省警務隊は〇七

年、元一佐の自宅などを家宅検査。今年三月、元漏洩事件の最高裁決定で検査が行われたことと一佐を自衛隊法違反容疑（一九七八年五月）が「眞に報道目的で、機密情報を招く恐れがあり、処分を認めた」として懲戒免職とした。取材の自由と国家秘密で書類送検したほか、十に報道目的で、機密情報を招く恐れがあり、処分月二日には「本人が容疑入手の手段が社会通念上相当なら違法性はない」と判示している。読売新聞社の話・記事と報道にあたる。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2～6 （略）

第一百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 （略）

○防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）（抄）

（外部への交付及び伝達）

第29条 法第96条の2第3項に規定する場合のほか、防衛省以外の者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。

2～4 （略）

平成25年7月5日
内閣情報調査室

7 取扱業務者以外の者に特定秘密を提供することができる規定を設ける理由について

本法案においては、特定秘密の指定を行った行政機関の長は、その所掌事務を遂行するために当該行政機関の職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるほか、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合には、他の行政機関の職員や契約業者の役職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができるとしている（これら特定秘密を取り扱うことを業務とする者を以下「取扱業務者」という。）。

しかしながら、特定秘密を保有する行政機関の長から特定秘密を含む情報の提供を受け、特定秘密を知得することとなる者は、上記の取扱業務者に限られるものではない。現行の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づく防衛秘密制度においても、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいに当たらない」（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）54頁）とされ、防衛秘密の取扱いの管理のための措置等（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の13、第113条の14）を定める、防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）第29条では、「法第96条の2第3項に規定する場合のほか、防衛省以外の者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。」と規定されている。

例えば、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員、また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することになった米国関係者は、防衛秘密の取扱業務者に該当しないと解されているが（防秘解説71頁）、これらの者は、当該者が所属する行政機関の行政目的の

ために防衛秘密を知得することが必要であったり、他の法令により防衛秘密を知得することとなった者である。

本法案においても、上記のように、取扱業務者には該当しないものの、特定秘密を保有する行政機関の長が特定秘密を含む情報を提供する必要があると認められる者が想定される。そして、本法案においては、様々な行政機関が特定秘密を共有し、活用することが想定されるところ、その漏えいを防ぎ、国及び国民の安全を確保するためには、特定秘密の取扱いについて共通のルールを設け、その取扱いに遺漏なきを期する必要があり、取扱業務者について適性評価制度を導入することに加え、上記のような取扱業務者以外の者であって、特定秘密を保有する行政機関の長が特定秘密を含む情報を提供できる場合を本法案において明確に規定することが必要であると考えられる。

そこで、本法案において、特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合のほか、特定秘密を含む情報の提供を受ける者が当該情報を公益上特に必要があると認められる業務において使用する場合であって、これにより我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときに限り、行政機関の長が特定秘密を含む情報を提供することができる旨を規定することとする。

なお、本法案では、特定秘密が漏えいした場合に国及び国民の安全に及ぼす影響の大きさに鑑み、取扱業務者による特定秘密の漏えいに加え、上記の規定により行政機関の長から正当に特定秘密を含む情報の提供を受けた者に対しては、国家公務員法等の一般的な守秘義務よりも厳格な守秘義務を課すこととし、これらの者が特定秘密を漏えいした場合を、業務により特定秘密を知得した者による漏えい行為として、処罰することとしている。これに対し、上記の規定によることなく違法に特定秘密を入手した場合には、業務により特定秘密を知得したとはいえないから、その者に守秘義務を課すことができず、その者による漏えい行為を処罰対象とすることはしないが、もとより特定秘密の不正な入手については、これを提供した公務員に対する漏えい教唆罪又はその手段によっては不正取得罪が成立し得るため、その段階において特定秘密の漏えいを抑止することができる。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（防衛秘密の取扱いの管理のための措置）

第百十三条の十三 防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第百十三条の十四 この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

○防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）（抄）

（外部への交付及び伝達）

第29条 法第96条の2第3項に規定する場合のほか、防衛省以外の者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。

【公益上の必要がある場合に情報提供等を行う用例】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成二十五年法律第二十七号) (抄)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～十一 (略)

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第一百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第五十三条において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三・十四 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号) (抄)

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

○戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号) (抄)

第一百二十六条 市町村長又は法務局若しくは地方法務局の長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情報を利用する必要があると認められるものため、その必要の限度において、これらの情報を提供することができる。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号) (抄)

(安否情報の提供)

第二十六条 法第九十五条第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者は、照会をする理由、その氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならない。

- 2 前項の照会を受けた総務大臣又は地方公共団体の長は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。
- 3 前項の場合において、総務大臣又は地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報(武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、第二十四条第一項各号に掲げる情報)を回答するものとする。

4 (略)

平成25年7月5日
内閣情報調査室

8 適性評価の調査事項について

本法案において導入する適性評価制度は、特定秘密の漏えいを防止するため、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないと認められた職員以外の職員を特定秘密の取扱いの業務を行う者からあらかじめ除外するものである。

特定秘密の取扱いの業務を行う者がこれを漏えいするおそれは、

- ① 職員が自発的に特定秘密を漏えいするおそれ
 - ② 職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏えいするおそれ
 - ③ 職員が意図せず（過失により）特定秘密を漏えいするおそれ
- の3つに分類することができると考えられる。

上記のそれぞれのおそれを示唆するものとして、調査を実施すべき事項は、次のとおりである。

① 職員が自発的に特定秘密を漏えいするおそれ

職員の行動又は職員が置かれた状況から、特定秘密を漏えいすることにより得られる利益が、特定秘密を漏えいすることによる不利益に比べ大きいと考えられる者は、自発的に特定秘密を漏えいするおそれがあると評価し得る。

例えば、テロ活動に自ら関与したり、テロ組織を支援している者は、自発的に特定秘密を漏えいするおそれが高いことは言うまでもない。また、借入金が多額の場合、情報入手を企図する外国情報機関等から資金提供を誘因として、情報提供を求められる可能性があり、逆に収入に比して多額の資産を保有している場合には、特定秘密の漏えいによって当該資産等が得られた可能性が否定できない。したがって、これらの事情があるか否かを確認する事項として、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動（以下「特定有害活動」という。）との関係や信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが必要である。

② 職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏えいするおそれ

職員が自発的に特定秘密を漏えいする事情がなくとも、情報入手を企図する外国情報機関等が、特定秘密の漏えいの働き掛けを行った場合に、職員がこれを排除できず、秘密を漏えいせざるを得なくなる場合がある。

例えば、配偶者の本国に所在する家族に危害を及ぼす、あるいは外国に職員が有する資産が不利益を被る可能性を示唆するなどし、外国情報機関等が漏えいを働き掛けることが考えられる。これら状況にあるか否かを確認するためには、職員に加え、職員に影響を及ぼし得る家族又は同居人が外国とどのような関係を有しているかを、また、これを基に、不当な働き掛けを受けるおそれがあるか否か、あるいは、現に働き掛けを受けていないかを調査する必要がある。このため、特定有害活動との関係について調査することが必要である。

③ 職員が意図せず（過失により）特定秘密を漏えいするおそれ

特定秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護について規定する各種の規範を理解し、自己を律してこれを適切かつ確実に講じる必要があるところ、これを期待できない者に特定秘密の取扱いの業務を行わせれば、本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねない。

具体的には、規範意識が欠落していること、合理的な行動をとるべく自己を管理できないこと又は精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る可能性があることが、行動又は状況に具現している者が該当すると考えられることから、犯罪及び懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴、薬物の濫用及び影響、精神疾患、飲酒についての節度、信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが必要である。

平成25年7月5日
内閣情報調査室

9 適性評価の調査事項の内容について

本法案では、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査をすべき事項として次の事項を規定することとしている。

- ・ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動（以下「特定有害活動」という。）との関係に関する事項（家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）
- ・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ・ 精神疾患に関する事項
- ・ 飲酒についての節度に関する事項
- ・ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

これらの事項の調査内容と調査を行う理由は、次のとおりである。

1 特定有害活動との関係に関する事項

「特定有害活動との関係」は、次の3つの場合が考えられる。

第1は、評価対象者が特定有害活動そのものを自ら行ったり、自らは特定有害活動を行ってはいないものの、支援を行うなど特定有害活動に関わったと認められる場合である。評価対象者自身が特定有害活動を自ら行ったり、これに関わったことが認められる場合、再び特定有害活動を行うために、特定秘密を漏えいするおそれが高い。

第2は、評価対象者が特定有害活動を行う団体の構成員となっていたり、特定有害活動を行う団体や個人を支援していると認められる場合である。特定有害活動を行う団体等として、例えば、テロ組織や外国情報機関等が考えられるが、これら団体等は、テロ組織であればテロ活動を実行するために重要防護施設の警備実施状況を、また、外国情報機関等であれば我が国の防衛計画や安全保障政策に関する重要事項といった特定秘密を入手し

ようと企図しており、評価対象者がこれら団体等の構成員である場合は当然のこと、これら団体等を支援している者である場合には、特定秘密を取り扱ったときに、自発的にこれら団体に対して、特定秘密を漏えいするおそれが高い。支援の形態としては、団体の活動に密接に関わっている場合はもとより、金銭的な支援を行っている場合やその行動から団体の活動を理解し、その活動をサポートしていると認められるなど様々な形態が考えられる。

第3は、特定有害活動を行う団体又は個人から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを受けた場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められる場合である。団体等が影響力を行使する形態としては、例えば、団体等が多大の金銭の提供を行う、配偶者の本国に居住する親族に対し危害を及ぼす可能性を示唆するなど様々な形態が考えられる。我が国における過去の情報漏えい事件をみると、第1や第2の場合に該当する者による漏えいではなく、秘密を取り扱う職員に対し、外国情報機関等が様々な形で接触を図り、度重なる接触を経て、心理的に外国情報機関等に協力せざるを得ない関係となり、秘密の漏えいに至った事例が多く、適性を判断するに当たり、最も考慮すべき事項と考えられる。また、特定有害活動を行う団体又は個人から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを受けた場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められるかどうかについては、評価対象者本人の行動や活動を調査するだけでは、その端緒を得ることは難しいと言わざるを得ないことから、評価対象者の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項その他政令で定めるものについても調査を実施し、評価対象者と特定有害活動との関係について端緒を得ることとしている。

これら「特定有害活動との関係」に関する事項として、適性評価においては、評価対象者に、第1から第3に該当する「特定有害活動との関係」を示すような活動や行動がないかを調査する。

2 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

「犯罪及び懲戒の経歴」とは、過去に犯罪を犯し、罰せられた経歴及び懲戒処分を受けた経歴をいい、「犯罪及び懲戒の経歴に関する事項」とし

て、評価対象者が過去に犯罪を犯し、罰せられたことがあるか及び懲戒処分を受けたことがあるか、ある場合には、犯罪を犯した、又は懲戒処分を受けた時期、動機、背景等を調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを強く示唆すると考えられることから、こうした事が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれが高いと評価し得る。

3 情報の取扱いに係る非違の経験に関する事項（2に掲げるものを除く。）

「情報の取扱いに係る非違の経験」とは、職場の服務規程、文書管理規則その他の規則における情報やシステムの管理に関する部分に違反し、監督上の注意・指導を受けた経験をいい、「情報の取扱いに係る非違の経験に関する事項」として、評価対象者が監督上の注意・指導を受けたことがあるか、ある場合には、当該違反事実を起こした時期、動機、背景等を調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、犯罪や懲戒に至らなくなるとも、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれが高いと評価し得る。

4 薬物の濫用及び影響に関する事項（2に掲げるものを除く。）

本項目は、評価対象者が、所持・使用等が禁止されている薬物を濫用したことのみならず、疾病のために処方された薬物を医師の指示に従わずに服用することがあるか、処方されている薬物を服用することにより、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じることがあるかを調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれがあると評価し得る。

本項目については、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じること等があるという事実をもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、薬物の濫用及び影響の背景・理由、疾病の治療の見通し等を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれを示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、特定秘密を漏らすおそれがあると判断することとなる。

5 精神疾患に関する事項

本項目では、精神に係る事由を原因として、意識や記憶を失ったりしたことがあるか、アルコール依存症、躁うつ病、認知症等精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者が特

定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれがあると評価し得る。

本項目については、精神疾患があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、精神疾患の具体的症状、その後の治療の経過、再発の可能性を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれを示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、特定秘密を漏らすおそれがあると判断することとなる。

6 飲酒についての節度に関する事項

本項目では、飲酒を原因として、所持品の紛失、自傷その他の自己に損害を発生させる行動や他人との人間関係に悪影響を与える行動をとったことがあるかを調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれがあると評価し得る。

本項目については、飲酒を原因として、トラブルを起こした事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、評価対象者が起こしたトラブル等の具体的な内容、その時期、背景・理由等を踏まえ、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれを示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、特定秘密を漏らすおそれがあると判断することとなる。

7 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

本項目は、評価対象者に住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、自己の資力に照らし不相

応な金銭消費があるか、過去に自己破産したり、賃金・資産等を差し押さえられたことがあるか等を調査する。

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者は、自発的に特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者は、自発的に特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。

さらに、特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれがあると評価し得る。

本項目については、調査の対象となる事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、返済能力を超える債務を抱えているなど自ら進んで秘密を漏らす動機となり得る事情等を具体的に勘案して、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれを示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、特定秘密を漏らすおそれがあると判断することとなる。

10 違性評価の調査事項、調査内容及び調査方法について(例)

調査事項	調査内容の具体例	調査票の提出に加え、必要に応じて実施する調査
① 外國の利益を図る目的で行われ、かつ、国外が国外の資金への贈産と公る賄賂その他の不正な活動並びにテロ活動(注)との關係に該する事項 ※本表においては下線部を「特定不審活動」と呼ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ○特定有審活動を行っているかどうか。 ○特定有審活動に対して支援を行っていないか。 ○特定有審活動を行う個人又は団体から、特定秘密の漏洩についての働き掛けを行っていないか。 ○家族及び同居人の氏名・生年月日・国籍及び住所、国外への渡航歴等 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。 ○国外への渡航歴について確認するため、パスポートを本人から提出。 ○出入国履歴について照会(入出国管理局)。
② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○過去に犯罪を犯し、罰せられたことがあるか。 ○懲戒処分を受けたことがあるか。 ○犯罪を犯した、又は懲戒処分を受けた動機、背景 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。 ○前科について照会(市町村を想定)。 ○懲戒処分とその動機、背景について照会(現在・過去の勤務先)。
③ 情報の取扱いに係る非適の経歴に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○職場の服務規程、文書管理規則その他の規則における情報やシステムの管理に関する部分に違反し、監督上の注意・指導を受けたことがあるか。 ○違反事實を起こした動機、背景 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。 ○情報の取扱いに係る監督上の措置の有無とその動機・背景について照会(現在・過去の勤務先)。
④ 薬物の服用及び影響に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○所持・使用等が禁止されている薬物を濫用したことはあるか。 ○疾病のために処方された薬物を医師の指示に従わずに服用することがあるか。 ○処方されている薬物を服用することにより、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じることがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。 ○家族に本人の薬物使用時の言動について質問。 ○処方されている薬物について確認するため、処方箋を本人から提出。 ○薬理効果について照会(医療機関)。
⑤ 精神疾患に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○精神に係る事由を原因として、意識や記憶を失ったことはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。 ○病状について確認するため、診断書を本人から提出。 ○治療履歴について照会(医療機関)。
⑥ 飲酒についての態度に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒を原因とする所持品の紛失、自慢その他の自己に損害を発生させる行動をとったことがあるか。 ○飲酒を原因として他人との人間関係に悪影響を与える行動をとったことがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。 ○上司、同僚に本人の飲酒時の言動について質問。
⑦ 働用状態その他の経済的な状況に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人に質問。 ○上司・同僚に本人の金遣いについて質問。 ○本人の借入れの状況について照会(金融機関)。

(注) 「テロ活動」とは、政治上その他の主導主義に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺害し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為をいう。

平成25年7月5日
内閣情報調査室

11 適性評価と法の下の平等との関係について

1 趣旨

適性評価制度においては、特定秘密の取扱いの業務を行った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動との関係に関する事項について調査を実施する。これらの事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるため、特定の社会的身分にあることによって特定秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」こと（法の下の平等）を要請する憲法に違反するのではないか、といった指摘が有り得るところ、これを検証することとする。

2 憲法第14条第1項に挙げられている事項について

(1) 社会的身分について

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある^{*1}。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった項目が社会的身分に含まれると考えられるが、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することとしていることから社会的身分により特定秘密の取扱いの可否を分けることはなく、法の下の平等に違反しないと考える。

*1 「憲法I 第4版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）288頁

えられる。

(2) 信条について

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されており^{*2}、内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている^{*3}。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある信条そのものを調査事項とはしていないことから、これにより特定秘密の取扱いの可否を分けることはなく、この点からも法の下の平等に違反しないと考えられる。

(3) 人種、性別及び門地について

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異なる。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第2項により認められていない。

したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として特定秘密の取扱いの可否を分ける余地はないと考えられる。

3 2に挙げた事項以外の事項について

憲法第14条第1項に挙げられている事項は例示であり、法の下の平等の原則はそれ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されているが^{*4}、およそ、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって国及び国民の安全を確保する見地から、必要と考えられる事項について調査し、特定秘密の漏えいのおそれと結びつき又はこれを示唆する具体的な行動その他の状況が認められる場合に特定秘密の取扱いの業務を行う者から除外することは、特定秘密の取扱いの業務を行う者たるべき

*2 「立憲主義と日本国憲法 第2版」(高橋和之・有斐閣) 147、148頁

*3 前掲「立憲主義と日本国憲法」160頁

*4 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」146、147頁

者について社会通念上妥当な限界を定めるものであり⁵、憲法の要請する法の下の平等に違反しないといえる。

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②・③ (略)

*5 憲法第14条第1項の法の下の平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている。

この点、最高裁は、過員を整理するために行われた町職員の待命処分に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうかが争われた事件において、法の下の平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年5月27日）。

平成25年7月5日
内閣情報調査室

12 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について

1 趣旨

適性評価制度においては、特定秘密の取扱いの業務を行った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動との関係に関する事項について調査を実施することとしている。そして、この調査の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められるかどうかによって特定秘密の取扱いの可否が分かれるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

2 思想・良心及び信教の自由との関係

(1) 思想・良心の自由

ア 趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており^{*1}、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及

*1 教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はなし」と判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法 第2版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている^{*2}。

イ 本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている^{*3}。

(ア) 内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかつたりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていないため、内心を告白させることはない。

(イ) 内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していること又は有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

(2) 信教の自由（信仰の自由を除く。）

ア 趣旨

*2 「憲法 I 第4版」(野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣) 310頁

*3 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」163頁から167頁まで、前掲「憲法 I 第4版」301頁から305頁まで他

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている⁴。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である⁵。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解されており⁶、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第2項）。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教と同じくする者が結社を結成する自由と解されている⁷。

イ 本制度との関係

(ア) 宗教的行為の自由

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(イ) 宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ (略)

*4 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」169頁

*5 前掲「憲法 I 第4版」310頁

*6 前掲「憲法 I 第4版」309頁

*7 前掲「立憲主義と日本国憲法 第2版」172頁

平成25年7月5日
内閣情報調査室

13 適性評価の実施権者を警察本部長とすることについて

1 適性評価の実施権者の考え方

本法案では、我が国及び国民の安全の確保にとって重要な情報を保護するため、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるものを特定秘密として指定し、これを保護するための措置として、特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価を実施することとしている。適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないと認められた職員のみが特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとして、特定秘密の保護を図ろうとするものであり、行政機関の長が指定した特定秘密を保護するための措置の一環と位置付けられる。すなわち、適性評価は、行政機関の長が自らが指定した特定秘密について、職員がその取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないかどうかという観点から適性評価を実施し、適性が認められた者のみにその取扱いの業務を行うこととするものであり、適性評価の実施は、特定秘密について指定を行った行政機関の長が行うことが必要である。

2 契約業者の役職員の適性評価の実施権者

契約業者における特定秘密の取扱いの業務は、当該特定秘密を保有する行政機関の所掌事務遂行上特段の必要がある場合に、当該行政機関との契約に基づき行われるものである。このような契約業者における特定秘密の取扱いの業務は、物件の製造又は役務の提供を業とする者と行政機関との契約に基づく一時的なものであり、特定秘密の保護の責任が取扱いの業務を行わせる特定秘密を保有する行政機関の長にあることに変わりはない。したがって、契約業者は信頼ある適性評価を行うことができる立場になく、特定秘密を契約業者に取り扱わせる行政機関の長が契約業者の役職員の適性評価を実施する必要がある。

3 都道府県警察の職員の適性評価の実施権者

(1) 警察庁長官による特定秘密の指定

本法案においては、警察が保有することが想定される別表の「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項」や「テロ活動防止に関する事項」についての警察における特定秘密の指定は、都道府県警察が入手したものであっても、警察庁長官が行うこととしている。これは、例えば、都道府県警察が国際テロ組織の内部協力者から入手した情報が特定秘密として指定を要するものであるか否かは、当該国際テロ組織が諸外国でどのような活動実態にあり、また、我が国内でどのような組織を構築しているかなどの警察庁が保有する情報を基に、これが漏えいした場合の国及び国民の安全に与える影響を総合的に判断する必要があるためである。すなわち、都道府県警察が収集した情報であっても、当該情報が特定秘密として指定を要するか否かについては、国の警察機関として諸外国や国内の関係機関と情報交換を行い、また、全国の都道府県警察から関係情報を集約し分析評価を行っている警察庁のみが、特定秘密の指定を過不足なく行うために適切な判断を行うことが可能であると考えられるため、警察庁長官が特定秘密の指定を行うこととしている。

(2) 都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務

上記(1)のとおり、警察関係の特定秘密の指定は、警察庁長官がこれを行うこととしているが、特定秘密の取扱いの業務については、都道府県警察がこれを恒常的に行なうことが警察法上予定されている。

すなわち、警察法（昭和29年法律第162号）では、都道府県警察は、都道府県の区域につき警察法第2条の責務に任じるとされ（警察法第36条第2項）、警察職務の遂行は都道府県警察が行うものとする一方で、国の警察機関たる国家公安委員会及び警察庁が国の公安に関する警察運営をつかさどるなどとされ（警察法第5条、第17条）、都道府県警察が、警察庁とともに警察の責務を果たすためには、特定秘密の取扱いの業務を行うことが前提となっている。例えば、日本国内における爆弾テロ計画について外国政府から通報を受け、これを警察庁長官が特定秘密に指定した場合に、警察庁長官は、当該テロ計画の関連場所を管轄する都道府県警察に当該特定秘密を伝達し、関係者の調査と対象施設の警戒警備等を指示し、指示を受けた関係都道府県警察は、警察本部長の下に必要な措置を講じることとなる。

このように、テロ計画の未然防止やテロリストの検挙といった警察の責務を果たすために、警察庁長官が特定秘密を都道府県警察に伝達し、伝達を受けた当該都道府県警察は当該特定秘密の取扱いの業務を行うことが警察法上も予定されており、都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務は、契約業者の場合のような一時的なものとは異なっている。

(3) 都道府県警察職員の適性評価の実施権者

警察関係の特定秘密の指定を警察庁長官が行うこととしていることに鑑みると、都道府県警察において特定秘密の取扱いの業務を行う職員の適性評価の実施権者についても、警察庁長官とするのが通常であると考えられる。

しかしながら、全国の都道府県警察において適性評価の対象となる者は、都道府県警察本部に加え、1,173警察署において勤務する約29,000人の職員であると試算され、その適性評価に関する事務を警察庁担当課の数名の職員が行うことは実務上大きな困難を伴い、また、個々の適性の判断に当たっても、全国の職員を対象とすることから適切な考慮が行われないおそれがある。

また、上記(2)のとおり、都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務は、契約業者の取扱いの業務が契約に伴う一時的なものであるのと異なり、警察事務の性格から継続的に行なうことが予定されている。

例えば、警察庁長官から、特定秘密として指定されたテロ計画に関する具体的な情報を伝達された場合、警察本部長は、常日頃から、管轄区域におけるテロ計画の未然防止やテロリストの検挙に当たっており、その知見を活かしつつ、自らの管轄区域内の諸情勢や重要施設の配置状況等を勘案し、いずれの職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせ、どの重要施設を何人体制で、どのような装備により警備強化するのか、あるいは当該テロ情報の関係者をどのような体制で警戒監視するのか、爆発物となり得る原材料の管理者への働き掛けと保管状況の確認といった措置を適確に判断して実施することができる。

また、テロ計画に関する具体的な情報を都道府県警察に伝達するに当たって警察庁長官は、当該テロ情報の関連場所を管轄する都道府県警察を選定し、関係都道府県警察に対し、重要施設の警備強化に加え、関連情報の収集強化や爆発物となり得る原材料の管理強化のための措置等を

指示することとなるが、関係都道府県警察は、こうした警察庁長官の指揮監督に従い、上記のような具体的な措置を講じることとなっており、関係都道府県の対応の統一性が確保され、国及び国民の安全の確保に不備がないようになっている。

さらに、こうした警察本部長の判断や措置が、国家的視野に基づき、また、国及び国民の安全を守る観点から見ても不合理なものとならないことは、警察本部長の国家公務員法上の位置付けや任免によっても担保されている。すなわち、警察本部長や警備部門を統括する警備部長等の警視正以上の警察官は、国家的視野から警察事務を遂行することを確保するため、国家公務員とされており（警察法第56条第1項）、その任免も、国家公安委員会が行う（警察法第49条第1項、第50条第1項）こととされている。

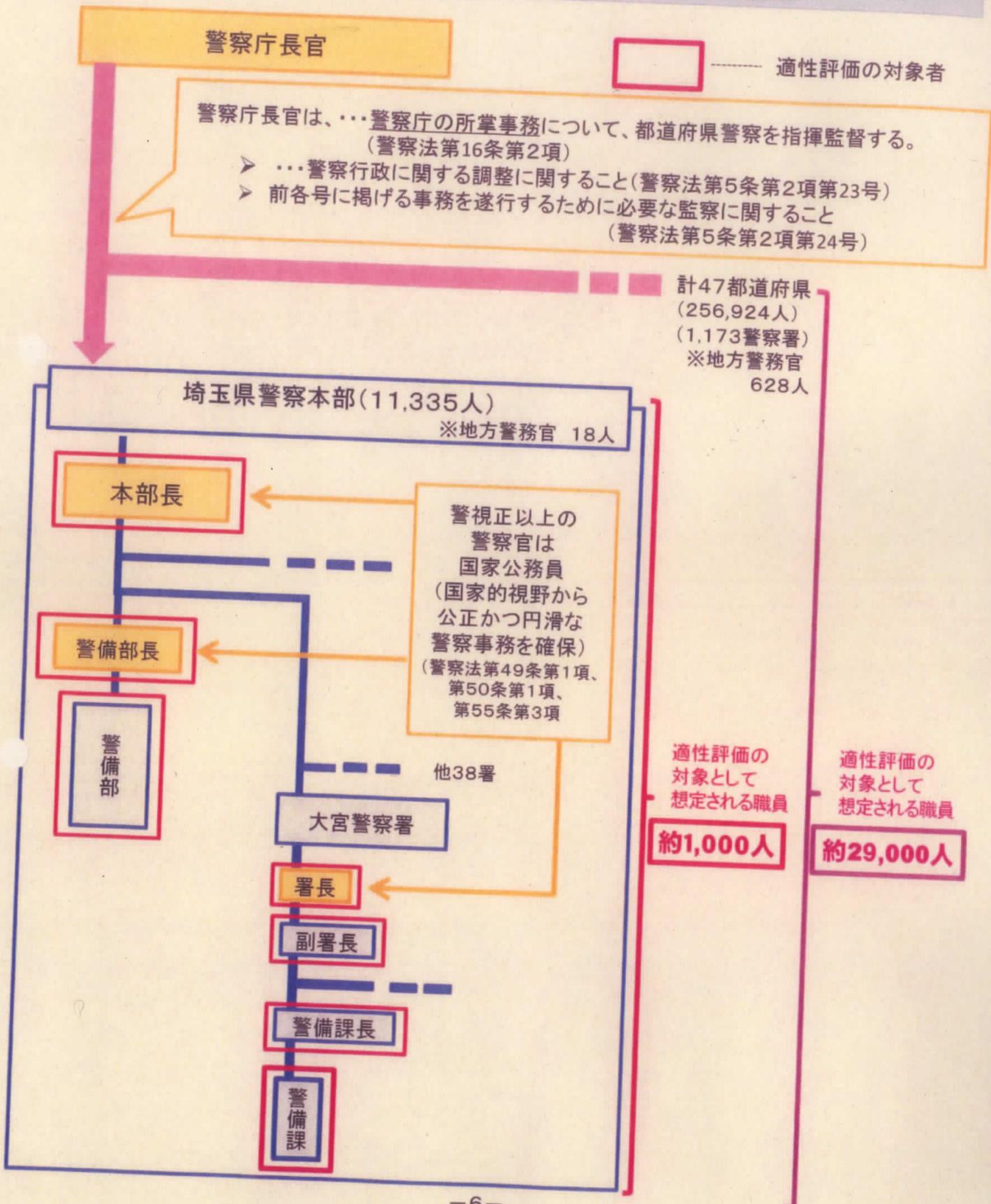
このように、都道府県警察は、特定秘密の指定を行うことはないものの、都道府県警察自体が特定秘密の取扱いの業務を行うことが予定されており、また、警察本部長が、警察庁長官の指揮監督の下に、国家公務員として都道府県警察を統括する責任者としての立場にあることに鑑みると、警察本部長は、警察庁長官が行う適性評価と同一の水準の適性評価を行うことが可能であり、さらに、都道府県警察の職員の実態をより把握し得るのは警察本部長であることから、その職員の適性評価は警察本部長が行うことが適当である。

(4) 参考（A省の特定秘密の取扱いの業務を行うB省の職員の適性評価）

特定秘密の指定を行った行政機関の長（A省）は、その所掌事務遂行上特段の必要がある場合に、当該行政機関以外の行政機関（B省）の職員に自らの保有する特定秘密の取扱いの業務を行わせることがあり、このような場合も、上記1の考え方によれば、A省の長が、A省が伝達する特定秘密の取扱いの業務を行うB省の職員の適性評価を実施することが適当であるとも考えられる。しかしながら、B省の長は、自らの所掌事務を遂行する中で取得・作成した情報を特定秘密として指定し、当該特定秘密を保護するための措置の一環として、B省の職員に対する適性評価を実施することとされており、また、そもそも、本法案では、各行政機関が相互に特定秘密を共有することを前提に、特定秘密の取扱いについて共通のルールを設け、共通の事項について同一の基準により適性

評価を実施することとしており、A省の長が実施する適性評価とB省の長が実施する適性評価は、同一の水準のものであることが確保されている。したがって、B省職員がA省から伝達された特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかについても、適切に判断することが可能であり、B省の長が適性評価を実施することができる。

都道府県警察における適性評価対象者数



【参照条文】

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（警察の責務）

第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

2 （略）

（任務及び所掌事務）

第五条 国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、情報技術の解析、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とする。

2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一～三 （略）

四 次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。

イ 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案

ロ 地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案

ハ 國際関係に重大な影響を与え、その他國の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案

五～八 （略）

九 國際刑事警察機構、外国の警察行政機關その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関すること。

十～二十二 （略）

二十三 前号に掲げるもののほか、警察行政に関する調整に関すること。

二十四・二十五 （略）

3・4 （略）

（長官）

第十六条 （略）

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、

警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

(設置及び責務)

第三十六条 都道府県に、都道府県警察を置く。

2 都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第二条の責務に任ずる。

(警視庁及び道府県警察本部)

第四十七条 都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。

2 警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどり、並びに第三十八条第四項において準用する第五条第三項の事務について都道府県公安委員会を補佐する。

3・4 (略)

(警視総監及び警察本部長)

第四十八条 都警察に警視総監を、道府県警察に道府県警察本部長を置く。

2 警視総監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する。

(警視総監の任免)

第四十九条 警視総監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

2 (略)

(警察本部長の任免)

第五十条 警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。

2 (略)

(職員)

第五十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の職員のうち、警視総監、警察本部長及び方面本部長以外の警視

正以上の階級にある警察官は、国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て、任免し、その他の職員は、警視総監又は警察本部長がそれぞれ都道府県公安委員会の意見を聞いて、任免する。

4 (略)

(職員の人事管理)

第五十六条 都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官（以下「地方警務官」という。）は、一般職の国家公務員とする。

2、3 (略)

（参考）国の警察機関と都道府県警察の関係

○ 警察法第5条第1項及び第2項の解説

「第一項は、国家公安委員会が達成すべき行政目的を任務として規定し、第二項は、当該任務を達成するために必要となる所掌事務を明確にしたものである。（中略）

また、警察法が国及び都道府県の警察行政機関を单一の法律により規律していることにかんがみ、第一項前段及び第二項では、国の警察行政機関の都道府県警察への関与の在り方についても明らかにしている。すなわち、警察法においては、警察の組織単位は都道府県警察とされ、警察職務の執行は都道府県警察が行うものであり、中央の警察行政機関は、国家的又は全国的な見地から、国がつかさどり、統轄し、又は調整すべき事項を所掌し、このために必要な特定の事項について都道府県警察に対して一定の関与を行うのである。」（警察制度研究会「警察法解説」（以下「警察法解説」という。）72頁）

○ 警察法第36条第2項の解説

「都道府県警察は、その管轄区域について第二条に規定する警察の責務を全面的に遂行し、そのすべてにわたって責めに任ずるものである。都道府県警察は、その事務のうち、警察庁の所掌事務に係るものについて警察庁長官の指揮監督を受ける（第十六条第二項）が、この事務についても、当該都道府県の区域については全面的にその責務に任ずるもので、警察庁は、その所掌事務の範囲についてのみ、指揮監督を通じて、国の治安責任を果たすのである。」（警察法解説244頁）

平成25年7月5日
内閣情報調査室

14 適性評価の実施に当たって同意を取得する理由について

本法案においては、適性評価を行うために、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動との関係に関する事項等についての調査を実施し、また、調査を実施するため必要な範囲内において、評価対象者本人や関係者に質問し、評価対象者本人に資料の提出を求め、又は公務所や公私の団体に照会して報告を求めることができることとしているが、これらの調査は、以下の理由から、評価対象者の明示的な同意を得てから開始することとしている。

まず、調査の実施に当たっては、評価対象者本人から、精神疾患の状態や経済的な状況を始めとして、幅広い事項を詳細に申告させることとしており、その際、適性評価の実施目的や調査事項について評価対象者が理解し、同意することが前提となり、また、事後の調査を円滑に実施するために必要不可欠である。

仮に、評価対象者の明示的な同意を得ないまま、行政機関の長等が関係者に質問し、又は公務所や公私の団体に照会して個人情報を取得することとなれば、評価対象者は自らの調査が行われることを知ることができず、どのような調査が行われているか不安を感じ、また、これを知った場合には、適性評価制度そのものに不信感を抱くおそれがあり、適性評価制度の円滑な実施を阻害することになりかねない。加えて、行政機関の長等が関係者に質問し、公務所や公私の団体に対し照会を行ったとしても、評価対象者が明示的な同意をしていなければ、質問を受けた関係者や照会を受けた公務所や公私の団体がこれに応じることをためらうことも見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれもある。

以上のことから、適性評価の円滑な実施と実効性を確保するためには、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることが必要であると考えられる。

なお、諸外国の適性評価においても、その手続の開始に当たって評価対象者の同意を取得することとしており、本法案において適性評価の実施を評価対象者本人の明示的な同意に係らしめることは、妥当なものと考えられる。

平成25年7月5日
内閣情報調査室

15 適性評価において公私の団体に照会を行う権限について

本法案で導入する適性評価は、行政機関の長が評価対象者に特定秘密の取扱いの業務を行わせようとしたことを契機として実施するものであり、許認可等の申請に伴って行政機関が欠格事由等に該当するか否かを調査する場合とは異なっている。このため、本人の申請等がない中で、精神疾患や経済的な状況に関することといったプライバシーに深く関わる個人情報について、公務所又は公私の団体に照会等する権限を法律上明記することは、いささか行き過ぎではないかとの懸念があり得る。

しかしながら、特定秘密の取扱いの業務を行った場合においてこれを漏えいするおそれがないと認められた職員のみがその取扱いの業務を行うことができることとする適性評価制度は、特定秘密の保護を図るために重要な制度であり、漏えいをするおそれがあると認められるかどうかの評価を実施するに当たって、本人申告の真偽や申告された事項の詳細を確認したり、行政機関では通常把握し得ない事項を確認するため、必要な範囲内で公私の団体への照会等を行い、評価対象者に関する必要かつ十分な個人情報を取得することは必要不可欠となる。

また、本法案と同様に、調査対象者にとって直接的な利益がないにもかかわらず、公務所又は公私の団体に対する調査対象者に関する照会の権限を付与している例として、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第12条の裁判員候補者等についての裁判所による照会、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第12条の6の検察審査員候補者等についての検察審査会事務局長による照会の規定があるが、これらの法律においては、裁判所等が照会を行うに当たり、そもそも調査対象者本人の同意を必要とはされていない。

これに対し、本法案では、適性評価の実施に当たって、調査事項について行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会して評価対象者の個人情報を取得することを含め、評価対象者の明示的な同意を必要としているほか、適性評価において調査の対象となる調査事項を法律上明記し、行政機関の長が無制限に個人情報を収集することができないこととしていることから、他の立

法例と比較しても、過度な調査を行うものとはなっていない。

また、個人情報の取扱いについて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）は、本人の同意があるときは、行政機関が利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供すること（第8条第2項）を許容し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）も、本人の同意があるときは、個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うこと（第16条）及び個人データを第三者に提供すること（第23条）を許容しており、本人の同意を得て行う本法案の照会は、これら法律に沿ったものとなっている。

したがって、本法案において、行政機関の長が、評価対象者の同意を得て、プライバシーに深く関わる個人情報を公私の団体への照会することは、他の立法例や個人情報の取扱いを定めた法律に鑑みても行き過ぎたものではなく、適性評価の実効性確保のための合理的な制度であると言える。

＜調査対象者に利益がないにもかかわらず、調査対象者について公務所又は公私の団体に対する照会の権限が付与されている例＞

【参照条文】

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）

（抄）

（公務所等に対する照会）

第十二条 裁判所は、第二十六条第三項（略）の規定により選定された裁判員候補者又は裁判員若しくは補充裁判員について、裁判員又は補充裁判員の選任又は解任の判断のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 （略）

（欠格事由）

第十四条 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者
(就職禁止事由)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。

一～十八 (略)

2 次のいずれかに該当する者も、前項と同様とする。

一 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者

二 逮捕又は勾留されている者

(辞退事由)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一～七 (略)

八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。

ロ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。

ハ その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。

ニ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないものがあること。

(裁判員等の申立てによる解任)

第四十四条 裁判員又は補充裁判員は、裁判所に対し、その選任の決定がされた後に生じた第十六条第八号に規定する事由により裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが困難であることを理由として辞任の申立てをすることができる。

1 裁判所は、前項の申立てを受けた場合において、その理由があると認めるときは、当該裁判員又は補充裁判員を解任する決定をしなければな

らない。

○検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）（抄）

第五条 次に掲げる者は、検察審査員となることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。

二 一年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

第六条 次に掲げる者は、検察審査員の職務に就くことができない。

一～十三（略）

第八条 次に掲げる者は、検察審査員の職務を辞することができる。

一～八（略）

九 重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者

第十二条の三 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

一 第五条各号に掲げる者であること。

二 第六条各号に掲げる者であること。

三 第八条各号に掲げる者であること。

第十二条の六 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者又は検察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

【参照条文】

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該

当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二～四 (略)

3・4 (略)

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四 (略)

2～5 (略)

平成25年7月5日
内閣情報調査室

16 適性評価の結果の通知を行う理由について

適性評価制度を円滑に運営するためには、次のとおり、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかについて行政機関の長がどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができるように仕組みを整備することが必要不可欠であることから、本法案では、行政機関の長が、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨規定している。

なお、人事評価制度においても、実施権者は、人事評価を実施したときは、能力評価及び業績評価の結果を、被評価者に対し通知することとされている。

- 適性評価が、行政機関の長がその職員や契約業者の従業員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であることから、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを評価対象者との関係において外的に明らかにする必要がある。
- 特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認めるとの結果を評価対象者に通知しないこととした場合、特定秘密を漏らすおそれないと認められた評価対象者は、行政機関の長から何ら通知を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うこととなるが、評価対象者は、適切な手続に基づいて特定秘密の取扱いの業務を行っていないのではないかとの不安や疑念が生じる可能性がある。
- 適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがあると認められた場合には、行政機関の長は、当該評価対象者を特定秘密の取扱いの業務から除外したり、特定秘密の取扱いの業務を行うことのない職へ転任させるといった措置を講じることとなるが、仮に特定秘密を漏らすおそれがあるとの結果を

評価対象者に通知しないこととした場合、評価対象者は、転任等の措置がなぜ行われたのか必ずしも判然とせず、混乱が生じるおそれがある。

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）
(抄)

（評価結果の開示）

第十条 実施権者は、前条第三項の確認を行った後に、被評価者の定期評価における能力評価の結果を、内閣府令で定めるところにより、当該被評価者に開示するものとする。

（能力評価の手続に関する規定の準用）

第十四条 第九条から第十一条までの規定は、定期評価における業績評価の手続について準用する。

○人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第三号）(抄)

（評価結果の開示内容等）

第三条 令第十条（令第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定に基づき開示された定期評価における能力評価（令第四条第一項の能力評価をいう。以下同じ。）若しくは業績評価（令第四条第一項の業績評価をいう。以下同じ。）又は特別評価の結果（以下単に「開示された評価結果」という。以下同じ。）は、それぞれ、令第九条第三項（令第十四条 及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により実施権者により確認された全体評語（令第六条第一項又は第十六条第一項 の全体評語をいう。以下同じ。）を含むものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる職員については、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

平成25年7月5日
内閣情報調査室

17 適性評価と苦情に対応するための仕組みについて

1 苦情に対応するための仕組みを設ける必要性

適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかを評価するものに過ぎず、職員の任用について人事評価又はその他の能力の実証等に基づいて行わなければならないことを規定する国家公務員法（昭和22年法律第120号）等の能力に該当するものではない。また、適性評価は、評価対象者の権利義務を変動させるものでもないことから、適性評価は「処分その他の公権力の行使」には該当しない¹。したがって、行政機関の長又は警察本部長が実施した適性評価の結果、評価対象者が特定秘密を漏らすおそれがあると認められたとしても、行政不服審査法の不服申立又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならない。

一方で、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがあると認められた場合、行政機関の長は、その職員を特定秘密の取扱業務者から除外とともに、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特定秘密の取扱いの業務を行うことのない職に転任させるといった措置を講じることがある。また、職員が既に一定の官職にあり、上位の官職は全て特定秘密の取扱いの業務を行うことが想定されている場合に、当該職

*1 特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められたとしても、実際にいつどのような特定秘密の取扱いの業務を行うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特定秘密の取扱いの業務を行う資格や権利が付与されるわけではない。逆に、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあると認められたとしても、資格や権利を失うわけではない。

また、特定秘密は、行政機関又は都道府県警察の事務の遂行に伴って取扱いの業務を行う必要性が生じるものであり、本法制においては保護上の義務を行政機関の長又は警察本部長に課しており、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認められたことをもって対象役職員に個別・具体的な義務が課されるわけでもない。逆に、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあると認められたとしても、個別・具体的な義務が解除されるわけでもない

員が適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがあると認められたときに、上位の官職に就けないという事態も想定されるところである。

このように、適性評価の結果は、職員に事実上の影響を与えることが否定できないが、行政不服審査法等の対象とならないことから、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保するためには、適性評価に対する職員の不満、不服、疑問といった苦情に弾力的に対応できる一定の措置を講ずる必要があると考えられる。

また、

- ・ 適性評価は、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であることから、本人の理解を得て円滑に運営する必要があること。
- ・ 適性評価の実施権者と評価対象者の間において、事実関係の認識等に齟齬が生じることも考えられること。
- ・ 行政機関の長の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかといった疑問等を確認するために本法案では適性評価の結果の通知を規定しているものの、一度行った適性評価の判断について行政機関の長が再検討する機会が設けられていないこと。

から、苦情に対応するための仕組みを設けることは、適性評価の結果及び理由の通知と相まって、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保することに寄与するものと考えられる。

2 苦情に対応するための仕組みの概要

評価対象者からの苦情に対応するための仕組みとして、当該評価対象者に対し通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長及び警察本部長に対し、苦情の申出をすることとした上で、評価対象者の苦情について適切に対応する義務を行政機関の長及び警察本部長に課すこととする。

また、評価対象者が不必要に苦情を申し出ることをためらうことがないように、苦情を申し出た職員が不利益な取扱いを受けないことを規定することとする。

【苦情への対応の制度の例】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（任免の根本基準）

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならぬ。

②・③ （略）

（人事評価の実施）

第七十条の三 職員の執務については、その所轄庁の長は、定期的に人事評価を行わなければならない。

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）（抄）

（苦情への対応）

第二十条 実施権者は、第十条（第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により職員に開示された定期評価における能力評価若しくは業績評価又は特別評価の結果に関する職員の苦情その他人事評価に関する職員の苦情について、内閣府令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 職員は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（法務大臣に対する苦情の申出）

第一百六十六条 被収容者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができる。

2 （略）

3 法務大臣は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならない。ただし、その者が釈放されたときは、この限りでない。

(不利益取扱いの禁止)

第一百七十条 刑事施設の職員は、被収容者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

18 適性評価制度と人事評価制度との比較

	適性評価制度	人事評価制度
根拠	○特定秘密の保護に関する法律案	○国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「法」という。)70条の2から70条の4 ○人事評価の基準、方法等に関する政令(平成21年政令第31号。以下「政令」という。) ○人事評価の基準、方法等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第3号。以下「府令」という。) ○所轄庁の長が定める人事評価実施規程(本表作成に当たっては、内閣官房人事評価実施規程(平成21年7月22日内閣総理大臣決定。以下「規程」という。)を参照)
評価の趣旨・目的	○特定秘密を厳格に管理するために実施。 ○特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかを評価。	○職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、人事評価に基づいて適切に行わなければならない。【法27条の2】 一人事評価は能力・実績に基づく人事管理の基礎となるものとして実施。
対象	○行政機関の職員・都道府県警察の職員・契約業者の役職員 ・ 特別秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった者 ・ 特定秘密の保護を適かつ確実に行うためにその者について特定秘密を漏らすおそれがあるかどうか評価することが特に必要であると認めたもの 等 ○行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官等は対象外。	○一般職に属する職を占める者【法2条4項・70条の3の1項】
実施権者	○行政機関の長 ○警察本部長	○非常勤職員、臨時に任用された職員であつて人事評価の結果を給与等へ反映する余地がない者、検査総長等には実施しないことができる。【政令3条】
調査事項・評価項目	①外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる譲りその他の不正な活動並びにテロ活動との関係に関する事項(評価対象者の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。) ②犯罪及び懲戒の経験に関する事項 ③情報の取扱いに係る非違の経験に関する事項 ④薬物の濫用及び影響に関する事項 ⑤精神疾患に関する事項 ⑥飲酒についての筋度に関する事項 ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項	○能力評価…職員がその職務を遂行するに当たり發揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価【政令4条1項】 ○業績評価…職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価【政令4条1項】 ※ 能力評価・業績評価の具体例【規程】 (能力評価:部長職の場合) ※職位によって差異がある。 ①倫理(国民全体の奉仕者として、高い倫理感を有し、担当分野の重要な課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行。) ②構想(所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、担当分野の重要な課題について基本的な方針を示す。) ③判断(担当分野の責任者として、その重要な課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行う。) ④説明・調整(所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、局長を助け、困難な調整を行い、合意を形成する。) ⑤事務運営(国民の視点に立ち、不断の業務見直しを率先して取り組む。) ⑥組織統率(指導力を発揮し、部下の統率を行い、成果を挙げる。) (業績評価) ○評価者と被評価者の間で設定した目標等
同意の取得	○評価対象者の同意を得て調査を実施する。	○不要。
評価・調査の方法	○対象者本人やその関係者に質問。 ○対象者本人に資料の提出を要求。 ○公私の団体に照会。 ※ いずれも調査を実施するために必要な場合に限る。	○評価期間中の発揮した能力・挙げた業績に関する自らの認識その他評価の参考となるべき事項について、被評価者本人から申告を行わせる。【政令8条・13条・規程6条】 ○補助者(実施権者が指定)は、被評価者の職務遂行状況について情報提供することができる。【規程7条4項】
期間	○検討中。	○能力評価は1年ごと、業績評価は半年ごと。【政令5条3項・4項】
結果・理由の通知・開示	○実施権者は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に通知する。 ○その際に、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲で理由を通知。ただし、評価対象者が通知を希望しない場合は理由を通知しない。	○実施権者は、人事評価を実施したときは、能力・業績評価の全体評語を開示。【政令10条・14条・府令第3条第1項・規程8条1項】 ○全体評語の開示を希望しない被評価者や、警察職員等のうち全体評語の開示により業務の遂行に著しく支障が生じるおそれがある職員として実施権者が指定する者には結果を開示しなくてもよい。【府令3条1項・規程8条1項】 ○ただし、全体評語が下位の場合には、いずれの被評価者に対しても当該全体評語を開示しなければならない。【府令3条2項・規程8条4項】 ○結果を通知する際に、理由その他参考となる事項を通知。【規程8条2項】
苦情への対応	○苦情に対応する制度を設け、適切に対応。	○苦情について適切に対応すると規定。【政令20条・府令4条・規程15条】

平成25年7月5日
内閣情報調査室

19 国家公務員法上の懲戒の事由等との関係について

1 国家公務員法上の懲戒の事由等との関係

(1) 国家公務員法等における規定

国家公務員法（昭和22年法律第120号）等においては、官職に就くための絶対的能力要件として、欠格条項が定められており（国家公務員法第38条）、職員となった後に欠格条項に新たに該当することとなった場合には当然にその職を失うとされている（国家公務員法第76条）。

また、職員の分限、懲戒及び保障については公正でならなければならないとされ（国家公務員法第74条）、職員は、法定事由によらない限り、その意に反して、降任、休職、免職又は降給されることはなく（国家公務員法第75条）、本人の意に反する降任及び免職、本人の意に反する休職については、処分事由が法定され（国家公務員法第78条、第79条）、また、降給については、処分事由が人事院規則に具体的に定められている（人事院規則11-10第4条、第5条）。これら分限処分は、特定の場合に職員の身分保障が公務能率を阻害することがあることから、職員の意に反して身分を変動し、喪失させるものである。また、懲戒処分についても、懲戒事由が法定されており（国家公務員法第82条）、職員の義務違反に対し、公務の規律及び秩序維持の観点から制裁が科されるが、懲戒処分は、分限処分とは異なり、職員の責めに帰すべき義務違反、具体的には公務組織の規律や秩序を乱す非違行為あるいは不作為の存在を前提としている。

(2) 適性評価制度における調査事項と懲戒の事由等との関係

本法案において導入する適性評価制度は、行政機関の長又は警察本部長が、特定秘密の取扱いの業務を行わせようとする個別具体的の職員について、当該者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがあるかどうかを評価するものであり、公務員の能力を評価するものではない。こうした特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがあるかどうかの評価は、国家公務員法等における

欠格条項で判断される官職に就く能力、分限処分において判断される公務能率を阻害していること、懲戒処分において判断される公務の規律と秩序を乱していることを評価するものではない。

また、以下の表のとおり、適性評価の調査事項を個別具体的にみると、適性評価に当たって調査する事項は、

- ・ 欠格条項、分限の事由及び懲戒の事由（以下「懲戒の事由等」という。）と関係を有する事項ではあるものの、適性評価で調査する事項は懲戒の事由等の対象となる事由に比べ、広範であり、かつ、懲戒の事由等に該当しなくとも、適性評価に当たっては特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断される事項となり得るものがあること
- ・ 懲戒の事由等に該当し得る事由には何ら当てはまらないものがあること

から、懲戒の事由等のみでは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかを判断することはできない。

調査項目	適性評価における調査事項と懲戒の事由等との差異
特定有害活動との関係	「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」が欠格条項に該当するが、適性評価においては、これに限られず、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国民及び国民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動並びにテロ活動（以下「特定有害活動」という。）との関係が調査事項とされる。また、特定有害活動を行う団体との関係についても、構成員に加え、これを支援している場合等も含まれる。
	国籍については、欠格条項に明文の規定はないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには国籍を必要とするものと解すべきとされている。また、適性評価においても、国籍は調査事項とされる。
	家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものは、懲戒の事由等の対象とされていない。
犯罪及び懲	「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けること

戒の経歴	がなくなるまでの者」が次格条項に該当するが、適性評価においては、刑の種類や輕重、執行猶予中であるか否かを問わない。
	2年以内の懲戒免職処分は次格条項に該当するが、適性評価においては、懲戒免職に限らず、全ての懲戒の経歴を調査の対象とし、また、時期を問わない。
情報の取扱いに係る非違の経歴	懲戒の事由等の対象とならないが、適性評価においては、情報の取扱いに関し、監督上の注意・指導を受けたことがあるか否かが調査事項とされる。
薬物の濫用及び影響	薬物の濫用は、これが法律違反に該当する場合には懲戒処分の対象となり得る。また、薬物の影響により心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。一方で、適性評価においては、こうした場合のみならず、処方された薬物を服用することにより眠気・ふらつき等の薬理効果が生じているか否かも調査事項とされる。
精神疾患	精神的故障により職務の遂行に支障が生じる場合には分限処分の対象となり得るが、適性評価に当たっては、職務の遂行に支障が生じない場合でも、職務内外にかかわらず、記憶を失ったり、自己に損害を発生させる行為をとったりしたことがないかなどが調査事項とされる。
飲酒についての節度	飲酒の結果により、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。一方で、適性評価においては、こうした場合のみならず、所持品の紛失、自己に損害を発生させる行動や器物損壊等の行動を取ったことがあるかなども調査事項とされる。
信用状態その他の経済的な状況	通常、懲戒の事由等の対象とならないが、適性評価においては、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられないかなどが調査事項とされる。

2 適性評価の実施のために取得した個人情報の取扱い

適性評価においては、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わる個人情報を取得することとなるところ、適性評価によって取得されたプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価において利用されるのではないかといった不安感や不信感が評価対象者に発生すると、評価対象者が正確な情報を提供することを躊躇し、適性評価の実効性を損なうことになりかねな

い。このため、本法案においては、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を目的外で利用し、又は提供してはならないこととしている。

しかしながら、1のとおり、適性評価で調査する事項は、懲戒の事由等の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価を実施するために行う調査において、評価対象者について懲戒の事由等に該当する事由が明らかになることも想定される。このような個人情報を懲戒処分等のために、利用・提供することを禁止することとする場合、行政機関の長において、懲戒の事由等に該当する事由の存在を認識しながら、何らの措置を取ることができず、結果として職務を遂行することについての適格性を欠く者をその職位にとどまらせるという不合理な事態が生じることとなる。したがって、このような場合には、個人情報の利用・提供を例外的に認めることとする。

【参照条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあって、第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（分限、懲戒及び保障の根本基準）

第七十四条 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

② （略）

(身分保障)

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(欠格による失職)

第七十六条 職員が第三十八条各号の一に該当するに至つたときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令(国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項

- の規定に基づく規則を含む。) に違反した場合
二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

② (略)

(秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤ (略)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）（抄）

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 隊員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
- 四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合

を除き、その意に反して休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

○人事院規則一一一〇（職員の降給）（平成二十一年人事院規則一一一〇）（抄）

（降格の事由）

第四条 各庁の長（給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第二号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、各庁の長が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

- 一 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）
 - イ 職員の能力評価又は業績評価の人事評価政令第九条第三項（人事評価政令第十四条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語が最下位の段階である場合（次条及び第六条第一項第一号イにおいて「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときてあって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。
 - ロ 各庁の長が指定する医師二名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
 - ハ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善

されないとき。

二 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の給与法第八条第一項の規定による定数に不足が生じた場合（降号の事由）

第五条 各庁の長は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（欠格条項）

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（分限及び懲戒の基準）

第二十七条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならぬ。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める

事由による場合でなければ、その意に反して降給されることはない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休職等)

第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 (略)

4 職員は、第十六条各号（第三号を除く。）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 (略)

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2・3 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十
八号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であ
って、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の
個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、そ
れにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
をいう。

3・4 （略）

5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって
識別される特定の個人をいう。

（利用及び提供の制限）

第八条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該
当すると認めるとときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自
ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的
以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又
は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき
は、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情
報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用すること
について相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法
人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受
ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係
る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相
当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的の
ために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが

明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 (略)

平成25年7月5日
内閣情報調査室

20 適性評価に関する個人情報の利用・提供の制限について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第8条第1項は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを禁止しているが、その例外として、同条第2項各号に規定する場合には、本来の利用目的以外に保有個人情報を利用することなどが認められている。これによれば、適性評価の実施に同意しなかったこと、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果及び適性評価の実施に当たって取得する個人情報（以下「適性評価に関する個人情報」という。）についても、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者以外の者が特定秘密の取扱いの業務を行わないようにする目的以外での利用・提供が認められることとなるが、こうした目的外での適性評価に関する個人情報の利用・提供には、次のとおり問題がある。

① 本人の同意があるとき等（第1号）

本人の同意がある場合には、適性評価に関する個人情報を目的外利用することができることとなるが、評価対象者本人が、適性評価に関する個人情報を目的外利用することに同意した場合、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあると認められたことを理由に、又は特定秘密を漏らすおそれがないと認められたものの、飲酒に関する節度に問題が見受けられることを理由に、人事評価の実施権者が下位の人事評価を行う可能性があることが否定できない。適性評価は、評価対象者の能力を評価するものではなく、たとえ本人の同意があったとしても、これを人事評価に利用することが認められれば、評価対象者が正確な情報を提供することを躊躇し、適性評価の実効性を損なうことになりかねない。

また、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果は、特定秘密を厳格に保護するためのツールという公益性の強い側面を有しており、個人が自由に処分できる個人情報とし、その取扱いを個人の判断に委ねることは適当ではない。

② 行政機関内部で利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当の理由のあるとき（第2号）

例：特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあると認められた職員について、特定秘密を取り扱うことはないものの、取扱いに注意を要する情報を取り扱う職に配置しないといった人事上の措置を執ることは、本号にいう「相当な理由のあるとき」として認められる場合がある。

③ 他の行政機関等に提供する場合であって、当該個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき（第3号）

例：特定秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあると認められた職員を別の行政機関に出向させる場合に、出向先の職が特定秘密を取り扱う職ではないものの、取扱いに注意を要する情報を取り扱う職であることから、当該職員について特定秘密を漏らすおそれがあると認められたことや、適性評価の過程で当該職員に自己の資力に照らし不相応な金銭消費があることが判明したことなどを通知することは、本号にいう「相当な理由のあるとき」として認められる場合がある。

②及び③について、適性評価において取得される個人情報は、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものも含んでおり、慎重な取扱いが求められるところ、例外的にせよ、目的外の利用・提供が認められるとすれば、評価対象者は適性評価の実施以外の目的のために、自らの個人情報が、人事上の措置等において利用・提供されるのではないかといった懸念が払拭できず、適性評価の実施に当たって、また、実施後も不信感や不安感が生じるおそれがある。また、こうしたプライバシーに深く関わる情報を取得して行う適性評価の実施について同意をしなかったこと又はかかる情報を取得した上で評価した結果である特定秘密を漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果についても、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者以外の者が特定秘密を取り扱わないようにする目的以外での利用・提供が認められるとすれば、適性評価において取得される個人情報の場合と同様に、不信感や不安感が生じるおそれがあり、

適性評価制度そのものの信頼性に疑問が生じ、適性評価を受けること自体を躊躇するなど、適性評価制度の実効性を損なうことにもなりかねない。

(4) 統計の作成又は学術研究のために提供するときその他個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（第4号）

例：我が国と諸外国との適性評価制度の比較研究を行う機関に対し、例えば、評価対象者の属性及び適性を有すると認めたかどうかの結果を提供することは本号により認められる。

専ら統計の作成や学術研究のために個人情報を利用する場合には、特定個人が識別できない形で用いられるのが通常であることから、本号の規定に基づいて、適性評価に関する個人情報を目的外提供したとしても、②及び③の場合に生じたような適性評価制度の実効性を損なうおそれが生じることは考えにくい。しかしながら、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果について、適性評価を実施した行政機関、評価対象者の職位等の属性とを結びつけて分析、研究することで、適性評価制度の評価基準を推測することが事实上可能となることがあり得る。評価基準が明らかとなれば、特定秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、適性評価制度の実効性の確保に支障が生じる可能性がある。

以上のとおり、適性評価に関する個人情報の目的外利用・提供を認めると、適性評価制度の実効性を損なう可能性があることから、行政機関個人情報保護法第8条第2項よりも、更に目的外利用・提供の範囲を制限し、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者以外の者が特定秘密を取り扱わないようにする目的以外での利用・提供を禁止することとする。

ただし、適性評価で調査する事項は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に規定する欠格条項、分限処分又は懲戒処分（以下「懲戒処分等」という。）の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価を実施するために行う調査において、評価対象者について懲戒処分等に該当する事由が明らかになることも想定される。このような個人情報を懲戒処分等のために、利用・提供することも禁止することとする場合、行政機関の長及び警察本部長において、懲戒処分等に該当する事由の存在を認識しながら、何らの措置を取ることができず、結果として職務を遂行することについての

適格性を欠く者をその職位にとどまらせるという不合理な事態が生じることとなる。したがって、適性評価の実施によって懲戒処分等に該当する疑いが生じたときに限って、個人情報の利用・提供を例外的に認めることとする。

【参照条文】

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 (略)

21 適性評価制度と適格性確認制度との比較

法 令 協 議	H25.7分 対象	適性評価制度		適格性確認制度	
		概要	備考	概要	備考
法 令 協 議	○特定秘密の保護に関する法律(案)	<ul style="list-style-type: none"> ○カウンターリージェンス機能の強化に関する基本方針(カウンターリージェンス推進会議決定) ○秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン(カウンターリージェンス推進会議承認) ○秘密取扱者適格性確認制度実施実績報(各行政機関が作成) 	※ 適格性の確認は、任命権者である行政機関の長等による特別措置を取り扱う官職への職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ○國の行政機関の職員・都道府県警察官・契約業者の役職員 ・特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることになった者 ・特定秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者について特定秘密を漏らすおそれがあるかどうかを評価することが特に必要であると認めめたもの 等 	
実施権者	<ul style="list-style-type: none"> ○行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官等は対象外。 ○行政機関の長 ○警察本部長 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別職の国家公務員(自衛隊員を除く。)は対象外。 		<ul style="list-style-type: none"> ○國の行政機関の長が指定した者 	
調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ①外圧の利害を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる情報その他の不正な活動並びにテロ活動との関係に係る事項(詳細対象者の家族及び住居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。) ②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 ③情報の取扱いに係る非適の経歴に関する事項 ④薬物の収用及び影響に関する事項 ⑤精神疾患に関する事項 ⑥飲酒についての筋度に関する事項 ⑦慣用状態その他の経済的な状況に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○セキュリティクリアランス対象活動を行っている国、組織又は人への関与 ○特定の外国への頻繁な私的渡航 ○国外駐在員 ○帰化 ○特異な言動 ○刑事処分 ○懲戒処分等 ○情報の不適切な取扱い ○薬物収用等 ○精神障害 ○アルコール依存等 ○金銭問題 	※ 適格性の確認は、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、また、対応措置を講じられるおそれがあることを考慮し、調査事項は公表していない。	<ul style="list-style-type: none"> ○本人が質問票に記載し提出。 ○必要な範囲内において担当者が本人やその関係者(上司のほか友人を含む。)に質問。 ○本人に対する面接を実施。 	
同意の取得 の方法	○必要な範囲内において担当者が本人やその関係者(上司のほか友人を含む。)に質問。			<ul style="list-style-type: none"> ○人事管理情報を利用。 ○上司・人事担当課に質問。 ○本人に対する面接を実施。 	
回答 の通知	○評価対象者の同意を得て調査を実施する。			<ul style="list-style-type: none"> ○対象者の同意を必須としていない ○法律に規定はない。 	
結果の通知	○法律に規定(同意に当たつて照会することがある旨を告知)。			<ul style="list-style-type: none"> ○通知しない。 	
理由の通知	○適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲で通知する。				※ 適格性確認は、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲や理由を通知することではない。

22 本法案、国・公務員法、自衛隊法及びMDA秘密保護法の罰則の比較

	本法案	国家公務員法	自衛隊法	MDA秘密保護法
取扱業務者による漏えい(故意)	10年以下の懲役又は情状により10年以下の懲役及び1千万円以下の罰金 (第100条第1項、第109条第12号) ※「職員」による「職務上知り得た秘密」の漏えいを处罚。「職務上知り得た秘密」は、職員が職務の執行に関連して知り得た秘密のすべてをいい、職員が担当している職務に直接関係する秘密、すなわち「職務上の秘密」のほか、担当職務外の秘密であっても職務の遂行に關連して知り得たものが含まれる(「逐条國家公務員法」832頁)。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第122条第1項) ※「職員」による「職務上知り得た秘密」の漏えいを处罚。「職務上知り得た秘密」は、職員が職務の執行に関連して知り得た秘密のすべてをいい、職員が担当している職務に直接関係する秘密、すなわち「職務上の秘密」のほか、担当職務外の秘密であっても職務の遂行に關連して知り得たものが含まれる(「逐条國家公務員法」832頁)。	5年以下の懲役 (第122条第1項) —	10年以下の懲役 (第3条第1項第2号、第3号) ※「わが国の安全を害する目的をもつて」漏えいした者は取扱業務者以外の者も处罚(第2号)。 ※業務知得者以外の者も处罚。
業務知得者による漏えい(故意)	5年以下の懲役又は情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金 (過失)	2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金 (過失)	1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金 (第122条第3項)	5年以下の懲役 (第3条第2項) ※業務知得者以外の者も处罚。
取扱業務者による漏えい(過失)	2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金 (過失)	1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金 (過失)	—	1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金 (第122条第3項)
業務知得者による漏えい(過失)	1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金 (過失)	—	—	10年以下の懲役 (第3条第1項第1号) ※1「探知・収集行為を处罚。 ※2「不当な方法で」行う場合は「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて」行う場合を处罚。
取得行為	10年以下の懲役又は情状により10年以下の懲役及び1千万円以下の罰金 (過失)	—	—	10年以下の懲役 (第3条第1項第1号) —
共謀 独立教唆 煽動	5年以下の懲役 ※取扱業務者による漏えい及び取得行為の共謀、独立教唆、煽動。 3年以下の懲役 ※業務知得者による漏えいの共謀、独立教唆、煽動。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第111条) ※第109条第12号に掲げる行為(秘密の漏えい)を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし、又はそのほう助をした者を处罚。	3年以下の懲役 (第122条第4項) ※取扱業務者による漏えいの共謀、独立教唆、煽動。 3年以下の懲役 ※業務知得者による漏えいの共謀、独立教唆、煽動。	5年以下の懲役 (第5条第1項、第3項) ※第3条第1項の罪の陰謀、教唆、せん動。 3年以下の懲役 (第5条第2項、第3項) ※第3条第2項の罪の陰謀、教唆、せん動。

平成25年7月5日
内閣情報調査室

23 業務知得者を処罰の対象とすることについて

1 取扱業務者の漏えい行為の処罰

特定秘密の指定を行った行政機関の長は、自らの所掌事務を遂行するために、当該行政機関の職員に特定秘密を取り扱わせるほか、当該行政機関の所掌事務を遂行するために特段の必要がある場合には、特定秘密を他の行政機関の職員に取り扱わせることができる。これら特定秘密を取り扱うことを業務とする者（以下「取扱業務者」という。）は、特定秘密にふれる程度や頻度が高く、また、その職務上特定秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特定秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる。したがって、取扱業務者による特定秘密の漏えいは、他の者による場合と比べ、法益侵害の危険性が高く、また、非難可能性も大きいと考えられ、本法案では、「特定秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、」いわゆる守秘義務を定める国家公務員法等より重い法定刑を定めることとし、特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）第3条第1項第3号）等とのバランスを考慮し、自由刑の上限を10年とすることとしている。

2 取扱業務者以外で特定秘密に触れる者

しかしながら、特定秘密にふれることとなる者は、上記の取扱業務者に限られるものではなく、例えば、①特定秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において特定秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき特定秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により特定秘密の提出を受けた地方公務員、また、⑤国家間の協力のために特定秘密に接することになった米国関係者についても、取扱業務者に該当しないと解される（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

さらに、これら特定秘密を保有する行政機関が法益の比較衡量によって特定秘密の伝達を行う場合以外にも、報道関係者が、取材活動中、行政機関の職員からのリークにより特定秘密を入手する場合や、一般人が遺失物を拾得したところ、その中に特定秘密文書等が含まれていた場合なども考えられる。

このように、取扱業務者以外でも、（頻度は必ずしも高いわけではないにせよ、）様々な者が特定秘密にふれる場合が考えられ、特定秘密は、その漏えいが国及び国民の安全という極めて重要な法益を保護するものであることに鑑み、何人であっても、その知得した特定秘密を漏らしたときは、罰則の対象とすることも考えられる。

しかしながら、知得した特定秘密を漏らしたといつても、遺失物を拾得したところ、その中に特定秘密文書等が含まれていた上記事例のように、偶然に特定秘密を知得することは、特定秘密を厳格に保管・管理すべき者からの漏えいを防止することによってかかる事態を防止することができ、その保管・管理を離れた上記事例のような特定秘密の漏えいまでも処罰の対象とする必要はないと考えられる。

3 MDA秘密保護法にいう「業務により知得」

ところで、MDA秘密保護法は、「特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し」た特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者（第4条第1項）のほか、「業務により知得した」特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者についても（同条第2項）罰則を定めている。「業務により」とは、「自己の従事する業務に起因して、当然知るべくして知っている」ことをいい、「新聞記者が偶然知得し、あるいは取材活動として探知したものは、当然知るべくして知っているものとはいえないから、業務によりというには該当しない」とされている（町田充著「防衛秘密保護法解説」（以下「MDA秘密保護法解説」という。）48頁）。

また、その趣旨について、「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」（注：平成13年の自衛隊法の一部を改正する法律（平成13年法律第115号）による改正前は、現在の「特別防衛秘密」を「防衛秘密」と呼称していた。）を処罰することとしていたMDA秘密保護法の政府原案第3条第1項第3号（注：同号は参議院において修正され、現行MD

A秘密保護法の第3条第1項第3号及び同条第2項となった。)に関し、「政府原案が、業務上の防衛秘密漏せつ罪を重く罰することとしたのは、業務上防衛秘密を知得し、又は領有している者は、公務員たるといなどを問わず、国の信頼を受けて、防衛秘密を託されているのであるから、かかる者がこれを漏らすことは、国家に対する不信行為であり、また、国家の国際的信用を失墜することにもなるし、防衛秘密の漏えいの実害の甚大さにおいて、この罪より大きいものはないと考えたからである。」とした上で、修正後のMDA秘密保護法第3条第2項に関し、「広く「業務」といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当ではないと考えられたので、前者についてのみ10年以下の懲役とし、後者については、単に防衛秘密を漏らした者として5年以下の懲役とするよう国会で修正されたのである」としている(MDA秘密保護法解説49頁)。

以上のことからすると、MDA秘密保護法では、いわゆる取扱業務者以外の者について、業務により特別防衛秘密を知得した者は、偶然ではなく、特別防衛秘密を正当な権限により、行政機関から特別防衛秘密が提供され、知得するに至ったものであり、国の信頼を受け、特別防衛秘密を知得しているものであるから、その漏えいが処罰されるものであると考えることができる。

4 本法案の处罚対象

本法案では、特定秘密を適確に保護するため、特定秘密の取扱業務者以外であって、特定秘密を保有する行政機関の長が特定秘密を含む情報を提供できる場合を明確に規定することとしているところであり、このような取扱業務者以外の者で、行政機関の長から正当に特定秘密の提供を受けた者、すなわち、特定秘密を業務により知得した者については、MDA秘密保護法と同様に国の信頼を受け、特定秘密を知得したものであるから、その漏えい行為を处罚対象とすることとしている。

そして、その故意の漏えいに対する自由刑は、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にして、5年以下の懲役とすることとしている。一方、上記の提供の規定によることなく違法に特定秘密を入手した場合に

は、業務により特定秘密を知得したとはいえないから、その者に守秘義務を課すことができず、その者による漏えい行為を処罰対象とすることはしないが、もとより特定秘密の不正な入手については、これを提供した公務員に対する漏えい教唆罪又はその手段によっては不正取得罪が成立し得るため、その段階において特定秘密の漏えいを抑止することができる。

なお、自衛隊法（昭和29年法律第165号）は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」による防衛秘密の漏えい行為のみを処罰の対象とし（自衛隊法第122条第1項）、それ以外の業務により防衛秘密を取り扱う者による防衛秘密の漏えい行為については、処罰の対象とはしていないが、そもそも自衛隊の任務等を定めることを目的とする自衛隊法とは異なり、本法案は、広く特定秘密の漏えいの防止を図るために制定するものであり、取扱業務者以外の業務により特定秘密を取得した者についても、その漏えいを処罰対象とすることが適切であると考えられる。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 （略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 （略）

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていのものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第一百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 （略）

参考

MDA秘密保護法の政府原案と修正案

政府原案 (昭和29年3月23日 国会提出)	修正案(成立) (昭和29年5月26日 参・法務委員会に提出)
<p>第3条 左の各号の一に該当する者は十年以下の懲役に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 <u>防衛秘密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者</u> 三 <u>業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者</u> <p>2 (略)</p>	<p>第3条 左の各号の一に該当する者は十年以下の懲役に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 <u>わが国の安全を害する目的をもって、防衛秘密を他人に漏らした者</u> 三 <u>防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者</u> <p>2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、<u>防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>第4条 <u>業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により漏らした者は、二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第4条 <u>防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 前項に掲げる者を除き、<u>業務により知得し、又は領有した特別秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。</u></p>

■ 政府原案の「業務により」についての説明（昭和29年5月17日 参・法務委員会）

（政府委員（上村健太郎君））

この業務によりという言葉は或いは法務省からお答え願うほうが適當かと思いますが、自分の従事する業務に基因いたしまして当然知るべくして知つておるということあります。従いまして例を挙げますと、新聞記者の例でございますが、新聞記者は防衛秘密を知ることを直接の業務、当然知るべくして知るということではない、偶然取得し、或いは取材活動として了知した者はこの業務に当らないというふうに考えます。併しながら先

ほども例を挙げました検察官、或いは令状執行の裁判官、或いは外務省の係り官というようなものは防衛秘密を知ることが本来の業務として基因して知ることになるのであります、そういうものを業務によりといふうに解釈いたしております。

(参考)

○国防保安法（昭和16年1月29日国会提出）

第3条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国（外國ノ為ニ行動スル者及ビ外国人ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

○国防保安法案の「業務ニ因リ」についての説明（昭和16年2月1日）

(三宅政府委員)

一寸私カラ附加シテ御説明ヲ申上ゲマス「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領得シタル者」ト云フ、此ノ「業務ニ因リ」ト云フコトハ、是ハ例へバ新聞記者ガ国家機密ヲ唯知ツタト云フヤウナノヲ「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シタル者」ト、斯ウ解スルノデナイノデアリマシテ、即チ此ノ「業務」ト云フノハ、国家機密ヲ取扱フコトガ即チ其ノ業務ノ全部若シクハ一部ヲ成シテ居ル者ガ、其ノ業務上知得シタル國家機密ト、斯ウ云フ風ニ第三条或ハ第六条ト云フヤウナノ、解釈スルノデアリマス、尤モ新聞記者ト云ウヤウナモノガ全然関係ガナイト云フノデハゴザイマセヌノデ、第五条ノ場合ノ如キニ於テハ、新聞記者モヤハリ適用ガゴザイマス、即チ其ノ「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者」ト云フノハ、サウ云フ意味ダト御諒承ヲ願イタイト思ヒマス

(江原委員)

サウシマスト「業務ニ因リ」ト云フ範囲内ニハ、議員ガ帝国議会ノ秘密会ニ列席シタ場合ニハ、是ハ「業務」トスウ解釈シテ宜シウゴザイマスガ、其ノ他ハ入ラヌ、新聞記者ノヤウナ場合ニハ是ハ入ラナイト、斯ウ理解シテ宜シウゴザイマスカ

(三宅政府委員)

御説ノ通リデアリマス

■ 修正案の説明（昭和29年05月26日 参・法務委員会）

（一松定吉君）

それからその第三条の第三号は、原案では「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」とありますこの「業務」という文字が、どうも不明確でありますので、これは余り又広く何でもかんでも業務をやつている者はとなりますと、非常に立法者の趣旨にも反するように思いましたので、私はこれを防衛秘密を取り扱うことに関する者にしほりたいという意味におきまして、その関係ある者と、関係はなくともその秘密を知得、若しくは領有したものとにこう二つに分けて、そうしてこの区分をすることが穩当であると、かように考えまして、原案の「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」というのを二つに分けまして、その修正の第三号といたしまして、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らしたもの」これは十年でもよろしい。併しながら、その防衛秘密を取り扱うことを業務とする者でなくて、ただ何らかの機会に防衛秘密を知つた、その者が他人に漏らしたときは、防衛秘密を取り扱う者が漏らしたより情状が軽いのであるからして、これは科刑を軽くする、半分にする、こういう意味におきまして、さような者は五年以下の懲役に処するという、この第三号で今申上げましたように業務に関する者を罰して、そして別に二項を設けまして、第二項には、業務に関する者には五年以下の懲役に処することを一項これは加えたのでございます。こういたしますると、今非常に世間で問題になっております、例えば裁判官とか、弁護士とか、或いは検事、警察官とか、或いは国會議員が国会の決議によってそういう工場を視察して秘密を領得するというようなものは、いわゆるこれを漏らしたとしても十年以下の懲役でなくて五年以下の懲役と、こういうふうに二つに分けることが必要だと思ってこの修正をいたしたのでございます。

それからその次の第四条は、今と同じように原案には「業務により」とありますのを、第三条の「業務により」ということを修正したのと同じ意味におきまして「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者でその業務により」かのように修正いたしたいのであります。そして科刑の点は同じようにやはり、「二年以下の禁ご又は五万円以下の罰金」こういうふうに修正

し、なお第四条に第二項を入れます。それはつまり業務により知得し、若しくは領有したものを過失により漏らしたのですが、そういう業務等によつて漏らした者以外に、第三条第二項を設けましたように、そういうような防衛秘密に關係のない者が漏らしたときにはどうするか、そこでこれはそういう場合にはやはりこれを過失によつて漏らしてもこれを処罰しなければならない。そうかと言つて一般に誰でもが過失によつて漏らしたときに罰するということは、これは政府当局の考へてもいないところであるという御説明でありますので、又私どももそこまで範囲を拡げて罰するということはよくないと思います。やはりここに「前項に掲げる者を除き、」即ち業務に關係ある者を除き、「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を」かようにいたしました。一般国民が全部包含しないということになつて業務により知得し若しくは領有した秘密ということになるのでありますから、即ち新聞記者とか或いは裁判官、検事、警察官、或いは国會議員というような、そういう業務によつて知得した者が過失によつて漏らしたときには、これを業務によつて知得した者が過失によつて漏らしたときよりも刑を軽くする必要があるということで、「一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。」というように、かようにこれを修正補足いたしたのであります。

■ 町田充「一日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法—防衛秘密保護法解説」

○「三 業務上知得した領有した秘密を漏らす罪

(7) 政府原案では、単に「業務」とあり、「業務」とは、各人が社会上の地位に基き、継続して行う仕事をいうのであって、公務はもちろん、その他の職業、営業を含むものとされていた。

従つて、「業務により」とは、自己の従事する業務に基因して、当然知るべくして知つていることであつて、新聞記者が偶然知得し、あるいは取材活動として探知したるものは、当然知るべくして知つているものとはいえないから、業務によりといふには該当しない。これは、旧軍機保護法、旧国防保安法の国会審議の際及びその後の取扱においてもとられた解釈である。本法違反の被疑事件を担当する検察官、弁護人等がその刑事事件の手続の過程に

おいて知得することは、「業務により」に該当するが、担当者以外の者が偶然知得し、あるいは窃盗事件等他の事件の手続において知得することは、業務によりというに該当しないと解されていた。

このように、政府原案が、業務上の防衛秘密漏せつ罪を重く罰することとしたのは、業務上防衛秘密を知得し、又は領有している者は、公務員たるといなとを問わず、国の信頼を受けて、防衛秘密を託されているのであるから、かかる者がこれを漏らすことは、国家に対する不信行為であり、また、国家の国際的信用を失墜することにもなるし、防衛秘密の漏えいの実害の甚大さにおいて、この罪より大きいものはないと考えたからである。漏せつの対象となる防衛秘密につき、不当な方法でなければ探知収集することができないようなものというような制限を設けず、すべての防衛秘密の漏せつを処罰することとしたのも、この趣旨からである。しかし、広く「業務」といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当ではないと考えられたので、前者についてのみ10年以下の懲役とし、後者については、単に防衛秘密を漏らした者として5年以下の懲役とするよう国会で修正されたものである。ここに「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、防衛庁の防衛秘密を担当する職員、MSA供与兵器の修理者等が含まれるのである。」(48・49頁)

○ 「第4条 (略)

(解説) (1) (前略) 本条にいう防衛秘密が通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないというようなものであることは、前条第一項第二号及び第三号並びに第二項の場合と同様である。政府原案では、ここに業務上知得領有した者のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者とその他の業務を業務とする者とを区別していなかったのであるが、両者に対して同一の刑をもって臨むことは、前条について述べたと同様の趣旨から不適当と考えられたので、前者については二年以下の禁ご又は五万円以下の罰則、後者について

は、一年以下の禁ニ又は三万円以下の罰金と刑を区別するよう国会で修正されたのである。後者には、本法違反事件を担当する警察官、検察官、裁判官等の係官、弁護人等が含まれるだろう。」(52・53頁)

平成25年7月5日
内閣情報調査室

24 特定秘密の取得行為の処罰規定について

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）第3条第1項第1号は、「不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、収集した者」を処罰対象としている。これは、特別防衛秘密を自ら漏えいする場合のみでなく、外部から秘密を不当な方法で探知し、収集しようとする者に対しても有効な措置がない限り、秘密保護の措置は万全ではあり得ないためであるとされている（町田充著「防衛秘密保護法解説」（以下「MDA秘密保護法解説」という。）13頁）。ここにいう「不当な方法」とは、法令に違反するような方法ですることはもちろん、社会通念に照らし、妥当と認められないような方法ですることも含み、また、「探知」とは、無形的な事実又は情報を知ろうとする意図の下に、進んで探り知る行為を、「収集」とは有形的な文書、図書又は物件を集めることをもって進んで集める行為をいうとされている（MDA秘密保護法解説43-44頁）。

本法案の特定秘密の取得行為についても、欺罔あるいは暴行・脅迫により特定秘密を取得する場合や、財物の窃取、施設への侵入等の不正な行為により特定秘密を取得する場合には、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できないことから、これら取得行為を処罰することとしており、特定秘密の保護を図るために処罰規定として、MDA秘密保護法第3条第1項第1号と同趣旨の規定である。

具体的な規定内容についても、本法案にいう「取得」とは、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条第1項第1号にいう「取得」と同義であり、知得すること、すなわち再現可能な状態で記憶すること又は有体物を占有すること（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成21年改正版）」180頁。）をいい、MDA秘密保護法第3条第1項第1号の「探知」、「収集」と異なるところはない。

また、本法案において規定する特定秘密の取得行為は、漏えい行為を処罰することによっては、特定秘密を十分に保護することができないものを規定しており、これらの取得行為はいずれも、MDA秘密保護法第3条第1項第1号の「不当な方法」に含まれるものである。ただし、その規定ぶりについて

は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第70条の個人番号を保有する者の管理を害する行為により個人番号を取得した者に対する罰則や、不正競争防止法第21条第1項第1号の営業秘密を保有する事業者（保有者）の管理を害する行為により営業秘密を取得した者に対する罰則において、情報等を取得する行為について違法性が高いものを列挙する方法を取っており、本法案においても、これら最近の立法例に倣い、人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入等、違法性の高い行為を列挙して規定することとしている。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

- 一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者
- 二・三 （略）
- 2・3 （略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

第七十条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは

千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。)又は管理侵害行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。)により、営業秘密を取得した者

二～七 (略)

2～7 (略)

平成25年7月5日
内閣情報調査室

25 漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との 関係について

1 問題の所在

国民の知る権利は、健全な民主主義の根幹を支える極めて重要な権利であるが、いかなる権利も絶対無制限なものではなく、公共の福祉による合理的な制限を受けるところ、本法案の特定秘密はその漏えいが国及び国民の安全に関わる重要な情報であり、このような情報を厳格に保全することは、国及び国民の安全の確保のためにやむを得ず、国民の知る権利の重要性を前提としてもなお合理性が認められる。

他方、最高裁は、国民の知る権利に奉仕するものとして報道の自由が憲法により保障されたとした上で、報道機関の報道が正しい内容を持つための取材の自由についても、憲法の趣旨に照らし十分尊重に値する旨判示しているところ^{*1}、本法案で故意の漏えいの教唆及び取得行為を処罰対象とすることは報道機関の取材の自由を不当に制限することにならないかが問題となる。

2 検討

- (1) 漏えいの教唆と取材の自由の関係について、最高裁は、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものであ

*1 いわゆる博多駅事件では、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがつて、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」と判示されている（最大決昭44年11月26日）。

る場合には刑罰の対象となる旨判示しており^{*2}、このような手段・方法による取材行為が取材の自由を前提としてもなお保護されないことが判例上確立している。したがって、正当な取材行為により漏えい行為の教唆罪が成立しないことは明らかであり、本法案で漏えいの教唆を処罰の対象としても取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

- (2) また、本法案における特定秘密の取得罪は、人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入といった、不正な行為に限って処罰の対象とするものであり、上記の最高裁判例上刑罰の対象となる行為を処罰対象とするに止まり、取材の自由の下で保護されるべき取材行為を処罰対象とするものではない。

したがって、本法案で取得行為を処罰の対象としても、取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

*2 いわゆる外務省機密漏洩事件では、「取材の手段・方法が賄賂、脅迫、強要等の一般的の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般的の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならぬ」と判示されている（最決昭53年5月31日）。

平成25年7月5日
内閣情報調査室

26 拡張解釈の禁止に関する規定を設ける理由について

本法案では、

- 防衛秘密と同様に秘密の対象となり得る事項を別表で具体的に限定列举して秘密の範囲を明確化するとともに、行政機関の長が特定秘密の指定をし、指定の必要がなくなったものは速やかに指定を解除することを法律で規定すること等により恣意的な指定を排除する
- 適性評価制度について、対象者の同意を要件とし、調査事項を具体的に限定列举して恣意的な調査を排除する
- 罰則について、判例法理により正当な取材活動は漏えいの教唆として処罰対象とならないこととなっていることに加え、処罰対象とすべき取得行為を具体的に限定列举し、正当な取材活動が処罰される余地を排除する

等により、適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っている。

しかしながら、特定秘密の特質から特定秘密そのものを条文に規定できるものではなく、また、罰則についても、漏えいの教唆は、一般の国民が処罰対象になり得、更に適性評価制度は他の法律に類を見ない制度を導入するものであることから、本法案に近い性格を有する日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第7条（この法律の解釈適用）に同様の規定があることを踏まえ、国民の知る権利や取材の自由等の国民の基本的人権を尊重し、政府として本法案の成立・施行後の適切な運用に万全を期すべきことを入念的に明らかにするものである。

なお、自衛隊法（昭和29年法律第165号）の防衛秘密にはこのような規定は置かれていらないが、防衛秘密に係る自衛隊法の一部改正に関する国会審議において、参議院の附帯決議に「防衛秘密の指定、漏えいした場合の刑罰適用については、憲法に定める基本的人権を侵害することがないよう運用すること」が盛り込まれている。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条 この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

【拡張解釈を禁止するその他の例】

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第二百四十七号）

（この法律の解釈適用）

第二条 この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

○破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）

（この法律の解釈適用）

第二条 この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

【参考資料】

○町田充「防衛秘密保護法解説」

（23～26頁）

かくて、衆議院では、政府原案通り可決されたが、参議院に送付されると、果然各派から修正案が提出される勢となった。（中略）このように、政府原案に対して三修正案が入り乱れ、一時は法案の成行が混とんとして、その成立が危ぶまれたが、最終的に自由黨、改進黨、綠風會が次の要領で調整を図ることとなつたので、五月二六日別記のような附帯決議を附して参議院を通過し、同日衆議院に回付され、衆議院は参議院の回付案に同意したので、同月二九日成立することとなつた。

(中略)

八 「この法律の適用に當つては、これを擴張して解釋し、國民の基本的人權を不當に侵害するがあつてはならない」旨の宣言規定を加える。

(58頁)

(趣旨) いうまでもなく、參議院の修正で追加された規定であつて、本法の濫用防止を戒めたものである。

一般に、法令の解釋には、文理解釋と論理解釋とに大別され、論理解釋には、さらに、擴張解釋、縮小解釋、反対對解釋、類推解釋等があるものとされている。本條にいう「擴張して解釋して」というのが、一切の擴張解釋まで禁止するものかどうか必ずしも明確ではないが、もつばら本條を追加した趣旨が濫用防止にあるところから考えても、「國民の基本的人權を不當に侵害する」ことになるのでなければ、一つの解釋方法としての擴張解釋までも禁止したものと解すべきではなかろう。

本文を朗読いたします。

平成十三年九月一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して「行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対する我が国が実施する措置及び開拓する国際連合憲章の田舎連絡等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の要点に留意し、その適用に適切なきを期すべきである。

一、テロ根絶に対する我が國の主体的な外交努力を一層強めることも、国連を中心とした国際的な枠組みの構築に努める」とと。二、国民生活及び経済システムなどがテロにより脅かされる」ととのないよう、包括的なテロ対策を講じることも、あわせて邦人保護、テロ資金漏洩対策等に万全を期すること。

三、アフガニスタンの和平と復興のために積極的なイニシアティブをとること。

四、自衛隊の派遣については、派遣先の状況の推移を十分に踏まえ、実施する」とと。

五、国会の承認の付議については、対応措置の実施を国務院の部隊等に命じた日から十日以内であつても、可能な限り速やかに求める」とと。

右記する。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敬三君) ただいま山本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
(賛成者挙手)
〔賛成者挙手〕

○委員長(武見敬三君) 多数と認めます。よつて、木俣君提出の附帯決議案を多數をもつて本委員会の決議とする」とに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田内閣担当官から発言を求めておりますので、「この際、これを許します。福田内閣官房長官」

○委員長(武見敬三君) ただいま御決議のあり

が、本法が実現するに際しては、この際、これを許します。

○委員長(武見敬三君) 本件は多數をもつて原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(武見敬三君) 多数と認めます。よつて、木俣君から発言を求めておりますので、こ

れを許します。木俣君大意

○木俣佳士君 私は、ただいま可決されました自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を議題とするのは、この際、これを許します。

○委員長(武見敬三君) 本件は多數をもつて原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(武見敬三君) 本件は多數をもつて原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

〔参考〕
平成十三年九月一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に對応して「行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対する我が国が実施する措置及び開拓する国際連合憲章の田舎連絡等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、公共の安全と秩序の維持に関する責任は、第一義的に警察が担うとの原則を改めて確認し、「やんげや」との原則を説明する」ととのないよう配慮すること。

二、自衛隊の部隊等による警護活動は、治安出動至らない事態の下における自衛隊の活動とどう捉えか、必要に応じ今後検討する」と。

三、防衛秘密の指定、漏洩した場合の刑罰適用については、専法に定める基本的人権を侵害する」とないよう適用すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敬三君) ただいま山本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(武見敬三君) 多数と認めます。よつて、山本君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔参考〕
平成十三年九月一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に對応して「行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対する我が国が実施する措置及び開拓する国際連合憲章の田舎連絡等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、公共の安全と秩序の維持に関する責任は、第一義的に警察が担うとの原則を改めて確認し、「やんげや」との原則を説明する」ととのないよう配慮すること。

二、自衛隊の部隊等による警護活動は、治安出動至らない事態の下における自衛隊の活動とどう捉えか、必要に応じ今後検討する」と。

三、防衛秘密の指定、漏洩した場合の刑罰適用については、専法に定める基本的人権を侵害する」とないよう適用すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敬三君) 本件はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分(解散会)

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(武見敬三君) ただいま木俣君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔参考〕
平成十三年九月一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に對応して「行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対する我が国が実施する措置及び開拓する国際連合憲章の田舎連絡等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、公共の安全と秩序の維持に関する責任は、第一義的に警察が担うとの原則を改めて確認し、「やんげや」との原則を説明する」ととのないよう配慮すること。

二、自衛隊の部隊等による警護活動は、治安出動至らない事態の下における自衛隊の活動とどう捉えか、必要に応じ今後検討する」と。

三、防衛秘密の指定、漏洩した場合の刑罰適用については、専法に定める基本的人権を侵害する」とないよう適用すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敬三君) 本件はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分(解散会)

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(武見敬三君) ただいま木俣君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔参考〕
平成十三年九月一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に對応して「行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対する我が国が実施する措置及び開拓する国際連合憲章の田舎連絡等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、公共の安全と秩序の維持に関する責任は、第一義的に警察が担うとの原則を改めて確認し、「やんげや」との原則を説明する」ととのないよう配慮すること。

二、自衛隊の部隊等による警護活動は、治安出動至らない事態の下における自衛隊の活動とどう捉えか、必要に応じ今後検討する」と。

三、防衛秘密の指定、漏洩した場合の刑罰適用については、専法に定める基本的人権を侵害する」とないよう適用すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敬三君) 本件はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分(解散会)

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(武見敬三君) ただいま木俣君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔参考〕
平成十三年九月一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に對応して「行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対する我が国が実施する措置及び開拓する国際連合憲章の田舎連絡等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、公共の安全と秩序の維持に関する責任は、第一義的に警察が担うとの原則を改めて確認し、「やんげや」との原則を説明する」ととのないよう配慮すること。

二、自衛隊の部隊等による警護活動は、治安出動至らない事態の下における自衛隊の活動とどう捉えか、必要に応じ今後検討する」と。

三、防衛秘密の指定、漏洩した場合の刑罰適用については、専法に定める基本的人権を侵害する」とないよう適用すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敬三君) 本件はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分(解散会)

27 別表に該当する事項の具体例（イメージ）

別表に該当する事項	
イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究	
<運用>	<input type="radio"/> ○ 自衛隊の運用状況
<運用に関する見積り>	<input type="radio"/> ○ 防衛出動時等の自衛隊の対処に関する計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事項に関する分析又は予測
<運用に関する計画>	<input type="radio"/> ○ 「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和 52 年防衛庁訓令第 8 号）第 18 条）
<運用に関する研究>	<input type="radio"/> ○ 自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究
ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報	
<input type="radio"/> ○ 防衛に関し自衛隊が収集した電波情報	
ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力	
<情報の収集整理>	<input type="radio"/> ○ 自衛隊における情報業務の実施状況、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等
<収集整理の能力>	<input type="radio"/> ○ 自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所
ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究	
<見積り若しくは計画>	<input type="radio"/> ○ 「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第 8 条及び第 9 条）
<研究>	<input type="radio"/> ○ 現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究
ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量	
<input type="radio"/> ○ 各部隊や自衛隊全体が保有する武器、弾薬、船舶、航空機、戦車、装甲車等の種類や数量	
ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法	
<防衛の用に供する通信網の構成>	<input type="radio"/> ○ 自衛隊が作戦行動等において用いる自衛隊が所有し、使用する通信網の拠点、経路、その容量等
<防衛の用に供する通信の方法>	<input type="radio"/> ○ 部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）
ト 防衛の用に供する暗号	
<input type="radio"/> ○ 自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号	
チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法	
<仕様>	<input type="radio"/> ○ 潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚
<性能>	<input type="radio"/> ○ 誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度
<使用方法>	<input type="radio"/> ○ 機雷の敷設深度

リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

〈製作の方法〉

- 潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法
- 〈検査の方法〉**
- 機雷、レーダー等の検査の方法
- 〈修理の方法〉**
- 秘匿装置等の修理の方法
- 〈試験の方法〉**
- レーダー等の試験の方法

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

〈施設の設計〉

- 特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置
- 〈施設の性能〉**
- 抗たん性能
- 〈施設の内部の用途〉**
- 施設の特定の区画（部屋）の使用目的

第2号（外交に関する事項）

イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容

〈交渉の方針〉

- 領域の保全に関する外国との交渉のための対処方針
- 国連安保理決議に基づく船舶検査活動の実施に際しての我が国の実施区域に関する交渉の方針

〈協力の方針〉

- 日米安全保障条約に基づく米国との協力の方針
- 外国による核実験に関しての国連安保理決議への対応方針

〈交渉の内容〉

- 北方領土問題や北朝鮮による拉致問題に関する交渉におけるやりとりの詳細
- 国連事務総長との会談での我が国の安全保障上の課題に関する同事務総長の発言

〈協力の内容〉

- 外国による核開発を放棄させるために当該国に対して他の関係国と協調して行う働きかけの実施状況
- 外国による核開発の動向に関し国際原子力機関に提供した情報

ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）

〈措置〉

- 領域の保全のために関係省庁が実施する準備措置
- 戰略的に重要な物資の確保のための外国企業との調整

〈措置の方針〉

- 外国が弾道ミサイルを発射した場合に執る措置（入国禁止、貨物の輸出入の禁止、関係団体等の資産の凍結等）の方針
- 外国が軍事行動をとった場合に、これを支持又は非難する旨の声明の発出に関する方針

〈除かれる事項〉

- 自衛隊の運用状況、「防衛、警備等に関する計画」（第1号イに該当）
- 「統合中期防衛構想」（第1号ニに該当）
- 大量破壊兵器関連物資の不正取引を防止するための計画（第3号イに該当）
- 重要施設の警備の実施状況、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領（第4号イに該当）

**ハ 安全保障に關し収集した条約その他の國際約束に基づき保護することが必要な情報
その他の重要な情報（第1号口、第3号口又は第4号口に掲げるものを除く。）**

- 我が国の安全保障に影響を与える外国の政府の外交方針に関する情報保護協定に基づき外国の政府から提供を受けた情報
- 我が国の安全保障に影響を与える外国政府部内の同国指導者に対する支持状況に関する、外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた情報
- 我が国の安全保障に影響を与える外国の指導者の健康状態について外国の情報提供者から秘密の保全を前提に提供を受けた情報

〈除かれる事項〉

- 防衛に関し自衛隊が収集した電波情報（第1号口に該当）
- 外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報（第3号口に該当）
- 外国情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた国際テロ組織関係者の動向（第4号口に該当）

二 ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

〈情報の収集整理〉

- 外務省の情報収集活動の状況、態勢及び方法等
- 外務省の情報収集活動の情報源

〈情報の収集整理の能力〉

- 情報収集衛星の撮像能力

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

- 公電に用いる暗号

第3号（外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項）

イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、國及び國民の安全への脅威となる諜報その他の不正な活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究（措置の内容）

- 海外からの不正アクセスによる政府機関の情報窃取を防止するために講じる防護措置

〈措置に関する計画の内容〉

- 大量破壊兵器関連物資の不正取引を防止するための計画

〈措置に関する研究の内容〉

- 不正アクセスに対する防護措置の研究

ロ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に關し収集した國際機関又は外国の行政機關からの情報その他の重要な情報

- 外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報
- 外国情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた大量破壊兵器関連物資の不正取引に関する情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

〈情報の収集整理の内容〉

- 治安機関の情報部門の態勢
- 治安機関の情報収集活動の対象団体・個人
- 治安機関の情報収集活動の手法・技法

〈情報の収集整理の能力の内容〉

- 治安機関の情報収集活動の情報源

二 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止の用に供する暗号

- 治安機関の職員が、外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止の用に供し通信内容を秘匿するために用いる暗号

第1号（テロ活動防止に関する事項）

イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

〈措置の内容〉

- 重要施設の警備の実施状況
- サイバー攻撃に対処するために講じている防御措置

〈措置に関する計画の内容〉

- 重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領

〈措置に関する研究の内容〉

- 外国における騒乱発生時の邦人退避計画の研究
- テロ発生時の諸外国の対応要領の研究

ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報

- 外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた国際テロ組織関係者の動向
- 外国での邦人人質事件において外国の政府から入手した実行者・団体に関する情報、当該国の対処状況

ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力

〈情報の収集整理の内容〉

- 治安機関の情報部門の態勢
- 治安機関の情報収集活動の対象団体・個人
- 治安機関の情報収集活動の手法・技法

〈情報の収集整理の能力の内容〉

- 治安機関の情報収集活動の情報源

ニ テロ活動防止の用に供する暗号

- 治安機関の職員が、テロリズム等防止の用に供し通信内容を秘匿するために用いる暗号

平成25年7月5日
内閣情報調査室

28 MDA秘密保護法において適性評価の規定を置かない理由について

日米相互援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和29年条約第6号。以下「日米相互防衛援助協定」という。）第3条第1項に「両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする」とされ、また、日米相互防衛援助協定の附属書B（以下「附属書B」という。）において「秘密保持の措置においてはアメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保する」とされていることなどに伴い、講じられた立法措置である。そして、このようなMDA秘密保護法の性格から、特別防衛秘密を取り扱う行政機関は、ほとんどの場合は、防衛省に限られている。

一方、本法案においては、特定秘密を、従来からの防衛秘密に限ることなく、我が国の安全保障に関する事項、すなわち「外交に関する事項」、「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項」及び「テロ活動防止に関する事項」にまで及ぼすこととするため、様々な行政機関が、特定秘密の取扱いの業務を行うとともに、相互にこれを共有し、活用することが想定される。このような場合に、その漏えいを防ぎ、国及び国民の安全を確保するためには、特定秘密の取扱いについて共通のルールを設け、その取扱いに遗漏なきを期する必要があるが、その際に最も重要なのは、その取扱いの業務を行う者について、共通の事項について同一の基準により適性評価、すなわち秘密の漏えいの危険がないとの評価がされていることである。

これに対し、MDA秘密保護法においては、各行政機関が特別防衛秘密を共有することを前提に共通の人的基盤を整備する必要はなく、例外的に秘密を共有する段階において個別に協議を行えば足りるものと認められる。

また、MDA秘密保護法の保護の対象とされる特別防衛秘密は、日米相互防衛援助協定等に基づき、合衆国政府から供与された事項ごとに「アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保する」（附属書B）ため、その秘密の保護の必要度に応じて、「機密」、「極秘」又は「秘」のいずれかに区分しなければならないとされている（日米相互防衛援助協定

等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）第1条）。この点において、本法案における特定秘密が、その種別や指定を行う行政機関の長如何にかかわらず、指定に際し、一律に特段の秘匿の必要性を要することとしているのと異なる。

このため、MDA秘密保護法の保護の対象とされる特別防衛秘密について、一律の基準に基づく適性評価を求める必要はなく、むしろ、米国側の要請や装備品等の種類の変化に応じ、秘密の保護上必要な措置の内容に変動が生じ得ることもあることを踏まえ、柔軟な規制を用意する方が望ましく、現にMDA秘密保護法第2条においては、行政機関の長が特別防衛秘密の保護に必要な措置を講ずると規定し、その具体的な内容については、政令及び訓令以下に委ねている。

以上の理由から、MDA秘密保護法においては、本法に規定する適性評価制度を導入することとはしないものである。

【参照条文】

○昭和二十九年条約第六号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書）（抄）

第三条

- 1 各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報についてその秘密の漏せつ又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。
- 2 各政府は、この協定に基く活動について公衆に周知させるため、秘密保持と矛盾しない適当な措置を執るものとする。

附属書B

日本国政府が第三条1に従つて執ることに同意する秘密保持の措置においては、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし、日本国が受領する秘密の物件、役務又は情報については、アメリカ合衆国政府の事前の同意を得ないで、日本国政府の職員又は委託を受けた者以外の者にその秘密を漏らしてはならない。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

(定義)

第一条 (略)

- 2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。
- 3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていいものをいう。
 - 一 日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項
 - イ 構造又は性能
 - ロ 製作、保管又は修理に関する技術
 - ハ 使用の方法
 - 二 品目及び数量
- 二 日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの(特別防衛秘密保護上の措置)

第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第百四十九号) (抄)

(秘密区分)

- 第一条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要度に応じて、機密、極秘又は秘のいずれかに区分しなければならない。
- 2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。
 - 3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。
 - 4 第一項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び極秘に該当しないものをいう。

(特別防衛秘密保護上の措置の実施細目)

第七条 第二条から前条までに規定するもののほか、各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件の複製、送達、伝達、接受、保管、破棄等その取扱いに関し、特別防衛秘密の保護上必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する特別防衛秘密の保護上必要な措置の実施細目については、各省庁の長が定める。

○特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）（抄）

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）第7条の規定に基づき、防衛秘密の保護に関する訓令を次のように定める。

平成19年4月27日
防衛大臣久間章生

特別防衛秘密の保護に関する訓令

特別防衛秘密の保護に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第51号）の全部を改正する。

目次

第1章総則（第1条－第6条）

第2章特別防衛秘密の保護（第7条－第15条）

第3章秘密区分の指定、変更、解除、標記の表示及び通知（第16条－第19条）

第4章登録等（第20条－第22条）

第5章複製等（第23条－第29条）

第6章伝達、送達及び合議等（第30条－第36条）

第7章接受、保管及び貸出し（第37条－第43条）

第8章回収及び破棄（第44条－第46条）

第9章検査（第47条・第48条）

第10章雑則（第49条－第53条）

附則

第1章総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する特別防衛秘密であつて防衛大臣が取り扱うもの（以下「特別防衛秘密」という。）の保護のため必要な措置を定めるものとする。

（以下略）

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時： 2013年7月8日 15:09

宛先： 鈴木 雄介(官邸・副長官補室); [REDACTED]

桙井 壮太郎(副長官補室); [REDACTED]

[REDACTED]; 丸山 洋平(安危本室); [REDACTED]

[REDACTED]; 淡路 恵介(副長官補室); [REDACTED]

添付ファイル： 法制局協議メモ.pdf (131 KB); 法案概要(7月5日指摘修正).pdf (173 KB); 特定秘密の取得行為について.pdf (139 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

5日に行った法制局との協議メモとそれを受けた本日法制局に持ち込んだ資料を送付しますのでご査収下さい。

なお、今回の協議メモを受けての宿題は現在作成中であり、本日、法制局に持ち込んだもののみ送付します。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になつてないものに限る。）であつて、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、(2)の適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「取扱業務適性職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、この限りでない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、当該行政機関に属さない取扱業務適性職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

オ エによる場合のほか、行政機関の長は、特定秘密を含む情報の提供を受ける者が当該情報を各議院若しくは各議院の委員会又は参議院の調査会が行う審査又は調査、訴訟手続、刑事事件の捜査その他公益上特に必要があると認められる業務

において使用する場合であって、これにより我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときに限り、その提供を行うことができる。

(2) 適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員
若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「行政機関職員等」という。）の同意を得て、次に掲げる事項について、当該行政機関職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行うものとする。

① 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）との関係に関する事項（当該行政機関職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）

② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

④ 薬物の濫用及び影響に関する事項

⑤ 精神疾患に関する事項

⑥ 飲酒についての節度に関する事項

⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関職員等若しくはその関係者に質問し、当該行政機関職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認めるかどうかの結果を当該行政機関職員等に対し通知しなければならない。

エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応するものとする。

オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認めるかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外での利用及び提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
- ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
 - イ 業務により特定秘密を知得した者（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）
- (2) 次に掲げる行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。
- ア 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為
 - イ 財物の窃取
 - ウ 施設への侵入
- エ 保管庫等を損壊し、又は無断で開錠する行為
- オ 会議室等に無断で盗聴器・盗撮器を設置する行為
- カ 振動を検知・分析する機器を用いることにより会議室等の外部から音声を盗聴する行為
- キ 電気通信を傍受する行為（暗号を用いない無線電気通信の傍受を除く。）
- ク 不正アクセス行為、コンピュータ・ウィルスを人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為
- (3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を取扱業務適性職員等に限定する旨の規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

別表

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、^V國及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

平成25年7月8日
内閣情報調査室

特定秘密の取得行為の処罰規定について

1 本法案の取得行為とMDA秘密保護法の探知・収集行為との関係

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）第3条第1項第1号は、「不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、収集した者」を処罰対象としている。これは、特別防衛秘密を自ら漏えいする場合のみでなく、外部から秘密を不当な方法で探知し、収集しようとする者に対しても有効な措置がない限り、秘密保護の措置は万全ではありませんいためであるとされている（町田充著「防衛秘密保護法解説」（以下「MDA秘密保護法解説」という。）13頁）。ここにいう「不当な方法」とは、法令に違反するような方法ですることはもちろん、社会通念に照らし、妥当と認められないような方法ですることも含み、また、「探知」とは、無形的な事実又は情報を知ろうとする意図の下に、進んで探り知る行為を、「収集」とは有形的な文書、図書又は物件を集め意図をもって進んで集める行為をいうとされている（MDA秘密保護法解説43-44頁）。

本法案の特定秘密の取得行為についても、欺罔あるいは暴行・脅迫により特定秘密を取得する場合や、財物の窃取、施設への侵入等の不正な行為により特定秘密を取得する場合には、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できないことから、これら取得行為を処罰することとしており、特定秘密の保護を図るために処罰規定として、MDA秘密保護法第3条第1項第1号と同趣旨の規定である。

また、本法案にいう「取得」とは、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条第1項第1号にいう「取得」と同義であり、知得すること、すなわち再現可能な状態で記憶すること又は有体物を占有すること（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成21年改正版）」（以下「逐条解説不競法」という。）180頁）をいい、MDA秘密保護法第3条第1項第1号の「探知」、「収集」と異なるところはない。

2 本法案の規定内容

本法案において処罰対象となる特定秘密の取得行為は、漏えい行為を処罰することによっては特定秘密を十分に保護することができないものであり、これらの取得行為はいずれも、MDA秘密保護法第3条第1項第1号の「不当な方法」に含まれるものである。ただし、その規定ぶりについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第70条の個人番号を保有する者の管理を害する行為により個人番号を取得した者に対する罰則や、不正競争防止法第21条第1項第1号の営業秘密を保有する事業者（保有者）の管理を害する行為により営業秘密を取得した者に対する罰則において、情報等を取得する行為について違法性が高いものを列挙する方法を取っており、本法案においても、これら最近の立法例に倣い、以下のとおり違法性の高い行為を列挙して規定することとしている。

（1）「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」

本法案における「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」は、不正競争防止法第21条第1項第1号「詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）」と同義であり、刑法上の詐欺罪、強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

（2）管理侵害行為

不正競争防止法は、営業秘密に係る管理侵害行為として「財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為」（同法第21条第1項第1号）を処罰の対象としており、「その他の保有者の管理を害する行為」として、保有者の会話や会議等を盗聴や電波傍受等で盗み聞きする方法で、営業秘密を取得する行為等が考えられるとされている（逐条解説不競法179頁）。

一方、本法案では、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれのある者を特定秘密の取扱いの業務から除外することとする適性評価制度を導入するなど、特定秘密について営業秘密に増して厳格な管理を行うことを前提としている。

したがって、例えば、

- ⑦ 望遠鏡等による覗き見
- ⑧ 聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為
- ⑨ 合法的に施設に立ち入り、無施錠の保管庫を無断で開ける行為
- ⑩ 暗号化されていない無線による通信を傍受する行為

といった一定水準に満たない管理を前提とする管理侵害行為については、本法案の処罰の対象とする必要性が乏しく、これらを処罰の対象としないことを明らかにすることが合理的であると考えられる。

以上のことから、本法案においては、⑦～⑩のような一定水準に満たない管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象から除外し、特定秘密に係る次の管理侵害行為を限定列挙することとする。

- 財物の窃取
- 施設への侵入
- 保管庫等を損壊し、又は無断で開錠する行為
- 会議室等に無断で盗聴器・盗撮器を設置する行為
- 振動を検知・分析する機器を用いることにより会議室等の外部から音声を盗聴する行為
- 電気通信を傍受する行為（暗号を用いない無線電気通信の傍受を除く。）
- 不正アクセス行為、コンピュータウィルスを人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第二百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二・三 （略）

2・3 （略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成二十五年法律第二十七号) (抄)

第七十条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

○不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (抄)
(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。)又は管理侵害行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。)により、営業秘密を取得した者

二～七 (略)

2～7 (略)

外務省との協議結果メモ

1 日時・場所

平成25年7月8日16時から17時15分頃まで
於605会議室

2 出席者

(内・調) [] 補佐、[]
(外務省) 大臣官房総務課

[] 補佐
[] 補佐
[] 補佐
[] 補佐

第一国際情報官室
国際法局条約課

3 結果要旨

先方： 本法案では、ある行政機関の長は、他の行政機関の所掌事務に係る事項を特定秘密に指定することはできるのか。本法案と設置法の所掌事務の関係はどのように整理されているのか。

当方： 本法案においては、ある事項を指定する行政機関を限定するような規定の仕方になっていない。今後、更に検討を要するが、この点については情報公開法等も同じであり、設置法により所掌事務が定められて、国の行政事務を各行政機関が分担管理している以上、各法において各行政機関のデマケの調整に関する規定を置く必要は必ずしもないのではないか。

先方： 行政機関相互間の協議に関する規定を置いている法律もあるのだから、情報公開法の例だけをもって、各行政機関のデマケに関する規定を置く必要がないとはいえないのではないか。その点についてはどう考えているのか。

当方： どのような場合に協議の規定を置き、どのような場合に置かないのかについて、詳らかに承知しているわけではないが、具体的にどのような法律での協議の規定を念頭に発言しているのか。

先方： 例えば、海賊対処法やPKO法である。

当方： それらの法律では、それらの法律の中で関係省庁がそれぞれの所掌事務に基づいて行うことがあって、それを協力して行わなければならないから協議の規定が置かれているのであって、デマケを調整するための協議の規定を置いているのではないか。

先方： 例えば、ある事項について、複数の省庁が異なるルートから情報を入手した結果、ある省庁は特定秘密に指定し、もう一つの省庁は省密として取り扱うというようになった場合、当該事項が漏えいした場合の罰則が異なってくることになる。本法案が、上限10年という重い罰則を科すこととしていることに鑑みても、また、各国との情報保護協定を締結するに当たって、日本国内で統一した秘密保護のルールを定めることを求められていることからしても、本法案において、特定秘密の指定に際しての協議プロセスが定められる必要があ

ると考えている。

当方： そのような政府内での情報共有の仕組みについて、法案概要にも記述すべきという点は、法制局次長からも指摘されているところであり、現在検討中である。

ご指摘の、罰則が異なってくるという点については、一方の省庁の職員は、他方の省庁が特定秘密に指定したことを了知していないのであれば、故意は認められないから、特定秘密の漏えい罪は成立しないということで不自然はないようと思うし、すべての省庁が、他のすべての省庁に対して、あらゆる事項が特定秘密に指定されているか否かを常にチェックするような仕組みを設けるのは不可能だと考えるが。

ところで、貴省としては、ご指摘の共有の協議について、どのようにすべきだとの意見をお持ちなのか。

先方： 当省としては、先日お送りした「意見照会」に書いてあることについて、まず明らかにして欲しいということである。今回は、概要から法制局の了を取るという異例なプロセスで検討されているが、概要だと指定権の所在や特定秘密の共有については明確に書かれていないので省としての意見が出せず、留保せざるを得ない。

当方： 万が一、行政機関ごとに指定できる事項を限定できるような規定振りにせよといふのであれば、法案をいちから検討し直す話になり、我々レベルで処理できるような問題ではなくなるが。

先方： 未だ正式な法令協議を受けているわけではないので、そんな話にはならないのではないか。

そもそも、従来、概要で述べられていた共有事項についての記述が削除されたのはなぜか。

当方： 法制局との協議において、当該部分については更に検討を要するところ、概要是党での議論やパブリック・コメントで用いることを念頭に作っていることに鑑みれば、政府部内の調整プロセスについて記述する必要はないのではないかという考えが一時あったため、削除した。

その後、他の行政機関の職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるとの記述が、防衛省を中心とした関係省庁という構造であった防衛秘密制度を前提としたものであり、政府全体の秘密保護のルールを定める本法案にはそぐわないとの指摘があったため、現在、再度政府部内の調整プロセスについて検討しているところである。

先方： 当省としては、政府部内の調整プロセスは非常に大事なものだと考えているが、なぜこれが未だに明らかになっていないのか。

当方： だから、その点は、概要に明記すべく現在検討中であると言っているではないか。

先方： 政府内での調整については、協議するなり、通知するなり、何らかの仕組みを設ける必要があると考えている。

先方： 当省としては、政府内での調整プロセスとは別に、指定権に関する整理も重

要だと考えているので、留意頂きたい。

当方：ご指摘は承った。

先方：検討したものはいつ頃示して頂けるのか。

当方：法制局からも求められているので、それほど時間はかかるないと思う。

先方：本法案のスケジュールはどうなっているのか。

当方：できるだけ早くということしか言えない。

先方：本法案は当省も共管省庁になるはずであるから、スケジュールを正式に共有して然るべきだ。この点については、高いレベルからお願ひすることになるだろう。

先方：今後は、指定権の所在など外務省として重視している点を検討する際には法制局審査に加わりたい。

当方：今後、条文の審査になったときは別として、現時点では法制局の高いレベルに上がっている状況なので、他省庁にご参加頂くというのは難しいかもしれません。

先方：他の法令の法制局審査においては、関係省庁も参加して議論するのが普通だと承知しているが。

当方：法制局は、関係省庁が議論する場ではない。いずれにせよ、貴省からの参加については、室内で検討して回答する。

先方：「意見照会」についてはペーパーで回答していただきたい。

当方：検討する。

(以上)

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年7月9日 10:16

宛先: 鈴木 雄介(官邸・副長官補室); [REDACTED]

堀井 勝太郎(副長官補室); [REDACTED]

[REDACTED]
丸山 洋平(安危本室)

[REDACTED]
淡路 恵介(副長官補室);

添付ファイル: 法制局協議メモ(セット).pdf (70 KB); 法案概要(7月8日指摘修正).pdf (173 KB); 特定秘密の取得行為につい
て.pdf (139 KB)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

8日に行った法制局との協議メモとそれを受けた本日法制局に持ち込んだ資料を送付しますのでご査収下さい。

なお、長官提出用の資料は作成中でのですので、法制局提出前に共有いたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になつてないものに限る。）であつて、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、(2)の適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「取扱業務適性職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、この限りでない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、当該行政機関に属さない取扱業務適性職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

オ エによる場合のほか、行政機関の長は、特定秘密を含む情報の提供を受ける者が当該情報を各議院若しくは各議院の委員会又は参議院の調査会が行う審査又は調査、訴訟手続、刑事事件の捜査その他公益上特に必要があると認められる業務

において使用する場合であって、これにより我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときに限り、その提供を行うことができる。

(2) 適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員
若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「行政機関職員等」という。）の同意を得て、次に掲げる事項について、当該行政機関職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行うものとする。

① 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）との関係に関する事項（当該行政機関職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）

② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

④ 薬物の濫用及び影響に関する事項

⑤ 精神疾患に関する事項

⑥ 飲酒についての節度に関する事項

⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関職員等若しくはその関係者に質問し、当該行政機関職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認めるかどうかの結果を当該行政機関職員等に対し通知しなければならない。

エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応するものとする。

オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認めるかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、國家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外での利用及び提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
- ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
 - イ 業務により特定秘密を知得した者（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）
- (2) 次に掲げる行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。
- ア 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為
 - イ 財物の窃取
 - ウ 施設への侵入
 - エ 保管庫を損壊し、又は無断で開錠する行為
 - オ 施設の内部に無断で盗聴器又は盗撮器を設置する行為
 - カ 施設の外部において振動を検知し、及び分析する機器を用いて施設内の音声を復元する行為
 - キ 電気通信を傍受する行為（暗号を用いない無線電気通信の傍受を除く。）
 - ク 不正アクセス行為、コンピュータウィルスを人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為
- (3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を取扱業務適性職員等に限定する旨の規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

別表

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報
その他の活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を図る目的で行われる不正な活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

平成25年7月8日
内閣情報調査室

特定秘密の取得行為の処罰規定について

1 本法案の取得行為とMDA秘密保護法の探知・収集行為との関係

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）第3条第1項第1号は、「不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、収集した者」を処罰対象としている。これは、特別防衛秘密を自ら漏えいする場合のみでなく、外部から秘密を不当な方法で探知し、収集しようとする者に対しても有効な措置がない限り、秘密保護の措置は万全ではあり得ないためであるとされている（町田充著「防衛秘密保護法解説」（以下「MDA秘密保護法解説」という。）13頁）。ここにいう「不当な方法」とは、法令に違反するような方法ですることはもちろん、社会通念に照らし、妥当と認められないような方法ですることも含み、また、「探知」とは、無形的な事実又は情報を知ろうとする意図の下に、進んで探り知る行為を、「収集」とは有形的な文書、図書又は物件を集め意図をもって進んで集める行為をいうとされている（MDA秘密保護法解説43-44頁）。

本法案の特定秘密の取得行為についても、欺罔あるいは暴行・脅迫により特定秘密を取得する場合や、財物の窃取、施設への侵入等の不正な行為により特定秘密を取得する場合には、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できないことから、これら取得行為を処罰することとしており、特定秘密の保護を図るために処罰規定として、MDA秘密保護法第3条第1項第1号と同趣旨の規定である。

また、本法案にいう「取得」とは、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条第1項第1号にいう「取得」と同義であり、知得すること、すなわち再現可能な状態で記憶すること又は有体物を占有すること（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成21年改正版）」（以下「逐条解説不競法」という。）180頁）をいい、MDA秘密保護法第3条第1項第1号の「探知」、「収集」と異なるところはない。

2 本法案の規定内容

本法案において処罰対象となる特定秘密の取得行為は、漏えい行為を処罰することによっては特定秘密を十分に保護することができないものであり、これらの取得行為はいずれも、MDA秘密保護法第3条第1項第1号の「不当な方法」に含まれるものである。ただし、その規定ぶりについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第70条の個人番号を保有する者の管理を害する行為により個人番号を取得した者に対する罰則や、不正競争防止法第21条第1項第1号の営業秘密を保有する事業者（保有者）の管理を害する行為により営業秘密を取得した者に対する罰則において、情報等を取得する行為について違法性が高いものを列挙する方法を取っており、本法案においても、これら最近の立法例に倣い、以下のとおり違法性の高い行為を列挙して規定することとしている。

（1）「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」

本法案における「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」は、不正競争防止法第21条第1項第1号「詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）」と同義であり、刑法上の詐欺罪、強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

（2）管理侵害行為

不正競争防止法は、営業秘密に係る管理侵害行為として「財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為」（同法第21条第1項第1号）を処罰の対象としており、「その他の保有者の管理を害する行為」として、保有者の会話や会議等を盗聴や電波傍受等で盗み聞きする方法で、営業秘密を取得する行為等が考えられるとされている（逐条解説不競法179頁）。

一方、本法案では、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれのある者を特定秘密の取扱いの業務から除外することとする適性評価制度を導入するなど、特定秘密について営業秘密に増して厳格な管理を行うことを前提としている。

したがって、例えば、

- ⑦ 望遠鏡等による覗き見
- ⑧ 聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為
- ⑨ 合法的に施設に立ち入り、無施錠の保管庫を無断で開ける行為
- ⑩ 暗号化されていない無線による通信を傍受する行為

といった一定水準に満たない管理を前提とする管理侵害行為については、本法案の処罰の対象とする必要性が乏しく、これらを処罰の対象としないことを明らかにすることが合理的であると考えられる。

以上のことから、本法案においては、⑦～⑩のような一定水準に満たない管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象から除外し、特定秘密に係る次の管理侵害行為を限定列挙することとする。

- 財物の窃取
- 施設への侵入
- 保管庫を損壊し、又は無断で開錠する行為
- 施設の内部に無断で盗聴器又は盗撮器を設置する行為
- 施設の外部において振動を検知し、及び分析する機器を用いて施設内の音声を復元する行為
- 電気通信を傍受する行為（暗号を用いない無線電気通信の傍受を除く。）
- 不正アクセス行為、コンピュータウィルスを人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第二百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二・三 （略）

2・3 （略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成二十五年法律第二十七号) (抄)

第七十条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

○不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (抄)
(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。)又は管理侵害行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。)により、営業秘密を取得した者

二～七 (略)

2～7 (略)

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年7月9日 16:19

宛先: 鈴木 雄介(官邸・副長官補室); 横井 壮太郎(副長官補本室); [REDACTED]

[REDACTED]
本室)

丸山 洋平(安危

[REDACTED]
淡路 恵介(副長官補本室); [REDACTED]

添付ファイル: 法案概要.pdf (150 KB); 資料目次.(ページあり)jtd.pdf (47 KB); 説明資料(セット版).pdf (4 MB)

関係省庁各位

お世話になっています。

本日、法制局に持ち込んだ資料を送付します。メモにも記載していましたが、本資料は長官説明用ですが、次長から受けた課題は終わっておりませんので、課題終了前の現時点での資料を持ち込んでいます。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になっていないものに限る。）であつて、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、(2)の適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「取扱業務適性職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、この限りでない。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、当該行政機関に属さない取扱業務適性職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

オ エによる場合のほか、行政機関の長は、特定秘密を含む情報の提供を受ける者が当該情報を各議院若しくは各議院の委員会又は参議院の調査会が行う審査又は調査、訴訟手続、刑事事件の捜査その他公益上特に必要があると認められる業務

において使用する場合であって、これにより我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときに限り、その提供を行うことができる。

(2) 適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員若しくは契約業者の役職員又は都道府県警察の職員（以下「行政機関職員等」という。）の同意を得て、次に掲げる事項について、当該行政機関職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行うものとする。

- ① 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）との関係に関する事項（当該行政機関職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）
 - ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
 - ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
 - ⑤ 精神疾患に関する事項
 - ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
 - ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関職員等若しくはその関係者に質問し、当該行政機関職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認めるかどうかの結果を当該行政機関職員等に対し通知しなければならない。
- エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応するものとする。
- オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認めるかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外での利用及び提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
 - ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
 - イ 業務により特定秘密を知得した者（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）
- (2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の特定秘密の保有者の管理を害する行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。
- (3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を取扱業務適性職員等に限定する旨の規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

別表

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

法案概要に用いられている文言の用例 (用例集)

法案概要に用いられている文言の用例（用例集）

目次

第1 趣旨

・ 「我が国の安全保障」の例	1
・ 「特に秘匿することが必要であるもの」の例	2
・ 「これを適確に保護する体制」に類似した立法例	2
・ 「…収集（し）、整理（し、）及び活用（する）」の例	2
・ 「…が重要であることにかんがみ、…ことにより、…を図り、もって…」 の例	3
・ 「…の保護に関し（…）必要な…」の例	3
・ 「…に関し、…その他の必要な事項を定めることにより、…を図り、もっ て」の例	4
・ 「漏えいの防止」の例	4
・ 「国及び国民の安全の確保」の例	4

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

（1）行政機関における特定秘密の指定等

・ 「…に該当する事項」の例	6
・ 「公になつ（つ）ていないもの」の例	6
・ 「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例	7
・ 「…に著しく支障を与える」の例	7
・ 「おそれがあるため」の例	8
・ 「特に秘匿することが必要であるものを…秘密として指定するものとす る。」の例	8
・ 「…は、有効期間を定めるものとする。」の例	9
・ 「要件を欠くに至った」の例	9
・ 「…ときは、速やかに…指定を解除しなければならない」の例	9
・ 期間を定めるとしつつ、その解除についても規定する例	10
・ 「取扱いの業務（を行わせる）」の例	11
・ 「契約業者」の例	11
・ 「役職員」の例	11
・ 国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官 の規定順の例	11
・ 「職務の特性」の例	12
・ 「…を勘案して政令で定める」の例	13
・ 「所掌事務の遂行上」の例	15
・ 「遂行上特段の必要がある場合に限り、…に…秘密の取扱いの業務を行 わせることができる」の例	15

・ 「各議院若しくは各議院の委員会又は（若しくは）参議院の調査会が…行う審査又は調査、…訴訟手続、…刑事事件の捜査」の例	16
・ 「提供を行うことができる」の例	16
・ 公益上の必要があると認められる場合に情報提供等を行う例	17
(2) 適性評価の実施	
・ 「ことが見込まれる（者）」の例	19
・ 「同意を得て、…が行う。」の例	20
・ 「あるかどうかという観点から」の例	20
・ 「…の利益を図る目的で」の例	21
・ 「安全への（に対する）脅威」の例	22
・ 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で（…）人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例	22
・ 「家族」の例	22
・ 「同居人」の例	23
・ 「氏名、生年月日、国籍…住所」の例	23
・ 「犯罪…経歴」の例	23
・ 「情報の取扱い」の例	24
・ 「非違」の例	24
・ 「薬物…濫用」の例	25
・ 「薬物…影響」の例	25
・ 「精神疾患」の例	25
・ 「飲酒についての節度」の例	26
・ 「信用状態」の例	26
・ 「経済的な状況」の例	26
・ 「必要な範囲内において」の例	28
・ 「資料の提出を求め」の例	28
・ 調査対象者に利益がないにもかかわらず、調査対象者について公務所又は公私の団体に対する照会の権限が付与されている例	29
・ 「…は、…した（った）ときは、結果を…通知しなければならない。」の例	30
・ 「苦情に（ついて）適切に対応するものとする。」の例	30
・ 「懲戒の事由」の例	31
・ 「…に該当する疑いがある」の例	31
2 特定秘密の漏えい等に対する罰則	
・ 「取り扱うことを業務とする者」の例	33
・ 「業務により知得」の例	33
・ 「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例	34
・ 「財物の（を）窃取」の例	34
・ 「施設への（に）侵入」の例	34
・ 「不正アクセス行為」の例	35

・ 「その他の（…）保有者の管理を害する行為」の例	35
---------------------------	----

3 その他

・ 「この法律の適用にあたつて（当たって）は、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害することがあつて（あって）はならない」の例	37
・ 「この法律（本法）の施行日の前日において」の例	37
・ 「施行日の前日において…施行日に（おいて）…とみなす。」の例	39
・ 「指定されている…は（を）、指定した…とみなす。」の例	39

別表

・ 別表の項目名を表す際の用例	40
【別表第1号（防衛に関する事項）】	
・ 「防衛に関する事項」の例	41
・ 「防衛に関する」の例	41
・ 別表第1号に用いられている文言の例	42
【別表第2号（外交に関する事項）】	
イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容	43
・ 「安全保障」の例	43
・ 「外国の政府…又は国際機関」の例	43
・ 「外国（の）政府（…）との交渉…協力」の例	43
・ 「国際機関との交渉」の例	44
・ 「国際機関との（…）協力」の例	44
・ 「…の方針」の例	45
・ 「交渉の内容」の例	45
・ 「協力の内容」の例	45
ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）	47
・ 「実施する（…）措置」の例	47
・ 「貨物の輸出又は輸入の禁止」の例	47
・ 「措置…方針」の例	47
ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）	48
・ 「条約その他の国際約束」の例	48
・ 「条約その他の国際約束に基づき」の例	48
・ 「保護が必要な」の例	48
ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力	48
ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号	49
	50

・ 「外務省本省」の例	-----	50
・ 「在外公館」の例	-----	50
・ 「…との間の通信」の例	-----	50
【別表第3号（外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項）】		
イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる 諜報その他の活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る 目的で行われる安全脅威活動の防止」という。）のための措置又はこれに關す る計画若しくは研究	-----	51
・ 「…の利益を図る目的で」の例	-----	51
・ 「安全への（に対する）脅威」の例	-----	51
・ 「被害の発生（…）拡大の防止」の例	-----	52
・ 「…のための措置又は」の例	-----	52
・ 「措置（…）に関する計画」の例	-----	52
ロ 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に關し収集した國際 機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報	-----	54
・ 「國際機関…外国の行政機関」の例	-----	54
・ 「…から得た情報」の例	-----	54
ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力	-----	54
ニ 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止の用に供する暗号	-----	55
【別表第4号（テロ活動防止に関する事項）】		
イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。） のための措置又はこれに關する計画若しくは研究	-----	56
ロ テロ活動防止に關し収集した國際機関又は外国の行政機関からの情報その 他の重要な情報	-----	56
ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力	-----	56
ニ テロ活動防止の用に供する暗号	-----	56

法案概要に用いられている文言の用例

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

「我が国の安全保障」の例

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第二百九号）（抄）
(防衛関係費に係る改革の基本方針)

第十九条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配意して、抑制するものとする。

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十六号）（抄）
(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第二百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製鍊、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の利用等に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

- ※国家安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（平成二十五年六月七日閣議決定）
(抄) (注：下線部は改正部分)

- 国家安全保障会議設置法
(設置)

第一条 我が国の安全保障（以下「国家安全保障」という。）に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議（以下「会議」という。）を置く。

「特に秘匿することが必要であるもの」の例

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていのもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 （略）

「これを適確に保護する体制」に類似した立法例

- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
(特別防衛秘密保護上の措置)

第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

- 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）
(他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務)

第一百十三条の四 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

- 一 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。
- 二 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。
- 三 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。
- 四 防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手続に関すること。
- 五 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。
- 六 当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。
- 七 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

「…収集（し）、整理（し）、及び活用（する）」の例

- 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）
(国内外の情報の収集、整理及び活用等)

第十七条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2・3 （略）

○地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）（抄）

第七条 保健所は、前条に定めるものほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るために必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二～四 （略）

「…が重要であることにかんがみ、…ことにより、…を図り、もって…」の例

○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、特定水道利水障害を防止する上で水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることにかんがみ、水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めるとともに、特定水道利水障害の防止のための対策を実施しなければならない水道水源水域について、水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定、水質の保全に資する事業の実施、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、水道水源水域の水質の保全を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

「…の保護に関し（…）必要な…」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）

（文化財保護の特例）

第二百二十五条 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等（重要文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の重要文化財をいう。）、重要有形民俗文化財（同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財をいう。）又は史跡名勝天然記念物（同法第二百九条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該重要文化財等の所有者、管理責任者（同法第三十一条第二項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第二百十九条第二項の管理責任者をいう。）、管理団体（同法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用す

る場合を含む。) 及び同法第百十五条第一項の管理団体をいう。) 又は同法第百七十二条第一項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人(以下この条において「所有者等」という。)に対し、当該重要文化財等について、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に關し必要な措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。

2～7 (略)

「…に關し、…その他の必要な事項を定めることにより、…を図り、もって…」の例

○武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成十六年法律第百十四号)(抄)
(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に關し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。

「漏えいの防止」の例

○公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)(抄)
(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 (略)

2 (略)

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

○日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)(抄)

第三十八条 (略)

2～7 (略)

8 厚生労働大臣及び機構は、第五項第三号又は第四号の規定に基づき、年金個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、年金個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る年金個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の年金個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

9・10 (略)

「国及び国民の安全の確保」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する

法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）
(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関する必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になつてないものに限る。）であつて、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。
※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

「…に該当する事項」の例

○判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百二十一号）（抄）
(弁護士職務従事職員の服務等)

第六条 (略)

2 (略)

3 最高裁判所又は法務大臣は、必要があると認めるときは、当該弁護士職務従事職員に対し、当該受入先弁護士法人等における勤務条件及び第四条の規定による弁護士の業務への従事の状況（弁護士法第二十三条に規定する職務上知り得た秘密に該当する事項を除く。）について、報告を求めることができる。

4・5 (略)

○地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

（関連事業計画に基く事業を実施した者に対する補助）

第四十六条 国は、都道府県が第二十四条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に該当する事項を除く。）までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に對しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

「公になつ（つ）ていないもの」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）（抄）
(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつてないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第二百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
(定義)

第一条 (略)

2 (略)

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一・二 (略)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)（抄）

(合衆国軍隊の機密を侵す罪)

第六条 合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2 (略)

「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）
(抄)

(秘密区分)

第一条 (略)

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4 (略)

「我が国の安全保障」の例

1 頁に記載。

「…に著しく支障を与える」の例

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）
(特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等)

第九条 (略)

2 (略)

3 國土交通大臣は、第一項の行為が、港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、同項の許可をしてはならない。

4～7 (略)

○漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）（抄）

（漁港の保全）

第三十九条（略）

2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

3～8 (略)

「おそれがあるため」の例

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第二百十三号）（抄）

（緊急時における対応）

第三十七条 政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第四十条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2・3 (略)

「特に秘匿することが必要であるものを…秘密として指定するものとする。」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていらないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第二百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 (略)

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

「…は、有効期間を定めるものとする。」の例

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）
(認定の有効期間)

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2・3 (略)

「要件を欠くに至った」の例

- 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

第二十六条 (略)

2 (略)

3 認定地方公共団体は、指定法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4・5 (略)

- 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（保証人の要件）

第四百五十条 (略)

2 保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。

3 (略)

「…ときは、速やかに…指定を解除しなければならない」の例

- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）
(抄)

（秘密区分の指定、変更及び解除）

第二条 (略)

2 (略)

3 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必要がなくなったとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。

4 (略)

期間を定めるとしつつ、その解除についても規定する例

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）
(鳥獣保護区)

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であって前号の区域以外の区域
- 2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。
- 3～6 (略)
- 7 鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えることができない。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。
- 8 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
- 9～11 (略)

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）
(抄)
(緊急指定種)

第五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

- 2 (略)
- 3 指定の期間は、三年を超えてはならない。
- 4・5 (略)
- 6 環境大臣は、指定の必要がなくなったと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 7 (略)

ウ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、(2) の適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「取扱業務適性職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、この限りでない。

「取扱いの業務（を行わせる）」の例

○自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

「契約業者」の例

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一～四 （略）

2 （略）

「役職員」の例

○更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（抄）

（表彰）

第六十一条 法務大臣は、成績の特に優秀な認可事業者若しくは届出事業者又はその役職員を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官の規定順の例

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（公務員の立候補制限）

第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第

百十八号) 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員(特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。)は、この限りでない。

一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官

二～五 (略)

2・3 (略)

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号)(抄)

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。

○国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)(抄)

(一般職及び特別職)

第二条 (略)

2 (略)

3 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一 内閣総理大臣

二 国務大臣

三 人事官及び検査官

四 内閣法制局長官

五 内閣官房副長官

五の二 内閣危機管理監

五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官

六 内閣総理大臣補佐官

七 副大臣

七の二 大臣政務官

八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

九～十七 (略)

4～7 (略)

「職務の特性」の例

○国家公務員制度改革基本法(平成二十年法律第六十八号)(抄)

(議院内閣制の下での国家公務員の役割等)

第五条 政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大

臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 (略)

二 国家戦略スタッフ及び政務スタッフ（以下この号において「国家戦略スタッフ等」という。）の任用等については、次に定めるところによるものとすること。

イ (略)

ロ 国家戦略スタッフ等を有効に活用できるものとするため、給与その他の処遇及び退任後の扱いについて、それぞれの職務の特性に応じた適切なものとすること。

2 政府は、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～四 (略)

五 幹部職員等の任用、給与その他の処遇については、任命権者が、それぞれ幹部職員又は管理職員の範囲内において、その昇任、降任、昇給、降給等を適切に行うことができるようとする等その職務の特性並びに能力及び実績に応じた弾力的なものとするための措置を講ずるものとすること。

3・4 (略)

○総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）

（職務の特性への配慮）

第十二条 この法律の運用に当たっては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならない。

（審査委員会）

第二十九条 支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。

2～10 (略)

「…を勘案して政令で定める」の例

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）（抄）

（納付金）

第五条 納付金の金額は、一年当たり、タンカーに係る保険契約の保険料の金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額とする。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（利用の方法）

第十九条 国立公文書館等の長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用する場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支

障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、当該行政機関に属さない取扱業務適性職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

「所掌事務の遂行上」の例

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）
（交流採用）

第十九条 （略）

2～4 （略）

5 交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、任命権者がその所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

6 （略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）
（俸給の支給日等）

第八条 （略）

2 次の各号のいずれかに掲げる場合に該当し、かつ、防衛大臣が特に必要と認めるとときは、職員に対してその俸給の月額の半額ずつを月二回に支給することができる。この場合において、俸給を支給する日は、法第十二条第一項ただし書の各期間内の日のうち防衛大臣の定める日とする。

一 （略）

二 所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合

3～8 （略）

「遂行上特段の必要がある場合に限り、…に…秘密の取扱いの業務を行わせることができる」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 （略）

オ エによる場合のほか、行政機関の長は、特定秘密を含む情報の提供を受ける者が当該情報を各議院若しくは各議院の委員会又は参議院の調査会が行う審査又は調査、訴訟手続、刑事事件の検査その他公益上特に必要があると認められる業務において使用する場合であって、これにより我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときに限り、その提供を行うことができる。

「各議院若しくは各議院の委員会又は（若しくは）参議院の調査会が…行う審査又は調査、…訴訟手続、…刑事事件の検査」の例

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～十一

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の検査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三・十四 （略）

「我が国の安全保障」の例

1 頁に記載。

「に著しい（く）支障を与える」の例

7～8 頁に記載。

「提供を行うことができる」の例

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（情報提供）

第百八条の二 財務大臣は、この法律、関税定率法その他の関税に関する法律（以下この条及び次条において「関税法令」という。）に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条及び次条において「外国税關当局」という。）に対し、その職務（関税法令に規定する税關の職務に相当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。ただし、当該情報の提供を行うことが、関税法令の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそ

れがあると認められる場合は、この限りでない。

2～5 (略)

○古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）（抄）

（情報の提供）

第二十七条 公安委員会は、盗品等の売買等の防止に資するため、盗品等に関する情報の提供を求める者で国家公安委員会規則で定めるものに対し、当該情報の提供を行うことができる。

公益上の必要があると認められる場合に情報提供等を行う例

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～十一 (略)

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三・十四 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（公益上の理由による裁量的開示）

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

○戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）

第一百二十六条 市町村長又は法務局若しくは地方法務局の長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情報を利用する必要があると認められるものため、その必要の限度において、これらの情報を提供することができる。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）

（安否情報の提供）

第二十六条 法第九十五条第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者は、照会をする理由、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならない。

- 2 前項の照会を受けた総務大臣又は地方公共団体の長は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。
- 3 前項の場合において、総務大臣又は地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報（武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、第二十四条第一項各号に掲げる情報）を回答するものとする。
- 4 (略)

(2) 適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員若しくは契約業者の役職員又は都道府県警察の職員（以下「行政機関職員等」という。）の同意を得て、次に掲げる事項について、当該行政機関職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行うものとする。

「取扱いの業務（を行わせる）」の例

11頁に記載。

「ことが見込まれる（者）」の例

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（抄）

（除染実施計画）

第三十六条 （略）

2・3 （略）

4 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聞くとともに、環境大臣に協議しなければならない。

5 （略）

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（市町村都市再生整備協議会）

第四十六条の二 （略）

2 （略）

3 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、前条第二項第二号イからヘまでに掲げる事業（これらの事業と一体となってその効果を増大させることとなる事業等を含む。）を実施し、又は実施することが見込まれる者及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4・5 （略）

「同意を得て、…が行う。」の例

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（抄）

（指定医療機関の指定）

第十六条 (略)

2 指定通院医療機関の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

「あるかどうかという観点から」の例

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）（抄）
(評価、調整及び確認)

第九条 (略)

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、調整者としての全体評語を付すことにより調整（次項に規定する再調整を含む。）を行うものとする。この場合において、調整者は、当該全体評語を付す前に、評価者に再評価を行わせることができる。

3 (略)

- ① 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）との関係に関する事項（当該行政機関職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）
- ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

「…の利益を図る目的で」の例

- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）
 - (抄)
 - (役職員又は構成員等の禁止行為)
- 第九条 (略)
 - 2 前条に規定する処分を受けている団体の役職員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - 一～四 (略)
 - 五 当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該団体の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ること。
 - 3 (略)

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）(抄)
 - (威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任)

第三十一条の二 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において同じ。）を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 (略)
- 二 当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者が専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによって行われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当該代表者等に過

失がないとき。

「安全への（に対する）脅威」の例

- 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）（抄）
(目的)

第一条 この法律は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっており、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第千八百七十四号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐる同理事会決議による当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で（…）人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）
(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

- 一・二 (略)
2・3 (略)

「家族」の例

- 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）
(介護休業給付金)

第六十一条の六 介護休業給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、対象家族（当該被保険者の配偶者、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。以下この条において同じ。）

を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2～6 (略)

「同居人」の例

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2～5 (略)

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ～ハ (略)

二 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 (略)

7・8 (略)

「氏名、生年月日、国籍…住所」の例

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）（抄）

（承認の申請）

第九条 第七条の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、氏名、生年月日、国籍、住所、外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国（次条において「資格取得国」という。）の国名、当該外国弁護士の名称その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出しなければならない。

「犯罪…経歴」の例

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）
（指定）

第三条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

一 (略)

二 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超えるものであること。

イ～ヘ (略)

三 (略)

「情報の取扱い」の例

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）
(調査票情報等の適正な管理)

第三十九条 (略)

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）
第百六十七条 (略)

2 (略)

3 前項に規定するもののほか、捕虜収容所における被収容者に関する情報の取扱いについては、防衛省令で定める。

「非違」の例

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）
(監察の指示等)

第四十三条の二 都道府県公安委員会は、都道府県警察の事務又は都道府県警察の職員の非違に関する監察について必要があると認めるときは、都道府県警察に対する第三十八条第三項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

2・3 (略)

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）
(勤務成績の証明等)

第六条の十二 (略)

2 法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項に規定する政令で定める事由は、懲戒処分を受けるべき行為（職員の非違に当たる行為であつて、その非違

の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。) をしたことその他防衛大臣の定める事由とする。

「薬物…濫用」の例

○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）
(あおり又は唆し)

第九条 薬物犯罪（前条及びこの条の罪を除く。）、第六条の罪若しくは第七条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

「薬物…影響」の例

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）
(危険運転致死傷)

第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2 (略)

○道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）
(過労運転等の禁止)

第六十六条 何人も、前条第一項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

「精神疾患」の例

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）（抄）
(定義)

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）（抄）
(法第二条第五項の政令で定める要件)

第一条 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める要件は、当該負傷又は疾病の療養のために法第九条第二項に規定する給付期間（以下単に「給付期間」という。）内に三日以上病院に入院することを要したこと（当該疾病が精神

疾患である場合にあつては、その症状の程度が給付期間内に三日以上労務に服することができない程度であつたこと)とする。

「飲酒についての節度」の例

- 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和三十六年法律第百三号)(抄)
(節度ある飲酒)

第二条 すべて国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならない。

「信用状態」の例

- 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)(抄)
(資格審査)

第二条 出版権を取得しようとする者は、その資格について文部科学大臣の審査を受けなければならない。

2 前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するために、出版権を取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする時期までに製造供給するにたる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、第三条の規定による競争を行わせるに先立つて審査することを目的とする。

- 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)(抄)

第二百三十条 特定目的信託契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。

一・二 (略)

三 社債的受益権であつて、当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い戻さなければならない旨の条件が付されているものその他の原委託者の信用状態が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの(第二百三十四条第五項第一号において「特別社債的受益権」という。)を定める場合には、原委託者は、その信用状態に係る事由が発生し、又は発生するおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会社等に通知しなければならないこと。

2 (略)

「経済的な状況」の例

- 環境基本法(平成五年法律第九十一号)(抄)

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第二十二条 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努め

るものとする。

2 (略)

○循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）（抄）

（原材料等が廃棄物等となることの抑制等に係る経済的措置）

第二十三条 国は、製品等の製造若しくは加工又は循環資源の循環的な利用、処分、収集若しくは運搬を業として行う者が原材料の効率的な利用を図るための施設の整備、再生品を製造するための施設の整備その他の原材料等が廃棄物等となることを抑制し、又は循環資源について適正に循環的な利用及び処分を行うための適切な措置を執ることを促進するため、その者にその経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 (略)

イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関職員等若しくはその関係者に質問し、当該行政機関職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

「必要な範囲内において」の例

- 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（抄）
(年金受給者の書類の提出等)

第七十五条 連合会は、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 (略)

- 商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）（抄）
(問合せ等)

第十三条 商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 (略)

「資料の提出を求め」の例

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）
(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 (略)

2～5 (略)

6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

7～9 (略)

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）
(指名医による診療)

第六十三条 (略)

2 刑事施設の長は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等（以下この条において「指名医」という。）の診療方法を確認するため、又はその後にその被収容者に対して刑事施設において診療を行うため必要があるときは、刑事施設の職員をしてその診療に立ち会わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

3・4 (略)

調査対象者に利益がないにもかかわらず、調査対象者について公務所又は公私の団体に対する照会の権限が付与されている例

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）
(公務所等に対する照会)

第十二条 裁判所は、第二十六条第三項（略）の規定により選定された裁判員候補者又は裁判員若しくは補充裁判員について、裁判員又は補充裁判員の選任又は解任の判断のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 (略)

○検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）（抄）

第十二条の六 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者又は検察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果を当該行政機関職員等に対し通知しなければならない。

「…は、…した（った）ときは、結果を…通知しなければならない。」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）
(抑留資格認定に係る処分)

第十六条 （略）

2 （略）

3 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者（軍隊等非構成員捕虜に限る。）に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、防衛省令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨及び前項の判定の結果を通知しなければならない。

4・5 （略）

○食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）

（所掌事務）

第二十三条 （略）

2 委員会は、前項第二号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。

3・4 （略）

エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応するものとする。

「苦情に（ついて）適切に対応するものとする。」の例

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）（抄）
(苦情への対応)

第二十条 実施権者は、第十条（第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により職員に開示された定期評価における能力評価若しくは業績評価又は特別評価の結果に関する職員の苦情その他人事評価に関する職員の苦情について、内閣府令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 （略）

才 ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外での利用及び提供を禁止する。

「懲戒の事由」の例

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）
第百四十四条（略）

2 団体職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第一百十一条 第一項	組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた	地方公務員の場合における <u>懲戒の事由</u> に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受けた場合若しくは解雇された
(略)	(略)	(略)

○沖縄の復帰に伴う地方税関係以外の自治省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六十号）（抄）

（地方公務員法関係）

第十条 別段の定めがあるものを除くほか、沖縄県又は市町村の職員について地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）を適用する場合の経過措置は、次に定めるところによる。

一・二（略）

三 法の規定により沖縄県又は市町村の職員となつた者のうち、琉球政府公務員法第三十七条第一項各号その他の沖縄法令に規定する懲戒の事由で地方公務員法第二十九条第一項各号に掲げる懲戒の事由に相当するものに該当する者については、それぞれ同項各号に該当する者とみなして、同法の規定に基づき懲戒処分を行なうことができる。

四～七（略）

2・4（略）

「…に該当する疑いがある」の例

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）
(調査を行う間における銃砲又は刀剣類の保管)

第十三条の三 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による銃砲又は刀剣類

の所持の許可を受けた者が、人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為をし、かつ、その者これらの行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、その者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号に該当する疑いがあると認められる場合において、その者がこれらの規定に該当するかどうかについて第十二条の三の規定による受診命令、前条の規定による照会その他の方法により調査を行う必要があり、当該調査を行う間、その者に当該許可に係る銃砲又は刀剣類を保管させておくことが適当でないと認めるときは、その者（その者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、当該調査を行う間、提出された銃砲又は刀剣類を保管することができる。

2～4 (略)

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（職員の人事管理）

第五十六条 (略)

2 (略)

3 警視総監又は警察本部長は、第四十三条の二第一項の規定による指示がある場合のほか、都道府県警察の職員が次の各号のいずれかに該当する疑いがあると認める場合は、速やかに事実を調査し、当該職員が当該各号のいずれかに該当することが明らかになつたときは、都道府県公安委員会に対し、都道府県公安委員会の定めるところにより、その結果を報告しなければならない。

- 一 その職務を遂行するに当たつて、法令又は条例の規定に違反した場合
- 二 前号に掲げるもののほか、職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
- ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
- イ 業務により特定秘密を知得した者（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

「取り扱うことを業務とする者」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 (略)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

「業務により知得」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 (略)

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2・3 (略)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の特定秘密の保有者の管理を害する行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

「財物の（を）窃取」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（窃盗）

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

「施設への（に）侵入」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

「不正アクセス行為」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 （略）

2～7 （略）

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

第四十九条の二 （略）

2 人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。

一 （略）

二 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を行うこと。

3・4 （略）

「その他の（…）保有者の管理を害する行為」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下

の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二～七 (略)

3～7 (略)

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

「この法律の適用にあたつて（当たって）は、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあって（あって）はならない」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
(この法律の解釈適用)

第七条 この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を取り扱業務適性職員等に限定する旨の規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

「取扱いの業務（を行わせる）」の例

11頁に記載。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。’

「この法律（本法）の施行の日の前日において」の例

- 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）（抄）

附 則

第六条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものについては、当該市町村の区域のうち同条に規定する市町村の合併が行われた日の前日において旧過疎活性化法の規定に基づく過疎地域であった区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

「施行日の前日において…施行日に（おいて）……とみなす。」の例

- 日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）（抄）

附 則

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 施行日の前日において総務省の職員である者のうち、施行日において引き続き公社の職員となったものであって、施行日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から第百五十四条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十五年四月から始める。

- 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）（抄）

附 則

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 施行日に前日において、日本国有鉄道の総裁又はその委任を受けた者から第百五条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けている者

が、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第百五条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和六十二年四月から始める。

「指定されている…は（を）、指定した…とみなす。」の例

○戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

1～5 （略）

（指定医療機関に関する経過措置）

6 この法律の施行の際、現に旧未帰還者援護法の規定により指定されている病院又は診療所は、第十二条の規定により厚生大臣が指定した病院又は診療所とみなす。

7～34 （略）

別表の項目名を表す際の用例

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号) (抄)
(合衆国軍隊の機密を侵す罪)

第六条 合衆国軍隊の機密 (合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。) を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

別表

一 防衛に関する事項

- イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
- ロ 部隊の隸属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備
- ハ 部隊の任務、配備又は行動
- ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度
- ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二 編制又は装備に関する事項

- イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況
- ロ 編制又は装備の現況
- ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三 運輸又は通信に関する事項

- イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況
- ロ 軍用通信の内容
- ハ 軍用暗号

【別表第1号（防衛に関する事項）】

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

「防衛に関する事項」の例

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）

別表

一 防衛に関する事項

- イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
 - ロ 部隊の隸属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備
 - ハ 部隊の任務、配備又は行動
 - ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度
 - ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量
- 二・三 （略）

「防衛に関する」の例

- 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）
(委員の任命)

第九十五条 委員は、人格が高潔であって、安全保障に関する識見を有し、かつ、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、防衛大臣が任命する。

- 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十五条 （略）

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房

の事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。

3～5 （略）

別表第1号に用いられている文言の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

別表第四（第九十六条の二関係）

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

【別表第2号（外交に関する事項】

イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容

「安全保障」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第二百七十九号）（抄）
（委員の任命）

第九十五条 委員は、人格が高潔であって、安全保障に関する識見を有し、かつ、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、防衛大臣が任命する。

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

ロ～ニ （略）

ニ～二十九 （略）

「外国の政府…又は国際機関」の例

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第二百七十九号）（抄）

（国際的協調のための施策）

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条 （略）

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一～四 （略）

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であって、これらの機関から委任されたものに従事する者

「外国（の）政府（…）との交渉…協力」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）
（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。
- 三～二十九 (略)

「国際機関との交渉」の例

- 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）
(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

- 一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
 - イ・ロ (略)
 - ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 二 (略)
- 二～五 (略)
- 2・3 (略)

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）
(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一～三 (略)
- 四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五～七 (略)

「国際機関との（…）協力」の例

- 外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）
(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関する事務

すること。

四～二十九 (略)

「…の方針」の例

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

第三百九十条 (略)

2 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第三号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

一・二 (略)

三 監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

3・4 (略)

○景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）

(景観計画)

第八条 (略)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）。

四 (略)

3～11 (略)

「交渉の内容」の例

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

(保険契約の承継等の申込み)

第二百六十七条 (略)

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

3・4 (略)

「協力の内容」の例

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）

(抄)

(特定研究開発等計画の認定)

第四条 (略)

2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の者（以下「協力者」という。）がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

四 （略）

3 （略）

- 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）

「安全保障」の例

43頁に記載。

「実施する（…）措置」の例

- 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

「貨物の輸出又は輸入の禁止」の例

- 外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一～三十一（略）

三十二 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

三十三（略）

2（略）

「措置…方針」の例

- 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）（抄）

（保安上又は防火上危険である庁舎に対する措置）

第八条（略）

2 各省各庁の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対して、これに対する措置の方針を通知し、且つ、その措置をしたときはその結果を通知しなければならない。

ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）

「安全保障」の例

43頁に記載。

「条約その他の国際約束」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）
（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 （略）

四 条約その他の国際約束の締結に関すること。

五～二十九 （略）

「条約その他の国際約束に基づき」の例

○独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）（抄）
（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 （略）

四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号及び第四十二条第二項第三号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ （略）

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ・ニ （略）

五～九 （略）

2・3 （略）

「保護が必要な」の例

○環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）
（環境の保全上の支障を防止するための規制）

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一～三 （略）

四 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに
関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 (略)

2 (略)

「…に関し収集した…情報その他の（…）重要な情報」の例
42頁に記載。

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

「…に掲げる情報の収集整理又はその能力」の例
42頁に記載。

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

「外務省本省」の例

- 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（抄）
（大使及び公使の待命）
第十二条 （略）
2 （略）
3 待命の大天使又は公使は、特別の必要がある場合には、臨時に、第二条第一項第三号から第六号までに掲げる者の任務又はこれらに準ずる任務（以下「特派大使等の任務」という。）その他外務省本省の事務に従事させることができる。
4～6 （略）

「在外公館」の例

- 外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）
（設置）
第六条 外務省に、在外公館を置く。
2・3 （略）

「…との間の通信」の例

- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）（抄）
（医師等の業務に関する通信の傍受の禁止）
第十五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人又は宗教の職にある者（傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。）との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

- 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）
（船舶又は航空機に開設した外国の無線局）
第百三条の四 （略）
2 前項の無線局は、次に掲げる通信を行う場合に限り、運用することができる。
一 （略）
二 電気通信業務を行うことを目的とする無線局との間の通信
三 （略）

「…の用に供する暗号」の例

42頁に記載。

【別表第3号（外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項）】

イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報
その他の活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行
われる安全脅威活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しく
は研究

「…の利益を図る目的で」の例

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）
(抄)

（役職員又は構成員等の禁止行為）

第九条 (略)

2 前条に規定する処分を受けている団体の役職員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一～四 (略)

五 当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該団体の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ること。

3 (略)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）(抄)
(威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任)

第三十一条の二 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において同じ。）を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者が専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによって行われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当該代表者等に過失がないとき。

「安全への（に対する）脅威」の例

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）(抄)
(目的)

第一条 この法律は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る

弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっており、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第千八百七十四号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐる同理事会決議による当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

「被害の発生（…）拡大の防止」の例

- 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）
（消費者への注意喚起）

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2・3 （略）

「…のための措置又は」の例

- 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（抄）
（指導及び助言）

第二十二条 国及び都道府県は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、承認企業立地計画に係る企業立地のための措置又は承認事業高度化計画に係る事業高度化のための措置を適確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

「措置（…）に関する計画」の例

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）
（政府実行計画等）

第二十条の二 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸收作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7 (略)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）

（事業の廃止に伴う措置）

第十二条の六 (略)

2 製錬事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。

3～9 (略)

「計画若しくは研究」の例

42頁に記載。

- 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関し収集した国際機関
又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報

「…の利益を図る目的で」の例

51頁に記載。

「…に関し収集した…情報その他の（…）重要な情報」の例

42頁に記載。

「国際機関…外国の行政機関」の例

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）

（国際課）

第十二条 国際課においては、次の事務をつかさどる。

一 （略）

二 所管行政に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

三 （略）

○防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（抄）

（防衛政策局の所掌事務）

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六 （略）

七 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関すること。

八 （略）

「…から得た情報」の例

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）

（消費者委員会の勧告等）

第四十三条 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

2 （略）

ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力

「…に掲げる情報の収集整理又はその能力」の例
42頁に記載。

ニ 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止の用に供する暗号

「…の利益を図る目的で」の例
51頁に記載。

「…の用に供する暗号」の例
42頁に記載。

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

「被害の発生（…）拡大の防止」の例
52頁に記載。

「…のための措置又は」の例
52～53頁に記載。

「措置（…）に関する計画」の例
46～47頁に記載。

「計画若しくは研究」の例
42頁に記載。

ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報

「国際機関…外国の行政機関」の例

「…から得た情報」の例

54頁に記載。

「…に関し収集した…情報その他の（…）重要な情報」の例
42頁に記載。

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

「…に掲げる情報の収集整理又はその能力」の例
42頁に記載。

ニ テロ活動防止の用に供する暗号

「…の用に供する暗号」の例
42頁に記載。

特定秘密の保護に関する法律案関係参考条文

目 次

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	一
○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	十
○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	二十一
○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	二十三
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	二十六
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	二十八
○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	三十
○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）（抄）	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	三十二

第四十八編 防衛（自衛隊法）

自衛隊法を「」に公布する。

自衛隊法

一一五二

第二款 即応予備自衛官（第七十五条の二—第七十五条の十

八)

田次 第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 指揮監督（第七条—第九条の二）

第三章 部隊

第一節 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成（第十条—第十四条

条）

第二節 海上自衛隊の部隊の組織及び編成（第十五条—第十九

条）

第三節 航空自衛隊の部隊の組織及び編成（第二十条—第二十

一条）

第四節 共同の部隊（第二十一条の二）

第五節 部隊編成の特例及び委任規定（第二十二条—第二十三

条）

第四章 機関（第二十四条—第三十条）

第五章 隊員

第一節 通則（第三十一条—第三十四条）

第二節 任免（第三十五条—第四十一条）

第三節 分限、懲戒及び保障（第四十二条—第五十一条）

第四節 服務（第五十二条—第六十五条）

第五節 予備自衛官等

第一款 予備自衛官（第六十六条—第七十五条）

第三款 予備自衛官補（第七十五条の九—第七十五条の十

三）

第六章 自衛隊の行動（第七十六条—第八十六条）

第七章 自衛隊の権限等（第八十七条—第九十六条の二）

第八章 雜則（第九十七条—第一百十七条の二）

第九章 罰則（第一百八十八条—第一百二十六条）

附則

第一章 総則

（二）の法律の目的

第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官並びに防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）並びに陸上自衛

る。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のかか、人に危害を与えてはならない。

（昭三七法一三三・昭六一法一〇〇・一部改正）

（自衛隊の施設の警護のための武器の使用）

第九十五条の二　自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができ。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のかか、人に危害を与えてはならない。

（平一三法一五・追加）

（部内の秩序維持に専従する者の権限）

第九十六条　自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。
 一　自衛官並びに統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学

生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補（以下この号において「自衛官等」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の自衛官等に対する犯罪その他自衛官等の職務に関する自衛官等以外の者に犯した犯罪

二　自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三　自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

2　前項の規定により司法警察職員として職務を行う自衛官のうち、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の者は司法警察員となり、その他の者は司法巡査とする。

3　警察官職務執行法第七条の規定は、第一項の自衛官の職務の執行について準用する。

（昭三七法一三三・平九法四三・平一三法四〇・平一七法八八・平一八法一一八・一部改正）

（防衛秘密）

第九十六条の二　防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていらないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同一項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

三 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

(平一ノ法八七・平一ノ法一一八・平二二法四四・一部改正)

(学資金の貸与)

第九十八条 防衛大臣は、学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)に規定する大学(大学院を含む。)に在学する学生で、政令で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

2 前項の貸与金の額は、政令で定める。

3 第一項の貸与金には、利息を附さない。

4 防衛大臣は、学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、政令で定めるところにより、その貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 一 修学後政令で定める年数以上継続して隊員であつたとき。
- 二 修学後隊員であつた者が公務に因る災害のために心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。
- 三 死亡又は心身障害により貸与金の返還ができなくなつたと

(第八章 雜則)

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

- 二 第六十四条第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者
- 三 第六十四条第二項の規定に違反した者
- 四 第七十一条第一項第一号の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官又は第七十五条の四第一項第一号若しくは第三号の規定による防衛招集命令若しくは治安招集命令を受けた即応予備自衛官で、正当な理由がなくて指定された日から三日を過ぎてなお指定された場所に出頭しないもの
- 五 第七十七条又は第七十九条第一項の規定による出動待機命令を受けた者で、正当な理由がなくて職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくよう命ぜられた日から正当な理由がなくて七日を過ぎてなお職務の場所につかないもの
- 六 第七八条第一項又は第八十一条第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しないもの
- 七 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者
- 八 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者
- 2 前項第二号若しくは第四号から第六号までに規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号、第三号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

(昭三七法一三三・一部改正)

- 第一百二十一条 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
- 2 前項第二号若しくは第四号から第六号までに規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第三号、第七号若しくは第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。
- (昭三七法一三三・平九法四三・平一三法四〇・平一八法四五・一部改
正)
- 3 2 前項の未遂罪は、罰する。
- 3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三

第一百二十条 第七十八条第一項又は第八十一条第二項に規定する治安出動命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 第六十四条第二項の規定に違反した者

二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくよう命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者

三 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

- 四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者
- 2 前項第二号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号、第三号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第四十八編 防衛（自衛隊法）

一四五四

万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第一項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

（平二三法一・五・追加）

第一百二十三条 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、七年以下の懲役又は禁锢に処する。

一 第六十四条第二項の規定に違反した者

二 正當な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくよう命ぜられた日から正當な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者

三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者

四 正當な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

五 警戒勤務中、正當な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくはめいして職務を怠つた者

2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

（昭三七法一三二・一部改正、平二三法一・五・旧第百二十二条下）

第一百二十四条 第百二十三条第十三項（第百二十三条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第十四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

（平一五法八〇・追加）

第一百二十五条 第百三条第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（平一五法八〇・追加）

第一百二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（平一五法八〇・追加）

附 則 も

1 この法律は、防衛府設置法施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和二九年七月一日）

（昭三七法一三二・平一八法一一八・一部改正）

2 防衛大臣又はその委任を受けた者は、当分の間、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が自衛隊と隣接して所在する場合において他から入手するみちがないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省令で定めるところ

により、これに対し、自衛隊のために設けられている施設による給水その他防衛省令で定める役務を適正な対価で提供することができる。

(昭三二法七八・追加、昭三五法一〇一・平一一法一六〇・一部改正、平

一八法一一八・旧第十一項線上・一部改正)

3 前項の規定に基づき防衛大臣が防衛省令を定める場合には、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

(昭三一法七八・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一八法一一八・旧

第十三項線上・一部改正)

4 自衛隊は、当分の間、防衛大臣の命を受け、陸上において発見された不発弾その他の火薬類の除去及び処理を行うことができると。

(昭三三法一六四・全改、平一八法一一八・旧第十四項線上・一部改正)

5 第百一条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭

和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社」とあるのは「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項に規定する新会社」と、「及び西日本電信電話株式会社」と

あるのは「西日本電信電話株式会社及び日本電信電話株式会社の一部を改正する法律(平成九年法律第九十八号)。以下この項において「改正法」という。」による改正前の日本電信電話株式

会社法(昭和五十九年法律第八十五号)第一条第一項の規定により日本電信電話株式会社が営んでいた国内電気通信業務のうち改正法附則第二条第二項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を改正法附則第七条の定めるところにより承継して営んでいる法人(当該法人が合併により消滅したときは、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人)とする。

(平九法九八・追加、平一二法六一・一部改正、平一八法一一八・旧

第五項線上)

6 第一条の規定の適用については、平成二十五年五月十六日までの間、同条第一項中「第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第四条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第二百五十八号)の規定による特別給付金に関する事務」とする。

(平一一法一〇一・追加、平一五法三〇・一部改正、平一八法一一八・旧

第十六項線上・一部改正、平二〇法一七・一部改正)

7 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定めるところにより、当該各号に定める物品の提供を実施することができる。

一 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第二百三十七号) 対応
一 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する

第四十八編 防衛（自衛隊法）

一四五六

特別措置法（平成二十年法律第一号） 補給支援活動としての
物品の提供

（平一八法一一八・追加、平一〇法一・一部改正）

8 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に

掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定めるところにより、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法 部隊等による対応措置としての役務の実施

提供

二 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法 部隊等による補給支援活動としての役務の提供

（平一八法一一八・追加、平一九法八〇・平二〇法一・一部改正）

9 次の各号に掲げる活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合は、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

一 前項第一号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員、当該職務に従事する内閣府本府の職員又は当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者

二 前項第一号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者

（平一八法一一八・追加、平一〇法一・一部改正）

10 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお、従前の例による。

（昭三一法七八・旧第十二項線下、昭三二法九九・旧第十四項線下、昭三

三五・旧第六四・旧第十六項線上、平九法九八・旧第十五項線下、平一法一

〇一・旧第十六項線下、平一三法一一三・旧第十七項線下、平一五法一一三

七・旧第十九項線下、平一八法一一八・旧第二十一項線上）

14 この附則に定めるもののか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

（昭三一法七八・旧第十二項線下、昭三二法九九・旧第十八項線下、昭三三法一六四・旧第三十項線上、昭三二法一三一・一部改正、平九法九

八・旧第二十九項線下、平一一法一〇一・旧第三十項線下、平一三法一一

三・旧第三十一項線下、平一五法一一三・旧第三十三項線下、平一八法一

一八・旧第三十五項線上）

附 則（昭和三〇年八月一日法律第一〇七号）

1 この法律は、公布の日から起算して七月をこえない範囲内において各規定について政令で定める日から施行する。ただし、自衛隊法第三十六条、第四十条及び第四十五条第一項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（昭和三〇年政令第一二六号で第二十四条の改正規定は昭和三〇年一月一日から、第十条の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定並びに第十三条、第十四条及び第二十条の改正規定、第二十条の次に二条を加える改正規定第二十二条の改正規定別表第一の改正規定並びに別表第二の次に別表第三を加える改正規定は同年一二月一日から、第二十八条及び第二十九条の改正規定並びに附則第一項の規定は昭和三十一年一月一六日から施行）

別表第四（第九十六条の二関係）（平成法一五・追加）

一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

〔次の法律は、この巻の編集時現在未施行〕

○船員法の一部を改正する法律（抄）

（平成二十四年九月十二日法律第八十七号）

二 防衛に關し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

四 防衛力の整備に關する見積り若しくは計画又は研究

五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量

六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七 防衛の用に供する暗号

八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれら

の物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

九 武器、弾薬、航空機その他防衛の用に供する物又はこれら

の物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

附 則（平成二十四年九月十二日法律第八十七号）抄
〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（自衛隊法の一部改正）

第十八条 自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一百八条中「及び第七号」を「から第八号まで」に、「基く」を「基づく」に改める。

○自衛隊法施行令

(昭和十九年六月三十日)

A [日法一〇〇一四・五]

◎

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同昭和
三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三二一二二二二
年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年
五三二一九七五一一〇八六五三一一〇九九九七七四一一二一一〇九八
月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月
三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三
三三六〇九〇三五〇三二四八〇七四一四九一一〇一二一〇三二一八八〇三
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三
三四三九〇九四三六八五四三九八四二一四一六一三〇九九八八八
七四八七六九八五三六〇八六四一三一八八七二八三六〇八九六八五
号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
四四四四四三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三
二一〇〇九九八八八七七七七六六五五五五四五四四四四四
年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年
七三七二四二七三七三二〇九九六五七六一二一〇八四三二七五五五三一九七六
月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月
八一五七八九一五九三〇九一〇五五二〇二五八六八一一八五二〇八七一三
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
二二三一三二二四四三三二二二二二二二二二二二二二二二
〇二六八二七三六五六一九六七〇六八一〇八七二〇二七二六三二
七四一六五九一〇四五六〇八五四八二九二四二四三八五〇六七六六
号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
五五五五五五五五五五五五四四四四四四四四四四四四四四四四
年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年
六四三一二二四二七四二〇九四二二九四二一〇八五三〇五一七四一九五四四三七四三九六五三九
月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月
一七五〇三三八三〇一七三一六二二六八一五六六三二九六二七〇一五八五七一三二九一三四三
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三
五九五三七三〇六八三九七八一八三一七四一四〇五
四四五二四三四二四二四二四二四二四二四二四二四
号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
六六六六六六六六六六六六六五五五五五五五五五五五五五
年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年
八四三二八六五三二八四一八六四二九九八六六四三三八三九七四九八七三一
月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月
一八三一一一〇九一五四一八六八七一六一七一五八一〇三一五七五〇一五一四
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第
三三二二二三二二二三二二二三二二二三二二二三二
三九四八六一四五七〇四九八一六六五〇七七六三七二六〇三一八五四
七九二一七〇四四四二〇七四九四二八五二〇五八五〇八八七〇五〇九六七六五六六
号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号
同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同
昭和二十年五月三十日政令第三八〇二五号

自衛隊法施行令をここに公布する。

自衛隊法施行令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の規定に基
き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章 総則

第一節 自衛隊から除かれる機関等（第一条）

第二節 自衛隊の旗（第一条の二）

第三節 表彰（第一条の三—第五条）

第二章 部隊

第一節 陸上自衛隊の部隊

第一款 組織及び編成（第六条—第十三条）

第二款 警備区域（第十四条）

第二節 海上自衛隊の部隊

第一款 組織及び編成（第十五条—第二十六条）

第二款 警備区域（第二十七条）

第三節 航空自衛隊の部隊（第二十八条—第三十条の十一）

第四節 共同の部隊（第三十条の十二—第三十条の十五）

第五節 捕職の特例及び委任規定（第三十一条・第三十二条）

第三章 機関

第一節 学校（第三十三条—第三十八条の二）

第二節 補給処（第三十九条—第四十二条）

第三節 病院（第四十四条—第四十七条）

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

- 第四節 地方協力本部（第四十八条・第四十八条の二）
- 第五節 研究本部（第四十八条の四）
- 第六節 補給統制本部（第四十八条の五・第四十八条の六）
- 第七節 補給本部（第四十八条の七—第四十八条の九）
- 第八節 委任規定（第四十九条）

第四章 駐屯地及び駐屯地司令並びに基地及び基地司令（第五十 条—第五十一条の四）

第五章 隊員

第一節 非常勤隊員の服務の特例（第五十二条・第五十三条）

第二節 任免、分限等（第五十三条の二—第六十四条）

第三節 不服申立て（第六十五条—第八十五条）

第四節 政治的目的及び政治的行為（第八十六条・第八十七 条）

第五節 私企業からの隔離（第八十七条の二）

第六節 予備自衛官

第一款 招集（第八十八条—第九十七条）

第二款 届出等（第九十八条—第一百一条）

第七節 即応予備自衛官

第一款 招集（第一百二条の二—第一百二条の六）

第二款 届出等（第一百二条の七）

第八節 予備自衛官補

第一款 招集（第一百二条の八—第一百二条の十一）

第二款 届出等（第一百二条の十三）

第六章 自衛隊の行動及び権限等

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

一一五—〇

第一節 海上保安庁に対する指揮（第百三十三条）

第二節 治安出動及び災害派遣の要請手続等（第百四条—第一百八条の二）

第三節 防衛出動時の緊急通行による損失の補償の申請（第一百八条の三）

第四節 警務官等の権限等（第百九条—第一百十三条规定）

第五節 防衛秘密（第一百十三条规定）

第七章 雜則（第一百四条—第一百六十二条）

附則

第一章 総則（昭五九政一〇〇・改称）

第一節 自衛隊から除かれる機関等

（昭五九政一〇〇・追加） （自衛隊から除かれる機関等）

第二節 表彰（昭五九政一〇〇・旧第一節以下）

（表彰を受ける機関）

第一条 自衛隊法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める防衛省の合議制の機関は、独立行政法人評議委員会、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審議会とする。

- 2 法第二条第一項に規定する政令で定める部局及び職は、地方協力局労務管理課とする。
(昭五九政一〇〇・追加、平一政三五九・平一一政一七四・平一二政三〇一・平一四政一三四・平一六政三九三・平一九政三・平一九政二七〇・一九政五)

第二節 自衛隊の旗（昭五九政一〇〇・旧第一節以下）

（自衛隊旗を交付する自衛隊の部隊等）

第一条の二 自衛隊旗は、法第二条第二項に規定する陸上自衛隊（以下「陸上自衛隊」という。）の連隊に、自衛艦旗は、同条第三項に規定する海上自衛隊（以下「海上自衛隊」という。）の部隊の編成に加えられる自衛艦に交付するものとする。

2 自衛隊旗及び自衛艦旗の制式は、別表第一のとおりとする。

(昭三三政三一〇・一部改正、昭五九政一〇〇・旧第一条以下・一部改正)

第三節 表彰（昭五九政一〇〇・旧第二節以下）

（表彰を受ける機関）

第一条の三 法第五条第一項に規定する政令で定める機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部及び地方防衛局（次条第四項において「防衛大学校等」という。）とする。

(昭五九政一〇〇・追加、昭六〇政八四・平一一政三〇三・平一八政四一・平一八政四三・平一九政二七〇・一部改正)

（表彰の種類）

第二条 自衛隊の表彰は、次の三種類とする。

- 一 賞詞
二 賞状
三 精勤章

2 賞詞は、特別賞詞、第一級賞詞、第二級賞詞、第三級賞詞、第四級賞詞及び第五級賞詞とし、功績があつた法第二条第五項に規

中のこれらの職員に対する犯罪その他これらの隊員の職務に関するこれらの隊員以外の者の犯した犯罪

二 海上自衛隊の使用する船舶、庁舎、當舎その他の施設内における犯罪

三 海上自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

3 法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のうち、次の各号の一に該当するものについては、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という）である警務官等が司法警察職員としての職務を行うものとする。

一 航空自衛官並びに航空自衛隊に所属する航空自衛官以外の隊員及び訓練招集令により訓練招集に応じている航空自衛官の階級を指定されている子備自衛官の犯した犯罪又は職務に従事

中のこれらの隊員に対する犯罪その他これらの隊員の職務に開しそれらの隊員以外の者の犯した犯罪

二 航空自衛隊の使用する船舶、庁舎、當舎その他の施設内における犯罪

三 航空自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪現行犯人を逮捕する場合その他防衛大臣が定める場合には、前各項の規定にかかわらず、法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のすべてについて陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行うことができる。

（昭三四〇三七二・昭三六政二六〇・平九政三三七・平一一政三〇三・平

-14-

一一政四月三・平一八政四一・平一九政三・一善改五）

（通知の方法）
（平一四政三一一・追加、平一五政四五四・旧第四節除外）

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

二六三九

第一百十二条 警務官等が法第九十六条第一項第一号に規定する自衛官等以外の隊員について、同条の規定により司法警察職員としての職務を行おうとする場合において、逮捕、押収、捜索その他強制の処分であると否とを問わず、捜査上必要な取調をしようとするときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

（平一九政三・一部改正）

（他の司法警察職員との連絡保持）

第一百十三条 警務官等は、法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪を捜査するに当つては、警察官、海上保安官その他の司法警察職員と密接な連絡を保たなければならぬ。

第五節 防衛秘密

（標記の方法）

第一百十三条の二 法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

第一百十三条の三 法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

(平一四政三一一・追加)

(他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務)

第一百十三条の四 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることがあるが、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

- 一 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。
- 二 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。

- 三 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

- 四 防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手続に関すること。

- 五 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

- 六 当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

- 七 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

- 八 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に

開すること。

(平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正)

(契約業者における防衛秘密の取扱いの業務)

第一百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第一百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならぬ。

- 一 防衛秘密の保護上必要な措置に関する役員及び職員が遵守すべき規則を定めていること。
- 二 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。
- 三 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行つていること。
- 四 防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

- 二 契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。

- 二 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

- 三 防衛秘密の伝達の手続に関すること。

- 四 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

五 当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

(平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正)

(防衛秘密管理者)

第一百十三条の六 防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

(平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正)

(防衛秘密の指定に伴う措置)

第一百十三条の七 防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に關する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

(平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正)

(防衛秘密の表示)

第一百十三条の八 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第一百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事

項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

(平一四政三一一・追加)

(防衛秘密の周知)

第一百十三条の九 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に從事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならぬ。

(平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正)

(職員の範囲の指定)

第一百十三条の十 防衛秘密の取扱いの業務に從事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

(平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正)

(他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置)

第一百十三条の十一 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に從事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2 前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

二六四二

（平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正）

（防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置）

第一百十三条の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法

第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速

やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第一百十三条の二の規定による標記及び第一百十三

条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

（平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正）

（防衛秘密の取扱いの管理のための措置）

第一百十三条の十三 防衛秘密管理者は、第一百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正）

（委任規定）

第一百十三条の十四 この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護

上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

（平一四政三一一・追加、平一九政三・一部改正）

第七章 雜則

（募集期間の告示）

第一百四十四条 二等陸士として採用する陸上自衛官（第一百七条において「二等陸士」という。）又は陸上自衛隊の自衛官候補生の募集期間は、防衛大臣の定めるところに従い、都道府県知事が告示するものとする。

（平一九政三・平二二政六・一部改正）

（応募資格の調査及び受験票の交付）

第一百十五条 市町村長は、前条の募集期間内にその管轄する市町村の区域内に現住所を有する者から志願票の提出があつたときは、その志願者が防衛省令で定める応募年齢に該当し、かつ、法第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しないかどうかを調査し、応募資格を有すると認めた者の志願票を受理するものとする。

2 市町村長は、前項の志願票を受理したときは、これを当該市町

村を包括する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部の方協力本部長に送付し、これらの者と試験期日及び試験場について協議の上、志願者に受験票を交付するものとする。

（昭二九政二九九・昭三一政一八〇・昭三六政二六〇・平一一政二〇〇）

（応募資格の調査の委嘱）

第一百六条 市町村長は、前条第一項の志願者の本籍が当該市町村

若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第一項後段の規定による撤収命令を受け、又は自衛隊法第七十六条第一項の規定による

防衛出動命令若しくは同法第七十七条に規定する出動待機命令を解除された日」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。この場合において、当該更新申請書には、

同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は同法第七十七条の規定による出動待機命令を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならない」とする。

(平一五政四五四・追加)

(河川法施行令の特例)

第一百六十一条 法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防護施設の構築その他の行為であつて河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の八第一項（同令第五十七条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により許可を要するものをしようとするときは、同令第十六条の八第一項の規定にかかわらず、当該部隊等があらかじめ河川管理者にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の通知を受けた河川管理者は、河川の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べるこ

とができる。

(平一五政四五四・追加)

(事務の区分)

第一百六十二条 第百十四条から第百二十条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、第一百六十一条第二項の規定により河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川及び同法第五条第一項に規定する二級河川に関する事務、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が処理することとされている事務並びに第一百三十三条（第一百四十四条において準用する場合を含む。）、第一百三十四条、第一百三十五条（第一百四十四条において準用する場合を含む。）、第一百三十七条第二項（第一百四十四条において準用する場合を含む。）、第一百三十九条第二項、第一百四十条において準用する災害救助法施行令第十四条第二項第二号及び第一百四十一条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一政三五九・追加 平一五政四五四・旧第百三十五条下一部改正)

附 則

1 この政令は、法の施行の日（昭和二十九年七月一日）から施行する。ただし、第三十五条の規定中航空自衛隊幹部学校に係る部

分は昭和二十九年八月一日から、第三十三条の規定中陸上自衛隊高射学校に係る部分は昭和二十九年八月二十日から、第三十四条の規定中海上自衛隊幹部学校に係る部分、第三十五条の規定中航空自衛隊整備学校及び航空自衛隊通信学校に係る部分並びに第四十条の規定は昭和二十九年九月一日から、第四十五条の規定は昭和二十九年十二月一日から施行する。

（昭三六政二六〇・一部改正）

2 保安庁法施行令（昭和二十七年政令第三百四号）は、廃止する。

3 昭和二十七年八月一日において旧警備隊の警備官であつた自衛官又は昭和二十七年十月十五日において旧保安隊の保安官であつた自衛官に対する第六十条の規定の適用については、その日におけるその者の年齢に二年を加えた年齢と別表第八に定める年齢といずれか多いものをもつてその者の停年とする。

（――の部分は「別表第九」となるはずの誤り）
（昭三〇政一三・一部改正）

4 この政令（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日前において、従前の規定によりその意に反して降任され、又は懲戒処分を受けた者の当該処分に係る長官に対する審査の請求の手続は、第六十五条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

（昭三六政二六〇・一部改正）

5 旧保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）第七十七条第一項各号に掲げる犯罪のうち、従前の規定により、保安官である

警務官又は警務官補が司法警察職員としての職務を行うこととされていたものについては陸上自衛官である警務官等が、警備官である警務官又は警務官補が司法警察職員としての職務を行うこととされていたものについては海上自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行らるものとする。ただし、長官が定める場合には、旧保安庁法第七十七条第一項各号に掲げる犯罪のすべてについて陸上自衛官又は海上自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行うことができる。

（昭三六政二六〇・一部改正）

6 警務官等が法第九十六条第一項第一号に規定する隊員以外の隊員について、法附則第十項の規定により司法警察職員としての職務を行おうとする場合において、逮捕、押収、捜索その他強制の処分であると否とを問わず、検査上必要な取調べをしようとするときは、あらかじめ長官の承認を受けなければならない。

7 この政令の施行の際、旧保安庁法施行令第八十五条の規定により読み替えられた火薬類取締法に基いて受けている通商産業大臣の承認その他の処分は、この政令の相当規定に基いて受けた通商産業大臣の承認その他の処分とみなす。

8 法第一条第一項に規定する政令で定める防衛省の合議制の機関は、第一条第一項に規定するもののほか、駐留軍等の再編の円滑

な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）の規定により置かれる駐留軍等再編関連振興会議とする。

（平十九政二六八・追加、平十九政二七〇・一部改正）

9 第百三十条の規定の適用については、当分の間、同条第四号中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社」とあるのは、「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社」とする。

（平一五政四五四・全般、平一九政二六八・旧第八項削下）

附 則 （昭和二九年八月九日政令第二三五号）

この政令中、北千歳駐とん地及び東千歳駐とん地に係る部分は昭和二十九年八月二十五日から、真駒内駐とん地に係る部分は昭和二十九年九月一日から施行する。

附 則 （昭和二九年九月二十四日政令第二七一号）

この政令は、昭和二十九年九月二十五日から施行する。

附 則 （昭和二九年一〇月一四日政令第二八三号）

この政令は、昭和二十九年十月十五日から施行する。

附 則 （昭和二九年一一月六日政令第二八八号）

この政令は、昭和二十九年十一月八日から施行する。

第四十八編 防衛（自衛隊法施行令）

附 則 （昭和二九年一月三〇日政令第二九九号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二九年一月三〇日政令第二九九号）
この政令中、第四十四条の改正規定並びに豊平駐とん地及び春日駐とん地にかかる部分は昭和三十年一月二十五日から、その他の部分は昭和二十九年十二月五日から施行する。

附 則 （昭和二九年一二月二八日政令第三三〇号）
この政令中、第四十四条の改正規定並びに豊平駐とん地及び春日駐とん地にかかる部分は昭和三十年一月二十五日から、その他の部分は昭和二十九年十二月五日から施行する。

附 則 （昭和三〇年一月三一日政令第一三号）
この政令は、昭和三十年一月三十一日から施行する。

附 則 （昭和三〇年一月三一日政令第六八号）
この政令中、輸送航空隊にかかる部分は昭和三十年三月一日から、その他の部分は昭和三十年二月一日から施行する。

附 則 （昭和三〇年四月三〇日政令第六八号）
この政令は、昭和三十年五月一日から施行する。

附 則 （昭和三〇年七月一一日政令第一二二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三〇年七月二二日政令第一四二号）
この政令中、陸上自衛隊航空学校並びに浜松駐とん地及び明野駐とん地に係る部分は昭和三十年八月一日から、上高良野駐とん地及び俱知安駐とん地に係る部分は同年九月一日から施行する。

附 則 （昭和三〇年九月一日政令第二八八号）
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条、第三

第五章 秘密保護

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

(昭和二十九年六月九日
法律第百六十六号)

改正 昭和三十一年七月三〇日法律第一〇一號
平成二十三年一月一日同 第一一五号

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法をここに公布する。

(定義) 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

第一条 この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本

国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の

貸与に関する協定をいう。

2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていらないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供

与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能
ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

(昭三〇法一〇一・平一三法一一五・一部改正)

(特別防衛秘密保護上の措置)

第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めることにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(平一三法一一五・一部改正)

(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

- 2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

(平一三法一一五・一部改正)

- 第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁ご又は五万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁ご又は三万円以下の罰金に処する。

(平一三法一一五・一部改正)

- 第五条 第二条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

- 2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、二年以下の懲役に処する。

3

- 第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

- 4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

(自首減免)

- 第六条 第二条第一項第一号若しくは第三項又は前条第一項若しく

は第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

(この法律の解釈適用)

第七条 この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和二九年政令第一四八号により昭和二九年七月一日から施行)

附 則 (昭和三〇年七月三〇日法律第一〇一号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一三年一月一日法律第一一五号)抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章の章名の改正規定、第七章中第九十六条の次に一条を加える改正規定、第一百二十二条を第一百二十三条とし、第一百二十二条の次に一条を加える改正規定及び別表第三の次に一表を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一四年政令第三二〇号で平成一四年一月一日から施行)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令

(昭和二十九年六月十八日)
政令第百四十九号

改正 平成二年六月七日政令第三〇二号
同 一四年一〇月一七日同 第三一一号

- 4 第一項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び極秘に該当しないものをいう。

(平一四政三一一一部改正)

(秘密区分の指定、変更及び解除)

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令をここに公布する。
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令をここに公布する。
内閣は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)第二条の規定に基き、この政令を制定する。

(秘密区分)

第一条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要度に応じて、機密、極密又は秘のいずれかに区分しなければならない。

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3 第一項の「極密」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

第四十八編 防衛 (日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令)

九〇〇三

第四十八編 防衛（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令）

九〇〇四

(標記)

(平一四政三一一・一部改正)

第三条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件につき、これらが特別防衛秘密に属し、かつ、機密、極秘又は秘のいずれかに区分されている旨の標記をしなければならない。

2 各省庁の長は、前条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、速やかに、前項の標記を変更し、又は抹消しなければならない。

3 第一項の標記の様式は、別記様式のとおりとする。

(平一四政三一一・一部改正)

(通知)

(平一四政三一一・一部改正)

(委託中における特別防衛秘密保護上の措置)

第五条 各省庁の長は、その管理する施設内にある特別防衛秘密に属する物件について、必要があるときは、その物件に近接してはならない旨の掲示を行うものとする。

(平一四政三一一・一部改正)

第六条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密を製作、修理、実験、調査研究、複製等のため政府機関以外の者に委託する場合は、委託中における秘密の漏えいの危険を防止するため、契約条項に秘密保持に関する規定を設ける等必要な措置を講じなければならない。

(平一四政三一一・一部改正)

(特別防衛秘密保護上の措置の実施細目)

第七条 第二条から前条までに規定するもののほか、各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図面若しくは物件の複製、送達、伝達、接受、保管、破棄等その取扱いに関し、特別防衛秘密の保護上必要な措置を講じなければならない。

2 各省庁の長は、第二条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、必要に応じ、速やかに、その旨を関係者に対し、文書により、通知しなければならない。

附 則

2 前項に規定する特別防衛秘密の保護上必要な措置の実施細目については、各省庁の長が定める。

(平一四政三一一・一部改正)

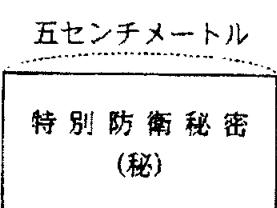
この政令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行の日（昭和二十九年七月一日）から施行する。

日（昭和二十九年七月一日）から施行する。

附 則（平成二十二年六月七日政令第101号）抄

別記様式（平成四政三二一・全改）

二・五センチメートル



備考

一 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

二 図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。

- 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- 附 則（平成十四年一〇月一七日政令第三二一号）
- （施行期日）
- 1 この政令は、自衛隊法の一部を改正する法律（平成十三年法律第一百五号）の一部の施行の日（平成十四年十一月一日）から施行する。
- （経過措置）
- 2 この政令の施行前に第一条の規定による改正前の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「旧令」という。）第一条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更は、それぞれ第二条の規定による改正後の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「新令」という。）第一条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更とみなす。
- 3 旧令第三条の規定による標記は、新令第三条の規定による標記がされるまでの間は、新令第三条の規定による標記とみなす。

第二章 情報公開

第一回 総則 (目的)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(平成十一年五月十四日)
法律第四十二号

改正 平成二年七月一六日法律第一〇二号
同 同 同 同 同 同 同 同 同

二年一二月三日同 第一六〇号
三年一二月五日同 第一四〇号

四年七月三一日同 第九八号
五年五月三〇日同 第六一号

五年七月一六日同 第一九九号
六年六月九日同 第八四号

七年一〇月二日同 第一〇二号
八年七月一日同 第六六号

九年六月二七日同 第四二号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律をこのに公布する。
行政機関の保有する情報の公開に関する法律をこのに公布する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 行政文書の開示（第三条—第十七条）
- 第三章 不服申立て等（第十八条—第二十一条）
- 第四章 補則（第二十二条—第二十六条）

第五編 行政手続（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに官内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府

設置法第四十条及び第五十六条（官内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 國家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等
三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるとこにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

（平成二十六年・平成二十六年一部改正）

第二章 行政文書の開示

（開示請求権）

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

（平成二十六年一部改正）

（開示請求の手続）

第四条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

第三章 個人情報の保護

○行政機関の保有する個人情報 の保護に関する法律

(平成十五年五月三十日)
法律第五十^五号

改正 平成十五年七月一六日法律第一一九号
同 一七年一〇月二二日同 第一〇三号
同 二四年六月二七日同 第四四号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律をここに公布す
る。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 行政機関における個人情報の取扱い(第三条—第九条)
- 第三章 個人情報ファイル(第十条・第十一条)
- 第四章 開示、訂正及び利用停止
- 第一節 開示(第十二条—第二十六条)

第五編 行政手続(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律)

- | |
|------------------------|
| 第二節 訂正(第二十七条—第三十五条) |
| 第三節 利用停止(第三十六条—第四十一条) |
| 第四節 不服申立て(第四十二条—第四十四条) |
| 第五章 雜則(第四十五条—第五十二条) |
| 第六章 罰則(第五十三条—第五十七条) |
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
- 三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第七百二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関

にあっては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等

により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十一号）第一条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第二章 行政機関における個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

（利用目的の明示）

3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(目的)

(平成二十一年七月一日)
法律第六十六号
 改正
 平成二十一年七月一日法律第七六号
 同 二二年五月一日同 第三九号
 同 二三年五月二十五日同 第五四号
 同 二三年八月一〇日同 第九四号
 同 二四年一月二六日同 第九八号
 (未施行 二二三三七七八参照)

○公文書等の管理に関する法律

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、國民民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されることとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をい

う。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府

公文書等の管理に関する法律をここに公布する。
公文書等の管理に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 行政文書の管理
- 第一節 文書の作成（第四条）
- 第二節 行政文書の整理等（第五条—第十条）
- 第三章 法人文書の管理（第十二条—第十三条）
- 第四章 歴史公文書等の保存、利用等（第十四条—第二十七条）
- 第五章 公文書管理委員会（第二十八条—第三十条）
- 第六章 雜則（第三十一条—第三十四条）
- 附則
- 第一章 総則

設置法第四十条及び第五十六条（官内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 國家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。

一 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」といいう。）の設置する公文書館

二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であつて、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

四 別表第一の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

5 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

6 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等の

二 特定歴史公文書等
三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

5 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

第四編 国家公務員（国家公務員法）

二(一四)

第三款 採用候補者名簿（第五十条—第五十三条）

第四款 任用（第五十四条—第六十条）

第五款 休職、復職、退職及び免職（第六十一条）

第三節 給与（第六十二条）

第一款 通則（第六十三条—第六十七条）

第二款 給与の支払（第六十八条—第七十条）

第四節 人事評価（第七十条の二—第七十条の四）

第五節 能率（第七十一条—第七十三条）

第六節 分限、懲戒及び保障（第七十四条）

第一款 分限

第一目 降任、休職、免職等（第七十五条—第八十一条）

第二目 定年（第八十一条の二—第八十一条の六）

第二款 懲戒（第八十二条—第八十五条）

第三款 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要求（第八十六条—第八十八条）

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査（第八十九条—第九十一条の二）

第三目 公務傷病に対する補償（第九十三条—第九十五条）

第七節 服務（第九十六条—第一百六条）

第八節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制（第一百六条の二—第一百六条）

条の四

第二款 再就職等監視委員会（第一百六条の五—第一百六条の二—十一）

第三款 雜則（第一百六条の二十三—第一百六条の二十七）

第九節 退職年金制度（第一百七条・第一百八条）

第十節 職員団体（第一百八条の二—第一百八条の七）

第四章 則則（第一百九条—第一百十三条）

附則

国家公務員法

第一章 総則

（この法律の目的及び効力）

第一条 この法律は、国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。）を確立し、職員がその職務の遂行に当たり、最大の能率を發揮し得るように、民主的な方法で、選択され、且つ、指導されるべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

② この法律は、もつばら日本国憲法第七十三条にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものである。

③ 何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令の施行に關し、虚偽の行為をなし、若しくはなそと企て、又はその施行を妨げてはならない。

A 「日法九五〇八・九」 ⑤

める。

(平一九法一〇八・全改)

(欠員補充の方法)

第三十五条 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定のある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。但し、人事院が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

(昭一三法二二二・一部改正)

(採用の方法)

第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験（以下「選考」という。）の方法によることを妨げない。

(昭一三法二二二・平一九法一〇八・一部改正)

第三十七条 削除 (平一九法一〇八)

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(昭一三法二二二・平一九法一〇八・一部改正)

(人事に関する不法行為の禁止)

第三十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する事項を実現するため、金銭その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束したり、脅迫、強制その他これに類する方法を用いたり、直接たると間接たるとを問わず、公の地位を利用し、又はその利用を提供し、要求し、若しくは約束したり、あるいはこれらの行為に関与してはならない。

- 一 退職若しくは休職又は任用の不承諾
- 二 採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）若しくは任用の志望の撤回又は任用に対する競争の中止のことの推薦

(平一九法一〇八・一部改正)

(人事に関する虚偽行為の禁止)

第四十条 何人も、採用試験、選考、任用又は人事記録に関して、虚偽又は不正の陳述、記載、証明、採点、判断又は報告を行つてはならない。

(昭三三法二二一・昭四〇法六九・一部改正)

(離職)

**第六節 分限、懲戒及び保障
(分限、懲戒及び保障の根本基準)**

第七十四条 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

② 前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(昭三三法二二一・一部改正)

第一款 分限

第一目 降任、休職、免職等

(昭五六法二七・冒名追加)

(身分保障)

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(昭三三法二二一・一部改正)

(欠格による失職)

第七十六条 職員が第三十八条各号の一に該当するに至つたときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。

(昭三三法二二一・一部改正)

第七十七条 職員の離職に関する規定は、この法律及び人事院規則でこれを定める。

(昭三三法二二一・全改)

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができます。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合

四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(昭三三法二二一・平一九法一〇八・一部改正)

(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

(昭二二法三三・一部改正)

(休職の効果)

部改正

(昭二二法三三・昭三七法一六・昭五六法セセ・平一九法一〇八・一)

第八十条 前条第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中その事故の消滅したときは、休職は当然終了したものとし、すみやかに復職を命じなければならない。

② 前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

③ いかなる休職も、その事由が消滅したときは、当然に終了したものとみなされる。

④ 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中、給与に関する法律で別段の定めをしない限り、何らの給与を受けてはならない。

(昭二二法三三・平一九法一〇八・一部改正)

(適用除外)

第八十一条 次に掲げる職員の分限(定年に係るものを除く。次項において同じ。)については、第七十五条、第七十八条から前条まで及び第八十九条並びに行政不服審査法(昭和三十七年法律第一百六十号)の規定は、適用しない。

一 臨時的職員

二 条件付採用期間中の職員

② 前項各号に掲げる職員の分限については、人事院規則で必要な事項を定めることができる。

③ 前二項の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適

第二回 定年 (昭五六法セセ・追加)

(定年による退職)

第八十二条 一 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

② 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢六十三年

三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 六十年を超える、六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

(2) 前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

(3) 短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

(平一法八三・追加)

(定年に関する事務の調整等)

第八十一条の六 内閣総理大臣は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、各行政機関が行う当該事務の運営に関する必要な調整を行うほか、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事項について適切な方策を講ずるものとする。

(昭五六法七七・追加 平一法八三・旧第八十一条の五継下)

第一款 懲戒

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(2) 職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職した後、引き退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続く職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続く職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

長官説明資料

1 本法案の対象とする特定秘密の特質について	1
2 特定秘密の指定の有効期間に関する規定を置く理由と有効期間 の上限を5年とする理由について	7
3 行政機関の長等を適性評価の対象としないことについて	13
4 適性評価の調査事項について	27
5 適性評価の調査事項の内容について	29
6 適性評価において公私の団体に照会を行う権限について	35
7 国家公務員法上の懲戒の事由等との関係について	40
8 適性評価制度と適格性確認制度との比較	51
9 本法案、国家公務員法、自衛隊法及びMDA秘密保護法の罰則の 比較	52
10 業務知得者を処罰の対象とすることについて	53
11 漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材の 自由との関係について	64
12 別表に該当する事項の具体例（イメージ）	66

平成25年7月9日
内閣情報調査室

1 本法案の対象とする特定秘密の特質について

これまで、「非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（徴税トラの巻事件最高裁決定）は、「職務上知ることのできた秘密」として、公務員にはいわゆる守秘義務が課せられており、これに違反して秘密を漏らした者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するなど（国家公務員法第100条第1項及び第109条第12号等）とされてきたところである。

しかしながら、国家公務員法等の守秘義務により保護される情報のうち、安全保障、すなわち、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障すること（浅野貴博君提出「我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問主意書」（内閣衆質179第26号））に関するものは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態で保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60～61頁）を確保するという、国及び国民の安全に関わる最も重要な事項であり、これが漏えいしたときの影響は極めて大きい。

特に、近年、我が国を取り巻く情勢の複雑化、地域紛争や国際テロの頻発、大量破壊兵器の拡散など国際情勢の複雑化に伴い、我が国にとって、これまで以上に多様で質の高い情報を得ることが重要となっているところ、国及び国民の安全を確保するため、収集した情報を適確に保護し、同盟国等との信頼関係の下、安全保障上の様々な取組みを進めすることが益々重要になっている。

安全保障に関する事項のうち、防衛に関するものについては、平成12年にいわゆる「■■■事件」（※）が発生し、改めて国の安全を害しかねないような秘密について、罰則強化による秘密漏えいに対する抑止力の強化の必要性が認識され、また、米国等各国との情報共有を推進していく上でも秘密の保護に万全を期することが必要と考えられたことから（防衛庁（当時）作成想定問答）、平成13年の自衛隊法の一部を改正する法律（平成13年法律第115号）により、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密について、防衛秘密としての指定その他の取扱いを規定し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がこれを漏えいした場合の罰則規定（5年以下の懲役）が設けられ

た。

※ 現職の海上自衛官が在日ロシア大使館付武官に秘密文書を漏えいし、逮捕された事件。

しかしながら、安全保障に関する事項は、防衛に関するものに尽きるものではなく、外交、外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止、テロ活動の防止に関する事項も、国家公務員法等の守秘義務による保護を上回る保護の下に置く必要がある。

これら安全保障に関する事項は、我が国が講じる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙をついたり、対抗措置を講じて我が国が効果的な措置を講じることができなくすることができるから、我が国に脅威となり得る外国やテロ組織等が入手を図ろうとする事項であり、常に漏えいの危険に晒されている。

また、安全保障を確保するため、協力関係にある外国等からの信頼関係に基づく協力を得ることが重要であるが、このためには、我が国が協力国と同程度の秘密保全の措置を講ずることが求められている。例えば、平成23年6月21日の日米安全保障協議委員会共同発表においても「情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。」とされているところ、仮に、一般の秘密と同程度の管理しか行わない状態が続ければ、我が国が協力国等から安全保障に関する情報を得ることが困難となり、安全保障を確保するための我が国自身の能力が低下するばかりでなく、国際的な協力・連携が阻害されることによって我が国と協力国に共通して脅威となり得る国家やテロ組織を利することとなり、我が国の安全保障に大きな影響をもたらすことになる。

そこで、本法案では、これまで防衛秘密とされてきた事項である「防衛に関する事項」に加え、「外交に関する事項」、「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項」及び「テロ活動防止に関する事項」のうち特に秘匿が必要なものを別表に限定列挙し、特定秘密に指定したものについて、適性評価により特定秘密の取扱者を制限し、その漏えいに国家公務員法等よりも重い罰則を科すこととし、特定秘密の漏えいの防止を図り、国及び国民の安全を確保することとしている。

【参照条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）（抄）

(秘密を守る義務)

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 (略)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 (略)

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 (略)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2・3 (略)

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第一百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

【参考資料】

○微税トラの巻事件最高裁決定（最決昭52年12月19日）（抜粋）

「（前略）国家公務員法一〇〇条一項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をしただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうと解すべきところ、原判決の認定事実によれば、本件「営業庶業等所得標準率表」及び「所得業種別効率表」は、いずれも本件当時いまだ一般に了知されてはおらず、これを公表すると、青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿されるべきものであるといつて、これらが同条項にいわゆる「秘密」にあたるとした原判決の判断は正当である。（後略）」

○衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の関係等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質179第26号）

問一 安全保障の定義如何。

〈問一について〉

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

○総務省行政管理局編「詳解情報公開法」60・61頁

〈国の安全が害されるおそれ〉

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

○日米安全保障協議委員会共同発表（2011年6月21日）（仮訳）（抄）

III. 日米同盟の安全保障及び防衛協力の強化

(3) 日米同盟の基盤の強化

- 閣僚は、これまでの進展を歓迎しつつ、情報保全についての日米協議で議論されてきたとおり、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンター・インテリジェンスに関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の重要性を強調した。閣僚は、また、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。

(参考) 諸外国の秘密保全に関する法制と我が国の現状

諸外国の秘密保全に関する法制と我が国の現状

秘密の管理に関する措置(セキュリティ・グリアンス)

根拠	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
「カウンターテリジンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月9日カントータイペリジンス推進会議決定)	合衆国法典、行政命令 人的保全及び国家保安審査 方針に関する政府声明、セキュリティ・ポリシーの枠組み	保安審査法	国防法典、国防秘密保全に関する政府間通達		
非公表 調査内容	<本人に関するもの> 人定事項、暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与、犯罪歴、セキュリティ関係の非連歴、薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響、信用状態、学歴・職歴・渡航歴等 <配偶者に関するもの> 人定事項、信用状態、職業等	<本人に関するもの> 人定事項、反憲法組織への関与、犯罪歴、薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響、学歴・職歴等 <配偶者に関するもの> 人定事項、信用状態、職業等	<本人に関するもの> 人定事項、反憲法組織への関与、経緯中の刑事・懲戒手続、信用状態、渡航歴、学歴・職歴等 <配偶者に関するもの> 人定事項、信用状態、職業等	<本人に関するもの> 人定事項、学歴・職歴、渡航歴 <配偶者に関するもの> 本人と同様の事項	<本人に関するもの> 人定事項、学歴・職歴 <配偶者に関するもの> 本人と同様の事項

罰則（主なもの）

根拠	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
国家公務員法、自衛隊法、合衆国法典 MDA秘密保護法 等	公務秘密法	刑法	刑法	刑法	刑法
守秘義務違反 【1年以下の懲役、罰金】	○ 外國を利用する等の意図を有する者による外國政府への国防情報の漏えい【死刑、無期・有期刑】 ○ 行政機関の職員等による安全部門に関する秘密情報の外國政府への漏えい【10年以下の自由刑、罰金】 ・ 防衛秘密の漏えい、 ・ 【5年以下の懲役】 ・ 特別防衛秘密の漏えい、 【10年以下の懲役等】	○ 国の治安・利益を損なう目的による敵に有用な情報の漏えい【3年以上14年以下の自由刑】 ○ 公務員等による防衛情報、国際関係情報、犯罪を惹起する情報等の漏えい【2年以下の自由刑、罰金】	○ 外國勢力に利益を与える目的による無権限者の漏えい【1年以上の自由刑】 ○ その他の國家機密の公表等【6月以上5年以下の自由刑等】 ○ 公務員による秘密の漏えい【5年以下の自由刑、罰金】	○ 国民の基本的利益に関する情報の外國勢力への漏えい【15年以下の自由刑、罰金】 ○ 職務等に基づいて国防上の秘密を所持する者による漏えい【7年以下の自由刑、罰金】	○ 国民の基本的利益に関する情報を外國勢力へ漏えいする目的での収集【10年以下の自由刑、罰金】 ○ 国防上の秘密の取得【5年以下の自由刑、罰金】
漏えい 取得	○ 不当な方法又は我が国への安全を害すべき用途に供する目的による特別に防衛秘密の探知収集【10年以下の懲役】	○ 外國を利用する等の意図を有する者による国防情報の取得【10年以下の自由刑、罰金】 ○ 安全保障に関する秘密情報の外國政府による取得【同上】	○ 国の治安・利益を損なう目的による敵に有用な情報の取得【3年以上14年以下の自由刑】		

平成25年7月9日
内閣情報調査室

2 特定秘密の指定の有効期間に関する規定を置く理由と有効期間の上限を5年とする理由について

1 有効期間に関する規定を置く理由

本法案においては、特定秘密の指定の要件充足性を欠くに至り、指定の効力が消滅した際、指定の外形の除去が確実かつ速やかに行われることを確保するため、指定を行った行政機関の長に対し、速やかに指定の解除を行うことを法律上義務付けることとしている。

しかし、別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性という特定秘密の指定の要件のうち、特に特段の秘匿の必要性については、秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要する。例えば、ある自衛隊の装備品の性能（例えば空対空ミサイルの性能）に関する事項の秘匿の必要性については、当該装備品に用いられている技術水準の進展のみならず、諸外国が保有する対抗手段の能力（例えば、戦闘機の運動性、ステルス性等）等の様々な情勢を踏まえて判断することとなる。また、他国の政府から信頼関係に基づき入手した国際テロ組織の動向に関する情報の秘匿の必要性を判断するに当たっては、相手国政府における当該情報の取扱い状況も勘案する必要がある。

このように、特定秘密に指定されている事項の解除には各種情報を収集した上で総合的かつ高度な判断を要するところ、特定秘密は、その漏えいを防止するため、取扱者を限定するなど厳格に管理されており、そのアクセスが限られている中で、指定の要件が充足されているか否かを日々検証することが困難な場合もあり得る。

このため、本法案においては、行政機関の長が、指定の要件を欠くに至ったことを認識した場合には、指定を解除しなければならないとしつつ、特定秘密ごとに要件充足性の再検証を行うまでの有効期間を設定し、定期的にこれを確認することを法律上義務付け、特定秘密の指定の要件充足性に仮にも漏れが生じることがないよう措置を講じることとしている。

2 指定の有効期間の上限を5年とする理由

特定秘密の指定の有効期間については、個々の事項に応じて特定秘密の

特質が異なり、これに伴い指定の要件充足性の再検証のために適切な期間も異なることから、法律で一律の期間を規定することは適切ではない。しかしながら、あまりに長期の有効期間が設定される場合には、指定の速やかな解除の義務付けを補足するという有効期間設定の趣旨にもとることとなるため、本法案では、有効期間満了時に要件を満たす場合には更新することを可能としつつ、設定できる有効期間に上限を設けることとしている。

そして、その上限として規定する期間については、特定秘密の対象分野の中で、防衛分野において安全保障情勢、技術動向等の諸情勢を勘案し、中長期にわたる装備品の取得や更新を含めた防衛態勢の構築を期間を定めて計画的に行うことの制度化しており、その見積りや計画の多くが5年ごとに作成されるものであることから、特定秘密の有効期間の上限を5年とすることとしている。

【参考資料】

中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）について

平成22年12月17日
安全保障会議決定
閣議決定

平成23年度から平成27年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定）に従い、別紙の通り定める。

（別紙） （略）

【参照条文】

○情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）（抄）

（統合長期情報見積り）

第18条 統合長期情報見積りは、原則としてその作成する年度の4年後の年度以降おおむね15年間を対象とし、我が国の安全保障に影響を及ぼす内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第7条の規定に基づく統合長期防衛戦略の作成に資することを目的とする。

2 情報本部長は、統合長期防衛戦略が作成される年度に合わせ、原則として5年毎に統合長期情報見積りを作成し、当該見積りの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

3 (略)

(統合中期情報見積り)

第19条 統合中期情報見積りは、原則としてその作成する年度の2年後の年度以降5年間を対象とし、我が国に対する脅威の動向を中心に内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第9条の規定に基づく統合中期防衛構想の作成に資することを目的とする。

2 情報本部長は、統合中期防衛構想が作成される年度に合わせ、原則として5年毎に統合中期情報見積りを作成し、当該見積りの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

3 (略)

(情報本部の長期情報能力構想)

第22条 情報本部の長期情報能力構想は、原則としてその作成する年度の4年後の年度以降おおむね15年間を対象とし、防衛諸計画の作成等に関する訓令第7条に基づき統合幕僚長が作成する統合長期防衛戦略等を参考としつつ、内外における科学技術のすう勢を踏まえて、情報本部が収集整理の対象とすべき情報や収集手段等の長期的な動向を可能な限り見積もり、情報本部が今後整備していくべき情報機能・情報能力の質的方向を明らかにすることを目的とする。

2 情報本部長は、統合長期防衛戦略が作成される年度に合わせ、原則として5年毎に情報本部の長期情報能力構想を作成し、その作成する年度末までに、防衛大臣に報告するものとする。

3 (略)

○防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）（抄） (目的)

第6条 統合長期防衛戦略は、原則としてその作成する年度の4年後の年度以降のおおむね15年間を対象とし、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を我が国の安全保障に及ぼす影響を明らかにするという観点から可能な限り見積り、これに対する防衛戦略を考察するとともに、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地から当該防衛戦略上必要な防衛力の質的方向を明らかにし、大綱の策定、統合中期防衛構想の作成等に資することを目的とする。

(作成及び見直し等)

第7条 統合幕僚長は、統合長期防衛戦略を原則として5年毎に作成し、その作成する年度までに防衛大臣に報告するものとする。

2 統合幕僚長は、統合長期防衛戦略の作成に当たつては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令（平成18年度防衛庁訓令第21号）第18条の規定により情報本部長が作成する統合長期情報見積りを踏まえるとともに、防衛力の質的方向については装備品等の研究開発に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第25号）第6条の規定により技術研究本部長が作成する中長期技術見積りを参考とするものとする。

3 (略)

(目的)

第8条 統合中期防衛構想は、原則としてその作成する年度の2年後の年度以降5年間を対象とし、統合長期防衛戦略を参考として、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を踏まえて我が国に対する脅威を分析し、これに対する防衛構想、防衛の態勢及び統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの各自衛隊の体制に関する基本構想について検討するとともに、対象期間内における防衛力整備上重視すべき事項を明らかにし、中期計画の策定並びに陸海空自衛隊中期能力見積り及び統合中期能力見積りの作成等に資することを目的とする。

2 (略)

(作成及び見直し等)

第9条 統合幕僚長は、統合中期防衛構想を原則として5年毎に作成し、その作成する年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

2 統合幕僚長は、統合中期防衛構想の作成に当たつては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令第19号の規定により情報本部長が作成する統合中期情報見積りを踏まえるものとする。

3 (略)

(目的)

第10条 陸海空自衛隊中期能力見積りは、統合中期防衛構想を踏まえて、防衛力の計画的な整備、維持等を図るために、中期計画の対象期間の当初における防衛力の能力及び当該対象期間を通じて達成しようとしている防衛力の能力について、防衛計画の大綱を基準として、努めて科学的分析評価を

行い、防衛力の不備点及び改善点を評価し、中期計画の策定及び統合中期能力見積りの作成等に資することを目的とする。

(作成及び見直し等)

第11条 各幕僚長は、陸海空自衛隊中期能力見積りを、原則として5年度毎に作成するものとし、中期計画初年度の前年度末までに防衛大臣に報告するとともに、統合幕僚長に通知するものとする。

2 (略)

(目的)

第12条 統合中期能力見積りは、統合中期防衛構想を踏まえて、及び陸海空自衛隊中期能力見積りを参考として、防衛力の計画的な整備、維持等を図るため、陸海空自衛隊中期能力見積りに示された中期計画の対象期間の当初における防衛力の能力及び当該対象期間を通じて達成しようとしている防衛力の能力に係る不備点及び改善点について、防衛計画の大綱を基準として、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地から、努めて科学的分析評価を行い、中期計画の策定等に資するものとする。

(作成及び見直し等)

第13条 統合幕僚長は、統合中期能力見積りを、原則として5年毎に作成するものとし、中期計画初年度の前年度末までに防衛大臣に報告するものとする。

2 (略)

○装備品等の研究開発に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第25号）（抄）

(中長期技術見積りの作成)

第6条 中長期技術見積りは、技術研究開発に関する調査分析を参考として、中長期的な技術分野の取り組みの方向を明らかにすることを目的とする。

2 本部長は、中長期技術見積りを防衛諸計画の作成等に関する訓令における統合長期防衛戦略の作成時期を考慮しつつ、原則として5年毎に作成し、その作成の年度末までに防衛大臣に報告するとともに、幕僚長等に送付するものとする。

【期間を定めるとしつつ、その解除についても規定する例】

○鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

(抄)

(鳥獣保護区)

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であって前号の区域以外の区域
- 2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。
- 3～6 (略)
- 7 鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えることができない。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。
- 8 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
- 9～11 (略)

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）(抄)

(緊急指定種)

第五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

- 2 (略)
- 3 指定の期間は、三年を超えてはならない。
- 4・5 (略)
- 6 環境大臣は、指定の必要がなくなったと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 7 (略)

平成25年7月9日
内閣情報調査室

3 行政機関の長等を適性評価の対象としないことについて

本法案においては、特定秘密の漏えいの防止を徹底する観点から、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を、適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められたものに原則として限定しているが、

- 行政機関の長
- 国務大臣
- 内閣官房副長官
- 内閣総理大臣補佐官
- 副大臣
- 大臣政務官
- その他職務の特性等を勘案して政令で定める者

については、それぞれ次の理由から、例外的に適性評価を実施することなく、特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとしている。

1 行政機関の長

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、官内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、行政機関の長は、当該行政機関の事務を統括し、その所掌事務を遂行しているところ、仮に、適性評価の結果、行政機関の長が特定秘密を漏らすおそれがあると認められた場合、当該行政機関の長は、その所掌事務遂行のために必要な特定秘密の取扱いの業務を行うことができず、必要な職責を果たすことが困難となる。そもそも、本法案においては、特定秘密の指定や適性評価等について、行政機関の長がこれを実施することとしており、このような行政機関の長の職責の重大性から、その任命に当たっては、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。したがって、行政機関の長については、適性評価の対象とすることは適当でない。

なお、上記のとおり、行政機関の長については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

2 国務大臣

内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣で組織される内閣において、内閣の意思決定その他の活動は閣議によることとされ（内閣法（昭和22年法律第5号）第4条第1項）、内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負うとされている（憲法第66条第3項）。閣議においては、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件が議題となり、特定秘密の取扱いの業務を行うことが当然に想定されるところであり、仮に、適性評価の結果、国務大臣が特定秘密を漏らすおそれがあると認められ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができない場合、当該国務大臣は当該閣議に参画することができず、内閣が連帶して責任を負うことのできない事態が生じる。また、このような国務大臣の職責の重大性から、内閣総理大臣は国務大臣を任命するに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。したがって、国務大臣を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、国務大臣については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

3 内閣官房副長官、副大臣

内閣官房副長官及び副大臣（以下「内閣官房副長官等」という。）は、それぞれ、内閣官房長官、大臣が不在の場合にあらかじめその命を受け、その職務を代行することとされており（内閣法第14条第3項、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第16条第3項）、仮に、適性評価の結果、内閣官房副長官等が特定秘密を漏らすおそれがあると認められ、特定秘密

の取扱いの業務を行うことができない場合、当該内閣官房副長官等は、それぞれ内閣官房長官、大臣の職務を代行することができず、代行すべき国務大臣の職責を果たすことができないおそれがある。したがって、内閣官房副長官等を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、内閣官房副長官等については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

4 内閣総理大臣補佐官

内閣総理大臣補佐官は、内閣法第20条第2項において、「内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する」と規定され、内閣総理大臣のブレーンとして、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣の思考及び判断を助けるものとされている。したがって、その職務は内閣総理大臣との一体性が強く、職務の遂行に当たっては内閣総理大臣の直接の指揮監督を受け、また、取り扱う内容は内閣の重要政策であることが前提となっており、仮に、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがあると認められ特定秘密の取扱いの業務を行うことができない場合、内閣総理大臣に対する補佐を十分に全うことができなくなる。

また、内閣総理大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う（内閣法第20条第4項）とされており、上記のような内閣総理大臣補佐官の職責の重大性から、内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の任命の申出を行うに当たって、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待される。

したがって、内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象とすることは適当でない。

なお、上記のとおり、内閣総理大臣補佐官については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止

を図ることとしている。

5 大臣政務官

大臣政務官は、特定の政策及び企画に参画することとされており、大臣政務官は、大臣及び副大臣と共に、意思決定を行うなど当該行政機関の運営に責任を有している^{*}。これら三者は特定秘密を共有することが当然に想定されるところであり、仮に、適性評価の結果、大臣政務官が特定秘密を漏らすおそれがあると認められ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができない場合、当該大臣政務官は当該行政機関における意思決定に参画することができず、当該行政機関の運営に支障が生じるおそれがある。したがって、大臣政務官を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、大臣政務官については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に対する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

6 職務の特性等を勘案して政令で定める者

職務の特性等を勘案して政令で定める者としては、合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするものを想定している。

就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職には、本法に規定する行政機関の長に該当する合議制の機関を構成する職とその他の合議制の機関を構成する職とがあり、前者の例として、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第5条第1項に定める人事官、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第4条第1項に定める検査官、警察法（昭和29年法律第162号）第7条第1項に定める国家公安委員会委員が、また、後

*1 これに対し、事務次官は、政務三役の意思決定に基づき行われる政策の実施、個別の行政執行等の事務責任者とされている（「衆議院議員柿沢未途（みんな）提出事務次官の役割に関する質問に対する答弁書について（内閣衆質173第35号）」）。

者の例として、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第14条第1項に定める国家公務員倫理審査会会长及び委員、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第30条第1項に定める総合科学技術会議議員がある。

このうち、本法案に規定する行政機関の長とされる合議制の機関を構成する職を占める者については、当該合議制の機関が本法案に規定する行政機関の長として職責を果たすためには、その構成員についても、適性評価の対象とすることは適当ではない。

また、その他の合議制の機関を構成する職を占める者についても、各法において、その選任について、民主的なコントロールを確保するため、国民の代表たる国会を関与させることとされており、当該者の罷免についても、各法に規定する事由が必要とされている。したがって、仮に、適性評価の結果、これらの者が特定秘密を漏らすおそれがあると認められ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができない場合、その者が適切に当該機関の意思決定に関与することができず、かつ、別の者が直ちにこれに替わることもできないため、結果的に、当該機関が職責を果たすことが困難となるおそれがある。したがって、これらの者を適性評価の対象とすることは適当ではない。

なお、上記のとおり、これらの者については、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価を行う適性評価の対象とはしていないが、漏えい行為に関する罰則については、他の職員等と同様に適用されることとなっており、漏えいの防止を図ることとしている。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

〔内閣の組織・国会に対する連帶責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

② (略)

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負ふ。

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第四条 内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。

②・③ （略）

第十四条 （略）

2 （略）

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

第十五条 （略）

2 （略）

3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

4・5 （略）

第二十条 （略）

2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。

3 （略）

4 第十五条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）

（行政機関の長の権限）

第十条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。

（副大臣）

第十六条 （略）

2 （略）

3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

4 （略）

5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天

皇がこれを認証する。

- 6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときは、これと同時にその地位を失う。
(大臣政務官)

第十七条 (略)

- 2 (略)
- 3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。
- 4 (略)
- 5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。
- 6 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。

○内閣府設置法（平成十三年法律第八十九号）(抄)

(内閣官房長官及び内閣官房副長官)

第八条 (略)

- 2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

(副大臣)

第十三条 (略)

- 2 (略)
- 3 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るもの除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るもの除く。）を処理する。

4 (略)

- 5 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

- 6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十四条 (略)

2 (略)

3 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るもの（除く。））に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るもの（除く。））を処理する。

4 (略)

5 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

6 (略)

**特別職の国家公務員(本法に規定する行政機関の職員に限る。)の守秘義務・罰則の有無と
適性評価の対象外となる職について**

(適性評価の対象外となる類型)

「A」…行政機関の長であるため。

「B」…國務大臣(Aを除く。)であるため。

「C」…内閣官房副長官、副大臣であるため。

「D」…内閣総理大臣補佐官であるため。

「E」…大臣政務官であるため。

「F」…合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするものであるため。

適性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠	法定刑と根拠
法律上の守秘義務あり (官吏服務規律)	○(A) 内閣総理大臣	日本国憲法第6条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	○(B) 國務大臣	日本国憲法第68条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	○(F) 檢査官	会計検査院法第4条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	○(A) 内閣法制局長官	内閣法制局設置法第2条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	○(C) 内閣官房副長官	内閣法第14条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	○(C) 副大臣	国家行政組織法第16条第5項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	○(E) 大臣政務官	国家行政組織法第17条第5項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	内閣総理大臣秘書官	内閣法第21条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	國務大臣秘書官	内閣法第21条第1項 国家行政組織法第19条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	人事院總裁秘書官	人事院規則二二第3条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	会計検査院院長秘書官	会計検査院法第13条	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	内閣法制局長官秘書官	内閣法制局設置法施行令第7条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	官内庁長官秘書官	官内庁法第9条第4項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	○(A) 官内庁長官	官内庁法第8条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	侍従長	官内庁法第10条第2項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—
	侍従	官内庁法第3条、第16条第1項	国家公務員法の規定が適用されるまでの官吏の任免等に関する法律①(官吏服務規律第4条第1項を適用)	—

遺性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠	法定刑と根拠
法律上の守秘義務あり (監視法)	O(F) 人事官	国家公務員法第5条第1項	国家公務員法第6条第2項(同法第100条第1項を準用)	—
	O(F) 公正取引委員会委員長、委員	私的競合の禁止及び公正取引の確保に関する法律第29条第2項	私的競合の禁止及び公正取引の確保に関する法律第39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(私的競合の禁止及び公正取引の確保に関する法律第33条)
	内閣危機管理監	内閣法第15条第3項	内閣法第15条第4項(国家公務員法第100条第1項を準用)	—
	内閣情報通信政策監	内閣法第16条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第16条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	—
	内閣官房副長官補	内閣法第17条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第17条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	—
	内閣広報官	内閣法第18条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第18条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	—
	内閣情報官	内閣法第19条第3項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第19条第3項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	—
	O(D) 内閣總理大臣補佐官	内閣法第20条第4項(同法第15条第3項を準用)	内閣法第20条第4項(内閣法第15条第4項、国家公務員法第100条第1項を準用)	—
	O(F) 国家公務員倫理審査会会长、委員	国家公務員法第11条第1項	国家公務員倫理法第18条第1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(国家公務員倫理法第6条)
	O(F) 公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法第7条第1項	公害等調整委員会設置法第1条第1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(公害等調整委員会設置法第20条)
	O(F) 中央労働委員会委員	労働組合法第19条の3第2項	労働組合法第23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金(労働組合法第29条)
	O(F) 情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法第4条第1項	情報公開・個人情報保護審査会設置法第4条第8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(情報公開・個人情報保護審査会設置法第18条)
	O(F) 公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償に関する法律第113条第1項	公害健康被害の補償等に関する法律第123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金(公害健康被害の補償等に関する法律第145条)
	O(F) 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法第19条の3第1項	会計検査院法第14条の2第8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金(会計検査院法第19条の5)
	O(F) 政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法第19条の32第1項	政治資金規正法第19条の32第7項	1年以下の懲役又は150万円以下の罰金(政治資金規正法第26条の7)
	O(F) 調達価格等算定委員会委員	電気事業者による再生可能エネルギー・電気の調達に関する特別措置法第33条第1項	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第33条第9項	1年以下の懲役又は150万円以下の罰金(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第41条)
	O(F) 原子力規制委員会委員長、委員	原子力規制委員会設置法第7条第1項	原子力規制委員会設置法第11条第1項	1年以下の懲役又は150万円以下の罰金(原子力規制委員会設置法第29条)
	O(F) 国家公安委員会委員	警察法第7条第1項	警察法第10条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)	—
	O(F) 原子力委員会委員長、委員	原子力委員会設置法第5条第1項	原子力委員会設置法第10条	—
	O(F) 運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法第8条第1項	運輸安全委員会設置法第11条第1項	—
	O(F) 総合科学技術会議議員	内閣府設置法第26条第1項第6号	内閣府設置法第33条第1項	—
	O(F) 再生職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法第106条の8第1項	国家公務員法第106条の12第1項	—
	O(F) 証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法第12条第1項	金融庁設置法第16条第1項	—
	O(F) 公認会計士・監査審査会会长、委員	公認会計士法第37条の2第1項	公認会計士法第37条の5第1項	—

/	選性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠	法定刑と根拠
法律上の守秘義務あり(個別法)	○(F)	食品安全委員会委員	食品安全基本法第29条第1項	食品安全基本法第29条第1項	—
	○(F)	公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財团法人の認定等に関する法律第35条第1項	公益社団法人及び公益財团法人の認定等に関する法律第39条第1項	—
	○(F)	国地方債券処理委員会委員	地方自治法第250条の9第3項	地方自治法第250条の9第3項	—
	○(F)	電気通信争議処理委員会委員	電気通信事業法第147条第1項	電気通信事業法第150条第1項	—
	○(F)	運輸審議会委員	国土交通省設置法第15条第1項	国土交通省設置法第21条第1項	—
	○(F)	土地鑑定委員会委員	地籍公示法第15条第1項	地籍公示法第18条第1項	—
	○(F)	衆議院議員選挙区選定審議会委員	衆議院議員選挙区選定審議会設置法第6条第2項	衆議院議員選挙区選定審議会設置法第6条第2項	—
	○(F)	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律第15条第2項	国会等の移転に関する法律第15条第8項	—
	○(F)	電波監理審議会委員	電波法第99条の3第1項	電波法第99条の4(国家公務員法第100条第1項を準用)	—
		特命全権大使	外務公務員法第8条第1項	外務公務員法第4条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(外務公務員法第27条)
		特命全権公使	外務公務員法第8条第1項	外務公務員法第4条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(外務公務員法第27条)
		特派大使	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(外務公務員法第27条)
		政府代表	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(外務公務員法第27条)
		全権委員	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(外務公務員法第27条)
		政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の職員及び職員	外務公務員法第8条第2項	外務公務員法第4条第1項(国家公務員法第100条第1項を準用)	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(外務公務員法第27条)
		防衛省職員(自衛隊員)	自衛隊法第35条第1項	自衛隊法第39条第3項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(自衛隊法第118条第1項)
法律上の守秘義務なし		東宮大夫	宮内庁法第12条第1項	—	—
		式部官長	宮内庁法第13条第1項	—	—
		侍従次長	宮内庁法第10条第2項	—	—
		官房主官	宮内庁組織令第3条第1項	—	—
		皇室医務主官	宮内庁組織令第3条第1項	—	—
		女官長及び女官	宮内庁組織令第4条第1項、第16条第1項	—	—
		侍医長及び侍医	宮内庁組織令第4条第1項、第16条第1項	—	—
		東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁組織令第5条第1項、第17条第1項	—	—

選性評価の対象外	職名	任命等の根拠	守秘義務の根拠	法定刑と根拠
法律上の守秘義務なし	東宮女官長及び東宮女官	宮内庁組織令第5条第1項、第17条第1項	—	—
	東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁組織令第5条第1項、第17条第1項	—	—
	宮務官	人事院規則 第5第2条第9号	—	—
	侍女長	人事院規則 第5第2条第9号	—	—
	O(F) 中央更生保護審査会委員長、委員	更生保護法第6条第1項	—	—
	O(F) 社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法第22条第1項	—	—
	O(F) 地方財政審査会委員	総務省設置法第12条第1項	—	—
	O(F) 労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法第27条第1項	—	—
	O(F) 公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法第5条第1項	—	—
	O(F) 中央社会保険医療協議会公益を代表する委員	社会保険医療協議会法第3条第6項	—	—
	O(F) 中央選舉管理委員会委員	公職選挙法第5条の2第2項	—	—
	日本エヌエスコ国内委員会委員	ユネスコ活動に関する法律第9条第1項	—	—
	日本学士院会員	日本学士院法第3条第1項	—	—
	日本学術会議会員	日本学術会議法第7条第2項	—	—

参照条文等

○官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）（抄）

第4条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

2 (略)

○国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十一号）（抄）

① 官吏その他政府職員の任免、叙級、休職、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、手当その他給与に関する事項及び服務に関する事項については、その官職について国家公務員法の規定が適用せられるまでの間、従前の例による。但し、法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て別段の定をなしたときは、その定による。

② (略)

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）（抄）

（秘密を守る義務）

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～⑤ (略)

（参考1）

○衆議院議員西村眞悟君提出我が国における外国人諜報部員の把握に関する質問に対する答弁書（内閣衆質第141第12号）

7について

一般職の国家公務員については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第一百条第一項において、秘密を守る義務が規定されている。

特別職の国家公務員についても、必要に応じて、個別の法令において秘密を守る義務が規定されている。また、特別職の国家公務員のうち国務大

臣等については、「国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏その他政府職員の任免等に関する法律」(昭和22年法律第121号)第一項の規定により、他の法律をもつて別段の定めがされた場合を除き、官吏服務紀律(明治20年勅令第39号)の規定の例により、秘密を守る義務を課せられている。

(参考2)

○參議院議員秦豊君提出官吏服務紀律の解釈と運用の実態等に関する質問に対する答弁書(内閣參質93第2号)

一について

(1) から (3) まで

官吏服務紀律(明治二十年勅令第三十九号)は、「官吏及俸給ヲ得テ公務ヲ奉スル者」の服務上の義務を定めたものであるが、昭和二十二年十二月三十一日限りで、その効力を失っている。

昭和二十三年一月一日以後は、国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏その他政府職員の任免等に関する法律(昭和二十二年法律第百二十一号。以下「法律第百二十一号」という。)の規定により、官吏その他政府職員の服務等に関する事項については、その官職について国家公務員法の規定が適用せられるまでの間、法律等をもつて別段の定めがされない限り、従前の例によることとされている。特別職の国家公務員については、国家公務員法の規定が現在なお適用されていないため、特別職の職員のうち法律第百二十一号施行の際に存していた職にある職員の服務については、他の法律等に別段の定めがない限り、なお官吏服務紀律の規定の例によることとなるものである。

なお、特別職の職員のうち法律第百二十一号施行後に新たに特別職とされた職にある職員については、必要に応じ、関係法令において個別に服務に関する所要の規定が設けられているものである。

(4) 及び (5)

職員の任用に当たり、その服務等に関する法令の適用関係を当該職員に告知することを要するものではない。

なお、官吏服務紀律は既に失効しているため、現在同勅令を直接所管する府省庁は存しない。

平成25年7月9日
内閣情報調査室

4 適性評価の調査事項について

本法案において導入する適性評価制度は、特定秘密の漏えいを防止するため、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがないと認められた職員以外の職員を特定秘密の取扱いの業務を行う者からあらかじめ除外するものである。

特定秘密の取扱いの業務を行う者がこれを漏えいするおそれは、

- ① 職員が自発的に特定秘密を漏えいするおそれ
 - ② 職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏えいするおそれ
 - ③ 職員が意図せず（過失により）特定秘密を漏えいするおそれ
- の3つに分類することができると考えられる。

上記のそれぞれのおそれを示唆するものとして、調査を実施すべき事項は、次のとおりである。

① 職員が自発的に特定秘密を漏えいするおそれ

職員の行動又は職員が置かれた状況から、特定秘密を漏えいすることにより得られる利益が、特定秘密を漏えいすることによる不利益に比べ大きいと考えられる者は、自発的に特定秘密を漏えいするおそれがあると評価し得る。

例えば、テロ活動に自ら関与したり、テロ組織を支援している者は、自発的に特定秘密を漏えいするおそれが高いことは言うまでもない。また、借入金が多額の場合、情報入手を企図する外国情報機関等から資金提供を誘因として、情報提供を求められる可能性があり、逆に収入に比して多額の資産を保有している場合には、特定秘密の漏えいによって当該資産等が得られた可能性が否定できない。したがって、これらの事情があるか否かを確認する事項として、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動（以下「特定有害活動」という。）との関係や信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが必要である。

② 職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できず特定秘密を漏えいするおそれ

職員が自発的に特定秘密を漏えいする事情がなくとも、情報入手を企図する外国情報機関等が、特定秘密の漏えいの働き掛けを行った場合に、職員がこれを排除できず、秘密を漏えいせざるを得なくなる場合がある。

例えば、配偶者の本国に所在する家族に危害を及ぼす、あるいは外国に職員が有する資産が不利益を被る可能性を示唆するなどし、外国情報機関等が漏えいを働き掛けることが考えられる。これら状況にあるか否かを確認するためには、職員に加え、職員に影響を及ぼし得る家族又は同居人が外国とどのような関係を有しているかを、また、これを基に、不当な働き掛けを受けるおそれがあるか否か、あるいは、現に働き掛けを受けていないかを調査する必要がある。このため、特定有害活動との関係について調査することが必要である。

③ 職員が意図せず（過失により）特定秘密を漏えいするおそれ

特定秘密の漏えいを防止するためには、常に、その保護について規定する各種の規範を理解し、自己を律してこれを適切かつ確實に講じる必要があるところ、これを期待できない者に特定秘密の取扱いの業務を行わせれば、本人に故意がなくとも漏らしてしまうことになりかねない。

具体的には、規範意識が欠落していること、合理的な行動をとるべく自己を管理できること又は精神疾患等の影響により是非善悪を弁識できない状態に陥る可能性があることが、行動又は状況に具現している者が該当すると考えられることから、犯罪及び懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴、薬物の濫用及び影響、精神疾患、飲酒についての節度、信用状態その他の経済的な状況といった事項を調査することが必要である。

平成25年7月9日
内閣情報調査室

5 適性評価の調査事項の内容について

本法案では、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査をすべき事項として次の事項を規定することとしている。

- ・ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動（以下「特定有害活動」という。）との関係に関する事項（家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）
- ・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ・ 精神疾患に関する事項
- ・ 飲酒についての節度に関する事項
- ・ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

これらの事項の調査内容と調査を行う理由は、次のとおりである。

1 特定有害活動との関係に関する事項

「特定有害活動との関係」は、次の3つの場合が考えられる。

第1は、評価対象者が特定有害活動そのものを自ら行ったり、自らは特定有害活動を行ってはいないものの、支援を行うなど特定有害活動に関わったと認められる場合である。評価対象者自身が特定有害活動を自ら行ったり、これに関わったことが認められる場合、再び特定有害活動を行うために、特定秘密を漏えいするおそれが高い。

第2は、評価対象者が特定有害活動を行う団体の構成員となっていたり、特定有害活動を行う団体や個人を支援していると認められる場合である。特定有害活動を行う団体等として、例えば、テロ組織や外国情報機関等が考えられるが、これら団体等は、テロ組織であればテロ活動を実行するために重要防護施設の警備実施状況を、また、外国情報機関等であれば我が国の防衛計画や安全保障政策に関する重要事項といった特定秘密を入手し

ようと企図しており、評価対象者がこれら団体等の構成員である場合は当然のこと、これら団体等を支援している者である場合には、特定秘密を取り扱ったときに、自発的にこれら団体に対して、特定秘密を漏えいするおそれが高い。支援の形態としては、団体の活動に密接に関わっている場合はもとより、金銭的な支援を行っている場合やその行動から団体の活動を理解し、その活動をサポートしていると認められるなど様々な形態が考えられる。

第3は、特定有害活動を行う団体又は個人から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを受けた場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められる場合である。団体等が影響力を行使する形態としては、例えば、団体等が多大の金銭の提供を行う、配偶者の本国に居住する親族に対し危害を及ぼす可能性を示唆するなど様々な形態が考えられる。我が国における過去の情報漏えい事件をみると、第1や第2の場合に該当する者による漏えいではなく、秘密を取り扱う職員に対し、外国情報機関等が様々な形で接触を図り、度重なる接触を経て、心理的に外国情報機関等に協力せざるを得ない関係となり、秘密の漏えいに至った事例が多く、適性を判断するに当たり、最も考慮すべき事項と考えられる。また、特定有害活動を行う団体又は個人から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを受けた場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められるかどうかについては、評価対象者本人の行動や活動を調査するだけでは、その端緒を得ることは難しいと言わざるを得ないことから、評価対象者の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項その他政令で定めるものについても調査を実施し、評価対象者と特定有害活動との関係について端緒を得ることとしている。

これら「特定有害活動との関係」に関する事項として、適性評価においては、評価対象者に、第1から第3に該当する「特定有害活動との関係」を示すような活動や行動がないかを調査する。

2 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

「犯罪及び懲戒の経歴」とは、過去に犯罪を犯し、罰せられた経歴及び懲戒処分を受けた経歴をいい、「犯罪及び懲戒の経歴に関する事項」とし

て、評価対象者が過去に犯罪を犯し、罰せられたことがあるか及び懲戒処分を受けたことがあるか、ある場合には、犯罪を犯した、又は懲戒処分を受けた時期、動機、背景等を調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを強く示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれが高いと評価し得る。

3 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（2に掲げるものを除く。）

「情報の取扱いに係る非違の経歴」とは、職場の服務規程、文書管理規則その他の規則における情報やシステムの管理に関する部分に違反し、監督上の注意・指導を受けた経歴をいい、「情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項」として、評価対象者が監督上の注意・指導を受けたことがあるか、ある場合には、当該違反事実を起こした時期、動機、背景等を調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、犯罪や懲戒に至らなくとも、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれが高いと評価し得る。

4 薬物の濫用及び影響に関する事項（2に掲げるものを除く。）

本項目は、評価対象者が、所持・使用等が禁止されている薬物を濫用したことのみならず、疾病のために処方された薬物を医師の指示に従わずに服用することがあるか、処方されている薬物を服用することにより、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じることがあるかを調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれがあると評価し得る。

本項目については、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じること等があるという事実をもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、薬物の濫用及び影響の背景・理由、疾病の治療の見通し等を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれを示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、特定秘密を漏らすおそれがあると判断することとなる。

5 精神疾患に関する事項

本項目では、精神に係る事由を原因として、意識や記憶を失ったりしたことがあるか、アルコール依存症、躁うつ病、認知症等精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者が特

定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれがあると評価し得る。

本項目については、精神疾患があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、精神疾患の具体的症状、その後の治療の経過、再発の可能性を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれを示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、特定秘密を漏らすおそれがあると判断することとなる。

6 飲酒についての節度に関する事項

本項目では、飲酒を原因として、所持品の紛失、自傷その他の自己に損害を発生させる行動や他人との人間関係に悪影響を与える行動をとったことがあるかを調査する。

特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれがあると評価し得る。

本項目については、飲酒を原因として、トラブルを起こした事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、評価対象者が起こしたトラブル等の具体的な内容、その時期、背景・理由等を踏まえ、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれを示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、特定秘密を漏らすおそれがあると判断することとなる。

7 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

本項目は、評価対象者に住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、自己の資力に照らし不相

応な金銭消費があるか、過去に自己破産したり、賃金・資産等を差し押さえられたことがあるか等を調査する。

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者は、自発的に特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者は、自発的に特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る。

さらに、特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合、本人にその意図がなくても特定秘密が漏れるおそれがあると評価し得る。

本項目については、調査の対象となる事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、返済能力を超える債務を抱えているなど自ら進んで秘密を漏らす動機となり得る事情等を具体的に勘案して、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれを示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、特定秘密を漏らすおそれがあると判断することとなる。

平成25年7月9日
内閣情報調査室

6 適性評価において公私の団体に照会を行う権限について

本法案で導入する適性評価は、行政機関の長が評価対象者に特定秘密の取扱いの業務を行わせようとしたことを契機として実施するものであり、許認可等の申請に伴って行政機関が欠格事由等に該当するか否かを調査する場合とは異なっている。このため、本人の申請等がない中で、精神疾患や経済的な状況に関することといったプライバシーに深く関わる個人情報について、公務所又は公私の団体に照会等する権限を法律上明記することは、いささか行き過ぎではないかとの懸念があり得る。

しかしながら、特定秘密の取扱いの業務を行った場合においてこれを漏えいするおそれがないと認められた職員のみがその取扱いの業務を行うことができることとする適性評価制度は、特定秘密の保護を図るために重要な制度であり、漏えいをするおそれがあると認められるかどうかの評価を実施するに当たって、本人申告の真偽や申告された事項の詳細を確認したり、行政機関では通常把握し得ない事項を確認するため、必要な範囲内で公私の団体への照会等を行い、評価対象者に関する必要かつ十分な個人情報を取得することは必要不可欠となる。

また、本法案と同様に、調査対象者にとって直接的な利益がないにもかかわらず、公務所又は公私の団体に対する調査対象者に関する照会の権限を付与している例として、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第12条の裁判員候補者等についての裁判所による照会、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第12条の6の検察審査員候補者等についての検察審査会事務局長による照会の規定があるが、これらの法律においては、裁判所等が照会を行うに当たり、そもそも調査対象者本人の同意を必要とはされていない。

これに対し、本法案では、適性評価の実施に当たって、調査事項について行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会して評価対象者の個人情報を取得することを含め、評価対象者の明示的な同意を必要としているほか、適性評価において調査の対象となる調査事項を法律上明記し、行政機関の長が無制限に個人情報を収集することができないこととしていることから、他の立

法例と比較しても、過度な調査を行うものとはなっていない。

また、個人情報の取扱いについて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）は、本人の同意があるときは、行政機関が利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供すること（第8条第2項）を許容し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）も、本人の同意があるときは、個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うこと（第16条）及び個人データを第三者に提供すること（第23条）を許容しており、本人の同意を得て行う本法案の照会は、これら法律に沿ったものとなっている。

したがって、本法案において、行政機関の長が、評価対象者の同意を得て、プライバシーに深く関わる個人情報を公私の団体への照会することは、他の立法例や個人情報の取扱いを定めた法律に鑑みても行き過ぎたものではなく、適性評価の実効性確保のための合理的な制度であると言える。

<調査対象者に利益がないにもかかわらず、調査対象者について公務所又は公私の団体に対する照会の権限が付与されている例>

【参照条文】

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）

(抄)

(公務所等に対する照会)

第十二条 裁判所は、第二十六条第三項（略）の規定により選定された裁判員候補者又は裁判員若しくは補充裁判員について、裁判員又は補充裁判員の選任又は解任の判断のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 （略）

（欠格事由）

第十四条 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者

(就職禁止事由)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。

一～十八 (略)

2 次のいずれかに該当する者も、前項と同様とする。

一 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者

二 逮捕又は勾留されている者

(辞退事由)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一～七 (略)

八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。

ロ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。

ハ その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。

ニ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないものがあること。

(裁判員等の申立てによる解任)

第四十四条 裁判員又は補充裁判員は、裁判所に対し、その選任の決定がされた後に生じた第十六条第八号に規定する事由により裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが困難であることを理由として辞任の申立てをすることができる。

1 裁判所は、前項の申立てを受けた場合において、その理由があると認めるときは、当該裁判員又は補充裁判員を解任する決定をしなければな

らない。

○検察審査会法（昭和二十三年法律第二百四十七号）（抄）

第五条 次に掲げる者は、検察審査員となることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。

二 一年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

第六条 次に掲げる者は、検察審査員の職務に就くことができない。

一～十三（略）

第八条 次に掲げる者は、検察審査員の職務を辞することができる。

一～八（略）

九 重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者

第十二条の三 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

一 第五条各号に掲げる者であること。

二 第六条各号に掲げる者であること。

三 第八条各号に掲げる者であること。

第十二条の六 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者又は検察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

【参照条文】

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該

当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二～四 (略)

3・4 (略)

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四 (略)

2～5 (略)

平成25年7月9日
内閣情報調査室

7 国家公務員法上の懲戒の事由等との関係について

1 国家公務員法上の懲戒の事由等との関係

(1) 国家公務員法等における規定

国家公務員法（昭和22年法律第120号）等においては、官職に就くための絶対的能力要件として、欠格条項が定められており（国家公務員法第38条）、職員となった後に欠格条項に新たに該当することとなった場合には当然にその職を失うとされている（国家公務員法第76条）。

また、職員の分限、懲戒及び保障については公正でならなければならないとされ（国家公務員法第74条）、職員は、法定事由によらない限り、その意に反して、降任、休職、免職又は降給されることではなく（国家公務員法第75条）、本人の意に反する降任及び免職、本人の意に反する休職については、処分事由が法定され（国家公務員法第78条、第79条）、また、降給については、処分事由が人事院規則に具体的に定められている（人事院規則11-10第4条、第5条）。これら分限処分は、特定の場合に職員の身分保障が公務能率を阻害することがあることから、職員の意に反して身分を変動し、喪失させるものである。また、懲戒処分についても、懲戒事由が法定されており（国家公務員法第82条）、職員の義務違反に対し、公務の規律及び秩序維持の観点から制裁が科されるが、懲戒処分は、分限処分とは異なり、職員の責めに帰すべき義務違反、具体的には公務組織の規律や秩序を乱す非違行為あるいは不作為の存在を前提としている。

(2) 適性評価制度における調査事項と懲戒の事由等との関係

本法案において導入する適性評価制度は、行政機関の長又は警察本部長が、特定秘密の取扱いの業務を行わせようとする個別具体的の職員について、当該者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがあるかどうかを評価するものであり、公務員の能力を評価するものではない。こうした特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏えいするおそれがあるかどうかの評価は、国家公務員法等における

欠格条項で判断される官職に就く能力、分限処分において判断される公務能率を阻害していること、懲戒処分において判断される公務の規律と秩序を乱していることを評価するものではない。

また、以下の表のとおり、適性評価の調査事項を個別具体的にみると、適性評価に当たって調査する事項は、

- ・ 欠格条項、分限の事由及び懲戒の事由（以下「懲戒の事由等」という。）と関係を有する事項ではあるものの、適性評価で調査する事項は懲戒の事由等の対象となる事由に比べ、広範であり、かつ、懲戒の事由等に該当しなくとも、適性評価に当たっては特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断される事項となり得るものがあること
- ・ 懲戒の事由等に該当し得る事由には何ら当てはまらないものがあること

から、懲戒の事由等のみでは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかを判断することはできない。

調査項目	適性評価における調査事項と懲戒の事由等との差異
特定有害活動との関係	「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」が欠格条項に該当するが、適性評価においては、これに限られず、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国民及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動（以下「特定有害活動」という。）との関係が調査事項とされる。また、特定有害活動を行う団体との関係についても、構成員に加え、これを支援している場合等も含まれる。
	国籍については、欠格条項に明文の規定はないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには国籍を必要とするものと解すべきとされている。また、適性評価においても、国籍は調査事項とされる。
	家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものは、懲戒の事由等の対象とされていない。
犯罪及び懲	「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けること

戒の経歴	がなくなるまでの者」が欠格条項に該当するが、適性評価においては、刑の種類や輕重、執行猶予中であるか否かを問わない。
	2年以内の懲戒免職処分は欠格条項に該当するが、適性評価においては、懲戒免職に限らず、全ての懲戒の経歴を調査の対象とし、また、時期を問わない。
情報の取扱いに係る非違の経歴	懲戒の事由等の対象とならないが、適性評価においては、情報の取扱いに關し、監督上の注意・指導を受けたことがあるか否かも調査事項とされる。
薬物の濫用及び影響	薬物の濫用は、これが法律違反に該当する場合には懲戒処分の対象となり得る。また、薬物の影響により心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。一方で、適性評価においては、こうした場合のみならず、処方された薬物を服用することにより眠気・ふらつき等の薬理効果が生じているか否かも調査事項とされる。
精神疾患	精神的故障により職務の遂行に支障が生じる場合には分限処分の対象となり得るが、適性評価に当たっては、職務の遂行に支障が生じない場合でも、職務内外にかかわらず、記憶を失ったり、自己に損害を発生させる行為をとったりしたことがないかなどが調査事項とされる。
飲酒についての節度	飲酒の結果により、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。一方で、適性評価においては、こうした場合のみならず、所持品の紛失、自己に損害を発生させる行動や器物損壊等の行動を取ったことがあるかなども調査事項とされる。
信用状態その他の経済的な状況	通常、懲戒の事由等の対象とならないが、適性評価においては、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられないかなどが調査事項とされる。

2 適性評価の実施のために取得した個人情報の取扱い

適性評価においては、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わる個人情報を取得することとなるところ、適性評価によって取得されたプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価において利用されるのではないかといった不安感や不信感が評価対象者に発生すると、評価対象者が正確な情報を提供することを躊躇し、適性評価の実効性を損なうことになりかねな

い。このため、本法案においては、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を目的外で利用し、又は提供してはならないこととしている。

しかしながら、1のとおり、適性評価で調査する事項は、懲戒の事由等の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価を実施するために行う調査において、評価対象者について懲戒の事由等に該当する事由が明らかになることも想定される。このような個人情報を懲戒処分等のために、利用・提供することを禁止することとする場合、行政機関の長において、懲戒の事由等に該当する事由の存在を認識しながら、何らの措置を取ることができず、結果として職務を遂行することについての適格性を欠く者をその職位にとどまらせるという不合理な事態が生じることとなる。したがって、このような場合には、個人情報の利用・提供を例外的に認めることとする。

【参照条文】

○**国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）（抄）**

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（分限、懲戒及び保障の根本基準）

第七十四条 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

② (略)

(身分保障)

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(欠格による失職)

第七十六条 職員が第三十八条各号の一に該当するに至つたときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令

(国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項

- の規定に基づく規則を含む。)に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
 - 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合
- ② (略)
- (秘密を守る義務)
- 第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。
- ②～⑤ (略)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 隊員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
- 四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合

を除き、その意に反して休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

○人事院規則一一一〇（職員の降給）（平成二十一年人事院規則一一一〇）（抄）

（降格の事由）

第四条 各庁の長（給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第二号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、各庁の長が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

- 一 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

イ 職員の能力評価又は業績評価の人事評価政令第九条第三項（人事評価政令第十四条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語が最下位の段階である場合（次条及び第六条第一項第一号イにおいて「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときてあって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

ロ 各庁の長が指定する医師二名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ハ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善

されないとき。

二 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の給与法第八条第一項の規定による定数に不足が生じた場合
(降号の事由)

第五条 各庁の長は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の人事院が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（欠格条項）

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（分限及び懲戒の基準）

第二十七条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならぬ。

- 2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める

事由による場合でなければ、その意に反して降給されることはない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休職等)

第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 (略)

4 職員は、第十六条各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 (略)

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2・3 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3・4（略）

5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（利用及び提供の制限）

第八条（略）

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが

明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 (略)

8 適性評価制度と適格性確認制度との比較

	適性評価制度	適格性確認制度
対象	<ul style="list-style-type: none"> ○特定期の保護に関する法律(案) 	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ガウンターインテリジェンス機能の活用に関する基本方針 (ガウンターインテリジェンス推進会議決定) ○秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン (ガウンターインテリジェンス推進会議承認) ○秘密取扱者適格性確認制度実施規程(各行政機関が作成)
実施者	<ul style="list-style-type: none"> ○国の行政機関の職員・都道府県警察職員・契約業者の役職員 ・特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった者 ・特定秘密の保護を通じた職業を行うためにその者について 必要であると認めたもの 等 	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の行政機関の職員 ・特別管理秘密の取扱いが見込まれることとなった者
調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ○行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官等は対象外。 ○行政機関の長 ○警察本部長 ○外國の利益を図る目的で行われ、かつ、國及び国民の安全への脅威となる情報その他の活動並びにテロ活動との関係に関する事項 (評価対象者の家族及び住居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他改めて定めるものを含む。) ○犯罪及び恐威の経歴に関する事項 ○情報の取扱いによる非難の経歴に関する事項 ○薬物の濫用及び影響に関する事項 ○精神疾患に関する事項 ○飲酒についての態度に関する事項 ○雇用状況その他の経済的な状況に関する事項 	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○セキュリティクリアランス対象活動を行っている國、組織又は人への贈り物 ○特定の外国への頻繁な私的送航 ○国外籍配偶者 ○帰化 ○特異な行動 ○刑事処分○懲戒処分等 ○情報の不適切な取扱い ○薬物滥用等 ○精神障害 ○アルコール依存等 ○金銭問題
同意の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○本人が質問票に記載し提出。 ○必要な範囲内において担当者が本人やその関係者(上司のほか友人を含む。)に質問。 ○上司へ事実担当課に質問。 ○本人に対する面接を実施。 	<p>概要</p> <p>※ 適格性の確認は、職員の任用に関する限り職員の権限の範囲内で実施しているものであり、また、対応措置を講じられるおそれがあることを考慮し、調査事項は公表していない。</p>
同意の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○評価対象者の同意を得て調査を実施する。 	<p>※ 職員の任用に際して任命権者の権限の範囲内で、主として人事管理情報を用いて適格性確認を実施することから、その実施に当たり必ずしも職員の同意を得ていない。</p>
結果の通知	<ul style="list-style-type: none"> ○法律に規定(同意に当たって照会することがある旨を告知)。 	<p>○対象者の同意を必須としていない</p>
理由の通知	<ul style="list-style-type: none"> ○適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲で通知する。 	<p>※ 適格性確認は、職員の任用に関する限り職員の権限の範囲内で実施しているものであり、適格性の有無の判断の結果や理由を通知することはしていない。</p>

9 本法案、国家公務員法、自衛隊法及びMDA秘密保護法の罰則の比較

	本法案	国家公務員法	自衛隊法	MDA秘密保護法
取扱業務者による漏えい(故意)	10年以下の懲役又は情状により10年以下の懲役及び1千万円以下の罰金	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第100条第1項、第109条第12号) ※「職員」による「職務上知り得た秘密」の漏えいを处罚。「職務上知り得た秘密」は、職員が職務の執行に關連して知り得た秘密のすべてをいい、職員が担当している職務に直接関係する秘密、すなわち、職務上の秘密のほか、担当職務外の秘密であっても職務の遂行に関連して知り得たものが含まれる(「逐条国家公務員法」832条)。	5年以下の懲役 (第122条第1項) ※「我が国の安全を害する目的をもって」漏えいした者は取扱業務者以外の者も处罚(第2号)。	10年以下の懲役 (第3条第1項第2号、第3号) ※「我が国の安全を害する目的をもって」漏えいした者は取扱業務者以外の者も处罚(第2号)。
業務知得者による漏えい(故意)	5年以下の懲役又は情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金	—	—	5年以下の懲役 (第3条第2項) ※業務知得者以外の者も处罚。
取扱業務者による漏えい(過失)	2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	—	1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金 (第122条第3項)	2年以下の禁錮又は5万円以下の罰金
業務知得者による漏えい(過失)	1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金	—	1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金	10年以下の懲役 (第3条第1項第1号) ※1探知・収集行為を处罚。 ※2「不当な方法で」行う場合のほか、「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもって」行う場合を处罚。
取得行為	10年以下の懲役又は情状により10年以下の懲役及び1千万円以下の罰金	—	—	5年以下の懲役 (第5条第1項、第3項) ※第3条第1項の罪の陰謀、教唆、せん動。
共謀独立教唆煽動	5年以下の懲役 ※取扱業務者による漏えい及び取得行為の共謀、独立教唆、煽動。 ※3年以下の懲役 ※業務知得者による漏えいの共謀、独立教唆、煽動。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第111条) ※第109条第12号に掲げる行為(秘密の漏えい)を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかしらはそのほう助をした者を处罚。	3年以下の懲役 (第122条第4項) ※取扱業務者による漏えいの共謀、独立教唆、煽動。	3年以下の懲役 (第5条第1項、第3項) ※第3条第1項の罪の陰謀、教唆、せん動。

平成25年7月9日
内閣情報調査室

10 業務知得者を処罰の対象とすることについて

1 取扱業務者の漏えい行為の処罰

特定秘密を取り扱うことを業務とする者（以下「取扱業務者」という。）は、特定秘密にふれる程度や頻度が高く、また、その職務上特定秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特定秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる。したがって、取扱業務者による特定秘密の漏えいは、他の者による場合と比べ、法益侵害の危険性が高く、また、非難可能性も大きいと考えられ、本法案では、「特定秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、」いわゆる守秘義務を定める国家公務員法等より重い法定刑を定めることとし、特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）第3条第1項第3号）等とのバランスを考慮し、自由刑の上限を10年とすることとしている。

2 取扱業務者以外で特定秘密にふれる者

しかしながら、特定秘密にふれることとなる者は、上記の取扱業務者に限られるものではなく、例えば、①特定秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において特定秘密の提示を受けた国會議員、③許認可権限に基づき特定秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により特定秘密の提出を受けた地方公務員、また、⑤国家間の協力のために特定秘密に接すことになった米国関係者についても、取扱業務者に該当しないと解される（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

さらに、これら特定秘密を保有する行政機関が法益の比較衡量によって特定秘密の伝達を行う場合以外にも、報道関係者が、取材活動中、行政機関の職員からのリークにより特定秘密を入手する場合や、一般人が遺失物

を拾得したところ、その中に特定秘密文書等が含まれていた場合なども考えられる。

このように、取扱業務者以外でも、（頻度は必ずしも高いわけではないにせよ、）様々な者が特定秘密にふれる場合が考えられ、特定秘密は、その漏えいが国及び国民の安全という極めて重要な法益を保護するものであることに鑑み、何人であっても、その知得した特定秘密を漏らしたときは、罰則の対象とすることも考えられる。

しかしながら、知得した特定秘密を漏らしたといつても、遺失物を拾得したところ、その中に特定秘密文書等が含まれていた上記事例のように、偶然に特定秘密を知得することは、特定秘密を厳格に保管・管理すべき者からの漏えいを防止することによってかかる事態を防止することができ、その保管・管理を離れた上記事例のような特定秘密の漏えいまでも処罰の対象とする必要はないと考えられる。

3 MDA秘密保護法にいう「業務により知得」

ところで、MDA秘密保護法は、「特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し」た特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者（第4条第1項）のほか、「業務により知得した」特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者についても（同条第2項）罰則を定めている。「業務により」とは、「自己の従事する業務に起因して、当然知るべくして知っている」ことをいい、「新聞記者が偶然知得し、あるいは取材活動として探知したものは、当然知るべくして知っているものとはいえないから、業務によりというには該当しない」とされている（町田充著「防衛秘密保護法解説」（以下「MDA秘密保護法解説」という。）48頁）。

また、その趣旨について、「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」（注：平成13年の自衛隊法の一部を改正する法律（平成13年法律第115号）による改正前は、現在の「特別防衛秘密」を「防衛秘密」と呼称していた。）を処罰することとしていたMDA秘密保護法の政府原案第3条第1項第3号（注：同号は参議院において修正され、現行MDA秘密保護法の第3条第1項第3号及び同条第2項となった。）に関し、「政府原案が、業務上の防衛秘密漏せつ罪を重く罰することとしたのは、業務上防衛秘密を知得し、又は領有している者は、公務員たるといなどを問わ

ず、国の信頼を受けて、防衛秘密を託されているのであるから、かかる者がこれを漏らすことは、国家に対する不信行為であり、また、国家の国際的信用を失墜することにもなるし、防衛秘密の漏えいの実害の甚大さにおいて、この罪より大きいものはないと考えたからである。」とした上で、修正後のMDA秘密保護法第3条第2項に関し、「広く「業務」といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者と同一の刑をもって臨むのは適當ではないと考えられたので、前者についてのみ10年以下の懲役とし、後者については、単に防衛秘密を漏らした者として5年以下の懲役とするよう国会で修正されたのである」としている（MDA秘密保護法解説49頁）。

以上のことからすると、MDA秘密保護法では、いわゆる取扱業務者以外の者について、業務により特別防衛秘密を知得した者は、偶然ではなく、特別防衛秘密を正当な権限により、行政機関から特別防衛秘密が提供され、知得するに至ったものであり、国の信頼を受け、特別防衛秘密を知得しているものであるから、その漏えいが処罰されるものであると考えることができる。

4 本法案の処罰対象

本法案では、特定秘密を適確に保護するため、特定秘密の取扱業務者以外であって、特定秘密を保有する行政機関の長が特定秘密を含む情報を提供できる場合を明確に規定することとしているところであり、このような取扱業務者以外の者で、行政機関の長から正当に特定秘密の提供を受けた者、すなわち、特定秘密を業務により知得した者については、MDA秘密保護法と同様に国の信頼を受け、特定秘密を知得したものであるから、その漏えい行為を処罰対象とすることとしている。

そして、その故意の漏えいに対する自由刑は、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にして、5年以下の懲役とすることとしている。一方、上記の提供の規定によることなく違法に特定秘密を入手した場合には、業務により特定秘密を知得したとはいえないから、その者に守秘義務を課すことができず、その者による漏えい行為を処罰対象とすることはしないが、もとより特定秘密の不正な入手については、これを提供した公務

員に対する漏えい教唆罪又はその手段によっては不正取得罪が成立し得るため、その段階において特定秘密の漏えいを抑止することができる。

なお、自衛隊法（昭和29年法律第165号）は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」による防衛秘密の漏えい行為のみを処罰の対象とし（自衛隊法第122条第1項）、それ以外の業務により防衛秘密を取り扱う者による防衛秘密の漏えい行為については、処罰の対象とはしていないが、そもそも自衛隊の任務等を定めることを目的とする自衛隊法とは異なり、本法案は、広く特定秘密の漏えいの防止を図るために制定するものであり、取扱業務者以外の業務により特定秘密を取得した者についても、その漏えいを処罰対象とすることが適切であると考えられる。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一・二 （略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 （略）

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であ

つて、公になつていのものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

- 2 (略)
- 3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
- 4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。
第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2～6 (略)

参考

MDA秘密保護法の政府原案と修正案

政府原案 (昭和29年3月23日 国会提出)	修正案(成立) (昭和29年5月26日 参・法務委員会に提出)
<p>第3条 左の各号の一に該当する者は十年以下の懲役に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 <u>防衛秘密で、通常不当な方法によらなければ探しし、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者</u> 三 <u>業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者</u> <p>2 (略)</p>	<p>第3条 左の各号の一に該当する者は十年以下の懲役に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 <u>わが国の安全を害する目的をもって、防衛秘密を他人に漏らした者</u> 三 <u>防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者</u> 2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。 3 (略)
<p>第4条 <u>業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により漏らした者は、二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第4条 <u>防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。</p>

■ 政府原案の「業務により」についての説明（昭和29年5月17日 参・法務委員会）

（政府委員（上村健太郎君））

この業務によりという言葉は或いは法務省からお答え願うほうが適當かと思いますが、自分の従事する業務に基づいたしまして当然知るべくして知つておるということあります。従いまして例を挙げますと、新聞記者の例でございますが、新聞記者は防衛秘密を知ることを直接の業務、当然知るべくして知るということではない、偶然取得し、或いは取材活動として了知した者はこの業務に当らないというふうに考えます。併しながら先

ほども例を挙げました検察官、或いは令状執行の裁判官、或いは外務省の係り官というようなものは防衛秘密を知ることが本来の業務として基因して知ることになるのであります、そういうものを業務によりというふうに解釈いたしております。

(参考)

○国防保安法（昭和16年1月29日国会提出）

第3条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国（外国ノ為ニ行動スル者及ビ外国人ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

○国防保安法案の「業務ニ因リ」についての説明（昭和16年2月1日）

(三宅政府委員)

一寸私カラ附加シテ御説明ヲ申上ゲマス「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領得シタル者」ト云フ、此ノ「業務ニ因リ」ト云フコトハ、是ハ例へバ新聞記者ガ国家機密ヲ唯知ツタト云フヤウナノヲ「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シタル者」ト、斯ウ解スルノデナイノデアリマシテ、即チ此ノ「業務」ト云フノハ、国家機密ヲ取扱フコトガ即チ其ノ業務ノ全部若シクハ一部ヲ成シテ居ル者ガ、其ノ業務上知得シタル國家機密ト、斯ウ云フ風ニ第三条或ハ第六条ト云フヤウナノ、解釈スルノデアリマス、尤モ新聞記者ト云ウヤウナモノガ全然関係ガナイト云フノデハゴザイマセヌノデ、第五条ノ場合ノ如キニ於テハ、新聞記者モヤハリ適用ガゴザイマス、即チ其ノ「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者」ト云フノハ、サウ云フ意味ダト御諒承ヲ願イタイト思ヒマス

(江原委員)

サウシマスト「業務ニ因リ」ト云フ範囲内ニハ、議員ガ帝国議会ノ秘密会ニ列席シタ場合ニハ、是ハ「業務」トスウ解釈シテ宜シウゴザイマスガ、其ノ他ハ入ラヌ、新聞記者ノヤウナ場合ニハ是ハ入ラナイト、斯ウ理解シテ宜シウゴザイマスカ

(三宅政府委員)

御説ノ通リデアリマス

■ 修正案の説明（昭和29年05月26日 参・法務委員会）

（一松定吉君）

それからその第三条の第三号は、原案では「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」とありますこの「業務」という文字が、どうも不明確でありますので、これは余り又広く何でもかんでも業務をやつている者はとなりますと、非常に立法者の趣旨にも反するように思いましたので、私はこれを防衛秘密を取り扱うことに關係のある者にしほりたいという意味におきまして、その關係ある者と、關係はなくてもその秘密を知得、若しくは領有したものとにこう二つに分けて、そうしてこれの区分をすることが穩当であると、かのように考えまして、原案の「業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らした者」というのを二つに分けまして、その修正の第三号といたしまして、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した防衛秘密を他人に漏らしたもの」これは十年でもよろしい。併しながら、その防衛秘密を取り扱うことを業務とする者でなくて、ただ何らかの機会に防衛秘密を知つた、その者が他人に漏らしたときは、防衛秘密を取り扱う者が漏らしたより情状が軽いのであるからして、これは科刑を軽くする、半分にする、こういう意味におきまして、さような者は五年以下の懲役に処するという、この第三号で今申上げましたように業務に關係ある者を罰して、そうして別に二項を設けまして、第二項には、業務に關係ない者は五年以下の懲役に処することを一項これは加えたのでございます。こういたしますると、今非常に世間で問題になっております、例えば裁判官とか、弁護士とか、或いは検事、警察官とか、或いは国会議員が国会の決議によってそういう工場を視察して秘密を領得するというようなものは、いわゆるこれを漏らしたとしても十年以下の懲役でなくて五年以下の懲役と、こういうふうに二つに分けることが必要だと思ってこの修正をいたしたのでございます。

それからその次の第四条は、今と同じように原案には「業務により」とありますのを、第三条の「業務により」ということを修正したのと同じ意味におきまして「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者でその業務により」かように修正いたしたいのであります。そして科刑の点は同じようになります、「二年以下の禁ご又は五万円以下の罰金」こういうふうに修正

し、なお第四条に第二項を入れます。それはつまり業務により知得し、若しくは領有したものを過失により漏らしたのですが、そういう業務等によつて漏らした者以外に、第三条第二項を設けましたように、そういうような防衛秘密に關係のない者が漏らしたときにはどうするか、そこでこれはそういう場合にはやはりこれを過失によつて漏らしてもこれを処罰しなければならない。そうかと言つて一般に誰でもが過失によつて漏らしたとき
に罰するということは、これは政府当局の考へてもいゝところであると
いう御説明でありますので、又私どももそこまで範囲を拡げて罰するとい
うことはよくないと思ひます。やはりここに「前項に掲げる者を除き、」
即ち業務に關係ある者を除き、「業務により知得し、又は領有した防衛秘
密を」かようにいたしました。一般国民が全部包含しないということにな
つて業務により知得し若しくは領有した秘密ということになるのでありますから、即ち新聞記者とか或いは裁判官、検事、警察官、或いは国會議員
というような、そういう業務によつて知得した者が過失によつて漏らした
ときには、これを業務によつて知得した者が過失によつて漏らしたときよ
りも刑を軽くする必要があるということで、「一年以下の禁こ又は三万円
以下の罰金に処する。」というように、かようにこれを修正補足いたした
のであります。

■ 町田充「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法—防衛秘密保護法解説」

○「三 業務上知得した領有した秘密を漏らす罪

(7) 政府原案では、単に「業務」とあり、「業務」とは、各人が社会上の地位に基き、継続して行う仕事をいうのであって、公務はもちろん、その他の職業、営業を含むものとされていた。

従つて、「業務により」とは、自己の従事する業務に基因して、当然知るべくして知つてゐることであつて、新聞記者が偶然知得し、あるいは取材活動として探知したものは、当然知るべくして知つてゐるものとはいえないから、業務によりといふには該当しない。これは、旧軍機保護法、旧国防保安法の国会審議の際及びその後の取扱においてもとられた解釈である。本法違反の被疑事件を担当する検察官、弁護人等がその刑事事件の手続の過程に

おいて知得することは、「業務により」に該当するが、担当者以外の者が偶然知得し、あるいは窃盗事件等他の事件の手続において知得することは、業務によりというに該当しないと解されていた。

このように、政府原案が、業務上の防衛秘密漏せつ罪を重く罰することとしたのは、業務上防衛秘密を知得し、又は領有している者は、公務員たるといなとを問わず、国の信頼を受けて、防衛秘密を託されているのであるから、かかる者がこれを漏らすことは、国家に対する不信行為であり、また、国家の国際的信用を失墜することにもなるし、防衛秘密の漏えいの実害の甚大さにおいて、この罪より大きいものはないと考えたからである。漏せつの対象となる防衛秘密につき、不当な方法でなければ探知収集することができないようなものというような制限を設けず、すべての防衛秘密の漏せつを処罰することとしたのも、この趣旨からである。しかし、広く「業務」といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当ではないと考えられたので、前者についてのみ10年以下の懲役とし、後者については、単に防衛秘密を漏らした者として5年以下の懲役とするよう国会で修正されたものである。ここに「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、防衛庁の防衛秘密を担当する職員、MSA供与兵器の修理者等が含まれるのである。」(48・49頁)

○ 「第4条 (略)

(解説) (1) (前略) 本条にいう防衛秘密が通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないというようなものであることは、前条第一項第二号及び第三号並びに第二項の場合と同様である。政府原案では、ここに業務上知得領有した者のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者とその他の業務を業務とする者とを区別していなかったのであるが、両者に対して同一の刑をもって臨むことは、前条について述べたと同様の趣旨から不適当と考えられたので、前者については二年以下の禁ご又は五万円以下の罰則、後者について

は、一年以下の禁ご又は三万円以下の罰金と刑を区別するよう国会で
修正されたのである。後者には、本法違反事件を担当する警察官、検
察官、裁判官等の係官、弁護人等が含まれるだろう。」(52・53頁)

平成25年7月9日
内閣情報調査室

11 漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について

1 問題の所在

国民の知る権利は、健全な民主主義の根幹を支える極めて重要な権利であるが、いかなる権利も絶対無制限なものではなく、公共の福祉による合理的な制限を受けるところ、本法案の特定秘密はその漏えいが国及び国民の安全に関わる重要な情報であり、このような情報を厳格に保全することは、国及び国民の安全の確保のためにやむを得ず、国民の知る権利の重要性を前提としてもなお合理性が認められる。

他方、最高裁は、国民の知る権利に奉仕するものとして報道の自由が憲法により保障されたとした上で、報道機関の報道が正しい内容を持つための取材の自由についても、憲法の趣旨に照らし十分尊重に値する旨判示しているところ^{*}、本法案で故意の漏えいの教唆及び取得行為を処罰対象とすることは報道機関の取材の自由を不当に制限することにならないかが問題となる。

2 検討

- (1) 漏えいの教唆と取材の自由の関係について、最高裁は、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものであ

*1 いわゆる博多駅事件では、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがつて、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」と判示されている（最大決昭44年11月26日）。

る場合には刑罰の対象となる旨判示しており²、このような手段・方法による取材行為が取材の自由を前提としてもなお保護されないことが判例上確立している。したがって、正当な取材行為により漏えい行為の教唆罪が成立しないことは明らかであり、本法案で漏えいの教唆を処罰の対象としても取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

(2) また、本法案における特定秘密の取得罪は、人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入といった本法案に規定する行為に限って処罰の対象とするものであり、上記の最高裁判例上刑罰の対象となる行為を処罰対象とするに止まり、取材の自由の下で保護されるべき取材行為を処罰対象とするものではない。

したがって、本法案で取得行為を処罰の対象としても、取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

*2 いわゆる外務省機密漏洩事件では、「取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない」と判示されている（最決昭53年5月31日）。

12 別表に該当する事項の具体例（イメージ）

第1号（防衛に関する事項）	
イ	自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 〈運用〉 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 自衛隊の運用状況 〈運用に関する見積り〉 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 防衛出動時等の自衛隊の対処に関する計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事項に関する分析又は予測 〈運用に関する計画〉 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）第18条） 〈運用に関する研究〉 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究
ロ	防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 防衛に関し自衛隊が収集した電波情報
ハ	口に掲げる情報の収集整理又はその能力 〈情報の収集整理〉 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 自衛隊における情報業務の実施状況、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等 〈収集整理の能力〉 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所
ニ	防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 〈見積り若しくは計画〉 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第8条及び第9条） 〈研究〉 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究
ホ	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 各部隊や自衛隊全体が保有する武器、弾薬、船舶、航空機、戦車、装甲車等の種類や数量
ヘ	防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 〈防衛の用に供する通信網の構成〉 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 自衛隊が作戦行動等において用いる自衛隊が所有し、使用する通信網の拠点、経路、その容量等 〈防衛の用に供する通信の方法〉 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）
ト	防衛の用に供する暗号 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号
チ	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法 〈仕様〉 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚 〈性能〉 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度 〈使用方法〉 <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 機雷の敷設深度

リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
〈製作の方法〉
○ 潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法
〈検査の方法〉
○ 機雷、レーダー等の検査の方法
〈修理の方法〉
○ 秘匿装置等の修理の方法
〈試験の方法〉
○ レーダー等の試験の方法
ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）
〈施設の設計〉
○ 特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置
〈施設の性能〉
○ 抗たん性能
〈施設の内部の用途〉
○ 施設の特定の区画（部屋）の使用目的
第2号（外交に関する事項）
イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
〈交渉の方針〉
○ 領域の保全に関する外国との交渉のための対処方針
○ 国連安保理決議に基づく船舶検査活動の実施に際しての我が国の実施区域に関する交渉の方針
〈協力の方針〉
○ 日米安全保障条約に基づく米国との協力の方針
○ 外国による核実験に関する国連安保理決議への対応方針
〈交渉の内容〉
○ 北方領土問題や北朝鮮による拉致問題に関する交渉におけるやりとりの詳細
○ 国連事務総長との会談での我が国の安全保障上の課題に関する同事務総長の発言
〈協力の内容〉
○ 外国による核開発を放棄させるために当該国に対して他の関係国と協調して行う働きかけの実施状況
○ 外国による核開発の動向に関し国際原子力機関に提供した情報
ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
〈措置〉
○ 領域の保全のために関係省庁が実施する準備措置
○ 戦略的に重要な物資の確保のための外国企業との調整
〈措置の方針〉
○ 外国が弾道ミサイルを発射した場合に執る措置（入国禁止、貨物の輸出入の禁止、関係団体等の資産の凍結等）の方針
○ 外国が軍事行動をとった場合に、これを支持又は非難する旨の声明の発出に関する方針
〈除かれる事項〉
○ 自衛隊の運用状況、「防衛、警備等に関する計画」（第1号イに該当）
○ 「統合中期防衛構想」（第1号ニに該当）
○ 大量破壊兵器関連物資の不正取引を防止するための計画（第3号イに該当）
○ 重要施設の警備の実施状況、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領（第4号イに該当）

**ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報
その他の重要な情報（第1号口、第3号口又は第4号口に掲げるものを除く。）**

- 我が国の安全保障に影響を与える外国の政府の外交方針に関して情報保護協定に基づき外国の政府から提供を受けた情報
 - 我が国の安全保障に影響を与える外国政府部内の同国指導者に対する支持状況に関して、外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた情報
 - 我が国の安全保障に影響を与える外国の指導者の健康状態について外国の情報提供者から秘密の保全を前提に提供を受けた情報
- 〈除かれる事項〉
- 防衛に関し自衛隊が収集した電波情報（第1号口に該当）
 - 外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報（第3号口に該当）
 - 外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた国際テロ組織関係者の動向（第4号口に該当）

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

〈情報の収集整理〉

- 外務省の情報収集活動の状況、態勢及び方法等
- 外務省の情報収集活動の情報源

〈情報の収集整理の能力〉

- 情報収集衛星の撮像能力

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

- 公電に用いる暗号

第3号（外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項）

イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

〈措置の内容〉

- 海外からの不正アクセスによる政府機関の情報窃取を防止するために講じる防護措置

〈措置に関する計画の内容〉

- 大量破壊兵器関連物資の不正取引を防止するための計画

〈措置に関する研究の内容〉

- 不正アクセスに対する防護措置の研究

ロ 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報

- 外国情報機関等の諜報活動に関し協力者から収集した内部情報
- 外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた大量破壊兵器関連物資の不正取引に関する情報

ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力

〈情報の収集整理の内容〉

- 治安機関の情報部門の態勢
- 治安機関の情報収集活動の対象団体・個人
- 治安機関の情報収集活動の手法・技法

〈情報の収集整理の能力の内容〉

- 治安機関の情報収集活動の情報源

ニ 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止の用に供する暗号

- 治安機関の職員が、外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止の用に供し通信内容を秘匿するために用いる暗号

第4号（テロ活動防止に関する事項）

イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

（措置の内容）

- 重要施設の警備の実施状況
- サイバー攻撃に対処するために講じている防御措置

（措置に関する計画の内容）

- 重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領

（措置に関する研究の内容）

- 外国における騒乱発生時の邦人退避計画の研究
- テロ発生時の諸外国の対応要領の研究

ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他のテロリズム等防止に関し収集した重要な情報

- 外国の情報機関から秘密の保全を前提に提供を受けた国際テロ組織関係者の動向
- 外国での邦人人質事件において外国の政府から入手した実行者・団体に関する情報、当該国の対処状況

ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力

（情報の収集整理の内容）

- 治安機関の情報部門の態勢
- 治安機関の情報収集活動の対象団体・個人
- 治安機関の情報収集活動の手法・技法

（情報の収集整理の能力の内容）

- 治安機関の情報収集活動の情報源

ニ テロ活動防止の用に供する暗号

- 治安機関の職員が、テロリズム等防止の用に供し通信内容を秘匿するために用いる暗号

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年7月11日 16:41

宛先:

添付ファイル: 130711法案概要(試案)関係省庁照会後.pdf (156 KB) ; 250711警察庁回答.jtd (28 KB)

警察庁 小林様、[REDACTED]様
お世話になっています。

各省庁の指摘を踏まえて、添付のとおり資料を修正したので送付します。

なお、時間がないため、送付した資料で直ちに法制局に持込みますのでよろしくお願ひします。
また、回答についても合わせて送付します。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

警察庁 担当者 殿

事務連絡
平成25年7月11日
内閣情報調査室

「特定秘密の保護に関する法律案について（意見・質問）」に対する回答について

標記について、貴庁からの7月11日付け意見及び質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 意見

「特定秘密の保護に関する法律案の概要（試案）」（以下「概要」という。）第2・1(2)イ中、「警察庁長官は、所掌事務の遂行上特段の必要のある場合に限り、都道府県警察に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる」とあるところを、「警察庁長官は、安全保障上必要と認めるときは、都道府県警察に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる」と修正されたい。

【理由】

警察庁長官が都道府県警察に（許容の意味で）特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合については、従来の資料においては、行政機関の長が他の行政機関の職員に特定秘密の取扱いを行わせることができるとの平仄もあって、「所掌事務の遂行上特段の必要のある場合」とされていたと承知しているところ、今般、行政機関の長が他の行政機関の長に特定秘密を提供することができる場合を「安全保障上必要を認めるときは」とするのであれば、警察庁長官が都道府県警察に特定秘密を提供することができる場合を「特段の必要のある場合に限り」と狭く限定する必要はないと考えるため。

(回答)

ご意見の通り修正する。

2 質問

概要第2・1(2)イにおける「都道府県警察」には、都道府県公安委員会も含まれるものと解してよろしいか。

また、都道府県公安委員会も含まれるものと解される場合、都道府県公安委員会委員は、合議制の機関を構成する職であって、就任について都道府県議会の同意によることを必要とするものであるため、概要第2・1(1)エ「その他職務の特性等を勘案して政令で定める者」に含まれ、適性評価の対象とならないものと解してよろしいか。

含まれる方向で検討したいが、都道府県公安委員会委員が、特定秘密の取扱いの業務を行う場合として具体的にどのようなものを想定しているのか、教示願いたい。

【送付】都道府県公安委員会関係

送信日時: 2013年7月11日 19:02
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: (案)250711都道府県公安委員会取扱い事例.jtd (26 KB)

内閣情報調査室 [REDACTED] 様

お世話になっております。警察庁の[REDACTED]です。
都道府県公安委員会が特定秘密を扱う場合については、別添案を検討しておりますが、幹部が府外に出ているため、決裁を受けることができません。
(他方で、修正が入る可能性は低いと思いますので、) 取り急ぎ、現時点のものを送付いたします。

警察庁警備局警備企画課

[REDACTED]
03-3581-0141 (内線[REDACTED])

-----作成者: <[REDACTED]> -----

宛先: [REDACTED]

送信元: [REDACTED]

日付: 2013/07/11 04:41PM

件名: 資料の送付について

警察庁 小林様、[REDACTED] 様

お世話になっています。

各省庁の指摘を踏まえて、添付のとおり資料を修正したので送付します。

なお、時間がないため、送付した資料で直ちに法制局に持込みますのでよろしくお願ひします。

また、回答についても合わせて送付します。

* *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線[REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* *

[添付ファイル "130711法案概要(試案) 関係省庁照会後.pdf" は [REDACTED] 警察庁 によって削除されました]

[添付ファイル "250711警察庁回答.jtd" は [REDACTED] /警察庁 によって削除されました]

内閣情報調査室担当官 殿

事務連絡

平成25年7月●日

警察察庁

都道府県公安委員会委員が特定秘密の取扱いの業務を行う場合について

見出しの件については、例えば以下のような場合が想定される。

- 1 原子力発電所に対するテロの危険性が高まっている状況において、原発立地県の警察本部が特殊部隊（S A T）の応援派遣を受けるために援助の要求（警察法第60条第1項）を行うに際し、警察力の不足について当該県公安委員会の理解を得るために、当該県警察の職員が、特定秘密である原子力発電所に係るテロ活動による被害の発生・拡大の防止に関する計画を説明する場合。
- 2 武力攻撃事態が発生し、発電所、上水道施設等の生活関連等施設の安全を確保するために都道府県公安委員会が立入制限区域を指定（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第102条第5項）するに際し、どの生活関連等施設に危険が迫っているのかについて当該都道府県公安委員会の理解を得るために、当該都道府県警察の職員が、特定秘密である防衛に関し収集した重要な情報（敵の部隊の配置・侵入予想等）を説明する場合。

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年7月16日 10:54

宛先: 鈴木 雄介(官房・副長官補室) [REDACTED]

櫻井 壮太郎(副長官補本室) [REDACTED]

[REDACTED] 竹川 洋平(安倍大臣) [REDACTED]

[REDACTED] 淡路 恵介(副長官補本室) [REDACTED]

添付ファイル: 130714法秉概要.pdf (174 KB); 取扱業務者以外の者に特定秘密を提供できる規定を設ける~1.pdf (327 KB); 取扱業務者以外の者に特定秘密を提供できる規定を設ける~2.pdf (333 KB); 不正競争防止法に規定する刑事訴訟手続の特例を設けない~1.pdf (243 KB); 不正競争防止法に規定する刑事訴訟手続の特例を設けない~2.pdf (250 KB); 法制局協議メモ.pdf (106 KB)

関係省庁各位

お世話になっています。

本日法制局に持ち込んだ資料、7月14日に行った法制局との協議メモ、12日に持ち込んだ資料（タイトルに記載）を送付しますのでご査収下さい。

* * * * * * * * * * * * * * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * * * * * * * * * * * * * *

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になっていないものに限る。）であつて、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。
※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 行政機関の長は、指定の際には、政令で定めるところにより、当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めるものとする。

エ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、(2)の適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「取扱業務適性職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、この限りでない。

オ 行政機関の長は、指定をしたときは、指定に係る事項が記載された文書に特定秘密の表示をすることその他当該事項が特定秘密である旨を明らかにし、及びこれを保護するために必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

カ 行政機関の長は、指定に際して、その指定に係る事項を他の行政機関が保有し

ていると認めたときは、当該他の行政機関の長に当該事項を特定秘密として指定する旨を通報するものとする。この場合において、当該行政機関の長は、ウ及びオの措置を講ずるものとする。

キ 関係行政機関の長は、特定秘密の指定、指定の解除その他特定秘密の保護に関し相互に協力するものとする。

(2) 特定秘密の提供

ア 行政機関の長は、安全保障上の必要により他の行政機関に特定秘密を提供するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他当該他の行政機関による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該他の行政機関の長と協議するものとする。この場合において、当該他の行政機関の長は、(1)ウ及びオの措置を講ずるほか、当該協議の結果に従い、その職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

イ 警察庁長官は、安全保障上の必要により都道府県警察に特定秘密の提供をするときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他当該都道府県警察による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に指示するものとする。この場合において、当該警察本部長は、(1)ウ及びオの措置を講ずるほか、当該指示に従い、その職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

ウ 行政機関の長は、安全保障上特段の必要により契約業者に特定秘密を提供するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる役職員の範囲その他当該契約業者による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該契約業者との契約に定めるものとする。この場合において、当該契約業者は、当該契約に従い、その役職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

エ アからウまでによる場合のほか、行政機関の長は、特定秘密の提供を受ける者が当該特定秘密を各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が行う審査若しくは調査で公開されないもの、^V 刑事事件の捜査その他公益上特に必要があると認められる業務若しくは手続において使用する場合であって、当該特定秘密を使用し、若しくは知る者の範囲を制限すること、当該業務若しくは手続以外に当該特定秘密が使用されないようにすることその他特定秘密を使用し、若しくは知る者がこれを保護するために必要なものとして政令で定める措置を講じ、か

つ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき又は民事訴訟法第223条第6項若しくは情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により提示する場合に限り、特定秘密を提供することができる。

(3) 適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員若しくは契約業者の役職員又は都道府県警察の職員（以下「行政機関職員等」という。）の同意を得て、次に掲げる事項について、当該行政機関職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行うものとする。

① 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）との関係に関する事項（当該行政機関職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）

② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

④ 薬物の濫用及び影響に関する事項

⑤ 精神疾患に関する事項

⑥ 飲酒についての節度に関する事項

⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関職員等若しくはその関係者に質問し、当該行政機関職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認めるかどうかの結果を当該行政機関職員等に対し通知しなければならない。

エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応するものとする。

オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認めるかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、国家公務員法上の懲戒の事由

等に該当する疑いがある場合を除き、目的外での利用及び提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
 - ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
 - イ 1 (2) エにより特定秘密を知得した者（自由刑の上限は懲役5年）
- (2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の特定秘密の保有者の管理を害する行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。
- (3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を取扱業務適性職員等に限定する旨の規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

別表

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

平成25年7月16日
内閣情報調査室

取扱業務者以外の者に特定秘密を提供することができる規定について

1 取扱業務者以外で特定秘密を知得する者

本法案においては、特定秘密を従来からの防衛秘密に限ることなく、我が国の安全保障に関する事項、すなわち「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」、「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項」及び「テロ活動防止に関する事項」に及ぼすこととしており、様々な行政機関が特定秘密を自ら指定し、保有するとともに、安全保障上の必要により、相互にこれを共有し、国及び国民の安全を確保するために活用することとしている。

このため、本法案では、各行政機関における特定秘密の取扱いの業務を行う職員の範囲を定め、取扱いの業務を行う職員について適性評価を実施するなど、特定秘密の保護に関し、講すべき措置の共通のルールを設けることとしており、安全保障上の必要により特定秘密を提供する場合には、提供先において特定秘密の保護上必要な措置を講じることを前提に、行政機関相互に特定秘密を共有することを可能にしている。

また、安全保障上の特段の必要により、物件の製造又は役務の提供を行う業者に特定秘密を提供し、自ら行うことのできない装備品等の製造等を行わせることが想定されることから、これら契約業者への特定秘密の提供についても規定することとしている。

すなわち、本法案においては、特定秘密の特質に鑑み、安全保障上の必要により行政機関相互間や行政機関から契約業者への特定秘密の提供を行うものとし、特定秘密の提供を受けた行政機関においても、当該特定秘密を保護するために、特定秘密の取扱いの業務を行う職員の範囲を定めるなどの措置を講じ、特定秘密を保護しつつ、その活用を図り、国及び国民の安全の確保に資することとしている。

しかしながら、特定秘密の提供を受けることがある者は、安全保障上の必要がある者に限られるものではなく、例えば、①国政調査権に基づき秘

密会において特定秘密の提示を受けた国会議員、②特定秘密の漏えい事件に携わる捜査関係者、③国家間の協力のために特定秘密に接することになった外国政府関係者のほか、④国民の生命又は安全の保護のために緊急にテロ情報等を提供する必要がある場合の都道府県の関係者、あるいは、⑤民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第6項の規定により文書の提示を受けた裁判所、⑥情報公開・個人情報保護審査会（平成15年法律第60号）第9条第1項の規定により行政文書等の提示を受けた情報公開・個人情報保護審査会が想定される。これらの場合、国会議員、裁判官、外国政府関係者は、行政機関以外の者であって、法令の規定により、又は国家間の協力のため、特定秘密の提供を受ける者であり、また、捜査関係者や情報公開・個人情報保護審査会関係者は法令に定める自らの業務のために特定秘密を取り扱う者であり、行政機関内部における安全保障上の必要を直接の理由として特定秘密の提供を受ける者ではなく、我が国の安全保障のため特定秘密を業務として取り扱う者を「取扱業務者」という場合、これらの者は、「取扱業務者」に該当しない。

2 取扱業務者以外の者への特定秘密の提供

(1) 規定の必要性

本法案においては、取扱業務者について適性評価制度を導入するなど、特定秘密を適確に保護するための措置を講じることとしているが、特定秘密は我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要なものであり、これが漏えいした場合には我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある。したがって、上記のような取扱業務者以外の者について、特定秘密に接する可能性が低い段階で一律に適性評価を行わせるのは困難としても、これらの者に対して特定秘密を保有する行政機関の長が特定秘密を提供できる場合の要件を本法案において明確に規定し、その漏えいを防止し、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすことがないことを確保することが必要である。

本法案において保護する特定秘密の特質に鑑みると、特定秘密の指定を解除することなく、特定秘密を提供するに当たって、次の事項を考慮することが必要であると考えられる。

ア 本法案では、安全保障上必要と認める場合には、行政機関相互で

特定秘密を共有することとしているところ、行政機関以外の者、あるいは、安全保障上の必要以外で他の行政機関に特定秘密を提供する場合に、特定秘密を使用する公益上の必要性が認められること。

イ 特定秘密の指定を解除することなく、特定秘密の非公知性を維持したまま、提供を行うものであることから、提供を受ける側において特定秘密を保護する措置を講ずることが確保されていること。

ウ 特定秘密が提供され、その保護措置を講じつつ、使用されることによって、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

そこで、本法案においては、特定秘密の提供を受ける者が当該秘密を公益上特に必要があると認められる業務又は手続において使用する場合であって、提供された特定秘密が適確に保護され、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれないと認める場合に限り、特定秘密を提供することができるものとするものである。

(2) 取扱業務者以外の者に特定秘密を提供することが想定される各ケースごとの検討

取扱業務者以外の者が特定秘密の提供を受ける際には、上記のとおり、特定秘密を使用する公益上の必要性と提供された特定秘密が適確に保護され、かつ、安全保障上の著しい支障を及ぼすおそれないと認められることが必要であるが、提供が想定されるケースごとに、これを整理すると、次のとおりとなる。

ア 国会の各議院又は各議院の委員会から報告又は記録の提出を求められた場合

両議院には国政調査権があり（日本国憲法第62条）、国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項では、各議院又は各議院の委員会から審議又は調査のため内閣又は官公署に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならないとしつつ、内閣又は官公署がその求めに応じないときにはその理由を説明しなければならず、さらに、その報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明があった場合には報告又は記録の提出をする必要がないとされている（国会法第104条第3項）。特定秘密の性格からこれを公開する形で提供することは、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものに該当

することになると、通常、考えられる。

しかしながら、日本国憲法第57条第1項及び国会法第62条の規定により、各議院の会議は、出席議員の三分の二以上の議決があったときは、公開を停めることができるとされ、また、国会法第52条及び第54条の4の規定により、各議院の委員会又は参議院の調査会は、決議によりこれを秘密会とすることができます、秘密会又は秘密会議の記録中、特に秘密を要するものと議決された部分は配布又は公表しないこととされている（日本国憲法第57条第2項、国会法第63条）。

したがって、特定秘密が、秘密会及び秘密会議に提供されるものであり、その記録の該当部分が配布又は公表されると認められる場合には、特定秘密の保護が確保されているものと認められ、特定秘密に関する報告又は記録の提出を行うことが、国政調査権により求められ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合には、特定秘密の提供を行うことがあり得る。

イ 刑事事件の捜査

刑事事件の捜査において、捜査機関は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第222条第1項により準用される第103条により、公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ押収することはできないとされている。また、第223条第1項に基づく第三者の取り調べは任意であり、さらに、この取調べに対して犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が出頭又は供述を拒んだ場合に第一回の公判期日前に限り検察官が裁判官に請求することができる証人尋問についても、刑事訴訟法第228条及び第144条により、公務員又は公務員であった者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人として尋問することができないとされている。特定秘密が記録された文書等の押収や、特定秘密について証言することは、公開の法廷でこれが明らかになることを前提としており、通常、国の重大な利益を害する場合に該当するものと考えられる。

一方で、特定秘密の漏えい事件等の捜査において、捜査を遂行するた

めに、捜査機関に対して特定秘密を提供することが公益上特に必要であると認められる場合が考えられる。この際には、当該秘密を開示しないこと、具体的には、当該秘密については、刑事訴訟法第316条の13に基づく検察官請求証拠とせず、また、弁護人・被告人側が第316条の15第1項の類型証拠又は第316条の20第1項の争点関連証拠として検察官に対し証拠開示を請求したとしても、当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、開示を拒むことについて、特定秘密の提供を行う行政機関と捜査機関との間で、事前に確認する必要がある。

ただし、特定秘密が捜査機関に提供された事件が起訴された場合、上記のとおり検察官が証拠開示をしないとしても、裁判所は、刑事訴訟法第316条の26の規定により、検察官が開示をすべき証拠を開示していないと認める時は、弁護人・被告人側からの請求により、決定で、当該証拠の開示を命じることができるとされており、当該決定をするに当たり、裁判所は、検察官の意見を聞かなければならず（刑事訴訟法第316条の26第2項）、必要があると認めるときは、検察官に対して弁護人・被告人側からの請求に係る証拠の提示を命じ、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることなく、開示の必要性や開示に伴う弊害の有無、内容、程度などを判断するものとされている（刑事訴訟法第316条の27第1項）。したがって、特定秘密の漏えい事件の捜査に当たり、特定秘密が捜査機関に提供された場合であって、当該事件が起訴され、公判前整理手続又は期日間整理手続において被告人側から特定秘密を含む証拠について請求があり、裁判所が開示命令を決定するに当たって、検察官が裁判所に特定秘密を含む証拠を裁判所に提示することが命じられたときには、当該特定秘密の保護は、刑事訴訟法により担保されていると認められ、検察官は特定秘密を裁判所に提供することができる。

なお、検察官において特定秘密を明らかにすることのできない理由を疎明することにより、証拠開示決定を回避できるものと考えられるが、万が一、特定秘密を記録する文書等について証拠開示決定が出された場合には、証拠としての開示であるから、弁護人や被告人に対し当該特定秘密を保護することを求めるることはできないものと認められ、特定秘密の指定を解除する必要がある（不正競争防止法のような刑事訴訟法の特例規定を設けない理由については別ペーパー参照。）。

一方、上記の証拠開示決定に当たっての刑事訴訟法第316条の27第1項以外の刑事事件の訴訟手続については、裁判所は、刑事訴訟法第103条により、公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ押収することはできず、また、第144条により、公務員又は公務員であった者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人として尋問することができず、さらに同条は第171条により鑑定についても準用されている。これら押収、証人尋問又は鑑定は、公開の公判廷において明らかにされることを前提としており、刑事事件の訴訟手続において、特定秘密の指定を解除することなく、特定秘密を提供することは、想定されない。

ウ 外国の政府又は国際機関への情報の提供

外国の政府又は国際機関との間では、相互の信頼関係に基づき、無断で第三者に提供しないこと、適切な秘密保護の措置を講ずること等を前提に情報交換を行っており、提供を受けた情報が漏えいした場合には、以後、情報提供を受けられなくなることもあり得ることから、提供の際の我が国との協議において取決められた保護の措置に関する約束は遵守されるものと認められる。

エ その他の特定秘密の提供

このほか、例えば、国民の生命・身体を保護するために、テロ計画に関する特定秘密を行政機関以外の都道府県の関係者に提供することがあり得るが、この場合においても、特定秘密の保護を図るために、特定秘密の提供を受ける者との協議において、特定秘密の保護に関し講ずべき措置が執られることを確認することが必要である。

オ 民事訴訟法第223条第6項の規定による文書の提示

民事訴訟手続において、裁判所は、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、当該監督官庁の承認を得なければならないとされており（民事訴訟法第191条第1項）、その場合、証人は証言を拒むことができ（第197条第1項第1号）、また、これらの者に鑑定人として職務上の秘密について意見を述べさせる場合

についても、第216条により第191条第1項及び第197条第1項第1号が準用され、監督官庁の承認を要するとともに、鑑定人は鑑定を拒むことができるとされている。また、文書提出命令の申し立てがあったときは、公務員の職務上の秘密に関する文書について、当該文書が民事訴訟法第220条第4号ロの「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に該当すると監督官庁が意見を述べたときは、文書提出命令の対象とされていない。したがって、民事訴訟手続において、特定秘密の指定を解除することなく、これを訴訟当事者に提供することは、通常、想定されない。

一方、裁判所は、当該文書提出命令の申立てに係る文書が民事訴訟法第220条第4号イからニまでに掲げる文書（公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの（同号ロ）等）のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができるとされているが、この場合、何人も、その提示された文書の開示を求めることができないとされている（第223条第6項）。

したがって、文書提出命令の申し立てがなされた場合であって、裁判所が民事訴訟法第223条第6項の規定により、特定秘密を含む文書について行政機関に提示を求めた場合は、当該特定秘密は同項の規定により保護されることが担保されており、また、裁判所のいわゆるインカメラ審査において使用されるものであることから、安全保障上の著しい支障を及ぼすおそれもないものと認められ、当該行政機関はこれを提示することになる。

なお、その可能性は低いものと認められるものの、裁判所が民事訴訟法第220条第4号ロに掲げる文書に該当するとの行政機関の意見に相当の理由がないと認め、文書提出命令が出された場合、行政機関は特定秘密の指定を解除して、当該文書の提出を行うか、文書提出命令に従わない場合には、当事者として当該文書の記載に関する相手方の主張が真実と認められることとなる（第224条第1項）。

力 情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定による行政

文書等の提示

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、以下「情報公開法」という。）に基づく開示決定等について不服申し立てがあったときは、行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に諮詢しなければならないとされ（情報公開法第18条）、情報公開・個人情報保護審査会は調査審議において必要があると認めるときは、諮詢庁に対し、行政文書の提示を求める求めるとされている（情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項）。この場合においては、何人も、その提示された行政文書の開示を求めることができないとされている（同項）。

したがって、情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により、特定秘密を含む行政文書等の提示を求められたときは、特定秘密は同項の規定により保護されることが担保されており、また、情報公開・個人情報保護審査会のいわゆるインカーメラ審査において使用されるものであることから、安全保障上の著しい支障を及ぼすおそれもないものと認められ、行政機関は特定秘密を提示することになる。

3 取扱業務者以外の者で特定秘密の提供を受けたものに対する罰則

本法案では、特定秘密が漏えいした場合に国及び国民の安全に及ぼす影響の大きさに鑑み、取扱業務者による特定秘密の漏えいに加え、上記の規定により行政機関の長から正当に特定秘密の提供を受けた者に対しては、国家公務員法等の一般的な守秘義務よりも厳格な守秘義務を課すこととし、これらの者が特定秘密を漏えいした場合の漏えい行為を処罰することとする。

なお、上記の規定によることなく違法に特定秘密を入手した場合には、特定秘密の保護を行うことを前提に正当に特定秘密を知得したものとは言えないから、その者に守秘義務を課すことができず、その者による漏えい行為を処罰対象とすることはしないが、もとより特定秘密の不正な入手については、これを提供した公務員に対する漏えい教唆罪又はその手段によっては不正取得罪が成立し得るため、その段階において特定秘密の漏えいを抑止することができるものと考えられる。

【公益上の必要がある場合に情報提供等を行う用例】

**○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成二十五年法律第二十七号) (抄)**

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～十一 (略)

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第一百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第五十三条において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三・十四 (略)

**○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)
(抄)**

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

○戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号) (抄)

第百二十六条 市町村長又は法務局若しくは地方法務局の長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情報を利用する必要があると認められるものため、その必要の限度において、これらの情報を提供することができる。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号) (抄)

(安否情報の提供)

第二十六条 法第九十五条第一項の規定により安否情報について照会をしよ

- うとする者は、照会をする理由、その氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならない。
- 2 前項の照会を受けた総務大臣又は地方公共団体の長は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。
- 3 前項の場合において、総務大臣又は地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報(武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、第二十四条第一項各号に掲げる情報)を回答するものとする。
- 4 (略)

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③ (略)

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第五十二条 委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。

② 委員会は、その決議により秘密会とすることができます。

③ 委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第五十四条の二 参議院は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができる。

- ② 調査会は、参議院議員の半数の任期満了の日まで存続する。
 - ③ 調査会の名称、調査事項及び委員の数は、参議院の議決でこれを定める。
第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十条の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第六十九条から第七十三条まで、第百四条、第百五条、第百二十条、第百二十一条第二項並びに第百二十四条の規定を準用する。
 - ② 前項において準用する第五十条の二第一項の規定により調査会が提出する法律案については、第五十七条の三の規定を準用する。
- 第六十二条 各議院の会議は、議長又は議員十人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。
- 第六十三条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。
- 第一百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。
- ② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。
 - ③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。
 - ④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）（抄）

第一百三条 公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収をすることはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百四条 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、第一号に掲げる者につ

いてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押収をすることはできない

- 一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者
- 二 内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職に在つた者

② 前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百四十四条 公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百四十五条 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、証人としてこれを尋問することはできない。

- 一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者
- 二 内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職に在つた者

② 前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百七十二条 前章の規定は、勾引に関する規定を除いて、鑑定についてこれを準用する。

第二百二十二条 第九十九条第一項、第百条、第百二条から第百五条まで、第百十条から第百十二条まで、第百十四条、第百十五条及び第百十八条から第百二十四条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする押収又は捜索について、第百十条、第百十一条の二、第百十二条、第百十四条、第百十八条、第百二十九条、第百三十一条及び第百三十七条から第百四十条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条又は第二百二十条の規定によつてする検証についてこれを準用する。ただし、司法巡査は、第二百二十二条から第二百二十四条までに規定する処分をすることができない。

②～⑦ (略)

第二百二十三条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をす

るについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

② (略)

第二百二十六条 犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十三条第一項の規定による取調べに対して、出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

第二百二十七条 第二百二十三条第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して任意の供述をした者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

② 前項の請求をするには、検察官は、証人尋問を必要とする理由及びそれが犯罪の証明に欠くことができないものであることを疎明しなければならない。

第二百二十八条 前二条の請求を受けた裁判官は、証人の尋問に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

② 裁判官は、捜査に支障を生ずる虞がないと認めるときは、被告人、被疑者又は弁護人を前項の尋問に立ち会わせることができる。

第二百八十五条 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② 弁護人（第四百四十条に規定する弁護人を含む。以下この項において同じ。）又は弁護人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第三百六条の十三 検察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、その証明予定事実（公判期日において証拠により証明しようとする事実を

いう。以下同じ。) を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、当該書面には、証拠とすることができます、又は証拠としてその取調べを請求する意思のない資料に基づいて、裁判所に事件について偏見又は予断を生じさせるおそれのある事項を記載することができない。

- ② 檢察官は、前項の証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。
- ③ : ④ (略)

第三百十六条の十四 檢察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。
- 二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したもの）をいう。以下同じ。）のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当ないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

第三百十六条の十五 檢察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付すること

とができる。

- 一 証拠物
 - 二 第三百二十二条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面
 - 三 第三百二十二条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面
 - 四 第三百二十二条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面
 - 五 次に掲げる者の供述録取書等
 - イ 檢察官が証人として尋問を請求した者
 - ロ 檢察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第三百二十六条の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの
 - 六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの
 - 七 被告人の供述録取書等
 - 八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。）
- ② 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- 一 前項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項
 - 二 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要なことその他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

第三百六条の十七 被告人又は弁護人は、第三百六条の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百六条の十四及び第三百六条の十五第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事實上及び法

律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第一項後段の規定を準用する。

② 被告人又は弁護人は、前項の証明予定事実があるときは、これを証明するためには、証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第三項の規定を準用する。

③ (略)

第三百十六条の十八 被告人又は弁護人は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。
- 二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。

第三百十六条の二十 検察官は、第三百十六条の十四及び第三百十六条の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六条の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百十六条の十四第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項
- 二 第三百十六条の十七第一項の主張と開示の請求に係る証拠との関連性

その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

第三百十六条の二十五 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百十六条の十四（第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百十六条の十八（第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。

③ (略)

第三百十六条の二十六 裁判所は、検察官が第三百十六条の十四若しくは第三百十六条の十五第一項（第三百十六条の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六条の二十第一項（第三百十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六条の十八（第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。

③ (略)

第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

② 裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、

当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

③ (略)

第三百十六条の二十八 裁判所は、審理の経過にかんがみ必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。

② 期日間整理手続については、前款（第三百十六条の二第一項及び第三百十六条の九第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第三百十六条の六から第三百十六条の十まで及び第三百十六条の十二中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、同条第二項中「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるものとする。

第三百十六条の三十一 公判前整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、前条の手続が終わった後、公判期日において、当該公判前整理手続の結果を明らかにしなければならない。

② 期日間整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、その手続が終わった後、公判期日において、当該期日間整理手続の結果を明らかにしなければならない。

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（抄）

（公務員の尋問）

第一百九十五条 公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁（衆議院若しくは参議院の議員又はその職にあった者についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職にあった者については内閣）の承認を得なければならぬ。

2 前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。

第一百九十七条 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

一 第百九十五条第一項の場合

二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは

祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合

三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合

2 前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。
(証言拒絶の理由の疎明)

第一百九十八条 証言拒絶の理由は、疎明しなければならない。
(証言拒絶についての裁判)

第一百九十九条 第百九十七条第一項第一号の場合を除き、証言拒絶の当否については、受訴裁判所が、当事者を審尋して、決定で、裁判をする。

2 前項の裁判に対しては、当事者及び証人は、即時抗告をすることができる。
(証人尋問の規定の準用)

第二百六十六条 第百九十五条の規定は公務員又は公務員であった者に鑑定人として職務上の秘密について意見を述べさせる場合について、第一百九十七条から第一百九十九条までの規定は鑑定人が鑑定を拒む場合について、第二百一条第一項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第一百九十二条及び第一百九十三条の規定は鑑定人が正当な理由なく出頭しない場合、鑑定人が宣誓を拒む場合及び鑑定拒絶を理由がないとする裁判が確定した後に鑑定人が正当な理由なく鑑定を拒む場合について準用する。

(書証の申出)

第二百六十九条 書証の申出は、文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。

(文書提出義務)

第二百二十条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

- 一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
- 二 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。
- 三 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

- イ 文書の所持者又は文書の所持者と第百九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書
 - ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - ハ 第百九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書
- ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）
- ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

（文書提出命令等）

第二百二十三条 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるとときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

- 2 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。
- 3 裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第二百二十条第四号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあった場合には、その申立てに理由がないことが明らかなときを除き、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁（衆議院又は参議院の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣の職務上の秘密に関する文書については内閣。以下この条において同じ。）の意見を聴かなければならない。この場合において、当該監督官庁は、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べるときは、その理由を示さなければならない。
- 4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百二十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。

- 一　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - 二　犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- 5 第三項前段の場合において、当該監督官庁は、当該文書の所持者以外の第三者の技術又は職業の秘密に関する事項に係る記載がされている文書について意見を述べようとするときは、第二百二十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べようとするときを除き、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くものとする。
- 6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。
- 7 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果)

- 第二百二十四条 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- 2 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様とする。
- 3 前二項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- (第三者が文書提出命令に従わない場合の過料)
- 第二百二十五条 第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、決定で、二十万円以下の過料に処する。
- 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)
(抄)

(審査会への諮問)

第十八条 開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

- 一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

○情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)(抄)
(審査会の調査権限)

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2～4 (略)

(参考)

○刑事訴訟法第316条の27第1項の解説（河上和雄他「大コメントタル刑事訴訟法 第2版」第7巻194・195頁）

II 証拠の提示命令

裁判所が開示の必要性や開示に伴う弊害の有無、内容、程度などを判断するためには、当該証拠の内容を確認しなければならない場合がある。公判段階においても、裁判所が証拠の採否を判断するため証拠内容を確認する手段として刑訴規則192条の提示命令の制度が設けられているが、これと同様の考え方から、必要に応じて裁判所が証拠内容を確認するために提示を命じができるものとされた。

この関係で問題となるのは、警察官が作成し保管するメモが証拠開示の対象となるものか否かを判断するために、裁判所が検察官に対して同メモの提示を求めることができるかどうかである。実務上、警察官が捜査の過程で作成したメモにつき証拠開示命令を受けると、裁判所は、まず検察官に対して該当するメモの存否につき釈明をすことになる。この場合の釈明は、開示対象となる備忘録に当たるか否かの判断は最終的に裁判所が行うべきものであることに鑑みれば、「犯罪捜査規範第13条に基づき作成された備忘録の存否」というような形ではなく、例えば、「争点となっている取調べその他の過程で作成されたメモの存否」というようにより対象を広げる形で行うのが相当である。そして、検察官の回答から証拠開示命令の対象たり得るメモが存在する可能性があれば、審査を尽くして判断するが、その際、必要があれば本条第1項により当該メモにつき提出命令を発して、インカメラによる審査を行い証拠開示命令の可否を決定することになる。以上に関しては、最三小決平20・6・25集62巻6号1886頁が、「警察官が捜査の過程で作成し保管するメモが証拠開示命令の対象となるものであるか否かの判断は、裁判所が行うべきものであるから、裁判所は、その判断をするために必要があると認めるときは、検察官に対し、同メモの提示を命ずることができるとるべきである。」と判示している。

III 閲覧・謄写の禁止

裁判所は、本条1項の規定により提示を受けて保管している証拠は、何人にもその閲覧又は謄写をさせることができない。これを認めてしまうと、開示に関する判断がなされる前に、既に開示がなされたのと同様の結果が

生じてしまい、明らかに不当なので、それを防止しようとしたものである。」

○民事訴訟法第223条第6項の解説（兼子一他「条解 民事訴訟法[第2版]」1246頁）

(4) イン・カメラ審査の効果 裁判所が提示を求めた文書について、所持者は提示の義務を負う。

所持者が一定の場合に提示を拒むことができるか。この点については、
①国家の安寧秩序に関する場合などきわめて限られた自由がある場合については、提示を拒むことができる（提示を拒んでも後述のような不利益な効果が生じない）とする見解（研究会304〔伊藤発言〕、三木・前掲講座新民訴(2)88、民事証拠法大系(4)186〔金子〕など）もあるが、
②提示された文書を閲読するのは裁判官だけであり、裁判官には厳格な守秘義務が課されていること、4項は高度の国家秘密等を定めるがその提出義務の審理（相当性の判断）に際してもイン・カメラ審理が可能であると解されていることなどに鑑みると、文書所持者はいかなる場合も6項による提示を拒むことはできないものと解するのが相当だろう。

○民事訴訟法第225条の解説（兼子一他「条解 民事訴訟法[第2版]」1255頁）

2 過料の制裁

文書の提出を命じられた第三者が、提出命令が確定したにもかかわらず文書の提出に応じないときは、裁判所は過料に処すことができる。補助参加人、も本条にいう第三者である。国や地方公共団体は本条による制裁は受けない（注釈民訴(7)136〔野村〕）。

平成25年7月16日
内閣情報調査室

本法案において不正競争防止法に規定する刑事訴訟手続の特例を設けない理由について

本法案においては、特定秘密の漏えい等の罰則規定を設けているところ、特定秘密の漏えい事件等の刑事裁判手続において漏えい等の対象となつた特定秘密の実質秘性が争点となつた場合、特定秘密が公になれば国及び国民の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、当該特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま、実質秘性を立証することが必要となる。

このため、本法案において、平成23年の不正競争防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第62号）により設けられた、不正競争防止法（平成5年法律第47号）上の営業秘密を保護するための刑事訴訟手続の特例である秘匿決定制度と同様の制度を導入すべきとの指摘もあり得る。すなわち、秘匿決定制度においては、裁判所は、被害者等の申し出に応じ、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、その場合、営業秘密を特定する事項を他の呼称に置き換えたり、当該事項にわたる尋問や陳述を制限したり、公判期日外の証人尋問や被告人質問を行ったりすることができるところ、本法案においてもこのような制度を導入すれば、刑事裁判手続において特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま、実質秘性を立証することが可能となるのではないかというものである。

しかしながら、これまでの秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法が採られており、秘密の内容そのものを明らかにしないまま、実質秘性を支障なく立証する方法として実務上確立している。外形立証とは、①秘密の指定基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること、②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること、③当該秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法をいい、判例上も「秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顯出できない相当の理由があ

ると認められるときは、（中略）それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものというべきである。」（東京高裁昭和44年3月18日判決）とされている。したがって、特定秘密の漏えい事件等においても、このような外形立証の方法をとることにより、刑事訴訟手続において、当該特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま、実質秘性を立証することが可能である。

特に、本法案における特定秘密は、防衛秘密と同様に、別表事項該当性等の厳格な要件により実質秘性が類型的に担保された上で指定という要式行為が行われ、かつ、適切な指定を担保するために指定権者、解除及び有効期間などが法律上各行政機関に共通のルールとして定められていることから、外形立証によりその実質秘性を十分立証し得るものと考えられる。

また、不正競争防止法改正時においても、自衛隊法（昭和29年法律第165号）上の防衛秘密について、自衛隊法において防衛大臣が秘密の指定を行うことが法定要件とされており、外形立証の方法が有効に行われていることから、刑事訴訟手続において秘密の内容を保護するための措置を特別に講ずる必要性は限定的であるとされているところである（当時の法制局説明ペーパー）。

これに対し、不正競争防止法にいう「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう」とされるのみで（同法第2条第6項）、秘密の指定は必ずしも必要とされていない。そして、同項のいわゆる秘密管理性については、過去の裁判例においては、実際に講じられていた具体的な秘密管理方法とともに、当該情報の性質、保有形態、情報を保有する企業等の規模等の諸般の事情を総合考慮し、合理性のある秘密管理方法が実施されていたか否かという観点から、秘密管理性について判断を行っているものと考えられている（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成21年改正版）」41頁）とされており、秘密の指定が前提となっていない営業秘密については、外形立証のみでは必ずしも有効な立証ができないおそれがある。また、そもそも営業秘密は、国の秘密である特定秘密とは異なり、公務上秘密物の押収（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第103条）、公務上の秘密に関する証人尋問（同法第144条）のように、国の重大な利益を害する場合に、これを承諾しないことができるとする規定がなく、

ひとたび営業秘密侵害行為について、告訴し、公訴が提起された場合には、被害者は、侵害された営業秘密の内容が公になるとの懸念が払拭できない。このような理由から、不正競争防止法には刑事訴訟手続の特例が設けられたものであると考えられる。

なお、本法案における特定秘密は、営業秘密とは異なり、我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要と認め、国が管理するものであり、その保護は報道・出版の自由や国民の知る権利との間で一定の緊張関係にあることは否定できず、特定秘密の漏えい等事件は、日本国憲法第82条第2項ただし書の常に対審を公開しなければならない

「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件」に該当する可能性がある。このため、不正競争防止法の秘匿決定制度において営業秘密の保護のために執られる呼称の置換え等の措置が、裁判の対審の公開の制限になるとは必ずしも直ちに言えないとしても、これらと同様の制度を本法案に設けることについては、上記の憲法の規定との関係で慎重な態度をとることが必要であると考えられる。

【参照条文】

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

7～10 （略）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に關

する法律（平成十一年法律第二百二十九号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示した者

三 営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

イ 営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること。

ロ 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。

ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

四 営業秘密を保有者から示された者であって、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

五 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは

開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号又は前三号の罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

2 (略)

3 第一項及び前項第六号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

4～7 (略)

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

2・3 (略)

第六章 刑事訴訟手続の特例

(営業秘密の秘匿決定等)

第二十三条 裁判所は、第二十一条第一項の罪又は前条第一項（第二十一条第一項第一号、第二号及び第七号に係る部分に限る。）の罪に係る事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該事件に係る営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

3 裁判所は、第一項に規定する事件を取り扱う場合において、検察官又は被告人若しくは弁護人から、被告人その他の者の保有する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、相手方の意見を聴き、当該事項が犯罪の証明又は被告人の防御のために不可欠であ

り、かつ、当該事項が公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

4 裁判所は、第一項又は前項の決定（以下「秘匿決定」という。）をした場合において、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定で、営業秘密構成情報特定事項（秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）に係る名称その他の表現に代わる呼称その他の表現を定めることができる。

5 裁判所は、秘匿決定をした事件について、営業秘密構成情報特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至ったとき、又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため第一項に規定する事件に該当しなくなったときは、決定で、秘匿決定の全部又は一部及び当該秘匿決定に係る前項の決定（以下「呼称等の決定」という。）の全部又は一部を取り消さなければならない。

（起訴状の朗読方法の特例）

第二十四条 秘匿決定があったときは、刑事訴訟法第二百九十五条第一項の起訴状の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならぬ。

（尋問等の制限）

第二十五条 裁判長は、秘匿決定があった場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とする。

2 刑事訴訟法第二百九十五条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかった場合について準用する。

(公判期日外の証人尋問等)

第二十六条 裁判所は、秘匿決定をした場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人を尋問するとき、又は被告人が任意に供述をするときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の尋問若しくは供述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密構成情報特定事項にわたり、かつ、これが公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期日外において当該尋問又は刑事訴訟法第三百十一条第二項及び第三項に規定する被告人の供述を求める手続をすることができる。

2 (略)

(尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令)

第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。

(証拠書類の朗読方法の特例)

第二十八条 秘匿決定があったときは、刑事訴訟法第三百五条第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。

(公判前整理手続等における決定)

第二十九条 次に掲げる事項は、公判前整理手続及び期日間整理手続において行うことができる。

- 一 秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれらの決定を取り消す決定をすること。
- 二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めること。

(証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請)

第三十条 検察官又は弁護人は、第二十三条第一項に規定する事件について、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、第二十三条第一項又は第三項

に規定する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、当該事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることを求めることができる。ただし、被告人に知られないようにすることを求めるについては、当該事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。

- 2 前項の規定は、検察官又は弁護人が刑事訴訟法第二編第三章第二節第一款第二目（同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による証拠の開示をする場合について準用する。（最高裁判所規則への委任）

第三十一条 この法律に定めるもののほか、第二十三条から前条までの規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄） (防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第一百三条 公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収することはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百四十四条 公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問

することはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

（参考）

○日本国憲法第82条第2項の解説（樋口陽一他「注解法律学全集4 憲法IV」）

2 公開の範囲

(1) 本条第1項によって公開を要するのは、「裁判の対審及び判決」である。「対審」とは、訴訟当事者が裁判官の面前でそれぞれ自己の主張をたたかわせることをいう。民事訴訟における「口頭弁論」、刑事訴訟における「公判手続」が、ここにいう「対審」にあたる。「判決」は、対審に基づいて、原告（民事事件の場合）あるいは検察官（刑事事件の場合）の申立てに対して裁判所の与える終局的判断である。この意味の「対審」および「判決」とは、ともに、裁判の核心的部分をなすものである。本条1項は、こうした裁判の核心的部分の公開を定めるものである。したがって、たとえば公判の準備手続のような核心的でない部分については、必ずしも公開を要しない（最〔大〕決昭23〔1948〕・11・8 刑集2巻12号1498頁）。」（162・163頁）

2 絶対的公開

(1) 本条2項但書は、「政治犯罪」、「出版に関する犯罪」、「この憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件」の対審については、たとえその公開が公序良俗を害するおそれのある場合であっても絶対的に公開されなければならないことを定める。これは、公開原則の例外を極力限定しようとする趣旨

に出たものであり、上の三つの事件については、裁判の構成の確保が特に要請されるところから、いかなる場合にも公開を停止できないものとしたのである。もっとも、訴訟関係人の人権への配慮という点からいうと、これらの事件の場合であっても、一切の例外を認めずに絶対的に公開すべきものとすることが妥当かどうかは、立法論的には疑問の余地があるだろう。

(2) 「政治犯罪」について、本条がその対審の絶対的公開を定めたのは、支配権力の秩序を侵害する犯罪については、不公正な裁判が行われるおそれが特に強いと考えられるためである。したがって、ここにいう「政治犯罪」の意味も、この観点からとらえられるべきであって、およそ何らかの政治的意図ないし動機にもとづく犯罪一切をさすのではなく、国家の政治的基本秩序を侵害する犯罪としてとらえられるべきである。それは、被侵害法益が国家の政治的基本秩序であるような犯罪（たとえば、刑法上の内乱罪や外患罪）のみならず、たとえば、政治的基本秩序の破壊・変革を目的として政府の要人を殺害するなどの場合をも含む（註解1243頁、佐藤・注釈(下) 1081頁、宮沢・コメ701頁）

(3) 本項但書が、「出版に関する犯罪」の対審を絶対的に公開すべきものとしているのは、出版が表現の自由の重要な手段であり、したがって、特に公正な裁判を確保すべきことが要請されるとの観点に立つものであろう。「出版に関する犯罪」の意味については、これを、出版そのものに関する犯罪および出版によることが構成要件（または加重的構成要件）とされている犯罪に限るとするA説（宮沢・コメ702頁、佐藤・注釈(下) 1082頁）と、出版という方法によって行われる犯罪を広くさすと解するB説（註解1243頁）とがある。本項但書のこの規定の趣旨が、表現の自由に対する不当な侵害がないように特に裁判の公正を確保するという点にあるとすれば、出版によることが構成要件（または加重的構成要件）とされているか否かに決定的な意味をもたせることは、妥当ではなかろう。したがって、B説を正当とする。もっとも、本項但書には、もう一つ「憲法第3章で保障する国民の権利が問題となってゐる事件」が掲げられているから、A説をとった場合とB説をとった場合とで、そ

れほど大きな違いが生ずるとは思えない。

- (4) 「憲法第3章で保障する国民の権利が問題となってゐる事件」の対審が絶対的に公開されるべきものとされるのは、国民の憲法上の権利の重要性に鑑み、「出版に関する犯罪」の場合と同じく、特に裁判の公正を確保する必要が大きいと考えられるからである。憲法上の問題が「問題となってゐる事件」とは、憲法が保障する国民の権利に対して法律が制限を加えており、その制限に違反したことが犯罪として問責されている事件をいう（宮沢・コメ703頁、佐藤・注釈(下) 1082頁）。なお、ここに、問題となっている「事件」とあるが、「政治犯罪」及び「出版に関する犯罪」とならべて規定されているところからも、ここにいう「事件」は刑事事件をさすものと解される（通説）。（167・168頁）

○外形立証に関する判決等について イージスシステムに係る情報漏えい事件 【事件概要】

海上自衛隊三等海佐が、MDA秘密であるイージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛隊3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの。

平成19年検挙、MDA秘密保護法違反（懲役2年6月猶予4年）。
【平成20年10月28日横浜地裁判決（抜粋）】

1 本件CDにイージス武器システムに関する防衛秘密が記載されていることに関する立証（争点①）について

- (1) 秘密保護法3条1項3号の文言及び趣旨を考慮すると、同号にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱いの指定をしただけでは足りず、「秘密」とは、秘公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として刑罰制裁によって保護するに値すると認められるもの、すなわち、実質秘をいうと解されるところ、このように解する以上、これに相当するか否かの判断にあたっては、当該秘密の対象そのものを公判廷において公開するに適しない場合があることが当然予想されるから、秘密の種類、性質等のほか、秘密にする実質的理由として当該秘文書等の立案・作成過程、秘指定を相当とする具体的理由等を明らかにすることによって、秘密の実態を推認

することは必要であり、かつ可能である。

- (2) そうすると、前期認定事実のとおり、本件CDに記録保存されたファイル中、「イージス概要（プレゼン）」と題されたファイルのうち10枚のシートには、イージス武器システムに関する性能等が記載されていることが認められるところ、イージス武器システムが極めて高度な軍事上の技術であるという性質からすると、上記シートの内容そのものを公判廷に顕出できないことについて相当の理由があることが首肯され、そのようなイージス武器システムの性質に加え、Mが上記シートを作成するにあたり、防衛秘密指定とされていたドキュメントを参照したという作成の経緯、Mがその海上自衛官としての経験を基に防衛秘密に該当すると判断して上記シートの欄外に「指定前特定防衛秘密」「秘ないし「極秘」と記載したこと、Nらが一様に各人の海上自衛官としての経験に照らして上記シートは防衛秘密に該当すると判断していることに照らすと、上記シートの内容は、実質秘としての防衛秘密に該当すると合理的に推認できる。

営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会での議論 【研究会の概要】

刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的措置の在り方について検討を行うために、経済産業省及び法務省が、有識者から意見を聴取するため共同で設置したもの。

【第1回研究会（平成22年11月2日）における事務局（法務省・杉山企画官）の説明】

「検察当局におきましては従来から、例えば国家公務員法の秘密漏えい罪等における事件の公判活動で、立証責任を全うしつつ、かつ秘密の内容を明らかにするということを防止するために、必要な内容自体を証明するわけではなくて、その内容を秘密扱いすべき必要性等のいわば外形的な事実を立証する、秘密の内容ではなく、周辺の外形的な事実を立証するといったことで工夫を行っているというところでございます。

具体的に、例えばすけれども、当該秘密の種類や性質、どうしてそれについて秘密扱いを必要とするのかといった点ですとか、あるいは秘密扱いするに当たっての指定の基準のようなものがあっ

て、それに従ってなされているのかというような、そういう点を考慮してやっているところでございます。」

【人事院・芦田と申します】特定秘密の保護に関する法律案等についての質問・意見
芦田 麻里衣 [REDACTED]

送信日時: 2013年7月17日 10:07

宛先: 内調職員191(内閣情報調査室)

Cc: 酒井 元康 [REDACTED] 森川 武 [REDACTED]

添付ファイル: 130717【人事院】質問・意見.jtd (53 KB)

内閣情報調査室 [REDACTED] 案

お世話になっております。
人事院の芦田です。

先日説明にお越しいただいた標記の件につきまして、法制局提出資料及び法案につきまして、当方の疑問点・意見等を別添のとおりまとめましたのでお送りいたします。

なお、法案第12条ただし書において、国家公務員法第75条第2項の降給に関する規定について読めていないのではないかという点については、お越しいただいた際に既にお伝えしたとおりですので、別添のペーパーには記載しておりません。

何卒よろしくお願ひいたします。

* * * * *
人事院 事務総局 企画法制課 法制調査室
芦田 麻里衣
TEL [REDACTED] (直通) 【内線 [REDACTED]
FAX: [REDACTED]
E-mail: [REDACTED]
* * * * *

事務連絡

平成25年7月17日

内閣情報調査室 御中

人事院事務総局企画法制課

「国家公務員法上の懲戒の事由等との関係について」及び
「特定秘密の保護に関する法律案」について（質問・意見）

標記につきまして、下記のとおり質問・意見を提出いたします。

なお、御回答によりましては、追加の質問・意見等を提出させていただく可能性
がありますことを御承知おき下さい。

記

○ 「国家公務員法上の懲戒の事由等との関係について」関係

● 質問

（3頁表中「犯罪及び懲戒の経歴」欄）

- 1 ここでいう「懲戒」の定義をはっきりさせておいた方がよいのではないか。国公法等に基づく懲戒処分のみを指すのか、それとも訓告等の各省の内規に基づいて行われる矯正措置も含まれるのか。また、分限処分は含まれないという理解でよいか。
(法律案第7条第2項第2号についても同様)

● 意見

（1頁本文及び3頁表）

- 2 文章を以下のとおり修正されたい。
 - ① 1 国家公務員法上の懲戒の事由等との関係
 - (1) 国家公務員法等における規定

(略) これら分限処分は、特定の場合に職員の身分保障が公務能率の維持又は公務の適正な執行の観点からを阻害することがあることから、職員の意に反して身分を変動し、喪失させるものである。(以下略)

(理由) 分限制度の趣旨を明確にするため。

②

調査項目	適性評価における調査事項と懲戒等の事由との差異
情報の取扱いに係る非違の経歴	懲戒の事由等の対象とは必ずしもならないが、適性評価においては、情報の取扱いに関し、監督上の注意・指導を受けたことがあるか否かが調査事項とされる。

(理由) 情報の取扱いに関し、繰り返し注意・指導を受けていた事実が明らかになった場合には、懲戒処分や、「適格性欠如」(国家公務員法第78条第3号)に該当するものとして分限処分を行うことも想定されるところであり、「懲戒の事由等とはならない」とまでは言い切れないと考えるため。

③

調査項目	適性評価における調査事項と懲戒等の事由との差異
薬物の濫用及び影響	薬物の濫用は、これが <u>国公法等違反</u> に該当する場合には懲戒処分の対象となり得る。また、薬物の影響により <u>心身の故障のため</u> 職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。(以下略)

(理由) 「法律違反に該当する場合」とあるが、薬物の濫用により懲戒処分の対象となるのは、国公法第82条第1項各号に該当する場合であり、「法律違反」ではなく「国公法等違反」若しくは「信用失墜行為等」に改める方が適切であると考えるため。

薬物の濫用によって職務の遂行に支障がある場合、「勤務実績不良」(国家公務員法第78条第1号)や「適格性欠如」(同第3号)に該当するものとして分限処分を行うことも想定されるところであり、処分事由を「心身の故障」(同第2号)に限定する必要はないと考えるため。

④

調査項目	適性評価における調査事項と懲戒等の事由との差異
飲酒についての節度	飲酒の結果により、 心身の故障のため 職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。

(理由) 飲酒によって職務の遂行に支障がある場合、「勤務実績不良」(国家公務員法第78条第1号) や「適格性欠如」(同第3号) に該当するものとして処分を行うことも想定されるところであり、処分事由を「心身の故障」(同第2号) に限定する必要はないと考えるため。

(2頁本文)

3 法案第12条第1項ただし書で目的外利用を認める「欠格条項、分限の事由及び懲戒の事由」について、「懲戒の事由等」との略称を付しているが、任命権者の裁量判断に基づく懲戒処分を目的外利用が可能な場合の代表例として掲げるのではなく、例えば、裁量の余地が少ない「欠格条項等」といった略称を用いる方が適切ではないか。(法律案の概要2頁についても同様)

○ 「特定秘密の保護に関する法律案」関係

● 質問

(第12条第1項)

- 4 本項によって適法に行政機関の長から情報提供を受けた行政機関の長ではない任命権者は、本項によって（本項ただし書に列挙する条項に該当する場合に限り、あるいは、限らず）適法に当該情報を利用できると解してよいか。
- 5 本法における適性評価の実施権者である行政機関の長と職員に対する人事権・懲戒権等を有する任命権者とは、必ずしも一致するものではないと考える（国公法第55条第2項による任命権の委任等により異なる場合を含む）が、適性評価のための調査において明らかになった懲戒の事由等の利用・提供等を認めるに当たっては、両者の関係（特に一致しない場合について）を整理しておいた方がよいのではないか。

例えば、適性評価の結果を踏まえて人事異動を行うことは想定しているのか。この場合、人事異動を行うのは任命権者の権限であると考えられるが、行政機関の長ではないところの任命権者はその人事異動に必要な情報をどのように把握できるのか整理しておいた方がよいのではないか。

また、このような場合、行政機関の長から任命権者への情報提供は、目的内利用か目的外利用か整理しておいた方がよいのではないか。

(その他)

- 6 国公法第100条第4項は、人事院（国家公務員法第17条の2の規定に基づき国家公務員倫理審査会に委任されている場合を含む。）で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に関しては、職員の守秘義務と、秘密の公表に関する所轄庁の長の許可の規定を適用除外としている。このことと抵触しないよう、以下について整理していただきたい。

特定秘密の保護に関する法律によって、職員は、特定秘密を漏らしたときは罰則を受けることとなっているが、人事院による調査又は審理の際、人事院から求められる情報として特定秘密を提供する場合には、職員に罰則は適用されないと解して良いか。

また、同法によって、適性評価に関する個人情報が懲戒処分事由等に該当するとき以外は利用提供が制限されることとなっているが、人事院による調査又は審理の際、適性評価に関する個人情報の提供を受けることは制約されないと解して良いか。

7 昨年検討されていた「特別秘密の保護に関する法律案」の第12条において、職員は、適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、免職その他不利益な取扱いがなされることがないよう、国家公務員法等の規定が適用されなければならない旨を規定していたが、今般の「特定秘密の保護に関する法律案」においては、当該規定が削除された理由を御教示いただきたい。

(参考)

8 第12条第1項ただし書のような調査結果の目的外利用による行政処分も想定されるのであれば、適性評価の実施の際に、行政機関の長が評価対象者にその旨を告知することの措置を検討してはどうか。

9 適性評価の結果、犯罪に該当する疑いのある事実があった場合に、本法の行政機関の長（適性評価の担当部局の職員）は告発義務を負うのか。適性評価の結果、犯罪が疑われるような事実を把握した場合の刑事訴訟法第239条の適用関係等について、本法の利用・提供制限・解除との関係を整理してはどうか。

また、例えば、会計法令違反があった場合の会計検査院への通知など他の法令に定めのある犯罪には該当しない法令違反の事実の通知などの取扱いはどうか。

懲戒処分においては、犯罪行為等の事実が確認された場合、司法当局や裁判所、権限のある行政機関の事実認定・判断を踏まえた上で処分等を行うのが通常となっている。

10 本法の利用・提供制限・解除と行政機関個人情報保護法第8条との適用関係はどのようにになるのか。特に、行政機関個人情報保護法第8条第1項の「法令に基づく場合を除き」、同条第2項第2号の「法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で」及び同項第3号の「法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で」との関係を整理してはどうか。

以上

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になつてないものに限る。）であつて、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。
※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 行政機関の長は、指定の際には、政令で定めるところにより、当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めるものとする。

エ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、(2)の適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「取扱業務適性職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、この限りでない。

オ 行政機関の長は、指定をしたときは、指定に係る事項が記載された文書に特定秘密の表示をすることその他当該事項が特定秘密である旨を明らかにし、及びこれを保護するために必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

> (2) 特定秘密の提供

ア 行政機関の長は、安全保障上の必要により他の行政機関に特定秘密を提供するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他当該他の行政機関による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該他の行政機関の長と協議するものとする。この場合において、当該他の行政機関の長は、(1)ウ及びオの措置を講ずるほか、当該協議の結果に従い、その職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

イ 警察庁長官は、安全保障上の必要により都道府県警察に特定秘密の提供をするときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他当該都道府県警察による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するものとする。この場合において、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」と総称する。）は、(1)ウ及びオの措置を講ずるほか、当該指示に従い、その職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

ウ 行政機関の長は、安全保障上特段の必要により契約業者に特定秘密を提供するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる役職員の範囲その他当該契約業者による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該契約業者との契約に定めるものとする。この場合において、当該契約業者は、当該契約に従い、その役職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

エ アからウまでによる場合のほか、行政機関の長は、特定秘密の提供を受ける者が当該特定秘密を各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が行う審査若しくは調査で公開されないもの、刑事事件の捜査（刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により提示する場合のほか、捜査機関以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるものに限る。）その他公益上特に必要があると認められる業務若しくは手続において使用する場合であって、当該特定秘密を使用し、若しくは知る者の範囲を制限すること、当該業務若しくは手続以外に当該特定秘密が使用されないようにすることその他当該特定秘密を使用し、若しくは知る者がこれを保護するために必要なものとして政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき又は民事訴訟法第223条第6項若しくは情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により提示する場合に限り、特定秘密を提供することができる。

(3) 適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員若しくは契約業者の役職員又は都道府県警察の職員（以下「行政機関職員等」という。）の同意を得て、次に掲げる事項について、当該行政機関職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行うものとする。

- ① 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）との関係に関する事項（当該行政機関職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）
- ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関職員等若しくはその関係者に質問し、当該行政機関職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果を当該行政機関職員等に対し通知しなければならない。

エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応するものとする。

オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれないと認めるかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、國家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外での利用及び提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

- イ 1(2)エにより特定秘密を知得した者（自由刑の上限は懲役5年）
- (2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の特定秘密の保有者の管理を害する行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。
- (3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を取扱業務適性職員等に限定する旨の規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

別表

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む、チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

平成25年7月18日
内閣情報調査室

本法案における特定秘密の保護措置（防衛秘密制度における防衛秘密の保護措置を踏まえて）

1 防衛秘密制度における防衛秘密の保護措置

防衛秘密制度における防衛秘密については、防衛大臣が、政令で定めるところにより、その保護上必要な措置を講ずるものとされており（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第4項）、主として次のような保護措置が講じられている。

- ① 防衛秘密管理者の指名（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という）第113条の6）

防衛大臣は、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下「防衛秘密管理者」という。）として、官房長、局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び情報本部長、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部の長並びに地方防衛局長を指名している。

- ② 防衛秘密の指定に関する記録の作成と防衛秘密管理者への通報（令第113条の7）

防衛大臣は、防衛秘密を指定したときは、記録（防衛秘密記録簿（別紙1））を作成し、当該記録は防衛政策局長が管理する。これとともに、防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項を別紙2により当該事項に係る防衛秘密管理者に通報する

- ③ 防衛秘密の表示（令第113条の8）

防衛秘密管理者は、防衛秘密が指定されたときは、指定された事項を記録した文書等に、以下のような表示を付す。

防衛秘密

- ④ 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員への防衛秘密が指定された旨の周知（令第113条の9）

防衛秘密管理者は、防衛秘密が指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知する。

- ⑤ 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定（令第113

条の10)

防衛秘密管理者は、防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲を定めるが、その範囲は必要最小限にとどめる。

⑥ 防衛秘密に係る文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置（令第113条の13）

- ・ 防衛秘密に係る文書等の作成、交付及び伝達については、防衛秘密管理者又はこれを補助する者の承認を得なければならない。
- ・ 防衛秘密を電話により伝達するときは、原則として暗号によらなければならない。
- ・ 防衛秘密に係る文書等を運搬又は交付するときは、原則として封筒又は包装を二重にして封かんしなければならない。
- ・ 防衛秘密に係る文書又は図画は、三段式文字盤かぎのかかる金庫又は鋼鉄製の箱に保管しなければならない。

等

2 本法案における特定秘密の保護措置

本法案においても、基本的に防衛秘密制度における防衛秘密の保護措置を踏襲するが、防衛秘密制度では、防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲を、個人ごとに当該者が取り扱える防衛秘密の種類を指定することにより防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲を指定する運用もみられる（別紙3）ところ、本法案では、特定秘密の対象が従来の防衛秘密から「外交に関する事項」等の安全保障に関する事項に広がるため、特定秘密の事項ごとに、指定の都度、その取扱いの業務を行わせる職員の範囲を課の班、係等の単位で指定することを予定している。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないのであるうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（防衛秘密管理者）

第百十三条の六 防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（防衛秘密の指定に伴う措置）

第百十三条の七 防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

（防衛秘密の表示）

第百十三条の八 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の

規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

(防衛秘密の周知)

第百十三条の九 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

(職員の範囲の指定)

第百十三条の十 防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

(他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置)

第百十三条の十一 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2 前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

(防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置)

第百十三条の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を周知させなければならない。

(防衛秘密の取扱いの管理のための措置)

第百十三条の十三 防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

(委任規定)

第百十三条の十四 この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

別記第3号様式（第19条関係）

防衛秘密記録簿

整理番号	上申者		内局担当課		事項の内容	別表第1該当有無	指定通報先	添付書類	要件を久くに重つた場合の連絡先	
	上申番号	上申年月日	指定番号	指定年月日		指定の方法	発所番号	発所年月日	発所番号	発所年月日

別紙二

別記第2号様式（第18条、第20条関係）

防 第 号
平成 年 月 日

殿

防衛大臣

防衛秘密事項指定等書

通知
通報

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項の規定に基づく防衛秘密として下記の事項を指定（することと）したので、通知する。
指定した下記の事項が要件を欠くに至ったので、通報する。
なお、当該事項についての内局担当課等は、_____、指定文書等保管所属は、_____であるので、疑義がある場合は照会すること。

記

指定番号	指定（要件を欠くに至った）年月日	事項の内容	別表第4 該当号数

関連文書 第 号 ()

様式第1の2

秘密文書等取扱者名簿（防衛秘密）

所 属			
防衛秘密管理者補	職務 氏名		
保全責任者	職務 氏名		
保全責任者代行者	職務 氏名		
保全責任者補助者	職務 氏名		
防衛秘密の取扱い の業務に従事する 職員	職務	氏名	取り扱える秘密の種類
	職務	氏名	取り扱える秘密の種類
	職務	氏名	取り扱える秘密の種類
	職務	氏名	取り扱える秘密の種類
作成立会者	職務 氏名		
廃棄立会者	職務 氏名		
送達する職員	職務 氏名		

平成25年7月18日
内閣情報調査室

都道府県警察に特定秘密を提供するときの警察庁長官の都道府県警察に対する「指示」について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に規定する「行政機関」について、警察庁は、同法第2条第1項第4号に基づく政令において規定されているところ（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第1条第1項）、本法案においても同様に、警察庁を「行政機関」と位置付けることとし、加えて、警察庁は、別表の「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項」や「テロ活動防止に関する事項」を取り扱い、また、自ら特定秘密を指定することが想定されることから、法律に「行政機関」として明記することとしている。

また、本法案においては、諸外国や国内の関係機関と情報交換を行う、国の警察機関としての警察庁の性格から、他の行政機関から特定秘密の提供を受ける警察機関として警察庁のみを規定し、さらに、特定秘密の指定についても、国内外の関係機関と情報交換を行い、全国警察の関連情報を集約し、分析評価を行っている警察庁のみが適切な判断を行うことができると考えられることから、都道府県警察が収集した情報を含め、警察庁が警察における特定秘密の指定を行うこととしている。

ところで、例えば、具体的なテロ計画（特定秘密）を警察庁が入手した場合、警察庁長官は、テロ計画の未然防止のために講じる警備実施や関係者の追跡等の措置について、警察法（昭和29年法律第162号）第16条第2項に基づき、関係都道府県警察を指揮監督することとなるが、これに伴って提供する特定秘密の保護のための措置についても、上記のとおり、警察庁は、特定秘密の提供を受け、又はこれを指定し、保護する立場にあり、必要な指揮監督を都道府県警察に行うこととなる。このような指揮監督を具体化するものとして、本法案においては、警察庁長官は、「特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他当該都道府県警察による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するもの

とする」ことを規定することとしている。

一般に、「指示」とは、ある機関が関係の機関又は者に対して、その所掌事務に関する方針、基準、手続、規則、計画等を示し、これらを実施させること（法令用語辞典342ページ）をいい、法律的には指揮又は命令よりは、言わば弱く、また軽い場合に用いられる（法令用語辞典343ページ）とされているが、本法案においても、特定秘密の保護に関し講ずる措置は、あくまで都道府県警察の責務として行う事務であることから、「命令」ではなく「指示」という用語を用いている。

なお、警察庁長官の都道府県警察への指揮監督を具体化した規定として、警察法第61条の3第1項に規定する広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関する事項についての指示、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第14条に規定する必要な調査の指示がある。

【参照条文】

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～四 （略）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五、六 （略）

2 （略）

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（抄）

（法第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関）

第一条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2 (略)

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（任務及び所掌事務）

第五条 （略）

2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一～三 （略）

四 次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。

イ 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案

ロ 地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案

ハ 国際関係に重大な影響を与え、その他国の大利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案

五～二十二 （略）

二十三 前号に掲げるもののほか、警察行政に関する調整に関すること。

二十四 （略）

二十五 前各号に掲げるもののほか、他の法律（これに基づく命令を含む。）の規定に基づき警察庁の権限に属させられた事務

3・4 （略）

（長官）

第十六条 （略）

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

＜警察庁長官の都道府県警察に対する指示の用例＞

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（広域組織犯罪等に対処するための措置）

第六十一条の三 長官は、広域組織犯罪等に対処するため必要があると認め

るときは、都道府県警察に対し、広域組織犯罪等の処理に係る関係都道府県警察間の分担その他の広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関する事項について、必要な指示をすることができる。

2 (略)

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第一百四十七号）（抄）

（立入検査等）

第十四条 警察庁長官は、第十二条第二項又は第三項の規定に基づき第八条の処分の請求に関して意見を述べるために必要があると認められるときは、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

2～7 (略)

平成25年7月18日
内閣情報調査室

刑事事件の捜査における特定秘密の提供について

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）においては、公務員若しくは公務員であった者本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ押収することができない（第222条第1項により準用される第103条）との規定があるなど、刑事事件の捜査において、特定秘密を提供しないことが可能である。

一方で、特定秘密の漏えい事件等の捜査において、捜査機関が漏えい等の対象となった特定秘密の内容を承知していなければ、例えば、被疑者の具体的な漏えい行為等を特定するための取調べを有効に行うことができないなどの支障があり、捜査の遂行のために、捜査機関の求めに応じ特定秘密を提供することが公益上特に必要であると認められる場合がある。

したがって、捜査に特定秘密が使用されることを認めつつ、特定秘密の保護を図る必要がある。そのためには、特定秘密を使用等する職員の範囲を制限したり、特定秘密が記録された文書等の管理について特段の配慮をするなど、行政機関から提供された特定秘密を保護するための措置が捜査機関において講じられる必要がある。また、この種の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法がとられており、特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を立証することが通例であるので、検察官が特定秘密を公判廷において証拠として公開することは予定されていない。ただし、刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により、裁判所が特定秘密を含む証拠の提示を命じる場合があり得るが、このような場合であっても、裁判所以外の第三者に提供することがないことは同項の規定上明らかであるので、捜査機関が、同項の場合のほか、当該特定秘密を提供しないことが確認されるのであれば、捜査機関及び裁判所以外に懸念はないものと考えられる。

そこで、刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により提示する場合のほか、捜査機関以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められる刑事事件の捜査に限って、特定秘密の保護措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときは特定秘密を提供することができるとしている。

【参照条文】

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）（抄）

第二百三条 公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収をすることはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第二百四条 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押収をすることはできない

- 一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者
- 二 内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職に在つた者

② 前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第二百二十二条 第九十九条第一項、第二百条、第二百二条から第二百五条まで、第二百十条から第二百十二条まで、第二百十四条、第二百十五条及び第二百十八条から第二百二十四条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする押収又は捜索について、第二百十条、第二百十一条の二、第二百十二条、第二百十四条、第二百十八条、第二百二十九条、第二百三十一条及び第二百三十七条から第二百四十条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条又は第二百二十条の規定によつてする検証についてこれを準用する。ただし、司法巡查は、第二百二十二条から第二百二十四条までに規定する処分をすることができない。

②～⑦ (略)

第二百二十三条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

② (略)

第三百十六条の十三 検察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、その証明予定事実（公判期日において証拠により証明しようとする事実を

いう。以下同じ。) を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、当該書面には、証拠とすることができます、又は証拠としてその取調べを請求する意思のない資料に基づいて、裁判所に事件について偏見又は予断を生じさせるおそれのある事項を記載することができない。

② 檢察官は、前項の証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。

③・④ (略)

第三百十六条の十四 檢察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠(以下「検察官請求証拠」という。)については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一・二 (略)

第三百十六条の十五 檢察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることが必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一 証拠物

二 第三百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面

三 第三百二十一条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面

四 第三百二十一条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面

五 次に掲げる者の供述録取書等

イ 檢察官が証人として尋問を請求した者

ロ 檢察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第三百二十六条の同意がされない場合には、検察官が証

人として尋問を請求することを予定しているもの

六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの

七 被告人の供述録取書等

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。）

② (略)

第三百十六条の二十 検察官は、第三百十六条の十四及び第三百十六条の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六条の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百十六条の十四第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② (略)

第三百十六条の二十五 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百十六条の十四（第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百十六条の十八（第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。

③ (略)

第三百十六条の二十六 裁判所は、検察官が第三百十六条の十四若しくは第

三百十六条の十五第一項（第三百十六条の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六条の二十第一項（第三百十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六条の十八（第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聽かなければならない。

③ (略)

第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

② 裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

③ (略)

第三百十六条の二十八 裁判所は、審理の経過にかんがみ必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。

② 期日間整理手続については、前款（第三百十六条の二第一項及び第三百十六条の九第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第三百十六条の六から第三百十六条の十まで及び第三百十六条の十二中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、同条第二項中「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるものとする。

②その他公益上の必要により特定秘密を提供する場合

問 題	想定される場合とその具体例	公益性	特定秘密を保護するために講じられる主な措置	安全保護に著しい支障を及ぼすおそれの有無
判 決 制 度	各議院者（は各議院の委員会又は参議院の調査会が行う調査又は開催で公開されないものの安全保全に関する審議のため、国防閣議正様に基づく特定秘密に関する資料の提出の求めがあつた場合）	憲法第62条に基づく国政調査権 H25	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各議院の会議は、憲法第57条第1項及び国會法第82条の規定により、出席議員の3分の2以上の賛成を得て、各議院の委員会又は参議院の調査会は、國會法第52条及び第54条の4第1項の規定により、決議を経て、それぞれ公開を停止。 ○ 罷免法第56条第2項及び国会法第63条の規定により、秘密会議の記録のうちで特に秘匿を要すると認定された部分を配布・公表しない。 ○ 秘密会議に出席する議員及び秘密会議の事務を行う国会職員の範囲を明らかにする。 ○ 調査録以外に、秘密会議に提供された特定秘密についての記録を行わない。 ○ 特定秘密が記録された文書等（特定秘密が提出された秘密会議の議事録を含む。）を慎重に管理する（配布資料の回収を含む。）とともに、当該文書等の閲覧を制限し、記録する。 	個別に判断
7分	刑事事件の検査（刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により提示する場合のほか、検査機関以外の者が特定秘密を提供しない（なお、刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により検察官が特定秘密を裁判所に提示する場合は、同項において裁判所は同人に閲覧させ得てはならないと規定されていることから、特定秘密の保護は担保されている）。	刑事訴訟法に基づく検査の遂行。 (例：特定秘密の漏えい事業の検査において、外形立証を行うことを前提として、漏えいしたとされる文書の提出が求められた場合)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により特定秘密を提示する場合のほか、検査機関以外の者が特定秘密を裁判所に提示する場合は、同項において裁判所は同人に閲覧させ得てはならないと規定されていることから、特定秘密の保護は担保されている。 ○ 捜査機関において特定秘密を使用し、又は知る者の範囲を明らかにし、その範囲を必要最小限とする。 ○ 提供元の行政機関と協議した場合を除き、特定秘密が記録された文書等を作成しない。 ○ 特定秘密が記録された文書等を慎重に管理するとともに、当該文書への閲覧を制限し、記録する。 	個別に判断
	その他公益上特に必要があると認められる業務若しくは手続において使用する場合（例：同盟国と、我が国が収集した安全保障情勢についての情報について意見交換する場合）	当該同盟国との間で情報交換を行い、同盟国と安全保障上の協力をを行うため。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定秘密の保護に關し我が国において講じる措置と同等の措置を講じる（各國においては秘密保護法制が既に整備）。 	個別に判断
	民事訴訟法第223条第6項の規定により文書を提示する場合（例：Aは情報源の1人であるなどという特定秘密が漏えいし、Aが国家安全保障法を求める訴訟を提起し、当該訴訟において、裁判所が、民事訴訟法第223条第6項の規定によりその提示を求めた場合）	文書申し立てに係る文書が民事訴訟法第220条第4号イから二までに掲げる事項のいずれかに該当するかどうかの判断を裁判所がするため。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民事訴訟法第223条第6項の規定により、何人も文書提示命令により提示された文書の開示を求めることができないとされており、提示された裁判所以外の者が特定秘密を使用し、又は知ることが担保されている。 	—
	情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により文書を提示する場合（例：特定秘密が記載された行政文書の不開示決定について不服申立てがあり、情報公開・個人情報保護審査会に指間がなされ、同審査会が、情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定に基づき、指間庁に対し当該行政文書等の提示を求めた場合）	特定秘密が記載された行政文書の不開示決定に関する指間申立てにて情報公開・個人情報保護審査会が不開示決定について情報公開・個人情報保護審査会が開示するため、不服申立てにて情報公開・個人情報保護審査会が開示するため。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により、何人も文書提示命令により提示された行政文書等の開示を求めることができないとされており、提示された裁判所以外の者が特定秘密を使用し、又は知ることが担保されている。 	—

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③ （略）

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第五十二条 （略）

② 委員会は、その決議により秘密会とすることができます。

③ （略）

第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十条の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第六十九条から第七十三条まで、第百四条、第百五条、第百二十条、第百二十一条第二項並びに第百二十四条の規定を準用する。

② （略）

第六十二条 各議院の会議は、議長又は議員十人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

第六十三条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内

閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

- ④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）（抄）

第三百十六条の二十五 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百十六条の十四（第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百十六条の十八（第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

②・③（略）

第三百十六条の二十六 裁判所は、検察官が第三百十六条の十四若しくは第三百十六条の十五第一項（第三百十六条の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六条の二十第一項（第三百十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六条の十八（第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

②・③（略）

第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

②・③（略）

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（抄）

（文書提出義務）

第二百二十条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一～三 （略）

四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

イ 文書の所持者又は文書の所持者と第百九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

ハ 第百九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）

ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

（文書提出命令等）

第二百二十三条 （略）

2～5 （略）

6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7 （略）

○情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）
(設置)

第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条
- 二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第十八条第二項
- 三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条
- 四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十二条第二項

（審査会の調査権限）

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3・4 (略)

警察庁 担当者 殿

事務連絡
平成25年7月18日
内閣情報調査室

「特定秘密の保護に関する法律案の概要」等についてに対する回答について

標記について、貴庁からの7月17日付け意見に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 「特定秘密の保護に関する法律案の概要」について

第2 1(2)イ中「当該都道府県の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」と総称する。）」を「当該都道府県警察」と、「当該都道府県警察本部長」を「当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」と総称する。）」と修正されたい。

【理由】

警察法（昭和29年法律第162号）第16条第2項及び同法第61条の3第1項並びに無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147条）第14条第1項は、それぞれに基づく「指揮監督」又は「指示」の対象を（都道府県公安委員会を含む広義の）「都道府県警察」と規定しているため。

（参考：無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147条））

（立入検査等）

第十四条 警察庁長官は、第十二条第二項又は第三項の規定に基づき第八条の処分の請求に関して意見を述べるために必要があると認められるときは、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

2 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、同項の調査を行うために特に必要があると認められるときは、あらかじめ警察庁長官の承認を得て、当該都道府県警察の職員に、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3～7 （略）

（回答）

ご意見の通り修正する。

2 説明資料「都道府県警察に特定秘密を提供するときの警察庁長官の警察本部長に対する「指示」について」について

標題及び本文中「警察本部長」を「都道府県警察」と修正されたい。

また、本文中「警察法第63条の3第1項」を「警察法第61条の3第1項」と修正されたい。

【理由】

(前段) 上記1の理由に同じ。

(後段) 誤植と思料されるため。

(回答)

ご意見の通り修正する。

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時： 2013年7月18日 14:15

宛先： 鈴木 雄介(官邸・副長官補室);

櫻井 勝太郎(副長官補本室);

丸山 洋平(安危本室);

濱路 東介(副長官補本室);

添付ファイル: 130718法条概要.pdf (173 KB)

関係省庁各位

お世話になっています。

法制局二部長から軽微な指摘がありましたので、添付のとおり修正した資料を送付します（メモはありません。）

添付した資料と昨日送付した資料（警察庁長官の指示のペーパーを除く）を次長に提出しましたのでよろしくお願いします。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になっていないものに限る。）であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。
※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

ウ 行政機関の長は、指定の際には、政令で定めるところにより、当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めるものとする。

エ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、(3)の適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員（以下「取扱業務適性職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、この限りでない。

オ 行政機関の長は、指定をしたときは、指定に係る事項が記載された文書に特定秘密の表示をすることその他の当該事項が特定秘密である旨を明らかにし、及びこれを保護するために必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

(2) 特定秘密の提供

ア 行政機関の長は、安全保障上の必要により他の行政機関に特定秘密を提供するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他当該他の行政機関による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該他の行政機関の長と協議するものとする。この場合において、当該他の行政機関の長は、(1)ウ及びオの措置を講ずるほか、当該協議の結果に従い、その職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

イ 警察庁長官は、安全保障上の必要により都道府県警察に特定秘密を提供するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他当該都道府県警察による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するものとする。この場合において、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」と総称する。）は、(1)ウ及びオの措置を講ずるほか、当該指示に従い、その職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

ウ 行政機関の長は、安全保障上特段の必要により契約業者に特定秘密を提供するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる役職員の範囲その他当該契約業者による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該契約業者との契約に定めるものとする。この場合において、当該契約業者は、
当該契約に従い、
その役職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

エ アからウまでによる場合のほか、行政機関の長は、特定秘密の提供を受ける者が当該特定秘密を各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が行う審査若しくは調査で公開されないもの、刑事事件の捜査（刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により提示する場合のほか、捜査機関以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるものに限る。）その他公益上特に必要があると認められる業務若しくは手続において使用する場合であって、当該特定秘密を使用し、若しくは知る者の範囲を制限すること、当該業務若しくは手続以外に当該特定秘密が使用されないようにすることその他当該特定秘密を使用し、若しくは知る者がこれを保護するために必要なものとして政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき又は民事訴訟法第223条第6項若しくは情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により提示する場合に限り、特定秘密を提供することができる。

(3) 適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員

若しくは契約業者の役職員又は都道府県警察の職員（以下「行政機関職員等」という。）の同意を得て、次に掲げる事項について、当該行政機関職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行うものとする。

- ① 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）との関係に関する事項（当該行政機関職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）
 - ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
 - ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
 - ⑤ 精神疾患に関する事項
 - ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
 - ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関職員等若しくはその関係者に質問し、当該行政機関職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果を当該行政機関職員等に対し通知しなければならない。
- エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応するものとする。
- オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外での利用及び提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
 - ア 特定秘密を取り扱うことの業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
 - イ 1(2)エにより特定秘密を知得した者（自由刑の上限は懲役5年）

- (2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の特定秘密の保有者の管理を害する行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。
- (3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3. その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を取扱業務適性職員等に限定する旨の規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

別表

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

防衛省 担当者 殿

事務連絡

平成 25 年 7 月 18 日

内閣情報調査室

「秘密保全法制に係る意見等の提出について」に対する回答について

標記について、貴省からの 6 月 27 日並びに 7 月 11 日、16 日及び 18 日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

【6 月 27 日付意見等】

1 貴室からの御回答により、内閣法制局参事官の御見解（防衛に関する事項は防衛の観点から指定することになるのは自明であり、指定の考え方自体は、これまでの考え方を変える必要はないとの考え方）は理解しましたが、防衛省としては、これまで防衛秘密制度を運用してきており、新法施行後も引き続き、防衛に関する事項を我が国の防衛の観点から指定することとなることに加え、防衛省以外の省庁が防衛の観点から指定しようとする際には、必ず、事前に、防衛省に協議していただくよう徹底していただきたいと考えています。

このことを踏まえ、指定の運用上の混乱を局限する観点から、少なくとも、当該「安全保障」の規定の前に「防衛」を例示していただきたい。

(回答)

ご指摘の「指定の運用上の混乱」が何を意味するのか、また、なぜ「防衛」を例示することにより当該混乱が局限されるのか、明らかでないため、原案を維持させて頂きたいと考えます。

2 特定秘密への指定の観点が「安全保障」に一括りにされる案が作成されて以降の貴室との意見交換を踏まえると、別表第 1 号は言うまでもなく、また、別表第 2 号も勿論のことであるが、別表第 3 号及び第 4 号についても、我が国の防衛の観点から特定秘密に指定し得るものと考えられます。

したがって、別表第 3 号及び第 4 号の事項を安全保障のうち「防衛」の観点で「特定秘密」に指定するに当たっては、

- ① 防衛省はこれを単独で指定できること
- ② 防衛省以外の行政機関がこれを行うときは、事前に、防衛省に指定に係る協議を行うこと

を貴室において、本法の運用に当たり、このことを各省庁に対し周知・徹底していただきたい。

(回答)

ご指摘のような、貴省以外の行政機関が、別表第 3 号及び第 4 号の事項を「防

衛」の観点で「特定秘密」に指定する場合は想定し難いところ、ご依頼には応じかねます。

【7月11日付意見】

1 第2の1の(1)のウについて

現案では「政令で定めるところにより、当該行政機関において特定秘密ごとに当該特定秘密の取扱の業務を行わせる職員の範囲を定める」とありますが、防衛省においては、現状の防衛秘密制度の実運用に鑑み、特定秘密文書毎に取扱者を指定することは極めて困難であると考えられます。「ごとに当該特定秘密」の削除につきご検討願います。

(回答)

下記の【7月18日付意見】への回答を参照ください。

2 第2の1の(1)のオについて

(1) 現案に「行政機関の長は、指定に際して、その指定に係る事項を他の行政機関が保有していると認めるときには、…特定秘密として指定する旨を通報し」とありますが、他省庁から、ある事項について、「特定秘密として指定する旨を通報」された場合において、防衛省において検討した結果、それが特定秘密に値しないと判断することも想定され、その場合は、当該通報に対し、特定秘密に指定することは不適当である旨回答すべきと考えます。

したがって、当該通報がなされた場合は、このようなやり取りを行える仕組みが必要と理解しますが、この理解でよろしいですか。

この理解が正しい場合は、「当該特定秘密の保護のために必要な措置を講ずるものとする」との記述を「当該特定秘密の保護のために必要な措置を検討するものとする」に修正することが適当と考えます。

(回答)

ご指摘の部分については、平成25年7月16日の内閣法制局担当参事官からの指摘を受け、法案概要からは削除しました。

なお、「他省庁から、ある事項について、「特定秘密として指定する旨を通報」された場合において、防衛省において検討した結果、それが特定秘密に値しないと判断することも想定され」とありますが、具体的に貴省がいかなる観点から「特定秘密に値しない」と判断するのか、ご教示ください。当方としては、特定秘密の要件の1つである非公知性が維持されているか否かについては、指定に際して、その指定に係る事項を他の行政機関が保有している場合、当該他の行政機関も一定の事実関係を知っている場合もあると考えられますが、非公知性は指定する行政機関が責任をもって確認すべき事実関係であり、これを確認するにあたって他の行政機関と協力することはあるとしても、他の行政機関と協議すべき性質のものではないと考えています。

(2) 他省庁において、防衛省が同じ事項を保有していると認めるときは当然通報

していただく必要がありますが、そのように認める場合以外でも、他省庁が「防衛」の観点で特定秘密として指定するに際しては、従前から意見を提出しているとおり、当省に事前に協議を行っていただく必要があります。

(回答)

国の行政機関の中で、「防衛」を所掌しているのが貴省のみであり、他の行政機関はそれぞれの所掌事務の観点から指定しようとする事項の漏えいが我が国安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるか否かを判断すると考えられるところ、「他省庁が「防衛」の観点で特定秘密として指定する」という事態が生ずることは想定し難いところですが、仮にそのような指定を行うのであれば、当該他の行政機関は貴省に協議すべきものと考えています。

3 第2の1の(1)の力について

(1) 現案に「行政機関の長は、他の行政機関の長が特定秘密に指定すべきと思料される事項を認めたとき…は、その旨を当該他の行政機関の長に通報するものとする」とありますが、他省庁において、防衛省が特定秘密に指定すべきと思料し当省に通報があった場合、その後どのような手続を行うこととなりますか。

(回答)

ご指摘の部分については、平成25年7月16日の内閣法制局担当参事官からの指摘を受け、法案概要からは削除しました。

なお、ご指摘のような場合、貴省において特定秘密に指定するか否かを検討することになります。

(2) 他省庁において、防衛省が特定秘密に指定すべきと思料するときは当然通報していただく必要がありますが、そのように思料する場合以外でも、他省庁が、防衛の観点で特定秘密として指定するに際しては、従前から意見を提出しているとおり、当省に事前に協議を行っていただく必要があります。

(回答)

上記2(2)への回答を参照ください。

【7月16日付意見】

1 第2の1(1)力における枠組みについて、貴室から御教示いただいたところによると、通報の際に、非公知性の確認を行うとのことでしたが、これに加え、取扱いの状況の確認（例えば、ヒラ文書で扱っていたのか、秘文書として扱っていたのか等）も行うとの理解でよろしいですか。

(回答)

ご指摘の部分については、平成25年7月16日の内閣法制局担当参事官からの指摘を受け、法案概要からは削除しました。

なお、ご指摘の他の行政機関における「取扱いの状況」も、指定する行政機

関が、指定するか否かの判断に当たって必要であれば、当該他の行政機関に照会することは差し支えありません。

2 第2の1(1)力により通報を受けた場合において、当省内で共有情報の取扱い状況を確認したところ、当該共有情報は非公知性が失われているとまでは言えないものの、数万単位の取扱者に既に共有されていた場合、

- ① 当該共有情報が回収可能であれば、特定秘密に指定可能（回収不可能であれば指定不可能）
- ② 当該共有情報が回収不可能でも、特定秘密に指定可能のいずれの理解となりますか。

3 2において共有情報を特定秘密に指定することとなった場合、指定後の取扱者の範囲は、指定前に共有されていた範囲と同等となると理解してよろしいですか。

(2及び3についての回答)

個々の特定秘密により事情が異なるため、一概には言えませんが、一般論としては、当該情報が、数万人単位の者に配布されており、回収も不可能な状況であれば、非公知性が維持されていると判断されるとは想定し難いものと考えます。しかしながら、仮に当該事項についての非公知性が失われていないのであれば、特定秘密に指定することは可能であり、その場合、各行政機関の長は当該特定秘密の取扱いの業務を行う者の範囲を指定する等適切な保護のための措置を講ずる必要があります。

4 2において共有情報を特定秘密に指定することとなった場合、当省は、速やかに、それを回収し、特定秘密として保護することになるが、後日、その回収漏れが発覚し、かつ、それが外部に伝達されていたことが発覚した場合は、爾後、どのような手続を経ること（あるいは処罰）になりますか。また、当該手続は、外部への伝達が特定秘密への指定の前の段階と後の段階で異なりますか。

(回答)

ご指摘の論点については、数万人単位の者に既に共有されている情報が特定秘密に指定された場合であるか否かには関わりはないものと考えますが、特定秘密の指定前に指定に係る事項に関する情報を外部に伝達したとしても、指定後に伝達をした者が処罰されることはありません。他方、指定後であれば、伝達をした者、特定秘密の取扱いの業務を管理する者等が漏えい行為を行ったものとして処罰されることがあります。また、当該外部への伝達により非公知性が失われていると判断された場合には、行政機関の長は直ちに特定秘密の指定を解除することとなります。

5 第2の1(1)力により通報を受けた場合において、貴室から御教示いただいたところによると、通報を受けた省庁においても、別途の判断により、特定秘密として指定することができる（複数の省庁がそれぞれ別の事項を管理することができる）とのことでしたが、この場合、以下の内容について御教示下さい。

- ① 事項の有効期間の設定は、お互いに協議等して定めることになるか。
- ② 自省内における取扱いの範囲は、自省で決めることが可能か。
- ③ 当初共有していなかった省庁への提供は、お互いが協議等して決めることになるか。

(回答)

ご指摘の部分については、平成 25 年 7 月 16 日の内閣法制局担当参事官からの指摘を受け、法案概要からは削除しましたが、ご指摘のような場合には、後者の行政機関は別個の事項を特定秘密に指定するものであり、①から③までのような事項については、指定を行った行政機関の長が、自ら決定しますが、同一の文書に両行政機関が指定した事項が記載されている場合には、当該文書の取扱いについては、特定秘密の保護のため両行政機関が協力すべきものと考えます。

【7月18日付意見】

○ 「2 本法案における特定秘密の保護措置」について

現在、当省においては、防衛秘密が我が国の防衛にとって極めて重要な秘密であるとの認識の下、それを保護する一環として、「2 本法案における特定秘密の保護措置」にあるとおり、防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲を、個人ごとに当該者が取り扱える防衛秘密の種類を指定することとしています。

したがって、この認識を十分に踏まえ、新法における特定秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に当たっては、「特定秘密の事項ごとに、指定の都度、その取扱いの業務を行わせる職員の範囲を課の班、係等の単位で指定する」のではなく、個人ごとに取り扱える特定秘密の種類を指定できるようにしていただきたい。

(回答)

防衛秘密制度においても、防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定は、当該個々の防衛秘密について行うのが原則であるとされており（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」33 頁）また、「本法案における特定秘密の保護措置（防衛秘密制度における防衛秘密の保護措置を踏まえて）」にもあるとおり、本法案では特定秘密の対象が従来の防衛秘密から「外交に関する事項」等の安全保障に関する事項に広がり、加えて、本法案においては、貴省のみならず様々な行政機関がその職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせることとなることから、取扱いの業務を行わせる職員の範囲の指定は、特定秘密の事項ごとに、指定の都度、行うとの考えを維持したいと考えています。

他方、当該範囲を、特定秘密の事項ごとに、指定の都度、行うのであれば、貴省において、課の班、係等の単位よりも限定して、個人ごとに設定することとすることについては、異論ありません。

(以上)

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時： 2013年7月19日 13:02

宛先： 鈴木 雄介(官邸・副長官補室); [REDACTED]

櫻井 壮太郎(副長官補本室); [REDACTED]

[REDACTED] 丸山 洋平(安危本室); [REDACTED]

[REDACTED] 淡路 恵介(副長官補本室); [REDACTED]

添付ファイル: 130719法案概要.(長官用).pdf (174 KB); 不正競争防止法に規定する刑事訴訟手続の特例を設けない~1.pdf (213 KB)

関係省庁各位

お世話になっています。

次長の了を得たので、添付の資料と、7月17日21時50分に送付した資料（警察長官の指示に関する文書を除く）を長官用の資料として提出しましたのでご承知おき願います。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、別表に該当する事項（公になっていないものに限る。）であつて、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとする。有効期間満了前においても、アの要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除するものとする。

ウ 行政機関の長は、指定の際には、政令で定めるところにより、当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めるものとする。

エ 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、(3)の適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員（若しくは契約業者の役職員又は都道府県警察の職員（3(2)において「取扱業務適性職員等」という。）に限るものとする。ただし、行政機関の長、國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、(3)の適性評価を要しないものとする。）

オ 行政機関の長は、指定をしたときは、指定に係る事項が記載された文書に特定秘密の表示をすることその他の当該事項が特定秘密である旨を明らかにし、及びこれを保護するために必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

(2) 特定秘密の提供

- ア 行政機関の長は、安全保障上の必要により他の行政機関に特定秘密を提供するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他当該他の行政機関による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該他の行政機関の長と協議するものとする。この場合において、当該他の行政機関の長は、(1)ウ及びオの措置を講ずるほか、当該協議の結果に従い、その職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。
- イ 警察庁長官は、安全保障上の必要により都道府県警察に特定秘密を提供するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他当該都道府県警察による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するものとする。この場合において、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」と総称する。）は、(1)ウ及びオの措置を講ずるほか、当該指示に従い、その職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。
- ウ 行政機関の長は、安全保障上の特段の必要により契約業者に特定秘密を提供するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる役職員の範囲その他当該契約業者による特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該契約業者との契約に定めるものとする。この場合において、当該契約業者は、当該契約に従い、その役職員に特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。
- エ アからウまでによる場合のほか、行政機関の長は、特定秘密の提供を受ける者が当該特定秘密を各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が行う審査若しくは調査で公開されないもの、刑事事件の捜査（刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により提示する場合のほか、捜査機関以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるものに限る。）その他公益上特に必要があると認められる業務若しくは手続において使用する場合であって、当該特定秘密を使用し、若しくは知る者の範囲を制限すること、当該業務若しくは手続以外に当該特定秘密が使用されないようにすることその他当該特定秘密を使用し、若しくは知る者がこれを保護するために必要なものとして政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき又は民事訴訟法第223条第6項若しくは情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により提示する場合に限り、特定秘密を提供することができるものとする。

(3) 適性評価の実施

ア 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員若しくは契約業者の役職員又は都道府県警察の職員（以下「行政機関職員等」という。）の同意を得て、次に掲げる事項について、当該行政機関職員等が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行うものとする。

- ① 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動をいう。以下同じ。）との関係に関する事項（当該行政機関職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所その他政令で定めるものを含む。）
- ② 犯罪及び懲戒の経験に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経験に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

イ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関職員等若しくはその関係者に質問し、当該行政機関職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果を当該行政機関職員等に対し通知する。

エ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応するものとする。

オ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めるかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、目的外での利用及び提供を禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。
 - ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）
 - イ 他人により特定秘密を知得した者（自由刑の上限は懲役5年）
- (2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の特定秘密の保有者の管理を害する行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。
- (3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者を取扱業務適性職員等に限定する旨の規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

別表

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

【第3号（外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項）】

- イ 外国の利益を図る目的で行われ、かつ、~~日本~~ 国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動による被害の発生・拡大の防止（以下「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止の用に供する暗号

【第4号（テロ活動防止に関する事項）】

- イ テロ活動による被害の発生・拡大の防止（以下「テロ活動防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロ活動防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロ活動防止の用に供する暗号

平成25年7月19日
内閣情報調査室

本法案における特定秘密の保護措置（防衛秘密制度における防衛秘密の保護措置を踏まえて）

1 防衛秘密制度における防衛秘密の保護措置

防衛秘密制度における防衛秘密については、防衛大臣が、政令で定めるところにより、その保護上必要な措置を講ずるものとされており（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第4項）、主として次のような保護措置が講じられている。

① 防衛秘密管理者の指名（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という）第113条の6）

防衛大臣は、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下「防衛秘密管理者」という。）として、官房長、局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び情報本部長、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部の長並びに地方防衛局長を指名している。

② 防衛秘密の指定に関する記録の作成と防衛秘密管理者への通報（令第113条の7）

防衛大臣は、防衛秘密を指定したときは、記録（防衛秘密記録簿（別紙1））を作成し、当該記録は防衛政策局長が管理する。これとともに、防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項を別紙2により当該事項に係る防衛秘密管理者に通報する。

③ 防衛秘密の表示（令第113条の8）

防衛秘密管理者は、防衛秘密が指定されたときは、指定された事項を記録した文書等に、以下のような表示を付す。

防衛秘密

④ 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員への防衛秘密が指定された旨の周知（令第113条の9）

防衛秘密管理者は、防衛秘密が指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知する。

⑤ 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定（令第113

条の10)

防衛秘密管理者は、防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲を定めるが、その範囲は必要最小限にとどめる。

⑥ 防衛秘密に係る文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置（令第113条の13）

- ・ 防衛秘密に係る文書等の作成、交付及び伝達については、防衛秘密管理者又はこれを補助する者の承認を得なければならない。
- ・ 防衛秘密を電話により伝達するときは、原則として暗号によらなければならない。
- ・ 防衛秘密に係る文書等を運搬又は交付するときは、原則として封筒又は包装を二重にして封かんしなければならない。
- ・ 防衛秘密に係る文書又は図画は、三段式文字盤かぎのかかる金庫又は鋼鉄製の箱に保管しなければならない。

等

2 本法案における特定秘密の保護措置

本法案においても、基本的に防衛秘密制度における防衛秘密の保護措置を踏襲するが、防衛秘密制度では、防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲を、個人ごとに当該者が取り扱える防衛秘密の種類を指定することにより防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲を指定する運用もみられる（別紙3）ところ、本法案では、特定秘密の対象が従来の防衛秘密から「外交に関する事項」等の安全保障に関する事項に広がるため、特定秘密の事項ごとに、指定の都度、その取扱いの業務を行わせる職員の範囲を課の班、係等の単位で指定することを予定している。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないのであるうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

- (昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。
- 2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。
- 一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。
 - 二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。
- 3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
- 4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（防衛秘密管理者）

第百十三条の六 防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（防衛秘密の指定に伴う措置）

第百十三条の七 防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

（防衛秘密の表示）

第百十三条の八 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の

規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

(防衛秘密の周知)

第百十三条の九 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

(職員の範囲の指定)

第百十三条の十 防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

(他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置)

第百十三条の十一 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2 前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

(防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置)

第百十三条の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を周知させなければならない。

(防衛秘密の取扱いの管理のための措置)

第一百十三条の十三 防衛秘密管理者は、第一百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

(委任規定)

第一百十三条の十四 この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

別記第3号様式(第19条関係)

防衛秘密記録簿

整理番号	上申者		内局担当課		事項の内容	別記第4号各号	指定通報先		添付書類	報告を次ぐに受けた場合の通報先	
	上申番号	上申年月日	指定番号	指定年月日		指定の方法	発給番号	発給年月日		分類番号	発給年月日

別記第2号様式(第18条、第20条関係)

防 第 号
平成 年 月 日

殿

防衛大臣

防衛秘密事項指定等
[通知]
[通報]書

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第96条の2第1項の規定に基づく防衛秘密として
下記の事項を指定(することと)した
指定した下記の事項が要件を欠くに至ったので、
通知する。
なお、当該事項についての内局担当課等は、
指定文書等保管所属は、
であるので、疑義がある場合は照会すること。

記

指定番号	指定(要件を欠くに至った)年月日	事項の内容	別表第4 該当号数

関連文書 第 号()

様式第1の2

秘密文書等取扱者名簿（防衛秘密）

所 属			
防衛秘密管理者補	職務 氏名		
保全責任者	職務 氏名		
保全責任者代行者	職務 氏名		
保全責任者補助者	職務 氏名		
防衛秘密の取扱い の業務に従事する 職員	職務	氏名	取り扱える秘密の種類
	職務	氏名	取り扱える秘密の種類
	職務	氏名	取り扱える秘密の種類
	職務	氏名	取り扱える秘密の種類
作成立会者	職務 氏名		
廃棄立会者	職務 氏名		
送達する職員	職務 氏名		

平成25年7月19日
内閣情報調査室

刑事事件の捜査における特定秘密の提供について

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）においては、公務員若しくは公務員であった者本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ押収することができない（第222条第1項により準用される第103条）との規定があるなど、刑事事件の捜査において、特定秘密を提供しないことが可能である。

一方で、特定秘密の漏えい事件等の捜査において、捜査機関が漏えい等の対象となった特定秘密の内容を承知していかなければ、例えば、被疑者の具体的な漏えい行為等を特定するための取調べを有効に行うことができないなどの支障があり、捜査の遂行のために、捜査機関の求めに応じ特定秘密を提供することが公益上特に必要であると認められる場合がある。

したがって、捜査に特定秘密が使用されることを認めつつ、特定秘密の保護を図る必要がある。そのためには、特定秘密を使用等する職員の範囲を制限したり、特定秘密が記録された文書等の管理について特段の配慮をするなど、行政機関から提供された特定秘密を保護するための措置が捜査機関において講じられる必要がある。また、この種の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法がとられており、特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を立証することが通例であるので、検察官が特定秘密を公判廷において証拠として公開することは予定されていない。ただし、刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により、裁判所が特定秘密を含む証拠の提示を命じる場合があり得るが、このような場合であっても、裁判所以外の第三者に提供することがないことは同項の規定上明らかであるので、捜査機関が、同項の場合のほか、当該特定秘密を提供しないことが確認されるのであれば、捜査機関及び裁判所以外に懸念はないものと考えられる。

そこで、刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により提示する場合のほか、捜査機関以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められる刑事事件の捜査に限って、特定秘密の保護措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときは特定秘密を提供することができるることとする。

【参照条文】

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）（抄）

第二百三条 公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収をすることはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第二百四条 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押収をすることはできない

- 一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在った者
- 二 内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職に在った者

② 前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第二百二十二条 第九十九条第一項、第一百条、第二百二条から第二百五条まで、第二百十条から第二百十二条まで、第二百十四条、第二百十五条及び第二百十八条から第二百二十四条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする押収又は捜索について、第二百十条、第二百十一条の二、第二百十二条、第二百十四条、第二百十八条、第二百二十九条、第二百三十一条及び第二百三十七条から第二百四十条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条又は第二百二十条の規定によつてする検証についてこれを準用する。ただし、司法巡査は、第二百二十二条から第二百二十四条までに規定する処分をすることができない。

②～⑦ (略)

第二百二十三条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

② (略)

第三百十六条の十三 検察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、その証明予定事実（公判期日において証拠により証明しようとする事実を

いう。以下同じ。) を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、当該書面には、証拠とすることができます、又は証拠としてその取調べを請求する意思のない資料に基づいて、裁判所に事件について偏見又は予断を生じさせるおそれのある事項を記載することができない。

② 檢察官は、前項の証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。

③・④ (略)

第三百十六条の十四 檢察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一・二 (略)

第三百十六条の十五 檢察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をするとの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一 証拠物

二 第三百二十二条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面

三 第三百二十二条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面

四 第三百二十二条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面

五 次に掲げる者の供述録取書等

イ 檢察官が証人として尋問を請求した者

ロ 檢察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第三百二十六条の同意がされない場合には、検察官が証

人として尋問を請求することを予定しているもの

- 六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの
- 七 被告人の供述録取書等
- 八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。）

② (略)

第三百十六条の二十 検察官は、第三百十六条の十四及び第三百十六条の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六条の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百十六条の十四第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② (略)

第三百十六条の二十五 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百十六条の十四（第三百十六条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百十六条の十八（第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。

③ (略)

第三百十六条の二十六 裁判所は、検察官が第三百十六条の十四若しくは第

三百十六条の十五第一項（第三百十六条の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六条の二十第一項（第三百十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六条の十八（第三百十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。

③ (略)

第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

② 裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

③ (略)

第三百十六条の二十八 裁判所は、審理の経過にかんがみ必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。

② 期日間整理手続については、前款（第三百十六条の二第一項及び第三百十六条の九第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第三百十六条の六から第三百十六条の十まで及び第三百十六条の十二中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、同条第二項中「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるものとする。

○その他公益上の必要により特定秘密を提供する場合

規定される場合とその具体例	公益性	特定秘密を保護するために講じられる主な措置	安全保障に著しい支障を及ぼすおそれの有無
各議院若しくは各議院の委員会又は参議院の調査金が行う審査又は調査で公開されないもの (例: 安全保険料に関する資料の提出の求めがあつた場合) 書面に記する資料の提出の求めがあつた場合)	憲法第62条に基づく特定秘密 審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各議院の会議は、憲法第57条第1項及び國全法第62条の規定により、出席議員の3分の2以上の賛成を得て、各議院の委員会又は参議院の調査会は、国会法第52条及び第54条の4第1項の規定により、決議を経て、それぞれ公開を停止。 ○ 憲法第57条第2項及び國全法第63条の規定により、秘密会又は秘密会議の記録のうちで特に秘密を要すると認定された部分を配布・公表しない。 ○ 総務省以外に、秘密会に提出された特定秘密についての記録を行わない。 ○ 特定秘密が記録された文書等(特定秘密が提出された秘密会の議事録を含む。)を厳重に管理する(配布資料の回収を含む。)とともに、当該文書等の閲覧を制限し、記録する。 	個別に判断
刑事事件の検査(刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により指揮する場合のほか、検査機関以外の者が検査することに同意する場合に限る。) (例: 特定秘密の漏えい事案の検査において、外形立証を行うことと前掲として、漏えいしたとされる文書の提出が求められた場合)	刑事訴訟法に基づく検査の遂行。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により特定秘密を提示する場合のほか、検査機関以外の者が特定秘密を提供しないなお、刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により検察官が特定秘密を裁判所に提示する場合は、同項において裁判所は何人にも閲覧等させてはならないと規定されていることから、特定秘密の保護は担保されている)。 ○ 検査機関において特定秘密を使用し、又は知る者の範囲を明らかにし、その範囲を必要最小限とする。 ○ 提供元の行政機関と協議した場合を除き、特定秘密が記録された文書等を作成しない。 ○ 特定秘密が記録された文書等を厳重に管理するとともに、当該文書への閲覧を制限し、記録する。 	個別に判断
その他の公益上特に必要があると認められる緊急苦しきは手続において使用する場合 (例: 同盟国と、我が国が収集した安全保障情勢についての情報について意見交換する場合)	当該同盟国との間で情報交換を行ひ、同盟国と安全保障上の協力をを行うため。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定秘密の保護に関する我が国において講じる措置と同等の措置を講じる(各國においては秘密保護法制が既に整備)。 	個別に判断
民事訴訟法第223条第6項の規定により文書を提示する場合 (例: Aは情報漏洩の人である)という特定者が漏洩(し、Aが國家財産を求める訴訟を提起し、当該訴訟において、裁判所が、民事訴訟法第223条第6項の規定によりその提示を求めた場合)	文書申し立てに係る文書が民事訴訟法第220条第4号イから二までに掲げる事項のいずれかに該当するかどうかの判断を裁判所がするため。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民事訴訟法第223条第6項の規定により、何人も文書提示命令により提示された文書の開示を求めることができないとされており、提示された裁判所以外の者が特定秘密を使用し、又は知ることが担保されている。 	—
情報公開・個人情報保護基盤会設置法第9条第1項の規定により文書を提示する場合 (例: 特定秘密が記載された行政文書の不開示決定について不服申立てがあり、情報公開・個人情報保護基盤会に期間がなさざり、同監査会が、情報公開・個人情報保護基盤会設置法第9条第1項の規定に基づき、監査官に対し当該行政文書等の提示を求めた場合)	特定秘密が記載された行政文書の不開示決定に関する監査申立てに係る事項について不服申立てに係る事項について情報公開・個人情報保護基盤会が開示するため。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報公開・個人情報保護基盤会設置法第9条第1項の規定により提示された行政文書等の開示を求めることができないとされており、提示された裁判所・情報公開・個人情報保護基盤会以外の者が特定秘密を使用し、又は知ることがないことが担保されている。 	—

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多數で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③ （略）

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第五十二条 （略）

② 委員会は、その決議により秘密会とすることができます。

③ （略）

第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十条の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第六十九条から第七十三条まで、第百四条、第百五条、第百二十条、第百二十一条第二項並びに第百二十四条の規定を準用する。

② （略）

第六十二条 各議院の会議は、議長又は議員十人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

第六十三条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内

閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

- ④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）（抄）

第三百六条の二十五 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百六条の十四（第三百六条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百六条の十八（第三百六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

- ②・③ （略）

第三百六条の二十六 裁判所は、検察官が第三百六条の十四若しくは第三百六条の十五第一項（第三百六条の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百六条の二十第一項（第三百六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百六条の十八（第三百六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

- ②・③ （略）

第三百六条の二十七 裁判所は、第三百六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

- ②・③ （略）

○民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）（抄）

（文書提出義務）

第二百二十条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一～三 （略）

四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

イ 文書の所持者又は文書の所持者と第二百九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

ハ 第二百九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）

ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

（文書提出命令等）

第二百二十三条 （略）

2～5 （略）

6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7 （略）

○情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）
(設置)

第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条
- 二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第十八条第二項
- 三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条
- 四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十二条第二項
(審査会の調査権限)

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諒問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3・4 (略)

平成25年7月19日
内閣情報調査室

本法案において不正競争防止法に規定する刑事訴訟手続の特例を設けない理由について

本法案においては、特定秘密の漏えい等の罰則規定を設けているところ、特定秘密の漏えい事件等の刑事裁判手続において漏えい等の対象となった特定秘密の実質秘性が争点となった場合、特定秘密が公になれば国及び国民の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、当該特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま、実質秘性を立証することが必要となる。

このため、本法案において、平成23年の不正競争防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第62号）により設けられた、不正競争防止法（平成5年法律第47号）上の営業秘密を保護するための刑事訴訟手続の特例である秘匿決定制度と同様の制度を導入すべきとの指摘もあり得る。すなわち、秘匿決定制度においては、裁判所は、被害者等の申し出に応じ、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、その場合、営業秘密を特定する事項を他の呼称に置き換えたり、当該事項にわたる尋問や陳述を制限したり、公判期日外の証人尋問や被告人質問を行ったりすることができるところ、本法案においてもこのような制度を導入すれば、刑事裁判手続において特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま、実質秘性を立証することが可能となるのではないかというものである。

しかしながら、これまでの秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法が採られており、秘密の内容そのものを明らかにしないまま、実質秘性を支障なく立証する方法として実務上確立している。外形立証とは、①秘密の指定基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること、②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること、③当該秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法をいい、判例上も「秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があ

ると認められるときは、（中略）それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものというべきである。」（東京高裁昭和44年3月18日判決）とされている。したがって、特定秘密の漏えい事件等においても、このような外形立証の方法をとることにより、刑事訴訟手続において、当該特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま、実質秘性を立証することが可能である。

特に、本法案における特定秘密は、防衛秘密と同様に、別表事項該当性等の厳格な要件により実質秘性が類型的に担保された上で指定という要式行為が行われ、かつ、適切な指定を担保するために指定権者、解除及び有効期間などが法律上各行政機関に共通のルールとして定められていることから、外形立証によりその実質秘性を十分立証し得るものと考えられる。

また、不正競争防止法改正時においても、自衛隊法（昭和29年法律第165号）上の防衛秘密について、自衛隊法において防衛大臣が秘密の指定を行うことが法定要件とされており、外形立証の方法が有効に行われていることから、刑事訴訟手続において秘密の内容を保護するための措置を特別に講ずる必要性は限定的であるとされているところである（当時の法制局説明ペーパー）。

これに対し、不正競争防止法にいう「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう」とされるのみで（同法第2条第6項）、秘密の指定は必ずしも必要とされていない。そして、同項のいわゆる秘密管理性については、過去の裁判例においては、実際に講じられていた具体的な秘密管理方法とともに、当該情報の性質、保有形態、情報を保有する企業等の規模等の諸般の事情を総合考慮し、合理性のある秘密管理方法が実施されていたか否かという観点から、秘密管理性について判断を行っているものと考えられている（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成23・24年改正版）」41頁）とされており、秘密の指定が前提となっていない営業秘密については、外形立証のみでは必ずしも有効な立証ができないおそれがある。また、そもそも営業秘密は、国の秘密である特定秘密とは異なり、公務上秘密物の押収（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第103条）、公務上の秘密に関する証人尋問（同法第144条）のように、国の重大な利益を害する場合に、これを承諾しないことができるとする規定がなく、

ひとたび営業秘密侵害行為について、告訴し、公訴が提起された場合には、被害者は、侵害された営業秘密の内容が公になるとの懸念が払拭できない。このような理由から、不正競争防止法には刑事訴訟手続の特例が設けられたものであると考えられる。

【参照条文】

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

7～10 （略）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示した者

三 営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

イ 営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は

営業秘密が化体された物件を横領すること。

ロ 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。

ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

四 営業秘密を保有者から示された者であって、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

五 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号又は前三号の罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

2 (略)

3 第一項及び前項第六号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

4～7 (略)

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その

人に対して本条の罰金刑を科する。

2・3 (略)

第六章 刑事訴訟手続の特例

(営業秘密の秘匿決定等)

第二十三条 裁判所は、第二十一条第一項の罪又は前条第一項（第二十一条第一項第一号、第二号及び第七号に係る部分に限る。）の罪に係る事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該事件に係る営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

- 2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。
- 3 裁判所は、第一項に規定する事件を取り扱う場合において、検察官又は被告人若しくは弁護人から、被告人その他の者の保有する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、相手方の意見を聴き、当該事項が犯罪の証明又は被告人の防御のために不可欠であり、かつ、当該事項が公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。
- 4 裁判所は、第一項又は前項の決定（以下「秘匿決定」という。）をした場合において、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定で、営業秘密構成情報特定事項（秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）に係る名称その他の表現に代わる呼称その他の表現を定めることができる。
- 5 裁判所は、秘匿決定をした事件について、営業秘密構成情報特定事

項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至ったとき、又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第三百十二条の規定により罰則が撤回若しくは変更されたため第一項に規定する事件に該当しなくなったときは、決定で、秘匿決定の全部又は一部及び当該秘匿決定に係る前項の決定（以下「呼称等の決定」という。）の全部又は一部を取り消さなければならない。

（起訴状の朗読方法の特例）

第二十四条 秘匿決定があったときは、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の起訴状の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。

（尋問等の制限）

第二十五条 裁判長は、秘匿決定があった場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とする。

2 刑事訴訟法第二百九十五条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかった場合について準用する。

（公判期日外の証人尋問等）

第二十六条 裁判所は、秘匿決定をした場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人を尋問するとき、又は被告人が任意に供述をするときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の尋問若しくは供述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密構成情報特定事項にわたり、かつ、これが公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期日外において当該尋問又は刑事訴訟法第三百十一条第二項及び第三項に規定する被告人の供述を求める手続をすることができる。

2 （略）

（尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令）

第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。

(証拠書類の朗読方法の特例)

第二十八条 秘匿決定があったときは、刑事訴訟法第三百五条第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。

(公判前整理手続等における決定)

第二十九条 次に掲げる事項は、公判前整理手続及び期日間整理手続において行うことができる。

- 一 秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれらの決定を取り消す決定をすること。
- 二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めること。

(証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請)

第三十条 検察官又は弁護人は、第二十三条第一項に規定する事件について、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、第二十三条第一項又は第三項に規定する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、当該事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることを求めることができる。ただし、被告人に知られないようにすることを求めるについては、当該事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。

2 前項の規定は、検察官又は弁護人が刑事訴訟法第二編第三章第二節第一款第二目（同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による証拠の開示をする場合について準用する。

(最高裁判所規則への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、第二十三条から前条までの規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第一百三条 公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収をすることはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第一百四十四条 公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

（参考）

**○外形立証に関する判決等について
イージスシステムに係る情報漏えい事件**

【事件概要】

海上自衛隊三等海佐が、MDA秘密であるイージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛隊3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの。

平成19年検挙、MDA秘密保護法違反（懲役2年6月猶予4年）。
【平成20年10月28日横浜地裁判決（抜粋）】

1 本件CDにイージス武器システムに関する防衛秘密が記載され

ていることに関する立証（争点①）について

- (1) 秘密保護法3条1項3号の文言及び趣旨を考慮すると、同号にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱いの指定をしただけでは足りず、「秘密」とは、秘公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として刑罰制裁によって保護するに値すると認められるもの、すなわち、実質秘をいうと解されるところ、このように解する以上、これに相当するか否かの判断にあたっては、当該秘密の対象そのものを公判廷において公開するに適しない場合があることが当然予想されるから、秘密の種類、性質等のほか、秘密にする実質的理由として当該秘文書等の立案・作成過程、秘指定を相当とする具体的理由等を明らかにすることによって、秘密の実態を推認することは必要であり、かつ可能である。
- (2) そうすると、前期認定事実のとおり、本件CDに記録保存されたファイル中、「イージス概要（プレゼン）」と題されたファイルのうち10枚のシートには、イージス武器システムに関する性能等が記載されていることが認められるところ、イージス武器システムが極めて高度な軍事上の技術であるという性質からすると、上記シートの内容そのものを公判廷に顕出できないことについて相当の理由があることが首肯され、そのようなイージス武器システムの性質に加え、Mが上記シートを作成するにあたり、防衛秘密指定とされていたドキュメントを参照したという作成の経緯、Mがその海上自衛官としての経験を基に防衛秘密に該当すると判断して上記シートの欄外に「指定前特定防衛秘密」「秘」ないし「極秘」と記載したこと、Nらが一様に各人の海上自衛官としての経験に照らして上記シートは防衛秘密に該当すると判断していることに照らすと、上記シートの内容は、実質秘としての防衛秘密に該当すると合理的に推認できる。

営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会での議論

【研究会の概要】

刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的措置の在り方について検討を行うために、経済産業省及び法務省が、有識者から意見を聴取するため共同で設置したもの。

【第1回研究会（平成22年11月2日）における事務局（法務省・杉山

企画官) の説明】

「検察当局におきましては従来から、例えば国家公務員法の秘密漏えい罪等における事件の公判活動で、立証責任を全うしつつ、かつ秘密の内容を明らかにするということを防止するために、必要な内容自体を証明するわけではなくて、その内容を秘密扱いすべき必要性等のいわば外形的な事実を立証する、秘密の内容ではなく、周辺の外形的な事実を立証するといったことで工夫を行っているところです。」

具体的に、例えばですけれども、当該秘密の種類や性質、どうしてそれについて秘密扱いを必要とするのかといった点ですとか、あるいは秘密扱いするに当たっての指定の基準のようなものがあって、それに従ってなされているのかというような、そういういった点を考慮してやっているところでございます。」

【回答】特定秘密の保護に関する法律案等についての質問・意見

内調職員191(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年7月19日 13:57

宛先: 芦田 麻里衣 [REDACTED]

Cc: 内調職員103(内閣情報調査室)

添付ファイル: 人事院への回答.jtd (50 KB)

人事院 芦田様

いつも大変お世話になっております。内閣情報調査室の[REDACTED]と申します。

見出しの件につきまして、先日頂いた質問・意見に対する回答を別添のとおり送付させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

内閣情報調査室

総務部 [REDACTED]

〒100-8968 東京都千代田区

永田町1-6-1

Tel: 03-5253-2111(内線[REDACTED])

Fax: 03-3592-2307

E-mail: [REDACTED]

人事院 担当官 殿

事務連絡

平成25年7月19日

内閣情報調査室

「国家公務員法上の懲戒の事由等との関係について」及び「特定秘密の保護に関する法律案」について（質問・意見）（平成25年7月17日付け）に対する回答について

標記について、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

○ 「国家公務員法上の懲戒の事由等との関係について」関係

● 質問

(3頁表中「犯罪及び懲戒の経歴」欄)

1 ここでいう「懲戒」の定義をはっきりさせておいた方がよいのではないか。国公法等に基づく懲戒処分のみを指すのか、それとも訓告等の各省の内規に基づいて行われる矯正措置も含まれるのか。また、分限処分は含まれないという理解でよいか。（法律案第7条第2項第2号についても同様）

(回答)

ここでいう「懲戒」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に基づく懲戒処分のみを指しており、監督上の注意・指導や分限処分は含まれない。

● 意見

(1頁本文及び3頁表)

2 文章を以下のとおり修正されたい。

① 1 国家公務員法上の懲戒の事由等との関係

(1) 国家公務員法等における規定

(略) これら分限処分は、~~特定の場合に職員の身分保障が公務能率の維持又は公務の適正な執行の観点からを阻害することがあることから~~、職員の意に反して身分を変動し、喪失させるものである。（以下略）

(理由) 分限制度の趣旨を明確にするため。

(回答)

御指摘を踏まえ修正する。

②

調査項目	適性評価における調査事項と懲戒等の事由との差異
情報の取扱いに係る非違の経歴	懲戒の事由等の対象とは必ずしもならないが、適性評価においては、情報の取扱いに関し、監督上の注意・指導を受けたことがあるか否かが調査事項とされる。

(理由) 情報の取扱いに関し、繰り返し注意・指導を受けていた事実が明らかになつた場合には、懲戒処分や、「適格性欠如」（国家公務員法第78条第3号）に該当するものとして分限処分を行うことも想定されるところであり、「懲戒の事由等とはならない」とまでは言い切れないと考えるため。

(回答)

御指摘を踏まえ修正する。

③

調査項目	適性評価における調査事項と懲戒等の事由との差異
薬物の濫用及び影響	薬物の濫用は、これが <u>国公法等違反法律違反</u> に該当する場合には懲戒処分の対象となり得る。また、薬物の影響により <u>心身の故障のため</u> 職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。(以下略)

(理由) 「法律違反に該当する場合」とあるが、薬物の濫用により懲戒処分の対象となるのは、国公法第82条第1項各号に該当する場合であり、「法律違反」ではなく「国公法等違反」若しくは「信用失墜行為等」に改める方が適切であると考えるため。

薬物の濫用によって職務の遂行に支障がある場合、「勤務実績不良」(国家公務員法第78条第1号) や「適格性欠如」(同第3号) に該当するものとして分限処分を行うことも想定されるところであり、処分事由を「心身の故障」(同第2号) に限定する必要はないと考えるため。

(回答)

御指摘を踏まえ修正する。

④

調査項目	適性評価における調査事項と懲戒等の事由との差異
飲酒についての節度	飲酒の結果により、 <u>心身の故障のため</u> 職務の遂行に支障がある場合には、分限処分の対象となり得る。

(理由) 飲酒によって職務の遂行に支障がある場合、「勤務実績不良」(国家公務員法第78条第1号) や「適格性欠如」(同第3号) に該当するものとして処分を行うことも想定されるところであり、処分事由を「心身の故障」(同第2号) に限定する必要はないと考えるため。

(回答)

御指摘を踏まえ修正する。

(2頁本文)

3 法案第12条第1項ただし書で目的外利用を認める「欠格条項、分限の事由及び懲戒の事由」について、「懲戒の事由等」との略称を付しているが、任命権者の裁量判断に基づく懲戒処分を目的外利用が可能な場合の代表例として掲げるのではなく、例えば、裁量の余地が少ない「欠格条項等」といった略称を用いる方が適切ではないか。(法律案の概要2頁についても同様)

(回答)

「特定秘密の保護に関する法律案の概要」は、特定秘密の保護に関する法律案の概要を説明する場合に用いることを予定しており、具体的にどのような事由が該当するのか分かりやすい表現を用いることが適切であると考えられることから、法制局の指摘も踏まえ、「欠格条項等」ではなく「懲戒の事由等」との略称を付している。

○ 「特定秘密の保護に関する法律案」関係

● 質問

(第12条第1項)

4 本項によって適法に行政機関の長から情報提供を受けた行政機関の長ではない任命権者は、本項によって（本項ただし書に列挙する条項に該当する場合に限り、あるいは、限らず）適法に当該情報を利用できると解してよいか。

(回答)

行政機関の長は、法令に基づく場合のほか、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者以外の者が特定秘密の取扱いの業務に従事しないようにする目的のために、また、懲戒処分等に該当する疑いが生じた場合には、適性評価に関する個人情報を任命権者に提供することができ、当該情報の提供を受けた者は、提供を受けた目的に則り、当該情報を利用することができる。

5 本法における適性評価の実施権者である行政機関の長と職員に対する人事権・懲戒権等を有する任命権者とは、必ずしも一致するものではないと考える（国公法第55条第2項による任命権の委任等により異なる場合を含む）が、適性評価のための調査において明らかになった懲戒の事由等の利用・提供等を認めるに当たっては、両者の関係（特に一致しない場合について）を整理しておいた方がよいのではないか。

例えば、適性評価の結果を踏まえて人事異動を行うことは想定しているのか。この場合、人事異動を行うのは任命権者の権限であると考えられるが、行政機関の長ではないところの任命権者はその人事異動に必要な情報をどのように把握できるのか整理しておいた方がよいのではないか。

また、このような場合、行政機関の長から任命権者への情報提供は、目的内利用か目的外利用か整理しておいた方がよいのではないか。

(回答)

適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがあると認められた者については、特定秘密を取り扱うことのない職に転任させることも想定されるが、当該人事異動に必要な情報を任命権者に提供することは、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者以外の者が特定秘密の取扱いの業務に従事しないようにする目的のために行うものであり、第12条第1項に規定する目的内利用に当たる。

なお、適性評価の実施権者である行政機関の長と任命権者とが完全には一致しない場合として、

- ・ 行政機関の長が合議制の機関である場合
- ・ 行政機関の長が外局の長である場合
- ・ 適性評価と任命権がそれぞれ異なる職員に委任されている場合

が想定されるが、

- ・ 行政機関の長が合議制の機関である場合も、任命権者は当該合議制の機関を構成する職を占める者であること
- ・ 外局の長の任命権は、各大臣に属しているものの、外局の長は本法に規定する行政機関の長であることから、適性評価の対象となっていないこと
- ・ 適性評価の実施を委任された職員と任命権を委任された職員が異なる場合であっても、適性評価の実施も任命権の行使も、同じ行政機関の長の名において

行われるものであること
から、実際に、適性評価の実施権者から任命権者への情報の提供が問題になる場面は想定されないのでないか（具体例があれば、ご教示いただきたい。）。

（その他）

6 国公法第100条第4項は、人事院（国家公務員法第17条の2の規定に基づき国家公務員倫理審査会に委任されている場合を含む。）で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に関しては、職員の守秘義務と、秘密の公表に関する所轄庁の長の許可の規定を適用除外としている。このことと抵触しないよう、以下について整理していただきたい。

特定秘密の保護に関する法律によって、職員は、特定秘密を漏らしたときは罰則を受けることとなっているが、人事院による調査又は審理の際、人事院から求められる情報として特定秘密を提供する場合には、職員に罰則は適用されないと解して良いか。

また、同法によって、適性評価に関する個人情報が懲戒処分事由等に該当するとき以外は利用提供が制限されることとなっているが、人事院による調査又は審理の際、適性評価に関する個人情報の提供を受けることは制約されないと解して良いか。

（回答）

御指摘の点について検討したいと考えるが、検討の参考とするため、以下の点についてご教示いただきたい。

- ① 人事院による調査又は審理のために、特定秘密に該当する情報を取得することが必要となるのはいかなる場合か、具体的にご教示いただきたい。
- ② 例えば、秘密漏えい等の秘密保護法違反事件があった場合においても、捜査機関に特定秘密を裁判での公開を前提に提供することは想定しておらず、刑事司法手続においては、漏えい等の対象となつた秘密の内容そのものを保護しつつ、当該秘密が刑罰による保護に値するものであることを立証するために、秘密の内容自体を証明するのではなく、その内容を秘密扱いすべき必要性等外形的な事実を立証するいわゆる外形立証を行うことを予定している。また、このような外形立証という手法は、国家公務員法の守秘義務違反においても、従来から用いられているものと理解しているところ、人事院による調査又は審理において、特定秘密に該当することのみならず、特定秘密の具体的な内容を必要とする場合があるのか。
- ③ 人事院による調査又は審理は、どのような場合に、どのような手続を経て行われるのか。実際の運用において、証人の喚問や書類等の提出について、対象となる職員の所属する行政機関と何ら調整を行うことなく、行うことはあるのか。
- ④ 人事院による調査又は審理により収集した情報は、人事院においてどのように管理されるのか。

7 昨年検討されていた「特別秘密の保護に関する法律案」の第12条において、職員は、適性評価の実施に同意しなかつたこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、免職その他不利益な取扱いがなされることがないよう、国家公務員法等の規定が適用されなければならない旨を規定していたが、今般の「特定秘密の保護に関する

法律案」においては、当該規定が削除された理由を御教示いただきたい。

(回答)

そもそも、行政機関の職員にあっては、一般職の職員については国家公務員法の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法（昭和29年法律第165号）の適用があり、また都道府県警察の職員にあっては国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があり、それぞれの法律の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、適性評価を実施することに同意しなかったことや特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあると認められたことのみを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されており、当該規定を明文化する必要性は必ずしも高くないとも考えられることから、当該規定を設けていない。

(参考)

- 8 第12条第1項ただし書のような調査結果の目的外利用による行政処分も想定されるのであれば、適性評価の実施の際に、行政機関の長が評価対象者にその旨を告知することの措置を検討してはどうか。

(回答)

その要否を含め検討する。

- 9 適性評価の結果、犯罪に該当する疑いのある事実があった場合に、本法の行政機関の長（適性評価の担当部局の職員）は告発義務を負うのか。適性評価の結果、犯罪が疑われるような事実を把握した場合の刑事訴訟法第239条の適用関係等について、本法の利用・提供制限・解除との関係を整理してはどうか。

また、例えば、会計法令違反があった場合の会計検査院への通知など他の法令に定めのある犯罪には該当しない法令違反の事実の通知などの取扱いはどうか。

懲戒処分においては、犯罪行為等の事実が確認された場合、司法当局や裁判所、権限のある行政機関の事実認定・判断を踏まえた上で処分等を行うのが通常となっている。

(回答)

第12条第1項は、法令に基づく場合に、適性評価に関する個人情報を利用・提供することを禁止するものではない。

- 10 本法の利用・提供制限・解除と行政機関個人情報保護法第8条との適用関係はどのようになるのか。特に、行政機関個人情報保護法第8条第1項の「法令に基づく場合を除き」、同条第2項第2号の「法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で」及び同項第3号の「法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で」との関係を整理してはどうか。

(回答)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第8条第1項は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを禁止しているが、その例外として、同条第2項において、例えば、「行政機関が法令の定める所

掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」には、本来の利用目的以外に保有個人情報を利用することなどが認められている。

ところで、適性評価に関する個人情報は、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものも含んでおり、慎重な取扱いが求められるところ、上記のように例外的にせよ、目的外の利用・提供が認められるとすれば、評価対象者は適性評価の実施以外の目的のために、自らの個人情報が、例えば人事評価等において利用・提供されるのではないかといった懸念が払拭できず、適性評価の実施に当たって、また、実施後も不信感や不安感が生じるおそれがある。

そこで、本法案においては、適性評価に関する個人情報について、行政機関個人情報保護法第8条第2項よりも、更に目的外利用・提供の範囲を制限し、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者以外の者が特定秘密の取扱いの業務に従事しないようにする目的以外での利用・提供を禁止することとしており、第12条第1項は、行政機関個人情報保護法第8条第2項の特則と位置付けられる。

ただし、適性評価において調査する事項は、国家公務員法等に規定する欠格条項、分限処分又は懲戒処分（以下「懲戒処分等」という。）の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価を実施するために行う調査において、評価対象者について懲戒処分等に該当する事由が明らかになることも想定される。このような個人情報を懲戒処分等のために、利用・提供することも禁止することとする場合、行政機関の長において、懲戒処分等に該当する事由の存在を認識しながら、何らの措置を取ることができず、結果として職務を遂行することについての適格性を欠く者をその職位にとどまらせるという不合理な事態が生じることとなる。したがって、適性評価の実施によって懲戒処分等に該当する疑いが生じたときに限って、個人情報の利用・提供を例外的に認めることとしている。

回答の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年7月23日 10:31

宛先:

添付ファイル: 【防衛省】再意見等(250719)への回答.docx (30 KB)

防衛省 [REDACTED] 様

添付のとおり回答しますのでよろしくお願ひします。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

(当室前回回答 (抄))

「他省庁から、ある事項について、「特定秘密として指定する旨を通報」された場合において、防衛省において検討した結果、それが特定秘密に値しないと判断することも想定され」とありますが、具体的に貴省がいかなる観点から「特定秘密に値しない」と判断するのか、ご教示ください。

(貴省回答)

「特定秘密に値しない」との判断は、防衛省の所掌事務に照らし判断するものです。

(回答)

特定秘密を指定するに際して、防衛に関して重要かどうかは、貴省と防衛政策を含めた重要政策の総合調整等をつかさどる内閣官房しか判断できないということではないか（平成24年4月25日の内閣法制局担当参事官の指摘）との考えに従えば、貴省以外の行政機関が、そのつかさどる所掌事務に関して、ある事項を特定秘密に指定しようとするのであれば、非公知性に関する事実関係以外については、当該事項が「特定秘密に値」するかどうかは、当該行政機関と重要政策の総合調整等をつかさどる内閣官房しか判断できないということではないかと考えられます。

(貴省再意見)

防衛省以外の省庁が、「防衛」の観点で特定秘密として指定するに際しては、これまで貴室と調整をさせていただいたとおり、当省に事前に協議を行っていただく枠組みを構築していただき、それを周知徹底していただきたい。

(回答)

特定秘密の指定及び保護のための関係省庁間での協力の在り方については、貴省のご意見も踏まえ、今後、検討してまいります。

(貴省再意見)

貴室からの回答に「回収も不可能な状況であれば、非公知性が維持されていると判断されるとは想定し難い」とあるとおり、共有情報を特定秘密に指定するに当たっては、非公知性の確認に加え、「取扱いの状況」も確認することは必要と考えますが、この理解でよろしいですか。

(回答)

当室回答のご指摘の部分は、あくまでも、一般論としては、当該情報が、数万人単位の者に配布されており、回収も不可能な状況であれば、「非公知性が維持されていると判断されるとは想定し難い」と述べているものです。

(貴省再質問)

ア 特定秘密に属する同一文書を共有する限り、その事項の有効期間が異なること

があつてはならないと考えますが、そのようなことがあっても差し支えないとお考えですか。

(回答)

当該文書に複数の特定秘密に係る情報が記載されている場合、それぞれの特定秘密は異なる事項であることから、異なる有効期間が設定され得ます。そのような場合であっても、それぞれの特定秘密の保護に責任を負う者が、適切に管理を行えば、何ら差し支えはないものと考えます。

(貴省再質問)

- イ 特定秘密の事項を共有する省庁間で異なる有効期間を設定した後に、一方の省庁（短い有効期間を設定していた省庁）が事項を解除したいと申し出た場合は、
①もう一方の省庁（長い有効期間を設定していた省庁）の有効期間が満了するまで、自省の有効期間を延長する
②自省の事項は解除することとなるが、爾後は、もう一方の省庁の特定秘密を保護するか、あるいは、破棄等の措置を講ずる
のいずれになりますか。

(回答)

複数（例えば2つ）の行政機関が共有する文書に、それぞれの行政機関が指定した特定秘密に係る情報が記載されており、一方の行政機関は指定を解除し、他方の行政機関は指定を解除しない場合、前者の行政機関は、指定の解除後、当該文書を、後者の行政機関が指定した特定秘密が記載された文書として管理する、又は、後者の行政機関に回収してもらう等の措置を講ずることとなります。

(貴省再質問)

- ウ イのとおり、一方の省庁（短い有効期間を設定していた省庁）が事項を解除したいと申し出た場合における、貴室回答にある「協力」（注：当室前回回答中の「同一の文書に両行政機関が指定した事項が記載されている場合には、当該文書の取扱いについては、特定秘密の保護のため両行政機関が協力すべきものと考えます。」との記述における「協力」を指すものと考えられる。下記才において同じ。）について、具体的に、どのような手続となるか、御教示下さい。

(回答)

指定を解除する行政機関の長が、当該特定秘密に係る情報が記載された文書を共有する行政機関に対して、解除する旨を通報することが考えられますが、具体的な関係省庁間での協力の在り方については、今後、検討してまいります。

(貴省再質問)

- エ 例えば、2省庁が同一文書を特定秘密に指定したが、特定秘密として特定した事項（箇所）が異なる場合、それぞれの事項の取扱いの業務に従事する職員の範囲は、それぞれの事項を指定した省庁が決定することとなるものと考えられ

ますが、この理解でよろしいですか。

(回答)

貴見のとおりです（ただし、法案概要においては「取扱いの業務に従事する職員」ではなく、「取扱いの業務を行う職員」との表現を用いています）。

(貴省再質問)

オ エについて、当方の理解でよろしい場合、貴室回答にある「協力」について、具体的に、どのような手続となるか、御教示下さい。

(回答)

それぞれの特定秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲について、実務上調整しておくことが考えられますが、具体的な関係省庁間での協力の在り方については、今後、検討してまいります。

(貴省再質問)

カ 例えば、2省庁が同一文書を特定秘密に指定したところ、特定秘密として特定した事項（箇所）が全く同じ箇所であった場合や、一部重なりがあるような場合、当該事項の取扱いの業務に従事する職員の範囲は、どのように決定することになりますか。

(回答)

上記エの場合と異なるところはありません。

(貴省再質問)

キ 共有情報を特定秘密として指定したい旨の通報をする場合の手続きや、当該通報を受けた場合の手続き（通報を受けた省庁においても特定秘密の事項指定をすることが可能等）の定めは、法律又は政令のどちらで定めることになりますか。

(回答)

ご質問の点については、今後、内閣法制局等と協議の上、検討してまいります。

(貴省再意見)

現在、防衛省から他省庁に防衛秘密を提供するに際しては、当該他省庁から取扱者名簿を受領した上で、防衛秘密を提供することができます。これは、提供する防衛秘密の保護の重要性に鑑み、従前から、当省が行っている保護措置であります。

今般、特定秘密制度における特定秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に当たっては、「特定秘密の事項ごとに、指定の都度、その取扱いの業務を行わせる職員の範囲を課の班、係等の単位で指定することを予定している」とのことですが、かかる防衛秘密制度における保護措置の現状に鑑みると、特定秘密の

提供先の省庁における特定秘密の取扱いの範囲が「課の班、係等」の指定だけでは、当省として、特定秘密を提供しかねる状況が生ずるものと考えられます。

このため、特定秘密制度における特定秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に当たっては、「課の班、係等」のみならず、当省が現在行っているように、特定秘密を取り扱う個人が特定されるようにしていただきたい。

(回答)

防衛秘密制度の運用においても、「防衛秘密に係る事項及び事務の性格を踏まえて、室又は班単位に職員を指定する方法」が許容されており（秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（通達）（防防調第4607号 19.4.27）第63）、また、貴省再意見中の「防衛省から他省庁に防衛秘密を提供するに際しては、当該他省庁から取扱者名簿を受領した上で、防衛秘密を提供することがあります。」の傍点部分の記述に鑑みれば、貴省内において防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲を指定する場合又は他省庁に防衛秘密を提供する場合であっても提供する防衛秘密若しくは提供先の行政機関によっては、防衛秘密の取扱い業務に従事する職員の範囲を個人で特定していない場合もあるのではないかと推察します。そうであれば、ご指摘の防衛秘密制度における保護措置の現状は、一律に、特定秘密の取扱いの業務を行う職員の範囲の指定を、個人を特定する方法によることとする理由とはならないものと考えられるため、ご依頼には応じかねます。

なお、特定秘密の指定と保護に当たっての関係省庁間の協力の在り方については、今後、検討してまいりますので、その資として、防衛秘密制度の運用において、提供先の行政機関において提供した防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲が、個人を特定する方法によって指定され、これが貴省に示されていなければ、貴省が当該防衛秘密を提供しかねる場合があるのであれば、それはどのようなときか、考え方及び実例をお示し頂きたく、よろしくお願ひします。

(以上)

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年7月31日 10:08

宛先:

添付ファイル: 警察庁への回答.jtd (33 KB)

警察庁 小林様、[REDACTED]様

お世話になっています。

別添のとおり回答しますのでよろしくお願ひします。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

警察庁 担当官 殿

事務連絡
平成25年7月31日
内閣情報調査室

「特定秘密の保護に関する法律案の概要」等について（平成25年7月19日付け）
に対する回答について

標記について、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 「特定秘密の保護に関する法律案の概要」について（質問）

(1) 第2の1(2)エにおいて、「行政機関の長は、・・・刑事事件の捜査・・・において使用する場合」に特定秘密を提供することができるとされているところ、都道府県警察が捜査のために提供を受けた特定秘密については、都道府県警察が、都道府県警察を指揮監督する警察庁に対して提供することができるものと解してよろしいか。

(回答)

第2の1(2)エに基づき、行政機関の長が特定秘密を提供する場合、当該特定秘密を保護するための措置が提供先機関において講じられることが必要となる。この点、提供先機関である都道府県警察は、警察庁における当該特定秘密を保護するための措置に責任を有する立場にはないことから、提供先機関である都道府県警察が警察庁に対して、当該特定秘密を提供することはできない。

(2) 上記(1)の回答が「提供できない」である場合、警察庁が都道府県警察の捜査その他の活動を指揮監督するために特に必要がある場合には、「刑事事件の捜査」又は「公益上特に必要があると認められる業務若しくは手続において使用する場合」として、行政機関の長は特定秘密を警察庁に提供できるものと解してよろしいか。

(回答)

御指摘のような場合、警察庁が、当該特定秘密を使用し、又はする者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が使用されないようにすることその他当該特定秘密を使用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと行政機関の長が認めたときに限り、警察庁に特定秘密を提供することができる。

(3) 第2の1(2)エに関し、刑事事件の捜査のために都道府県警察が特定秘密の提供を受けた場合、当該特定秘密（当該特定秘密の内容を含む捜査書類を含む。）を送致又は送付することができるとしてよろしいか。送致又は送付ができない場合、都道府県警察に証拠品が滞留することにつき、刑事訴訟法第246条との関係に触れつつ見解を教示されたい。

(回答)

第2の1(2)エに基づき、行政機関の長が特定秘密を提供する場合、当該特定秘密を保護するための措置が提供先機関において講じられることが必要となる。この点、提供先機関である都道府県警察は、検察庁における当該特定秘密を保護するための措

置に責任を有する立場にはないことから、提供先機関である都道府県警察が検察庁に対して、当該特定秘密を提供することはできない。

したがって、都道府県警察が当該特定秘密を検察庁に送致又は送付することが捜査の遂行上必要であると判断した場合、当該特定秘密を保有する行政機関の長が、検察庁と当該特定秘密を保護するための措置について所要の協議を行った上で、当該行政機関の長が検察庁に当該特定秘密を提供することができる。この場合、都道府県警察が保有する特定秘密に係る文書等は、当該行政機関の長に還付されることとなる。

なお、防衛省情報本部所属の一等空佐が防衛秘密を漏えいした事件（平成20年）において、防衛秘密を含む関係資料は、防衛省担当部局から検察庁に対し、直接提供しており、当該漏えい事件の捜査を担当した警務隊から検察庁に送致されたものではない。（後に、警務隊及び検察庁からそれぞれ防衛省担当部局に対し、当該特定秘密を含む関係資料を還付している。）

- (4) 特定秘密の押収に関し、監督官庁（指定した行政機関の長）が「国の重大な利益を害する場合」（刑訴法第103条但し書）には当たらないとして押収を承諾する場合も考えられる。この場合、当該官庁が特定秘密の指定を解除すれば通常の刑事訴訟法の手続により取り扱うこととなるが、当該官庁における特定秘密の指定解除手続が遅延した、又は指定解除が行われないとき、都道府県警察における当該特定秘密の書類の取扱は、法律案概要の第2の1(2)エとして行うこととなるのか。刑事訴訟法の手続により押収した物件については、捜査機関の管理において利活用されることとの関係に触れつつ教示願いたい。

(回答)

押収に際して、特定秘密の指定が解除された場合は、当該特定秘密であった情報が含まれる証拠物は、刑事捜査手続において、通常の証拠物と同様に取り扱われることとなる。

他方、当該証拠物に含まれる情報が引き続き特定秘密に指定されている場合には、法案概要第2の1(2)エに従って、当該特定秘密を保護するために必要なものとして政令で定める措置が講じられること等が確認された上で、当該証拠物の押収が承諾され、押収後は、捜査機関において、このような措置を講じた上で、証拠物を利活用することとなる。

2 説明資料「その他公益上の必要により特定秘密を提供する場合」について（意見）

(1) 意見

「○ 提供元の行政機関と協議した場合を除き、特定秘密が記録された文書等を作成しない。」との記載については、削除されたい。

(2) 理由

「○ 提供元の行政機関と協議した場合を除き、特定秘密が記録された文書等を作成しない。」との記載については、都道府県警察がその捜査の過程で特定秘密を押収した（行政機関から提供を受けた）場合や、捜査の過程で押収品に特定秘密が含まれていることが判明した（行政機関から提供を受けた）場合において、その後、捜査の必要から所要の捜査書類を作成するに当たり、「特定秘密が記録された文書等」を作成するときには、その都度、当該行政機関との協議を要するかのような記載ぶ

りになっているが、特定秘密の押収（行政機関からの提供）後、捜査の必要性に照らして捜査書類を作成したり、検察官に当該捜査書類を送致したりすることは当然であり、これを当該行政機関との協議に付すとすることは適当ではない。

また、作成したい捜査書類の性格を明らかにするなどした上で当該行政機関との協議を行うとなれば、捜査上の秘密を外部に漏らすことにもなりかねない上、一事件における勾留最大20日間等の限られた捜査期間を当該協議に費やすこととなり、こうした観点からも適当ではない。

(回答)

受け入れられない。

(理由)

特定秘密は、我が国の安全保障に関する事項のうち、特に秘匿することが必要なものについて指定されるものであることから、仮に指定を行った行政機関の長がこれを捜査機関に提供するのであれば、当該捜査機関において、提供元の行政機関と協議した場合を除き、特定秘密が記録された文書等を作成しないなど、当該特定秘密を適切に保護するための措置が講じられることが不可欠の前提である。

なお、行政機関の長が捜査機関に対して法律案概要の第2の1(2)エに基づき特定秘密を提供する場合、ご指摘の捜査書類の作成及び当該書類の検察官への送致の必要性も踏まえた上で、当該行政機関と捜査機関とが事前に協議を行い、当該行政機関が、押収を承諾する等、当該特定秘密を提供することとすることも可能であり、そのような方法によれば、ご懸念のような支障は生じないものと考えられる。

回答の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年7月31日 16:51

宛先:

Cc:

添付ファイル: 【防衛省】再意見等(250729)への回答.docx (28 KB)

防衛省 [REDACTED] 兼、[REDACTED] 兼

添付のとおり回答しますのでよろしくお願ひします。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

防衛省 担当者 殿

事務連絡
平成 25 年 7 月 31 日
内閣情報調査室

「秘密保全法制に係る意見等の提出について」に対する回答について

標記について、貴省からの 7 月 29 日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 (貴省再意見)

「安全保障」の前に「防衛」を例示していただくと、他省庁における特定秘密の指定の担当者が、指定の都度、防衛省との協議の仕組みを認識できるようになる効果があると考えられるほか、防衛秘密制度がそのまま新法の特定秘密制度に移行したといったことも明確に認識できる効果があると考えられます。

したがって、繰り返しになりますが、新法の条文上、少なくとも、「安全保障」の前に「防衛」を例示していただくようお願いします。

(回答)

「安全保障」の前に「防衛」を例示したからといってご期待の効果が生ずる必然性は引き続き明らかではなく、そのような効果があるとはほとんど考えられません。本法案における「安全保障」に「防衛」が含まれることは、法案概要の第 1 で「安全保障に関する事項」としつつ、別表において「防衛に関する事項」が定められていること等からも明らかであるにもかかわらず、「防衛」のみを例示する理由はないことから、原案を維持することといたします。

2 (貴省再意見)

御指摘のとおり、防衛省以外の省庁が別表第 1 号はもとより、別表第 2 号、第 3 号及び第 4 号を使って、「防衛」の観点で特定秘密に指定することが想定し難いと考えますが、新法においては、防衛省以外の省庁が、別表第 3 号及び第 4 号の事項を防衛省と相談することなく「防衛」の観点で「特定秘密」に指定することができないとされているわけではないため、そのようなことが起こり得ないわけではありません。

したがって、繰り返しになりますが、第 1 号から第 4 号までの別表事項を使って、安全保障のうち「防衛」の観点で特定秘密に指定するに当たっては、

- ① 防衛省はこれを単独で指定できること
- ② 防衛省以外の行政機関がこれを行うときは、事前に、防衛省に指定に係る協議を行うこと

を貴室において、新法の運用に当たり、このことを各省庁に対し周知・徹底していただくようお願いします。

(回答)

ご指摘の点も含め、関係省庁間での協力の在り方については、今後、検討してまいります。

3 (貴省再意見)

内閣官房と言えども、内閣官房以外の省庁がそのつかさどる所掌事務に関して、ある事項を特定秘密に指定したものについて、当該事項が「特定秘密に値」するかどうか判断できるのは、「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」に係る極一部の部分に限定されていると考えられます。

したがって、「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」に係る部分以外の部分については、内閣官房以外の省庁のみが「特定秘密」に値するかどうかの判断ができると考えられますが、貴室の見解を御教示下さい。

(回答)

内閣官房においてもその所掌事務の範囲内で特定秘密の指定を行うことに変わりはなく、その所掌以外については、貴見のとおり、内閣官房以外の行政機関のみが「特定秘密」に指定しうるかどうかの判断ができると考えます。

4 (貴省前回意見)

防衛省以外の省庁が、「防衛」の観点で特定秘密として指定するに際しては、これまで貴室と調整をさせていただいたとおり、当省に事前に協議を行つていただく枠組みを構築していただき、それを周知徹底していただきたい。

(当室前回回答)

特定秘密の指定及び保護のための関係省庁間での協力の在り方については、貴省のご意見も踏まえ、今後、検討してまいります。

(貴省意見)

いずれにしても、規範性及び公知性のある形で、かつ、具体的に周知徹底していただきたい。

(回答)

特定秘密の指定及び保護のための関係省庁間での協力の在り方については、貴省のご意見も踏まえ、今後、検討してまいります。

5

(1) (貴省前回質問 (抄))

一方の省庁(短い有効期間を設定していた省庁)が事項を解除したいと申し出た場合における、貴室回答にある「協力」について、具体的に、どのような手続となるか、御教示下さい。

(当室前回回答)

指定を解除する行政機関の長が、当該特定秘密に係る情報が記載された文書を共有する行政機関に対して、解除する旨を通報することが考えられるが、

具体的な関係省庁間での協力の在り方については、今後、検討してまいります。
(貴省意見)

いずれにしても、規範性及び公知性のある形で、かつ、具体的に周知徹底していただきたい。

(2) (貴省質問(抄))

貴室回答にある「協力」について、具体的に、どのような手続となるか、御教示下さい。

(当室前回回答)

それぞれの特定秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲について、実務上調整しておくことが考えられますが、具体的な関係省庁間での協力の在り方については、今後、検討してまいります。

(貴省意見)

いずれにしても、規範性及び公知性のある形で、かつ、具体的に周知徹底していただきたい。

(3) (貴省再質問)

「2省庁が同一文書を特定秘密に指定したところ、特定秘密として特定した事項(箇所)が全く同じ箇所であった場合や、一部重なりがあるような場合」について、「当該事項の取扱いの業務に従事する職員の範囲は、それぞれの事項を指定した省庁が決定する」ということは理解できましたが、それは、自衛隊法施行令第113条の4に基づく「協議」のような枠組みで、決定されるとの理解でよろしいですか。

(4) (貴省前回質問)

共有情報を特定秘密として指定したい旨の通報をする場合の手続きや、当該通報を受けた場合の手続き(通報を受けた省庁においても特定秘密の事項指定をすることが可能等)の定めは、法律又は政令のどちらで定めることになりますか。

(貴室回答)

ご質問の点については、今後、内閣法制局等と協議の上、検討してまいります。

(当省意見)

いずれにしても、規範性及び公知性のある形で、かつ、具体的に周知徹底していただきたい。

(回答)

ご指摘の部分については、平成25年7月16日の内閣法制局担当参事官からの指摘を受け、法案概要からは削除しました。

具体的な関係省庁間での協力の在り方については、貴省のご意見も踏まえ、今後、検討してまいります。

6 (貴省再意見)

御指摘の「提供先の行政機関において提供した防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲が、個人を特定する方法によって指定され、これが貴省に示されなければ、貴省が当該防衛秘密を提供しかねる場合」とは、例えば、情報の性質によって、情報提供側（防衛省は情報入手側）との関係により、防衛省から提供する先を個人まで特定する必要がある場合などがあります。また、仮に防衛省から提供した情報が漏えい等した場合に、関係者を早急かつ確実に特定できるという点や「need to know」の原則に適っているという点など利点もあることから、特定秘密制度における特定秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に当たっては、「課の班、係等」のみならず、当省が現在行っているように、特定秘密を取り扱う個人が特定されるようにしていただきたい。

なお、特定秘密の指定と保護に当たっての関係省庁間の協力の在り方についての検討においては、これまで防衛秘密制度を運用してきた当省と、前広かつ緊密に調整をいただきたい。

(回答)

一律に、特定秘密の取扱いの業務を行う職員の範囲の指定を、個人を特定する方法とすることには応じかねますが、「情報の性質によって、情報提供側（防衛省は情報入手側）との関係により、防衛省から提供する先を個人まで特定する必要がある場合」があるのであれば、指定を行う行政機関内部において、又は特定秘密を提供する場合にあっては、提供先の行政機関との協議に基づき、課の班、係等の単位よりも限定して、個人ごとに設定することとすることは排除されないと考えるところ、貴省のご意見を踏まえつつ、検討してまいります。

(以上)